

平成30年6月定例会

長崎県議会会議録

長崎県議会

平成30年6月定例会日程表（結果）

月 日	曜	内 容 等	備 考
6. 13	水	本会議 （議案上程） （開会、会期決定、会議録署名議員指名、議長報告、議員派遣第70号上程、質疑・討論、採決、議案一括上程（第95号議案乃至第105号議案及び報告第2号乃至報告第16号）、知事議案説明、散会） 常任委員会（総務、文教厚生、環境生活、農水経済） 議会運営委員会	質問通告締切
14	木	（議案調査）	
15	金	（議案調査）	質問通告内容事前調整期限
16	土		
17	日		
18	月	（議案調査）	請願受付締切
19	火	本会議 （開議、一般質問、散会） 議会運営委員会	
20	水	本会議 （開議、一般質問、散会）	陳情受付締切
21	木	本会議 （開議、一般質問、議案委員会付託、散会）	会派・議員提出決議案等締切
22	金	（議案調査）	
23	土		
24	日		
25	月	（議案調査）	
26	火	常任委員会・予算決算委員会（分科会） [総務、文教厚生、環境生活、農水経済] 議会運営委員会	
27	水	常任委員会・予算決算委員会（分科会） [総務、環境生活、農水経済] 常任委員会 [文教厚生]	
28	木	常任委員会・予算決算委員会（分科会） [総務、文教厚生、環境生活、農水経済]	
29	金	常任委員会・予算決算委員会（分科会） [総務]	
30	土		
7. 1	日		
2	月		

月 日	曜	内 容 等	備 考
3	火	観光振興等対策特別委員会	
4	水	予算決算委員会（分科会長報告、採決） 議会運営委員会	
5	木	離島・半島地域振興特別委員会 総合交通対策特別委員会	
6	金	<p>本会議（議案採決）</p> <p>（開議、追加議案(第106号議案)上程、知事説明、採決、第104号議案、採決、第105号議案、採決、委員長審査結果報告、質疑・討論、採決、意見書等上程、質疑・討論、採決、議員派遣第71号上程、質疑・討論、採決、新幹線西九州ルート特別委員会設置の件、新幹線西九州ルート特別委員会委員並びに正副委員長の選任、議会閉会中委員会付託事件の採決、知事より発言の申し出、副知事退任あいさつ、知事あいさつ、議長あいさつ、閉会）</p> <p>観光振興等対策特別委員会</p>	

(会期 24日間)

目 次

第1日目（6月13日）本会議（議案上程）

一、議事日程	1
一、出席議員	2
一、欠席議員	2
一、説明のため出席した者	2
一、開 議	3
一、新任の幹部職員紹介	3
一、会期の決定	4
一、会議録署名議員指名	4
一、議長報告（議員辞職の件等）	4
一、議員派遣第70号・決定	4
一、議案一括上程（第95号議案乃至第105号議案及び報告第2号乃至報告第16号）	4
一、知事議案説明	4
一、散 会	11

常任委員会〔総務、文教厚生、環境生活、農水経済〕

議会運営委員会

第2日目（6月14日）（議案調査）

第3日目（6月15日）（議案調査）

第4日目（6月16日）

第5日目（6月17日）

第6日目（6月18日）（議案調査）

第7日目（6月19日）本会議

一、議事日程	13
一、出席議員	14
一、欠席議員	14
一、説明のため出席した者	14
一、開 議	15

△県政一般に対する質問

一、中村和弥議員質問	15
・九州新幹線西九州ルートについて（フル規格化推進の取り組みについて）	16
（整備方式への県の見解と検討委員会について）	16
（地元負担金の軽減について）	16
（財源確保について）	16
知事答弁	17
中村和弥議員質問	18

知事答弁	18
中村和弥議員質問	19
・ 特定複合観光施設 I R の導入について（I R 整備法の成立と取り組みについて）	19
（I R 整備法の成立から開業までのスケジュールについて）	19
（ギャンブル依存症対策の財源について）	19
企画振興部長答弁	20
中村和弥議員質問	20
知事答弁	20
中村和弥議員質問	21
・ 長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産について（世界遺産登録実現と登録後の 取り組みについて）	21
（イコモス勧告について）	21
文化観光国際部長答弁	21
中村和弥議員質問	22
・ 持続的な誘客への取り組みについて	22
知事答弁	22
中村和弥議員質問	22
・ 石木ダム建設について（早期建設への取り組みと生活用水の状況について）	23
（生活用水の使用状況について）	23
土木部長答弁	23
中村和弥議員質問	23
知事答弁	24
中村和弥議員質問	24
・ 国境離島地域の振興について（これまでの成果と今後の取り組みについて）	24
（昨年度の総括について）	24
（今後の取り組みについて）	24
知事答弁	25
中村和弥議員質問	25
・ 国営諫早湾干拓について（開門問題と水産振興策について）	25
（開門問題の早期解決について）	25
（諫早湾水産振興特別対策事業について）	25
（干陸地や本明川下流域の利活用への国の対応について）	26
知事答弁	26
農林部長答弁	26
中村和弥議員質問	27
・ スポーツ振興策について（県央都市諫早のスポーツによるまちづくりについて）	27
（諫早・雲仙マラソンについて）	28
（小江干陸地の有効活用と競技用ボートコース整備について）	28
企画振興部長答弁	29
中村和弥議員質問	30

警察本部長答弁	30
中村和弥議員質問	30
知事答弁	30
中村和弥議員発言	30
一、休 憩	31
一、再 開	31
一、橋村松太郎議員質問	31
・ 地方創生に向けた取組について（佐賀県との広域連携の取組について）	31
（お互いの政策課題を俯瞰し、忌憚のない意見を常時酌み交わせるような組織の設置が必要ではないか）	31
（幹部職員を含め思い切った相互の人事交流を積極的に実施していくべきではないか）	31
・ 県主要事業における県央地域の事業課題及び進捗状況について（九州新幹線〔西九州ルート〕開業に伴う在来線への対応について）	31
（在来線の上下分離運行中はその効果を、地域に対して十分発揮できるようJRに働きかけることが重要であるとするが、県の見解は）	31
・ 国道207号の改良整備促進について	32
（重要物流道路制度に対する県の取り組みは）	32
・ 本明川ダム建設事業促進について	32
（本明川ダム建設事業の促進）	32
・ 江ノ浦川の河川改修事業について	33
（江ノ浦川河川改修事業と併せた内水排除対策の現状認識について）	33
・ 諫早湾干拓事業における環境対策と資源の利活用について	33
（環境対策、美化対策、多面的機能を活用した地域振興策などに取り組むべきと考えるが、どうか）	33
（自然干陸地における農作物などによる環境改善の取り組みに対し、今後どう対応するのか）	33
（淡水湖は、ボートやカヌー競技には最適の条件を有しており、競技団体からも高い評価を受けている。地元においても、ボート等での利活用に取り組んでいるところであるが、さらに競技の実践の場として機能強化を図るべきと考えるが、県の考えを伺いたい）	33
・ 国の森林環境譲与税（仮称）について	33
（国の森林環境譲与税において、県の役割が十分果されるような制度設計が重要であるとするが、県の見解を聞きたい）	34
・ 学校教育について（教員の働き方改革について）	34
（統合型校務支援システムの導入に係る文部科学省委託事業の取組内容とさらなる展開の方針について、伺いたい）	34
・ 学校の閉庁日について	34
（学校閉庁日の周知及び学校閉庁日を効果的に活用した研修等について）	34
・ 離島教育の充実について	34
（教育機会の確保の観点から、離島においても教育面で本土並みの機会が得られるよう	

施策の充実が重要であると考えるが、教育委員会教育長はどのように考えているか) …	35
(離島教育の充実について、国に働きかけるべき) ……………	35
・教職員の人事権の市町への移譲について ……………	35
(教職員の人事権の市町への移譲について、県教委はどう認識しているか) ……………	35
知事答弁 ……………	35
企画振興部長答弁 ……………	37
土木部長答弁 ……………	38
農林部長答弁 ……………	39
教育委員会教育長答弁 ……………	39
企画振興部政策監答弁 ……………	40
橋村松太郎議員質問 ……………	41
・佐賀県と長崎県との連携強化について ……………	41
知事答弁 ……………	42
橋村松太郎議員質問 ……………	42
・九州新幹線（西九州ルート）開業に伴う在来線への対応について ……………	42
・国道207号の改良について ……………	42
・本明川ダムについて ……………	43
・諫早湾干拓事業について ……………	44
・森林環境譲与税（仮称）について ……………	44
土木部長答弁 ……………	45
橋村松太郎議員発言 ……………	45
一、休 憩 ……………	45
一、再 開 ……………	45
一、田中愛国議員質問 ……………	45
・長崎 I R 基本構想について ……………	45
知事答弁 ……………	45
田中愛国議員質問 ……………	46
・特定複合観光施設区域整備法案の概要について ……………	46
企画振興部長答弁 ……………	46
田中愛国議員質問 ……………	47
企画振興部長答弁 ……………	48
田中愛国議員質問 ……………	48
企画振興部長答弁 ……………	49
田中愛国議員質問 ……………	49
・ハウステンボス企業との整合について ……………	49
知事答弁 ……………	50
田中愛国議員質問 ……………	51
・ハウステンボス周辺の交通アクセス整備について ……………	51
土木部長答弁 ……………	52
企画振興部長答弁 ……………	53

田中愛国議員質問	53
知事答弁	54
田中愛国議員質問	54
・新幹線西九州ルートについて（佐賀県の同意取り付けの可能性について）	54
（新幹線効果が見込めない事業費負担に無理がある）	54
企画振興部長答弁	55
田中愛国議員質問	55
・現スキームの工事は31年、32年、33年で終わるが、その後どうするのか	55
・佐世保市の長年の懸案事項の一つ、前畑弾薬庫の針尾島移転について	57
（進捗状況、いつ具体的な工事着工が見込めるのか）	57
（安久ノ浦湾の埋立について）	57
危機管理監答弁	57
田中愛国議員発言	58
・50万坪～60万坪の大工業団地ができる	58
・早岐射撃場（陸上自衛隊が現在も使用中）の相浦移転について	58
一、休 憩	58
一、再 開	58
一、山田朋子議員質問	58
・少子化対策について（知事の基本的な考え方について）	59
知事答弁	59
山田朋子議員質問	59
・「不妊に悩む方への特定治療支援事業」について	60
こども政策局長答弁	60
山田朋子議員質問	60
知事答弁	60
山田朋子議員質問	61
こども政策局長答弁	61
山田朋子議員質問	61
・子育て支援施策について	61
（待機児童対策について）	61
こども政策局長答弁	62
山田朋子議員質問	62
こども政策局長答弁	62
山田朋子議員質問	62
こども政策局長答弁	63
山田朋子議員質問	63
こども政策局長答弁	63
山田朋子議員質問	63
こども政策局長答弁	63
山田朋子議員質問	63

こども政策局長答弁	63
山田朋子議員質問	63
・放課後児童クラブへの支援について	64
こども政策局長答弁	64
山田朋子議員質問	64
・子どもの貧困の全県調査について	64
こども政策局長答弁	64
山田朋子議員質問	65
こども政策局長答弁	65
山田朋子議員質問	65
・子どもたちを守る取り組みについて（県内における児童虐待の状況について）	65
こども政策局長答弁	65
山田朋子議員質問	65
こども政策局長答弁	65
山田朋子議員質問	66
・児童相談所と警察との連携について	66
こども政策局長答弁	66
山田朋子議員質問	66
・特別養子縁組について	66
こども政策局長答弁	67
山田朋子議員質問	67
知事答弁	68
山田朋子議員質問	68
・佐世保こども・女性・障害者支援センターの建て替えについて	68
福祉保健部長答弁	68
山田朋子議員質問	69
・児童ポルノの自撮り被害防止について	69
こども政策局長答弁	69
山田朋子議員質問	69
・命を守る取り組みについて（防災会議のメンバーについて）	69
危機管理監答弁	70
山田朋子議員質問	70
・避難所開設・運営マニュアルについて	70
福祉保健部長答弁	70
山田朋子議員質問	70
・災害弱者の安全確保について	70
（避難行動要支援者について）	71
福祉保健部長答弁	71
山田朋子議員質問	71
危機管理監答弁	71

山田朋子議員質問	72
・観光施設等における観光客の安全確保について	72
文化観光国際部長答弁	72
山田朋子議員質問	72
・板山トンネルについて（早期の建設に向けた取り組みについて）	72
土木部長答弁	73
山田朋子議員質問	73
・難病患者の相談窓口について（県北地区への設置について）	73
福祉保健部長答弁	74
山田朋子議員質問	74
・発達障害療育体制について（医療人材確保と市への財政支援について）	74
福祉保健部長答弁	74
山田朋子議員質問	75
・市町への財政支援について	75
福祉保健部長答弁	75
山田朋子議員発言	75
一、散 会	75
第8日目（6月20日）	
一、議事日程	77
一、出席議員	78
一、欠席議員	78
一、説明のため出席した者	78
一、開 議	79
△県政一般に対する質問	
一、高比良 元議員質問	79
・県都長崎市のダム機能の拡充について（子どもを産み育てやすい社会環境づくりに ついて）	79
（婚活サポートサービスの拡充）	79
こども政策局長答弁	79
高比良 元議員質問	80
・子育てに係る経済的負担の軽減策について	80
こども政策局長答弁	80
総務部長答弁	80
教育委員会教育長答弁	81
高比良 元議員質問	81
・乳幼児の子育て支援策の拡充について	81
知事答弁	81
高比良 元議員質問	82

・子育て家庭への住宅政策について	82
土木部長答弁	82
高比良 元議員質問	83
・若者の転出超過の解消について	83
(若者の志向に合った働く場の創設・拡充)	83
産業労働部長答弁	83
高比良 元議員質問	84
知事答弁	84
高比良 元議員質問	85
・可処分所得の向上対策について	85
・新たな大学の立地と専攻課目の拡充についての取り組み	85
企画振興部長答弁	85
高比良 元議員質問	85
・産業の振興と雇用の拡大について	86
(域内経済循環を最大化するための対策)	86
産業労働部長答弁	86
高比良 元議員質問	86
・地場中小企業の体質強化対策について	86
産業労働部長答弁	87
高比良 元議員質問	87
・地域経済を牽引する多様な基幹的産業の創出について	87
知事答弁	87
高比良 元議員質問	88
・クレインハーバー長崎ビルの利用促進とオフィス系企業の立地促進について	88
産業労働部長答弁	88
高比良 元議員質問	88
・賑わいの場づくりについて	89
(三菱幸町工場跡地のジャパネットの計画への対応)	89
知事答弁	89
高比良 元議員質問	89
・市のMICE計画とIR構想との関係について	90
知事答弁	90
高比良 元議員質問	90
里見副知事答弁	91
高比良 元議員質問	91
・県庁舎の跡地活用について	91
企画振興部長答弁	91
高比良 元議員質問	91
知事答弁	92
高比良 元議員質問	92

・長崎市の特長を活かした観光の振興について	92
文化観光国際部長答弁	92
高比良 元議員質問	93
・観光産業の振興について	93
文化観光国際部長答弁	93
高比良 元議員質問	93
・国際クルーズ船対策について	94
文化観光国際部政策監答弁	94
高比良 元議員発言	95
一、休 憩	95
一、再 開	95
一、近藤智昭議員質問	95
・豪雨や台風等の自然災害に強い農林水産業の基盤構築について（どのような取り組みを進めているのか。取り組みの現状とこれからの取り組み）	95
（台風等の自然災害の被害を受けにくい、強靱な農林水産業の基盤構築に向けて、どのような対策を行ってきたのか、また、今後どのような取り組みを進めていくのか）	96
・国家戦略特区の区域指定に向けた本県のこれまでの取り組み、今後のスケジュールについて（どのような取り組みを行い、内閣府にどのような提案をしたのか）	96
（国家戦略特区に関して、県ではこれまでどのような取り組みを行い、内閣府にどのような提案をしてきたのか）	96
・区域指定に向けた手続きのスケジュール	96
（本県の区域指定に向けた手続きは）	97
・離島水産業にかかる港湾施設用地使用料の負担軽減について	97
（港湾にのみ、物干場及び物置場を基にした下限価格を設定しているのか）	97
・国境離島地域の振興について	97
（雇用機会拡充事業のこれまでの取組及び今後の取組）	98
・交通死亡事故抑止対策の状況について	98
（長崎県総合計画に掲げた目標達成のための交通死亡事故抑止対策の状況は）	99
・離島・半島地域対策について（福江港ターミナル駐車場について）	99
（福江港ターミナルの駐車場について、現在の利用状況をみて駐車場収容台数の拡充が必要ではないか。また、島民利用者の利便性向上のため、高度な医療を受けるため本土へ通院している利用者の駐車場料金の負担軽減等ができないか）	99
・第70回長崎県高校総合体育大会総合開会式について	99
（県高総体総合開会式は、生徒にとっても貴重な経験の場であり、今後ともぜひ続けてもらいたいと思っているが、見解は）	100
知事答弁	100
企画振興部長答弁	100
土木部長答弁	101
企画振興部政策監答弁	102
警察本部長答弁	102

教育委員会教育長答弁	103
近藤智昭議員質問	103
• 離島港湾において、地価基準額を超える使用料が漁協や水産業者を苦しめているので、その見直しをお願いしたい	103
土木部長答弁	103
近藤智昭議員質問	104
土木部長答弁	104
近藤智昭議員質問	104
• しまの観光客にもう1泊を促す「滞在型観光促進事業」を活用した、各しまでの観光の魅力を高める取組の事例と、さらなる誘客に向けた今後の取り組みは	104
文化観光国際部長答弁	104
近藤智昭議員質問	105
文化観光国際部長答弁	105
企画振興部政策監答弁	105
近藤智昭議員質問	106
• 交通死亡事故抑止対策の成果は	106
警察本部長答弁	106
近藤智昭議員発言	106
一、休 憩	106
一、再 開	106
一、 里脇清隆議員質問	106
• 長崎空港について（長崎空港24時間化の取り組みについて）	106
（24時間化に向けての進捗状況は）	106
知事答弁	107
里脇清隆議員質問	108
企画振興部長答弁	108
里脇清隆議員質問	108
• 箕島大橋について	108
（箕島大橋〔空港大橋〕の増設について）	108
土木部長答弁	108
里脇清隆議員質問	109
• 空港駐車場の満車対策について	109
（駐車場の空車区画の表示ランプの設置について）	109
企画振興部長答弁	109
里脇清隆議員質問	109
• 空港駐車場の増設について	110
企画振興部長答弁	110
里脇清隆議員質問	110
企画振興部長答弁	110
里脇清隆議員質問	110

・ 歯の健康について（フッ化物洗口について）	111
（フッ化物洗口の成果の検証について）	111
知事答弁	111
里脇清隆議員質問	112
・ 歯科保健医療の充実について	112
（歯科健診の推進について）	112
福祉保健部長答弁	112
里脇清隆議員質問	113
福祉保健部長答弁	113
里脇清隆議員質問	113
・ 県有建築物維持管理について（清掃委託業務の発注について）	113
（清掃業務の入札における総合評価方式の導入やJ V方式の導入について）	113
総務部長答弁	114
里脇清隆議員質問	115
・ 建築物清掃管理評価資格者による清掃業務の点検について	115
総務部長答弁	115
里脇清隆議員質問	116
・ 県有建築物の維持管理について	116
（清掃業務、環境衛生業務など総合的管理業務について）	116
総務部長答弁	116
里脇清隆議員質問	116
・ 教育行政について（学校の冷房設置について）	117
（県立学校の冷房設置状況と設定温度について）	117
教育委員会教育長答弁	117
里脇清隆議員質問	117
教育委員会教育長答弁	117
里脇清隆議員質問	117
教育委員会教育長答弁	118
里脇清隆議員質問	118
教育委員会教育長答弁	118
里脇清隆議員質問	118
教育委員会教育長答弁	119
里脇清隆議員質問	119
・ 市・町立小中学校の冷房設置について	119
教育委員会教育長答弁	119
里脇清隆議員質問	120
教育委員会教育長答弁	120
一、休 憩	120
一、再 開	120
一、坂本 浩議員質問	120

・核兵器廃絶へ向けた県の取り組みについて（北東アジアの非核兵器地帯について）	120
知事答弁	121
坂本 浩議員質問	121
（長崎大学核兵器廃絶研究センター〔RECNA〕が提唱する「北東アジア非核兵器地帯」 構想及びRECNA主催の第3回パネル会合の「提言」に関する所見）	122
・被爆県としての取り組みについて	122
（RECNAや長崎市と「提言」の活用を協議する考えはないか）	122
文化観光国際部政策監答弁	122
坂本 浩議員質問	122
・長崎市や広島県・市及びNGOとの連携による「提言」の発信の考えは	123
文化観光国際部政策監答弁	123
坂本 浩議員質問	123
・学校における「働き方改革」の推進について（公立学校における教職員の 勤務実態について）	123
（本県における超勤をはじめとする勤務実態の現状はどうなっているか）	124
教育委員会教育長答弁	124
坂本 浩議員質問	124
教育委員会教育長答弁	124
坂本 浩議員質問	125
教育委員会教育長答弁	125
坂本 浩議員質問	125
教育委員会教育長答弁	125
・各地教委において、客観的な勤務時間の管理はできているか	125
教育委員会教育長答弁	125
坂本 浩議員質問	126
教育委員会教育長答弁	126
坂本 浩議員質問	126
教育委員会教育長答弁	127
坂本 浩議員質問	127
・教育委員会（県・市・町）としての取り組みについて	127
（文部科学省の「緊急対策（12/26、2/9）」に関する所見は）	127
教育委員会教育長答弁	127
坂本 浩議員質問	128
・業務削減、定時退校、部活休養日など、超勤改善等対策会議における重点的な 超勤抑制策の方針と学校現場での実践をいかにはかるのか	128
・必要な教職員をいかに確保していくのか	128
教育委員会教育長答弁	128
坂本 浩議員質問	128
・保護者、地域をはじめ県民に対する理解活動について	129
（教委や学校などの内部通知だけでなく、県の広報誌やホームページに加えて、 県教委としてパンフレットをつくるなどして、周知・理解活動を進めてはどうか）	129

教育委員会教育長答弁	129
坂本 浩議員質問	129
• 建設業における担い手（若年技能者）確保と育成について（本県の建設業を取り巻く 現状と取り組みについて）	129
（建設投資額、業者数、就業者数、年齢構成などの現状は）	129
土木部長答弁	129
坂本 浩議員質問	130
• 新規入職者の確保など、県の担い手確保・若手技能者育成の取り組みは	130
土木部長答弁	130
坂本 浩議員質問	130
土木部長答弁	131
坂本 浩議員質問	131
土木部長答弁	131
坂本 浩議員質問	131
• 設計労務単価は現場に浸透しているか	131
• 住宅関連産業の人材確保について	132
（住宅リフォーム支援事業〔平成25年度～29年度〕の実績と評価は）	132
土木部長答弁	132
坂本 浩議員質問	132
土木部長答弁	132
坂本 浩議員質問	132
• 災害時における応急仮設木造住宅の建設に関する協定締結の趣旨は	132
• 県民のニーズはもちろん、木造住宅産業振興と技能継承の視点をもって事業を 推進すべきではないか	133
土木部長答弁	133
坂本 浩議員質問	133
• 旧優生保護法にもとづく不妊手術の強制について（県内における被害の実態について）	133
（厚生労働省からの通知と県としての調査の状況はどうなっているか）	133
こども政策局長答弁	134
坂本 浩議員質問	134
• 県が設置していた優生保護審査会が承認してきたことに対する認識は	134
• 人権侵害としての認識と今後の課題について	134
こども政策局長答弁	134
坂本 浩議員質問	134
• 県としての相談窓口を設置し、県民に周知すべきではないか	134
こども政策局長答弁	135
一、散 会	135
第9日目（6月21日）本会議	
一、議事日程	137
一、出席議員	138

一、欠席議員	138
一、説明のため出席した者	138
一、開 議	139

△県政一般に対する質問

一、大場博文議員質問	139
・観光振興について（世界遺産登録後の取り組みについて）	139
（「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」について、「登録後の保存管理の指針」と「登録記念年の取組」）	139
（県内広域に点在する構成資産の周遊対策について、しっかりとした取組が必要ではないか）	140
・イスラム教（ハラール）の対応の取り組みについて	140
（ムスリム観光客の取り組みを円滑するため、ハラール認証取得など、ムスリム観光客の受入環境整備が必要なのではないか）	140
・外国人材の活用について（その考えと今後の取り組みについて）	140
（外国人材活躍促進事業）	141
（農業分野の外国人就労に向けた現在の進捗状況について）	141
・住宅宿泊事業法について（新法制定後の本県の体制と考えについて）	141
（本県の現在の「民泊」登録の状況について）	141
（条例制定について、本県はどのように考えているか）	141
（違法民泊の対策等について、どのように考えているか）	141
・長崎縣市町消防広域化推進計画について（今後の本県の体制について）	141
（今後の広域消防について、県はどのように考えているのか）	142
・島原半島振興について（島原病院の医師確保について）	142
（「平成31年度以降も引き続き、島原病院小児科医の安定的な確保と将来にわたり地域医療を担う人材の確保に取り組んでいただきたいが、県の考えはどうか）	142
・圃場整備について	142
（農業農村整備事業における国の当初予算確保のための県の取り組みについて）	142
（島原市における継続地区の進捗状況及び今後の新規地区の見通しについて）	143
・水産業の振興対策について	143
（今後の海底耕うん事業の継続と効率的な種苗放流を行うための栽培漁業をどのように推進していくのか）	143
・九州新幹線長崎ルート開通を見据えた観光ルートの構築について	143
（島原港から長崎県内各地への広域観光ルートの構築や九州新幹線西九州ルートの開通を見据えた県内外から島原への広域観光ルートを構築できないか）	143
知事答弁	143
文化観光国際部長答弁	144
文化観光国際部政策監答弁	145
産業労働部政策監答弁	145

農林部長答弁	145
県民生活部長答弁	146
危機管理監答弁	147
福祉保健部長答弁	147
水産部長答弁	148
大場博文議員質問	148
・世界遺産登録後の取組について（離島を含め、アクセスが悪いところ等を、 県としてフォローアップをしていただきたい）	148
・イスラム教（ハラール）の対応について	149
文化観光国際部政策監答弁	149
大場博文議員質問	149
・外国人の活用について	149
（どういう国を想定しているのか）	149
産業労働部政策監答弁	150
大場博文議員質問	150
・農業分野での人材確保について	150
農林部長答弁	150
大場博文議員質問	150
・「住宅宿泊事業法」について	150
（一定のルールを定めた県の要綱の内容とは、どのようなものか）	151
県民生活部長答弁	151
大場博文議員質問	151
・違法民泊に対ししっかり対応するということについて、再度、県の考えを 聞かせてほしい	151
県民生活部長答弁	152
大場博文議員質問	152
・長崎市町消防広域化推進計画について	152
（問題によっては、隣接する消防本部が連携・協力して解決できることもあると 思うが、県の考えは）	152
危機管理監答弁	152
大場博文議員発言	153
一、休 憩	153
一、再 開	153
一、山本啓介議員質問	153
・新産業の創出について	153
（新産業の展開とその内容について）	153
産業労働部長答弁	154
山本啓介議員質問	155
・ロードマップの作成について	155
知事答弁	155

山本啓介議員質問	155
知事答弁	156
山本啓介議員質問	156
知事答弁	156
山本啓介議員質問	156
産業労働部長答弁	156
山本啓介議員質問	157
産業労働部長答弁	157
山本啓介議員質問	157
産業労働部政策監答弁	157
山本啓介議員質問	158
知事答弁	158
山本啓介議員質問	158
• 外国人人材についての視点	158
産業労働部長答弁	158
山本啓介議員質問	159
• 理想の姿とは	159
知事答弁	159
山本啓介議員質問	160
• 下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法について (法律についての認識と取り組み状況について)	160
(法の成り立ちと周知について)	161
環境部長答弁	161
山本啓介議員質問	161
• 県の汚水処理構想について	161
環境部長答弁	161
山本啓介議員質問	161
• 市町が策定する合理化事業計画に対する県の対応について	161
環境部長答弁	161
山本啓介議員質問	162
• 観光地における汚水処理対策について	162
環境部長答弁	162
山本啓介議員質問	162
環境部長答弁	163
山本啓介議員質問	163
• 教員の職場環境について (超過勤務についての認識)	163
教育委員会教育長答弁	164
山本啓介議員質問	164
教育委員会教育長答弁	165

山本啓介議員質問	165
教育委員会教育長答弁	166
山本啓介議員質問	166
教育委員会教育長答弁	166
山本啓介議員質問	167
教育委員会教育長答弁	167
山本啓介議員質問	168
知事答弁	168
山本啓介議員発言	169
一、休 憩	169
一、再 開	169
一、宮本法広議員質問	169
・福祉行政について（健康長寿日本一の長崎県づくりについて）	169
（知事の決意及び目標値を見据えた取り組みについて）	169
知事答弁	169
宮本法広議員質問	170
・長崎県立大学との連携体制について	170
福祉保健部長答弁	170
宮本法広議員質問	171
・健康経営の支援強化	171
福祉保健部長答弁	171
宮本法広議員質問	171
・食生活改善推進員（食改さん）の取り組みについて	171
福祉保健部長答弁	172
宮本法広議員質問	172
・介護予防の取り組みについて	172
福祉保健部長答弁	172
宮本法広議員質問	173
・てんかん診療の体制整備について	173
（てんかん地域診療連携体制整備事業について）	173
福祉保健部長答弁	174
宮本法広議員質問	174
福祉保健部長答弁	174
宮本法広議員質問	174
・共生社会の構築に向けた取り組みについて	175
（ヘルプマーク及びヘルプカードの普及啓発について）	175
福祉保健部長答弁	175
宮本法広議員質問	175
・障害者優先調達推進法について	175
福祉保健部長答弁	176

宮本法広議員質問	176
・保育事業について（ド・ロ神父による保育事業について）	176
（長崎県における保育事業の始まり）	176
こども政策局長答弁	177
宮本法広議員質問	177
・情報発信の必要性	177
こども政策局長答弁	177
宮本法広議員質問	177
知事答弁	178
宮本法広議員質問	178
・性的少数者について（現状と課題）	178
（性的少数者の実態調査について）	178
県民生活部長答弁	178
宮本法広議員質問	179
県民生活部長答弁	179
宮本法広議員質問	179
県民生活部長答弁	179
宮本法広議員質問	179
県民生活部長答弁	180
宮本法広議員質問	180
県民生活部長答弁	180
宮本法広議員質問	180
県民生活部長答弁	181
宮本法広議員質問	181
上田副知事答弁	181
宮本法広議員質問	181
上田副知事答弁	181
宮本法広議員質問	182
・県下自治体に対する同姓パートナーシップ制度導入の推進について	182
県民生活部長答弁	182
宮本法広議員質問	182
・性の多様性を認め合う社会の構築について	182
上田副知事答弁	183
宮本法広議員質問	183
・本県における自転車活用について（自転車活用推進について）	183
（自転車活用推進計画について）	183
土木部長答弁	183
宮本法広議員質問	183
・自転車道の整備について	183
土木部長答弁	184

宮本法広議員発言	184
一、休 憩	184
一、再 開	184
一、山田博司議員質問	184
・ 国境離島新法のあり方について	185
(国境離島新法の国の負担制度について)	185
知事答弁	185
山田博司議員質問	185
・ 国境離島新法の運用のあり方について	185
企画振興部政策監答弁	185
山田博司議員質問	186
文化観光国際部長答弁	186
山田博司議員質問	186
文化観光国際部長答弁	186
山田博司議員質問	187
企画振興部政策監答弁	187
山田博司議員質問	187
企画振興部政策監答弁	187
山田博司議員質問	187
・ リフレッシュ事業による離島航路のあり方について	187
(リフレッシュ事業による離島航路の運賃のあり方について)	187
企画振興部長答弁	188
山田博司議員質問	188
企画振興部長答弁	188
山田博司議員質問	189
里見副知事答弁	189
山田博司議員質問	189
・ ガソリン税のトリガー条項の凍結に対する県当局の考え及び取り組みについて	189
(ガソリン税のトリガー条項の凍結解除に対する県当局の取り組みについて)	189
県民生活部長答弁	189
山田博司議員質問	190
・ 国の消防力の整備指針に係る県内消防活動について	190
(国の消防力の整備指針見直しに係る県当局の取り組みについて)	190
危機管理監答弁	190
山田博司議員質問	190
・ 県の指定有形文化財の公開のあり方について	191
(県指定有形文化財(美術工芸品)の公開について)	191
教育委員会教育長答弁	191
山田博司議員質問	191
・ 被爆県・長崎県の原爆に関する取り組み状況について	192

(被爆2世・3世に対する県当局の取り組み状況について)	192
福祉保健部長答弁	192
山田博司議員質問	192
福祉保健部長答弁	192
山田博司議員質問	192
福祉保健部長答弁	192
山田博司議員質問	193
福祉保健部長答弁	193
山田博司議員質問	193
福祉保健部長答弁	193
山田博司議員質問	193
知事答弁	193
山田博司議員質問	194
• 原爆に関する日本の高校教科書とアメリカの高校教科書との対比において、 県当局の考え及び取り組みについて	194
文化観光国際部政策監答弁	194
山田博司議員質問	194
• 九州新幹線西九州ルート等における工事施工のあり方について	194
(長崎県内の工事参加企業の状況について)	194
土木部長答弁	195
山田博司議員質問	195
• J R長崎本線連続立体交差事業における県当局の財政支出のあり方について	195
土木部長答弁	195
山田博司議員質問	196
土木部長答弁	196
山田博司議員質問	196
代表監査委員答弁	196
山田博司議員質問	196
• 平成29年度以前の定例県議会及び予算決算委員会での県当局等の答弁について	197
(長崎県公立高等学校生徒通学費補助事業について)	197
教育委員会教育長答弁	197
山田博司議員質問	197
教育委員会教育長答弁	198
山田博司議員質問	198
• 長崎県迷惑行為等防止条例のあり方について	198
警察本部長答弁	198
山田博司議員質問	198
警察本部長答弁	199
山田博司議員質問	199
警察本部長答弁	199

山田博司議員発言	199
一、議案（第95号議案乃至第103号議案及び報告第2号乃至報告第16号）・委員会付託	200
一、第104号議案（教育委員会の委員の任命について議会の同意を求めることについて） 及び第105号議案（長崎県人事委員会の委員の選任について議会の同意を求めることについて）・委員会付託省略	200
一、散 会	200
第10日目（6月22日）（議案調査）	
第11日目（6月23日）	
第12日目（6月24日）	
第13日目（6月25日）（議案調査）	
第14日目（6月26日） 常任委員会・予算決算委員会（分科会） （総務、文教厚生、環境生活、農水経済） 議会運営委員会	
第15日目（6月27日） 常任委員会・予算決算委員会（分科会） （総務、環境生活、農水経済） 常任委員会（文教厚生）	
第16日目（6月28日） 常任委員会・予算決算委員会（分科会） （総務、文教厚生、環境生活、農水経済）	
第17日目（6月29日） 常任委員会・予算決算委員会（分科会）（総務）	
第18日目（6月30日）	
第19日目（7月 1日）	
第20日目（7月 2日）（議事整理）	
第21日目（7月 3日）（議事整理） 観光振興等対策特別委員会	
第22日目（7月 4日） 予算決算委員会（分科会長報告、採決） 議会運営委員会	
第23日目（7月 5日）（議事整理） 離島・半島地域振興特別委員会 総合交通対策特別委員会	
第24日目（7月 6日） 本会議（議案採決）	
一、議事日程	201
一、出席議員	202
一、欠席議員	202
一、説明のため出席した者	202
一、開 議	203
一、追加議案上程（第106号議案）	203
一、上記・知事議案説明	203
一、上記・第106号議案「長崎県副知事の選任について議会の同意を求めることについて」・ 原案同意・決定	203
一、第104号議案「長崎県教育委員会の委員の任命について議会の同意を求めることについて」	

について」・原案同意・決定	204
一、第105号議案「長崎県人事委員会の委員の選任について議会の同意を求めることに について」・原案同意・決定	204

△委員長報告

一、総務委員長報告	204
一、第96号議案・原案可決	206
一、各議案・原案可決、承認	206
一、文教厚生委員長報告	206
一、各議案・原案可決	208
一、環境生活委員長報告	208
一、各議案・原案可決	210
一、農水経済委員長報告	210
一、第102号議案・原案可決	212
一、予算決算委員長報告	212
一、各議案・原案可決、承認	213
一、各委員会から、政府・国会あて、意見書提出の動議・提出	213
一、上記・各動議・可決	213
一、議会運営委員会より、「入札制度等県の発注方式の改善に関する決議の特例措置に関する 決議案（「公用車の燃料地用達に係る契約方法の見直し」について）」・動議提出	213
一、上記・動議・可決	214
一、議員派遣第71号・決定	214
一、九州新幹線西九州ルート整備特別委員会の設置の件	214
一、九州新幹線西九州ルート整備特別委員会の委員及び正副委員長の選任	214
一、九州新幹線西九州ルート整備特別委員会の付議事件・付託・決定	214
一、各委員会から議会閉会中の付託事件の申し出・決定	214
一、知事より、発言の申し出（里見副知事の退任報告）	214
一、里見副知事・退任あいさつ	215
一、知事あいさつ	216
一、議長あいさつ	218
一、閉 会	219

観光振興等対策特別委員会

第 1 目 目

議 事 日 程

第 1 日 目

-
- ◇ ◇
- 1 開 会
 - 2 開 議
 - 3 会 期 決 定
 - 4 会 議 録 署 名 議 員 指 名
 - 5 議 長 報 告
 - 6 議 員 派 遣 第 7 0 号 上 程、質 疑 ・ 討 論、採 決
 - 7 第 9 5 号 議 案 乃 至 第 1 0 5 号 議 案 及 び 報 告 第 2 号 乃 至 報 告 第 1 6 号
一 括 上 程
 - 8 知 事 議 案 説 明
 - 9 散 会

平成30年6月13日（水曜日）

出席議員（43名）

1番 宮本法広君
 2番 麻生隆君
 3番 吉村正寿君
 4番 坂本浩君
 5番 高橋勝幸君
 6番 里脇清隆君
 7番 近藤智昭君
 8番 宅島寿一君
 9番 松本洋介君
 11番 大場博文君
 12番 山口経正君
 13番 山本由夫君
 14番 吉村洋君
 欠番
 16番 堀江ひとみ君
 17番 川崎祥司君
 18番 深堀浩君
 19番 山田朋子君
 20番 久野哲君
 21番 山本啓介君
 22番 前田哲也君
 23番 外間雅広君
 24番 下条ふみまさ君
 25番 大久保潔重君
 26番 中島浩介君
 27番 西川克己君
 28番 浅田眞澄美君
 29番 中村和弥君
 30番 高比良元君
 31番 山田博司君
 32番 渡辺敏勝君
 33番 吉村庄二君
 34番 瀬川光之君

35番 坂本智徳君
 36番 橋村松太郎君
 37番 徳永達也君
 38番 中島廣義君
 39番 中山功君
 41番 小林克敏君
 42番 田中愛国君
 43番 三好徳明君
 44番 八江利春君
 45番 宮内雪夫君
 46番 溝口芙美雄君

欠席議員（2名）

10番 ごうまなみ君
 40番 野本三雄君

説明のため出席した者

知事 中村法道君
 副知事 上田裕司君
 副知事 里見晋君
 統轄監 濱田厚史君
 総務部長 古川敬三君
 県民生活部長 木村伸次郎君
 環境部長 宮崎浩善君
 福祉保健部長 沢水清明君
 企画振興部長 柿本敏晶君
 文化観光国際部長 中崎謙司君
 土木部長 岩見洋一君
 農林部長 中村功君
 水産部長 坂本清一君
 産業労働部長 平田修三君
 危機管理監 豊永孝文君
 福祉保健部 園田俊輔君
 こども政策局長
 会計管理者 野嶋克哉君

交通局長 太田彰幸君
 企画振興部政策監 廣田義美君
 文化観光国際部政策監 田代秀則君
 産業労働部政策監 下田芳之君
 教育委員会 池松誠二君
 教育長
 選挙管理委員会委員長 永淵勝幸君
 代表監査委員 濱本磨毅穂君
 人事委員会委員長 水上正博君
 公安委員会委員 片岡瑠美子君
 警察本部長 國枝治男君
 監査事務局長 辻亮二君
 人事委員会事務局長
 (労働委員会事務局長併任) 寺田勝嘉君
 教育次長 本田道明君
 財政課長 古謝玄太君
 秘書課長 伊達良弘君
 警察本部総務課長 杉町孝君
 選挙管理委員会書記長 井手美都子君

 議会事務局職員出席者

局長 木下忠君
 総務課長 高見浩君
 議事課長 篠原みゆき君
 政務調査課長 太田勝也君
 議事課長補佐 増田武志君
 議事課係長 梶谷利君
 議事課主任主事 天雨千代子君

 ー 午前10時 0分 開会 ー

○議長(溝口芙美雄君) 皆さん、おはようございます。

ただいまから、平成30年6月定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

この際、4月1日付をもって発令いたしました

議会事務局幹部職員を紹介いたします。

議会事務局長 木下 忠君でございます。

この際、知事並びに警察本部長より、新任の幹部職員の紹介をいたしたい旨、それぞれ申し出がっておりますので、これを受けることにいたします—知事。

○知事(中村法道君) さきの平成30年3月定例会県議会におきまして、ご同意をいただき、任命いたしました特別職をご紹介します。

副知事 上田裕司君。(拍手) 教育委員会教育長 池松誠二君。(拍手) 監査委員 濱本磨毅穂君。(拍手) 公安委員会委員 片岡瑠美子君でございます。(拍手)

次に、同定例会県議会以降に発令いたしました幹部職員をご紹介します。

統轄監 濱田厚司君。(拍手) 総務部長 古川敬三君。(拍手) 企画振興部長 柿本敏晶君。(拍手) 文化観光国際部長 中崎謙司君。(拍手) 環境部長 宮崎浩善君。(拍手) こども政策局長 園田俊輔君。(拍手) 農林部長 中村 功君。(拍手) 交通局長 太田彰幸君。(拍手) 企画振興部政策監 廣田義美君。(拍手) 産業労働部政策監 下田芳之君。(拍手) 理事兼県北振興局長 永松和人君。(拍手) 企画振興部政策監 吉田慎一君。(拍手) 土木部技監 藤田雅雄君。(拍手) 福祉保健部次長 上田彰二君。(拍手) 産業労働部次長 村田 誠君。(拍手) 水産部次長 西 貴史君。(拍手) 農林部次長 岡本 均君。(拍手) 同じく農林部次長 綾香直芳君。(拍手) 土木部次長 天野俊男君。(拍手) 企画振興部参事監兼土木部参事監 高宮茂隆君。(拍手) 農林部参事監 山根伸司君。(拍手)

以上でございます。

どうぞよろしく願います。

○議長(溝口芙美雄君) 警察本部長。

○警察本部長(國枝治男君) 平成30年3月23日付及び4月6日付の人事異動で着任いたしました警察本部の幹部職員をご紹介します。

警務部長 伊藤憲一君。(拍手) 生活安全部長 田尻弘久君。(拍手) 刑事部長 森田英孝君。(拍手) 交通部長 土井 隆君。(拍手) 首席監察官 森崎辰則君。(拍手)

以上でございます。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長(溝口芙美雄君) 次に、会期の決定をいたします。

本定例会の会期は、本日より7月6日までの24日間とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(溝口芙美雄君) ご異議なしと認めます。

よって、会期は、24日間と決定されました。

次に、会議録署名議員の指名をいたします。

本定例会の会議録署名議員につきましては、中島廣義議員及び高橋勝幸議員を指名いたします。

次に、議員辞職について、ご報告いたします。

松島 完議員は、6月3日、南島原市長選挙に立候補されたことにより、公職選挙法第90条の規定に基づき、同日付をもって、本県議会議員を辞職されたことになりましたので、ご報告いたします。

次に、知事より、出資法人の経営状況説明書等が先に配付いたしましたとおりに提出されておりますので、ご報告いたします。

次に、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

お手元に配付いたしております議員派遣第70号のとおり、議員を派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(溝口芙美雄君) ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決定されました。

次に、知事より、第95号議案乃至第105号議案及び報告第2号乃至報告第16号の送付がありましたので、これを一括上程いたします。

ただいま上程いたしました議案について、知事の説明を求めます—知事。

○知事(中村法道君)〔登壇〕 本日、ここに、平成30年6月定例県議会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、ご健勝にてご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

開会に当たり、当面する諸課題について所信を申し述べますとともに、前定例会以降、今日までの県政の重要事項について、ご報告を申し上げたいと存じます。

(新産業の創出と外国人材の活用)

若年層を中心とした人口の社会減に歯止めをかけ、地域の活力を維持していくためには、時代の潮流を捉え、優秀な人材や技術の集積といった本県の強みを活かしながら、新たな産業を創出し良質な雇用の場を確保していく必要があります。

こうした中、去る5月9日、第4次産業革命の進展による世界的な市場拡大が見込まれるロボット・IoT関連産業の育成を図るため、県内のものづくり系企業や情報系企業などで構成する「長崎県次世代情報産業クラスター協議会」を設立したところであります。

今後、本協議会において、長崎大学と連携した人工知能(AI)などの先端技術習得のための講座や、大手ロボットメーカーと連携した技術習得講座を開催するなど、専門人材の育成に取り組むとともに、企業間連携を促進することにより、先端技術の活用や事業拡大、新たなサービスの創出等を図ることとしております。

こうした取組により、県外需要の獲得や県内企業の生産性向上、高付加価値化につなげ、地域を牽引する産業の創出を目指してまいります。

併せて、今後成長が見込まれる企業等による革新的サービスの創出を図るため、出島交流会館に交流拠点を整備し、同会館に入居する企業が本業に専念できるよう支援するとともに、集積に向け積極的な誘致活動を行ってまいります。

このほか、外国人材のさらなる活用により県内経済の活性化を図るため、商工団体と連携し、本県と交流の深いベトナム等と協議を進め、有能な技能実習生の安定的な確保や県内企業が海外展開する際の活用等に向けた環境整備を進めてまいります。

（健康長寿日本一の県づくり）

人生100年時代を迎えようとする中、誰もがいつまでも健康で活躍できる地域社会づくりを進めていくことが重要であります。

このような中、「健康長寿日本一の長崎県づくり」を旗印に掲げ、本年4月、大学の有識者をメンバーとする「健康長寿戦略検討プロジェクトチーム」を立ち上げ、本県の健康長寿を阻害する要因を分析し、取り組むべき方向性や施策について検討してまいりました。

今後、さらに詳細な分析を行い、食、運動、健診など、各分野における改善策を構築してまいります。健康長寿は、家庭、職場、学校など全てのライフステージが対象であり、県民運動として展開を図っていく必要があると考えております。

そのため、新たに、市町や関係団体等のトップからなる「健康長寿日本一長崎県民会議（仮称）」を設置し、方向性を共有しながら、構成員等による具体的な活動につなげるとともに、健康長寿に向け実践いただきたい活動を県民の

皆様にわかりやすく周知してまいります。

また、県民や市町の主体的な取組を促すため、クラウドファンディングによる個人や企業への活動支援、有益な健康増進事業を実施する市町への支援制度の創設など、健康長寿日本一に向けて、様々な施策を展開してまいります。

以上について、本定例県議会に関係予算を提案しており、当初予算と併せ、「人に生きがいを」、「産業に活力を」、「暮らしに潤いを」与えられるような施策の推進に全力を尽くしてまいります。

それでは、次に、ご説明申し上げました事業以外の主な施策や懸案事項などについて、ご報告を申し上げます。

（世界遺産登録の推進）

「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」については、去る5月4日、国際記念物遺跡会議（イコモス）から世界文化遺産に登録するよう、「記載」勧告がなされました。

ここに至りましたのも、ひとえに、本県選出国會議員及び県議会の皆様をはじめ、資産所有者、関係各自治体、県民の皆様方のお力添えの賜物であり、深く感謝申し上げます。

本遺産は、平成28年2月の推薦書取り下げ後、「禁教期」に焦点を当てた見直しを行い、構成資産や名称を変更して推薦書を再構築するなど、関係者が一丸となって、世界遺産登録を目指して取り組んでまいりました。

いよいよ6月24日からバーレーン王国で開催される世界遺産委員会において登録の可否が審議されますが、私も溝口県議会議長とともに出席し、政府代表団の一員として、確実に登録が実現するよう、最後まで万全を期してまいりたいと考えております。

また、世界遺産登録を見据えた受入体制につ

いては、これまでも駐車場やトイレ等の整備、現地ツアーの開発等を進めてきておりますが、今後とも、地元市町や関係団体等と連携を図りながら、ガイドンス施設の整備、宿泊施設や二次交通アクセスの充実などに力を注いでまいります。

（カズオ・イシグロ様への名誉県民顕彰状等の贈呈）

本年3月に名誉県民に選定いたしましたカズオ・イシグロ様の顕彰式については、これまで調整を進めてまいりましたが、同氏は、現在、執筆活動中であり、当面、来日は難しいとのこととあります。

そのため、「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」が審議される世界遺産委員会への出席に併せて、溝口県議会議長、長崎市長、長崎市議会議長とともにロンドンを訪問し、名誉県民及び名誉市民の顕彰状等を贈呈することとしております。

県民の皆様とともに、そのご功績を讃え、さらなるご活躍を祈念いたしたいと存じます。

（九州新幹線西九州ルート of 整備促進とJR佐世保線の輸送改善）

九州新幹線西九州ルートについては、去る3月30日に、国土交通省から、整備方式ごとの比較検討結果が示されたところとありますが、これを受けて、去る4月27日、与党整備新幹線建設推進プロジェクトチーム「九州新幹線（西九州ルート）検討委員会」において、長崎県に対し、西九州ルートの開業のあり方に関する意見聴取が行われました。

当日、本県としては、フリーゲージトレインの導入が事実上困難となる中、ミニ新幹線についても、長期間に及ぶ工事による利便性の低下や、整備後におけるダイヤの安定性に劣る点な

ど、多くの懸念材料があることを訴えてまいりました。

その一方で、フル規格については、投資効果や収支改善効果、時間短縮効果が大きく、西九州地域の振興に大きく寄与するものであり、西九州ルート整備における最善の選択肢であることを強く主張したところであります。

また、その際、最大の課題である地方負担の軽減については、国が開発を進めてきたフリーゲージトレインの導入が困難となったという特殊事情も考慮して、まずは国の責任において議論を進め、幅広い財源の確保を図っていただきたい旨を要請してまいりました。

県としては、暫定的な姿である対面乗換方式が固定化されることは、あってはならないものと考えており、早期にフル規格による整備が実現されるよう、国等に働きかけてまいります。

JR佐世保線の輸送改善については、平成27年度の基礎調査の結果を踏まえ、昨年度、県と佐世保市が共同で、在来線の高速化に係る課題などについて、さらに精査を行う深度化調査を実施いたしました。

本調査では、武雄温泉駅から佐世保駅間において、在来線の高速化を図るため、曲線改良や構内改良等を行った場合における複数の整備案を作成し、概算事業費や概算工期、時間短縮効果を算出したところとあります。

県としては、今回の調査結果を基に、県・佐世保市・JR九州で構成する佐世保線等整備検討委員会などにおいて、今後の整備の方向性に関する議論を深めてまいります。

（特定複合観光施設（IR）区域整備の推進）

IR区域の整備については、全国の整備箇所数など、IRの具体的な制度を定める特定複合観光施設区域整備法案が、去る4月27日に国会

へ提出され、現在審議中であります。

これに先立ち、去る4月26日、長崎県・佐世保市 I R 推進協議会 I R 基本構想有識者会議から、「長崎 I R 基本構想」についての取りまとめが提出されました。

本取りまとめにおいては、海外との交流とともに発展してきた本県や九州の「歴史」を背景に、数多くの国立公園に代表される九州の美しい「海や島」などの自然を前面に打ち出しながら、海外からいち早く新しいものを受け入れ、我が国の発展に貢献してきた九州ならではの「独自性と先駆性」を持った I R を整備することにより、未来に向かって持続可能な活力ある地域社会、日本を実現することをコンセプトとしております。

県としましては、このコンセプトに沿って、実施方針等の策定を進め、民間事業者からのより良い提案に繋がるよう努めてまいります。

また、「オール九州」としての誘致体制づくりに向けた機運醸成については、去る5月23日に開催された九州・山口各県の知事、経済団体のトップが一堂に会する九州地域戦略会議において、改めて本県の取組を報告し、長崎 I R への理解と協力を求めたところであります。

今後とも、県議会及び県民の皆様のご意見を伺いながら、佐世保市と連携し、本県はもとより、九州や日本全体の活力向上にもつながる長崎 I R の推進に力を注いでまいります。

（国境離島地域の振興）

一昨年、県民の悲願であった有人国境離島法を制定していただき、新たに創設された国の交付金を活用し、雇用機会の拡充をはじめ、航路・航空路の運賃低廉化や滞在型観光の促進などに積極的に取り組んでまいりました。

このうち、雇用機会拡充事業については、市

町と一体となった制度周知や事業の掘り起こしに取り組んだ結果、358人の雇用が創出されるなど離島地域の社会減の抑制に一定の効果があったものと考えております。本年度についても、各市町において、第1回目の事業採択がなされ、281人の雇用創出が見込まれているところであります。

また、航路・航空路の運賃低廉化については、平成29年度の利用者数が前年度と比較して、航路が3.4%の増、航空路が7.5%の増となっており、島民の皆様の負担軽減につながったものと考えております。

一方、滞在型観光の促進については、“しま”の魅力を活かした体験プランを組み込んだ商品を旅行会社において開発・販売し、11,680人泊の実績となり、離島地域における宿泊者数の増加に一定の貢献ができたものと考えております。

今後は、宿泊施設や交通機関などを直接手配する旅行者を対象に、国の新たな制度を活用した、島民並みの割引運賃で購入できる「企画乗船券・航空券」の導入を予定しており、さらなる誘客を促進してまいります。

引き続き、国の関連施策を最大限に活用し、関係市町と連携を図りながら、国境離島地域の振興と人口減少の抑制に努めてまいります。

（U I ターンの促進）

U I ターンについては、県と県内全市町が共同で運営する「ながさき移住サポートセンター」による就職支援をはじめ、ホームページや SNS などを活用した情報発信、お盆や年末等の帰省時期を捉えた広報活動など、市町や関係団体と一体となって積極的に取り組んでまいりました。

加えて、各市町においても、相談窓口の設置

や専門相談員の配置、各種支援策の充実が図られたことにより、ながさき移住サポートセンターや市町の相談窓口を介した平成29年度の移住者数は782人となり、過去最高であった平成28年度の454人を大きく上回る結果となりました。

今年度は、本県出身者が多い福岡県での移住相談会の充実・強化を図るほか、女性や若者、子育て世代など、移住希望者の視点に立ったきめ細かなサポートを行うとともに、より多くの方々に本県へ移住していただけるよう、仕事、住まい、暮らしやすさなどの情報を一元的に発信するなど、UIターンのより一層の促進を図ってまいります。

（若者の県内就職促進）

全国的な景気回復を背景とした、都市部企業による新規学卒者への採用圧力の高まりもあり、今春卒業の高校生の県内就職率は、現時点の集計で62.2%、大学等の学生の県内就職率は42.7%と、いずれも昨年同期を0.5ポイント下回る状況となっております。

若者の県内就職の促進については、これまで、長崎労働局と連携した早期の求人票提出の要請、県内就職応援サイト「Nなび」による県内企業の採用情報の提供、合同企業面談会等の開催など、様々な施策を講じてまいりました。

しかしながら、昨年度に比べ、高校生、大学等の学生ともに県内就職率が低下している現状は、人口減少、とりわけ若年層を中心とした社会減が大きな課題となっている本県において、深刻な状況であると考えております。

改めて、これまでの対策を検証し、より効果的な手法へ見直すとともに、足らざる部分について施策の充実を図るなど、危機感を持って対応してまいります。

そのため、私も、先月、長崎大学で行った講

演の中で、学生の皆さんへ本県の暮らしやすさをPRし、「ぜひ県内就職を検討してほしい」と呼びかけてまいりました。

さらに、新たな対策として、「Nなび」を活用し、就職活動前の段階から大学生と県内企業との交流促進を図るとともに、学生に県内就職を本気で考えていただくため、今月25日から15日間、「Work!ながさきキャンペーン」と銘打ち、各種広報による啓発や、学生と企業の交流会などを集中的に実施することとしております。

今後とも、若者の県内就職の促進に向け、全力を傾注してまいります。

（国内定期航空路線の開設）

去る4月24日、成田空港等を拠点とするジェットスター・ジャパン株式会社から、長崎～東京（成田）路線の新規開設が発表されました。

首都圏と長崎を結ぶLCC（格安航空会社）の就航は初めてであり、本年9月6日から毎日1往復の運航が予定されているところであります。

多くの海外路線を有する成田空港と本県がつながることと併せて、LCCならではの低廉な航空運賃の設定により、国内外からの観光客等の増加や、県民の皆様の利便性が高まるものと期待しております。

県としては、今回の就航を契機として、本県の魅力を幅広く発信するとともに、首都圏や海外からの誘客促進に努め、交流人口の拡大や地域の活性化を推進してまいります。

（企業誘致の推進）

去る4月26日、静岡県に本社を置く株式会社大川原製作所と立地協定を締結いたしました。同社は、諫早市において、3年間で25名を雇用して、医薬品や食品などの製造用装置の製造を行うこととしており、平成32年2月ごろの操業

を予定されております。

また、5月28日には、平成27年に佐世保市に立地した双葉産業株式会社が、第2工場の増設を決定されました。同社は、自動車用シートカバーの生産を行っており、今後の生産増に対応するため、新たに150名を加えた300名体制で、本年11月からの操業を予定されております。

さらに、6月6日には、平成26年に長崎市に立地したFWD富士生命保険株式会社が、コールセンター業務の拡大に伴い、クレインハーバー長崎ビルに移転することを決定されました。同社は、当初の雇用計画に新たに70名を加えた170名体制に拡大し、将来的には、IT業務や保険契約業務などの移管も検討されております。

今後とも、雇用の拡大と地域経済の活性化につながるよう、地元自治体並びに関係機関と連携を図りながら企業誘致の推進に力を注いでまいります。

（旧県庁舎新別館の活用）

長崎市万才町の旧県庁舎新別館については、新県庁舎の完成に伴い空き庁舎となっておりますが、現在、今後の活用に向け改修工事を行っているところであります。

今後の活用方針としましては、長崎市内に老朽化した県の地方機関の庁舎があることから、耐震性のある新別館を活用することとし、勝山町の長崎振興局税務部は平成31年1月に、国分町の長崎港湾漁港事務所は同年8月をめどに新別館に移転する予定としております。

今回の移転により、税務部門をはじめ、県民の皆様が利用する窓口の利便性の向上を図るとともに、庁舎の安全性を高め、災害時の業務の継続性を確保してまいります。

（幹線道路の整備）

去る3月30日に発表された平成30年度の国土

交通省関係予算において、国道34号大村諫早拡幅が新たに事業化されるとともに、西九州自動車道の佐々インターから佐世保大塔インター間の4車線化について、有料道路事業による整備が行われることになりました。

これまで、両工区の一日も早い事業化を要望してきたところであり、本県選出国会議員の皆様をはじめ、県議会並びに関係市町の方々のご尽力に対し、心から感謝申し上げます。

また、西九州自動車道においては、昨年の伊万里松浦道路の今福インターから調川インター間の供用に続き、松浦インターまでが今年度完成する予定であり、松浦佐々道路についても、去る4月24日に、国から、今年度トンネル工事に着手することが発表されるなど、着実に事業が推進されております。

さらに、九州横断自動車道についても、今年度、長崎多良見インターから長崎芒塚インター間の4車線化の完成が予定されているところであります。

今後とも、地域の活性化や安全・安心の確保を図るため、効率的で効果的な道路ネットワークの整備に努めてまいります。

（スポーツの振興）

本年3月に開催された「全国高等学校選抜大会」において、個人競技では、ボクシング競技男子ミドル級で鹿町工業高校の野上昂生選手が県勢で初優勝するとともに、アーチェリー競技で大村工業高校の青島鉄也選手が優勝を果たしました。

団体競技では、大村工業高校男子ソフトボール部が、天候の影響で4校同時入賞ではありませんが、県勢7年連続負けなしの見事な成績を収めたほか、九州文化学園高校女子ソフトボール部、瓊浦高校男子バドミントン部及び島原高校

男子剣道部が準優勝を果たしました。

さらに、第14回都道府県対抗全日本中学生男子ソフトボール大会において、長崎県選抜が昨年の優勝に続き、3位入賞を果たしました。

成年競技では、内村航平選手が、NHK杯体操で10連覇の偉業を達成し、世界選手権の出場が決定しました。また、明日14日からロシアで開催されるサッカーのFIFAワールドカップには、吉田麻也選手が日本代表に選出されており、本県ゆかりの選手の世界での活躍を、県民の皆様とともに大いに期待しているところであります。

引き続き、長崎から世界へ羽ばたく県内選手の育成・強化に努めてまいります。

また、来年9月から11月まで開催される、世界3大スポーツイベントの一つである「ラグビーワールドカップ2019」において、県及び長崎市がスコットランド代表チーム、県及び島原市がトンガ代表チームの公認チームキャンプ地に、それぞれ内定いたしました。

このほか、2020年東京オリンピック・パラリンピックに関連して、本大会の開催期間に合わせオランダから大勢の方が来日し、本県を含む国内各地を観光しながら移動する国際ウォーキングイベント「ウォーク・チャレンジ・ジャパン2020」の開催が計画されております。

これらを契機に、スポーツを通じた各国との交流を促進し、交流人口の拡大による地域活性化につなげてまいりたいと考えております。

今後とも、本県スポーツのさらなる振興と競技力の向上を推進してまいります。

次に、議案関係について、ご説明いたします。

まず、補正予算であります。今回は、国庫補助事業の内示等に伴う事業費の追加、その他緊急を要する経費について編成いたしました。

一般会計36億140万6,000円の増額補正をしております。

この結果、現計予算と合算した本年度の一般会計の歳入歳出予算額は、6,996億3,880万8,000円となり、前年同期の予算に比べ、279億3,002万5,000円の減となっております。

次に、予算以外の議案のうち、主なものについて、ご説明いたします。

第96号議案「長崎県税条例及び長崎県税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例」は、地方税法の改正により、県たばこ税の税率の段階的引き上げ及び旧3級品特例税率の適用期間の延長がなされたことに伴い、所要の改正をしようとするものであります。

第101号議案「長崎県港湾管理条例の一部を改正する条例」は、長崎港の県営常盤南駐車場の使用料を設定するとともに、同駐車場及びドラゴンプロムナード等の管理を指定管理者に行わせるため、所要の改正をしようとするものであります。

第104号議案は、長崎県教育委員会の委員の任命について議会の同意を得ようとするものであります。

委員といたしまして、小松雄介君を任命しようとするものであります。

第105号議案は、長崎県人事委員会の委員の選任について議会の同意を得ようとするものであります。

委員といたしまして、本田哲士君を選任しようとするものであります。

いずれも適任と存じますので、ご決定を賜りますよう、よろしく願いいたします。

なお、教育委員会委員を退任されます渡邊悦治君、人事委員会委員を退任されます星野孝通君には、在任中、多大のご尽力をいただきまし

た。この機会に厚くお礼申し上げます。

その他の案件については、説明を省略させていただきますので、ご了承を賜りたいと存じます。

以上をもちまして、本日提出いたしました議案の説明を終わります。

なにとぞ、慎重にご審議のうえ、適正なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(溝口芙美雄君) 本日の会議は、これにて終了いたします。

明日から6月18日までは、議案調査等のため本会議は休会、6月19日は、定刻より本会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

— 午前10時36分 散会 —

第 7 目 目

議 事 日 程

第 7 日 目

1 開 議

2 県政一般に対する質問

3 散 会

平成30年6月19日（火曜日）

出席議員（42名）

1番 宮本法広君
 2番 麻生隆君
 4番 坂本浩君
 5番 高橋勝幸君
 6番 里脇清隆君
 7番 近藤智昭君
 8番 宅島寿一君
 9番 松本洋介君
 11番 大場博文君
 12番 山口経正君
 13番 山本由夫君
 14番 吉村洋君
 欠番
 16番 堀江ひとみ君
 17番 川崎祥司君
 18番 深堀浩君
 19番 山田朋子君
 20番 久野哲君
 21番 山本啓介君
 22番 前田哲也君
 23番 外間雅広君
 24番 下条ふみまさ君
 25番 大久保潔重君
 26番 中島浩介君
 27番 西川克己君
 28番 浅田眞澄美君
 29番 中村和弥君
 30番 高比良元君
 31番 山田博司君
 32番 渡辺敏勝君
 33番 吉村庄二君
 34番 瀬川光之君
 35番 坂本智徳君

36番 橋村松太郎君
 37番 徳永達也君
 38番 中島廣義君
 39番 中山功君
 41番 小林克敏君
 42番 田中愛国君
 43番 三好徳明君
 44番 八江利春君
 45番 宮内雪夫君
 46番 溝口芙美雄君

欠席議員（3名）

3番 吉村正寿君
 10番 ごうまなみ君
 40番 野本三雄君

説明のため出席した者

知事 中村法道君
 副知事 上田裕司君
 副知事 里見晋君
 統轄監 濱田厚史君
 総務部長 古川敬三君
 県民生活部長 木村伸次郎君
 環境部長 宮崎浩善君
 福祉保健部長 沢水清明君
 企画振興部長 柿本敏晶君
 文化観光国際部長 中崎謙司君
 土木部長 岩見洋一君
 農林部長 中村功君
 水産部長 坂本清一君
 産業労働部長 平田修三君
 危機管理監 豊永孝文君
 福祉保健部 園田俊輔君
 こども政策局長 野嶋克哉君
 会計管理者

交通局長	太田彰幸君
企画振興部政策監	廣田義美君
文化観光国際部政策監	田代秀則君
産業労働部政策監	下田芳之君
教育委員会 教育長	池松誠二君
選挙管理委員会委員	葺本昭晴君
代表監査委員	濱本磨毅穂君
人事委員会委員	星野孝通君
公安委員会委員長	川添忠彦君
警察本部長	國枝治男君
監査事務局長	辻亮二君
人事委員会事務局長 (労働委員会事務局長併任)	寺田勝嘉君
教育次長	本田道明君
財政課長	古謝玄太君
秘書課長	伊達良弘君
警察本部総務課長	杉町孝君
選挙管理委員会書記長	井手美都子君

議会事務局職員出席者

局長	木下忠君
総務課長	高見浩君
議事課長	篠原みゆき君
政務調査課長	太田勝也君
議事課長補佐	増田武志君
議事課係長	梶谷利君
議事課主任主事	天雨千代子君

— 午前10時 0分 開議 —

○議長(溝口芙美雄君) おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

これより、一般質問を行います。

中村議員—29番。

○29番(中村和弥君) (拍手)【登壇】 皆さん、おはようございます。

自由民主党・県民会議、諫早市選出の中村和弥でございます。

まず、冒頭に、昨日の大阪地震で犠牲になられました皆様のご冥福と被害に遭われた皆様に対し、お見舞いを申し上げたいと思います。

本日は、大変忙しい中に、少数ではございますけれども、私の後援会の皆様が傍聴に来ていただいております。まず、はじめにお礼を申し上げます。ありがとうございます。

また、今回、私の質問は、私が提案をしましたが、傍聴者の皆さんたちにも非常にやさしい、聞きとりやすい分割質問方式で質問させていただきたいと思います。

さて、13日の国会で140年ぶりに成人年齢を18歳に引き下げる法案が可決、成立をいたしました。いよいよ2022年から大人の定義が変わります。ただ、18歳で本当に社会や生き方について責任ある行動がとれるのかを私は非常に心配をしております。

そのような中、皆さんもご存じだと思うんですけれども、東京都で発生をいたしました幼児虐待事件ですが、常識では考えられない両親の虐待で幼い命を絶った5歳の結愛ちゃんが残しました、「もうママとパパにいわれなくてもしっかりとじぶんからきょうよりもっともったあしたできるようにするから もうおねがい ゆるしてください ほんとうにもうおなじことはしません ゆるしてください」との反省文を見て、私も涙が出ました。また、恐らく多くの方がいたたまれない気持ちになったのも事実ではないかと思っております。

遊ぶことも、外に出ることも許されない、どんなに辛い虐待をされても最後まで両親の愛を信じ、子どもらしい生き方を最後までできなかった結愛ちゃんのご冥福をお祈りしますとともに

に、同じような虐待事件が繰り返されないような子育て環境の整備に努めることをお誓いしますとともに、国、県、各自治体におかれましては、早急な対応策への取組をお願いしたいと思います。

それでは、通告に従い、質問をさせていただきます。

1. 九州新幹線西九州ルートについて。

(1) フル規格化推進の取り組みについて。

①整備方式への県の見解と検討委員会について。

九州新幹線西九州ルートは、我が長崎県にとって、産業振興、交流人口の拡大、地域の活性化などにつながる重要な交通基盤であり、一日も早い開業を多くの県民が待ち望んでいるところでございます。

西九州ルートについては、平成34年度に武雄温泉駅での対面乗換方式により、暫定的な形で開業されますが、フリーゲージトレインの導入が困難となり、山陽新幹線への直通運行が実現できないことから、暫定開業後の整備方針が不透明なままであります。

このような状況を受けて、県として、昨年7月にフル規格による整備を求める方針を示して以来、県議会、関係自治体、経済団体とも連携を取りながら、国等への要望活動を行うなど、フル規格の実現に向けて取り組んでおられるところでございます。

こうした中、去る3月30日に国土交通省からフル規格、ミニ新幹線、フリーゲージトレインの整備方式ごとの比較検討結果が示され、その後、与党PTの西九州ルート検討委員会におきまして、JR九州や関係自治体へのヒアリングが行われたところでございますが、改めて長崎県としての見解や検討委員会での今後の論議が

どうなるのか、お聞きをいたします。

②地元負担金の軽減について。

フル規格による整備の実現に向けて最大の課題は多額の地元負担であり、この負担を圧縮する方法を早急に検討すべきだと考えております。

報道によりますと、与党PT検討委員会の佐賀県のヒアリングにおいて、長崎県の負担1,017億円に対して、佐賀県の負担は2,408億円で、本県のおよそ2.4倍になるということを取り上げておられます。

しかしながら、6月8日の与党PT検討委員会では、佐賀県の説明は、貸付料の制度を考慮しておらず、ミスリーディングなものであったとの意見も交わされたと伺っております。

現在の整備新幹線における財源の取組は、国、地方の負担以外に貸付料が充当されるものだと思いますが、新鳥栖－武雄温泉間においても、国が示した高い収支改善効果を活かし、地元負担の軽減を図ることができるのではないかと考えております。

このことにつきまして、知事のお考えをお尋ねいたします。

③財源確保について。

佐賀県におきましては、依然、フル規格には難色を示されておりますが、平成34年には対面乗換方式により開業されます。この暫定的な方式は、固定化することがあってはならないことでございます。

そのため、長崎、佐賀両県は、対話は必要でございますけれども、新幹線整備は、国土の均衡ある発展のために進められている国策であるということ踏まえ、フル規格で整備するという方針の決定、また、その財源の確保については、国が責任を持って解決していくことが必要であると考えます。（発言する者あり）

知事の考えをお尋ねをいたします。

壇上からの質問は、以上でとどめ、この後は対面演壇席から質問させていただきます。

○議長（溝口芙美雄君） 知事。

○知事（中村法道君）〔登壇〕 お答えを申し上げます前に、昨日の大阪の地震において犠牲となられました皆様方に深く哀悼の意を表しますとともに、被災された皆様方に心からお見舞いを申し上げます次第でございます。

それでは、中村議員のご質問にお答えをいたします。

まず、九州新幹線西九州ルート of 整備に関する県の見解並びに与党P T の議論が今後どのようなのかとのお尋ねでございます。

九州新幹線西九州ルート of 整備のあり方については、現在、与党整備新幹線建設推進プロジェクトチーム「九州新幹線（西九州ルート）検討委員会」において議論が行われており、7月末までに結論を出すこととされております。

県といたしましては、フリーゲージトレインの導入が困難となる中、西九州ルート of 整備方式として、ミニ新幹線は、長期間に及ぶ利便性の低下やダイヤの安定性に劣るなど、多くの懸念材料がある一方で、フル規格については、投資効果や収支改善効果、時間短縮効果が大きく、将来の西九州地域全体の発展のためには、最善の選択肢であると考えております。

こうした県の考え方は、与党P T 西九州ルート検討委員会ヒアリングや政府施策要望において強く主張したところであり、山陽新幹線への直通運行を前提に多額の財政負担を行ってきた経過を踏まえ、暫定的な姿であります対面乗換方式が固定化されることがあってはならないと考えているところであり、早急に整備の方向性を示していただく必要があるものと考え

ております。

今後、同委員会は、「フル規格やミニ新幹線などの整備方策、財源のあり方等について検討を深め、改めて関係者と協議する」とのことです。ありますので、引き続き、フル規格に向けた本県の考え方をしっかりと訴えてまいりたいと考えております。

次に、整備に当たって多額の地元負担が課題となっているところではありますが、収支改善効果の活用により、負担を軽減することが可能ではないかとお尋ねでございます。

整備新幹線では、事業費に対して、運行事業者である関係J R 各社からの貸付料を充当したうえで、国と地方において、2対1の割合で分担することとなっており、建設中の長崎－武雄温泉間についても、これまでの実績として、事業費の約19%に貸付料財源が充当されております。

本県が与党P T 西九州ルート検討委員会のヒアリングにおいて示した地元負担額は、この貸付料の充当を前提とした数字であります。佐賀県がヒアリングにおいて示された負担額は、長崎－武雄温泉間、武雄温泉－新鳥栖間のいずれの区間においても、貸付料が考慮されていないことから、大きな差が生じているものと考えております。

武雄温泉－新鳥栖間における貸付料については、整備に伴って発生する収支改善効果を参考に計算されますが、フル規格の場合、国の試算では年間約88億円の高い効果が見込まれておりますことから、実際には佐賀県が示された地元負担額より相当程度軽減されるものと思われま

す。こうしたことから、県としては、地元負担の軽減に向けて貸付料収入の積極的な活用を含め、幅広い財源の確保を図ることなど政府、与党に

対し、強く要望しているところであります。

次に、整備方針の早期決定と財源問題は、国策で新幹線整備を進める国の責任で解決すべきではないかとお尋ねでございます。

九州新幹線西九州ルート of 整備のあり方については、フリーゲージトレインの導入が困難となる中、新たな整備方式を早急に決定する必要があります。

本県としては、将来にわたる西九州地域全体の発展のためには、フル規格が最善の選択肢であると考え、さまざまな機会を捉えて佐賀県との対話に努めておりますが、現状では、依然として意見の隔たりがあると認識しております。

西九州ルートの整備を進めるうえで、特に、大きな課題は地元負担であります。この問題は両県の話し合いだけでは解決できないものであります。

したがって、県としては、新幹線整備は国家プロジェクトであり、国がこれまで開発を進めてきたフリーゲージトレインの導入が困難になったという特殊事情もあることから、まずは国の責任において議論を進め、西九州ルートをフル規格によって整備していただきたいこと、地方負担軽減のための幅広い財源の確保を図っていただきたいことなどについて、要請を重ねているところであります。

以後のお尋ねにつきましては、自席の方からお答えをさせていただきます。

○議長(溝口芙美雄君) 中村議員—29番。

○29番(中村和弥君) ありがとうございます。確かに、知事も私と同様の考え方でございまして、もちろん、フル規格に決定する権利、そしてまた、財源の確保については、やっぱり責任を持って国がやるべきだと私は思っております。

ただいま、知事から、地元負担金の軽減について、「国の責任において議論を進めて整備を促進するために幅広い財源の確保を要請をしている」という言葉をいただきました。

先日の知事の定例記者会見を受けて、佐賀県の負担に関して、新幹線負担増の検討や負担肩代わり検討等の報道がなされておりましたけれども、要は、佐賀県の負担を肩代わりするような受け止め方もされているという内容でございましたけれども、このことについて知事の見解を改めてお聞きしたいと思います。

○議長(溝口芙美雄君) 知事。

○知事(中村法道君) 西九州ルートの整備のあり方については、先ほども申し上げましたけれども、佐賀県の地元負担が大きな課題となる中で、この財源の問題については、長崎、佐賀両県だけで解決することは大変難しい状況にあり、国が開発を進めてきたフリーゲージトレインの導入が困難となったという特殊事情も踏まえ、まずは国において、その責任のもと、議論を進めていただくよう、要請をしているところであります。

もとより、この新幹線整備に伴う地元負担につきましても、関係法令で定められているところであり、佐賀県の負担を単に長崎県が肩代わりするというようなことは、この規定から外れ、県民の理解も得られないものと考えているところであります。

しかしながら、先ほど申し上げましたように、国による議論を経て、その結果として地元負担の軽減も含めて西九州ルートの新たな負担のスキーム等が提示された場合には、県としてさまざまな角度から、分析、検討をする必要があると考えているところであります。先日の定例記者会見等においても、その趣旨を申し述べたものであ

り、単純に地元負担の肩代わりをする趣旨で申し上げたわけではないということをご理解いただきたいと思ひます。

○議長（溝口芙美雄君） 中村議員一29番。

○29番（中村和弥君） 知事の答弁にございましたけれども、やっぱり両県が今回のこの負担金というものを非常に厳しい目で見ているので、これからも両県の負担金が削減されますように努力をしていただきたい。

もちろん、このフル規格については、長崎、佐賀両県の発展に間違いなく寄与すると思っております。

そういう意味を含めまして、ぜひ、溝口議長を中心に、今後も中村知事と同様に展開をしていただき、早急に解決をしていただきたい。もちろん、私ども県議会議員も全力で一緒になって取り組んでいきますので、よろしく願ひ申し上げたいと思ひます。

そしてまた、私の地域は、新幹線と別個の在来線の地域でございまして、新幹線とともに在来線の話も今後展開されると思ひますので、ぜひ、この在来線のあり方についても、知事の方からも、また、議長の方からも国と対話をしていただければ幸いだと思っております。

2、特定複合観光施設（IR）の導入について。

（1）IR整備法案の成立と取り組みについて。

①IR整備法の成立から開業までのスケジュールについて。

特定複合観光施設（IR）につきましても、その導入目的のほか、内容、制度を定める「特定複合観光施設区域整備法案」が、去る4月27日に閣議決定をされ、国会に提出されました。

現在、審議中であり、今朝も新聞でいろんなことが報道されております。恐らく今国会中に

成立するのではないかと期待を膨らませているところでございます。

また、「長崎IR基本構想」についての取りまとめが、佐世保市と共同で設置をされている「IR推進協議会有識者会議」から提出され、九州が一体となった「ユニーク・マリンIR」というキャッチフレーズ及び「長崎IRの独創性と先駆性」、「海や島等の自然景観」、「海外との交流の歴史」といった3つの特徴が示されているところでございます。今後、IR導入に向けた取組が加速していくものと考えております。

一方、IR区域の認定数の上限は、全国で3カ所とされており、厳しい地域間競争が予想されております。

本県へのIR導入のためには、制度の全体の流れを把握し、他地域に遅れることなく、国への認定申請に向けた取組を進めていく必要があります。

加えて、制度の全体的な流れを県民の皆様にもご理解いただき、地域における合意形成をより一層深めることも大切だと考えております。

そこで、まず、IRを導入するに当たり、IR整備法の成立からIR開業までの流れやスケジュールはどのようになるのか、お聞きをいたします。

②ギャンブル依存症対策の財源について。

県や市が公共施策としてIR誘致に取り組まれる理由の一つに、IR事業者からの納付金を財源とした観光や地域の振興などが挙げられると思ひます。あわせて、この納付金により、IR導入に伴い懸念されているギャンブル依存症の防止対策をしっかりと行っていけば、県民の不安解消にもつながるのではないかと考えております。

そこで、IR整備法におけるカジノ収益の公

益還元の仕組みと、その公益還元の一環としてギャンブル依存症対策への財源としても使えるのかをお聞きいたします。

○議長（溝口芙美雄君） 企画振興部長。

○企画振興部長（柿本敏晶君） I R整備法の成立からI R開業までの流れやスケジュールについてのお尋ねでございます。

「特定複合観光施設区域整備法」、いわゆるI R整備法が今国会において可決、成立した場合、まず、国土交通大臣がI R区域整備の意義や目標、区域認定に関する基本的な事項を定める基本方針を平成31年度中に公表します。

この基本方針を踏まえて、県は、I R事業者の公募、選定手続等に関する実施方針を策定し、事業者を選定する手続に入ります。

次に、選定したI R事業者と共同で区域整備計画を作成のうえ、国へ同計画の認定を申請し、国土交通大臣は、公正かつ客観的な審査により、平成32年度以降に3カ所を上限として認定することになります。

認定が受けられれば、県は、I R事業者と実施協定を締結いたします。

その後、I R事業者は、施設整備着手から施設の完成までの間にカジノ免許申請を行い、カジノ管理委員会が厳格な背面調査等を行ったうえでカジノ免許を付与し、I R開業という流れになっております。

海外の事例では、I R施設整備に3年程度を要しており、開業は、早くても平成35年度以降になるのではないかと見込んでおります。

次に、I R整備法におけるカジノ収益の公益還元の仕組みとギャンブル依存症対策にも活用できるのかというお尋ねでございます。

I R整備法案では、カジノ収益の公益還元の仕組みとして、カジノ事業者に対し、カジノ行

為の粗収益の30%について、国に15%、都道府県等に15%の割合で納付する義務を定めております。

また、その用途については、議員ご指摘のとおり、観光の振興及び地域経済の振興のほか、社会福祉の増進や文化・芸術の振興に関する施策に必要な経費に充てるものとされております。

さらには、カジノ施設の設置・運営に伴って懸念される影響の排除が、国、地方公共団体の責務となっており、その責務の達成に必要なギャンブル等依存症対策などの経費に納付金を充てられるようになっております。

県といたしましても、こういった仕組みの中で納付金を活用し、本県全体の観光振興や地域経済の発展に寄与する施策はもちろんのこと、懸念される影響を排除できるよう、取り組んでまいります。

○議長（溝口芙美雄君） 中村議員—29番。

○29番（中村和弥君） ありがとうございます。今の説明で流れについては大体把握できました。認可後も長期の期間が必要になるということでもございましたので、可能な限り、県民の皆さんたちの心配がなくなるように対策をしていただきたいと思います。

質問として、知事にもう一回お聞きしますけれども、今、答弁をいただいたんですけれども、I R整備法が今国会において成立をされる見込みだということは先ほど申しました。

そのような中で、本県へのI R誘致に向けた知事の思いを改めてお聞きしたいと思います。

○議長（溝口芙美雄君） 知事。

○知事（中村法道君） 本県や九州は、大変古くから海外との交流の窓口として発展してまいりました歴史、あるいは東アジアとの深いゆかりがあり、さらに、I R候補地でありますハウス

テンボス地域は、既に300万人の集客がありますことから、既存のインフラ等も活かしながら、ほかの地域よりも魅力のあるIR施設の整備が可能になってくるものと考えております。

こうした長崎や九州が持つ優位性を活かして、IRという国内外からの新たな玄関口を設けることで、今までにない人の流れを生み出すことができるものと考えております。

これが実現できれば、経済への波及、雇用創出、さらには税収の増加等も見込まれるところであり、九州全体の観光振興にも寄与できるものと考えております。

このため、県議会並びに県民の皆様方のご意見をお伺いしながら、佐世保市と連携して厳しい地域間競争を勝ち抜き、長崎IRが実現できるように、これからも全力を注いでいかなければならないと考えているところであります。

○議長（溝口芙美雄君） 中村議員—29番。

○29番（中村和弥君） 今回、このIR構想については、全国で3カ所しかございません。この認定が長崎県にきますように全力で取り組んでいただき、そしてまた、ギャンブル依存症等の心配がないような対策をとっていただければと思っているところでございます。

3、「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」について。

(1) 世界遺産登録実現と登録後の取り組みについて。

①イコモス勧告について。

「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の世界遺産登録につきましては、先月、イコモスから世界遺産にふさわしいとの登録勧告を受けたことで大きく前進をいたしました。いよいよ今月末の世界遺産委員会での審議を待つばかりの段階まで来たということでござい

ま、心待ちにしておられる県民の皆様とともに、私も大変うれしく思っているところでございます。

平成19年に世界遺産候補になってから、ここに至るまで、県、関係市町をはじめ、所有者や住民の皆様は、登録に必要な調査や推薦状の作成、登録後を見据えた取組の推進など、さまざまな準備で大変ご苦勞をなされたと思っております。

県議会としましても、今年こそはと、登録の実現を確信しているところでございまして、今月末の世界遺産委員会において確実に登録されるよう、イコモス勧告を踏まえながら、関係部局には最後まで万全を尽くしていただきたいと思っております。

そこで、改めて質問いたしますけれども、世界遺産委員会を目前に、このたびのイコモス勧告をどのように受け止めておられるのか、お伺いをいたします。

○議長（溝口芙美雄君） 文化観光国際部長。

○文化観光国際部長（中崎謙司君） イコモスの勧告をどのように受け止めているのかというお尋ねでございますが、ユネスコ世界遺産委員会の諮問機関であるイコモスの勧告は、登録審議において重視されるものであり、本遺産の普遍的価値と保存管理体制について、専門的見地から、「登録が適当」との評価をいただき、まずは安堵しております。

これも、推薦書を一旦取り下げ、価値づけや構成資産の見直しを短期間で行うなど、厳しい局面を登録への揺るぎない思いで乗り切っていたいただいた関係市町をはじめ、関係者の皆様の不断の努力の結果であり、これまでの間、変わらずご支援をいただきました本県選出国會議員及び県議会の皆様方に改めて感謝申し上げます。

来る6月24日からバーレーン王国で開催されます世界遺産委員会において、確実に登録が実現されるよう、現地に赴き、最後まで気を抜かず、最善を尽くしてまいります。

○議長(溝口芙美雄君) 中村議員—29番。

○29番(中村和弥君) 不慣れなものですから質問を飛ばしてしまいまして、追加でさせていただきます。

②持続的な誘客への取り組みについて。

今、部長から答弁がございましたけれども、今回、幸いにして世界文化遺産が新たに誕生しましたら、多くの観光客が、もちろん間違いなく本県を訪れるということが予測されると思います。しかしながら、国内の他の世界遺産では、登録後は観光客が押し寄せたものの、その後の観光客数が減少している事例もたくさん聞いております。

先日、中村知事に同行いたしまして政府施策要望をいたしました。その時に自民党の萩生田幹事長代行から知事に対して、「登録後が重要で、将来にわたって持続的な誘客につなげる必要がある」というアドバイスをいただきました。

そこで、世界遺産の登録効果を一過性に終わらせない持続的な誘客を図っていくための県の取組について、お尋ねをしたいと思います。

○議長(溝口芙美雄君) 知事。

○知事(中村法道君) この「潜伏キリシタン関連遺産」は、祈りの場である教会を中心として、地域の皆様の生活が現に営まれている集落でありますので、信仰や生活を守っていくことを前提としながら、訪問者を受け入れていく必要があります。一時に大勢の観光客を迎えるということが難しく、これがほかの世界遺産と異なる点ではないかと考えております。

そのうえで、登録効果を一過性に終わらせな

いたためにも、訪れた方々には厳粛な雰囲気の中で、信仰を守ってきた歴史に直接触れていただき、その感動をできるだけ伝えていくことが大切であると考えております。

そのためにも、ただ見ていただくだけではなくて、全体のストーリーの中での位置づけや、地域に根差した歴史的な価値をお伝えすることが必要となってまいりますので、引き続き、これらを伝えるガイドのスキルアップや育成を進めてまいりたいと考えております。

また、構成資産の中には、地元産品を活用した地域振興や訪問者との交流に積極的に取り組んでいる集落もありますので、こうした動きが県内各地に広がっていくよう、各市町と連携して地域の取組を支援してまいりたいと考えております。

さらには、「禁教期」に絞って選定されている構成資産だけではなくて、「伝来期」、「復活期」も含めた本県のキリスト教の歴史を伝えることが、本当の意味で価値の理解につながると考えているところでありますので、引き続き、堂崎天主堂や田平天主堂などの関連資産も併せた周遊対策に力を注いでまいりたいと考えております。

こうした取組を通して、世界遺産の適正な保存、活用に引き続き取り組んでいきたいと考えているところであります。

○議長(溝口芙美雄君) 中村議員—29番。

○29番(中村和弥君) 今回、間違いなく認定をされ、長崎県の発展に寄与することを祈っているところでございますけれども、何分、今回の世界遺産は、場所的に交通アクセスが非常に不便なところがあると思うんです。

そういう意味も含めまして、先ほど言いましたように、一過性に終わらないように、道路整

備を含めて、いろんな対策を早急に講じていた
だきたいと思っているところがございます。

4、石木ダム建設について。

(1) 早期建設への取り組みと生活用水の状況
について。

①生活用水の使用状況について。

石木ダムの建設は、川棚川の治水対策や佐世
保市の水源不足解消のため、県と佐世保市が長
年取り組んでいる重要課題でございまして、事
業の進捗に向け、土地収用法に基づく手続が進
んでいる中、付替県道工事を全力で取り組んで
おられますが、依然として、一部地権者や支援
者による妨害行為が続いているとお伺いをして
おります。

私は、このような現状から、安全を確保しつ
つ、工事の進捗を図ることは当然ですが、加え
て、県と佐世保市や川棚町が、これまで以上に
連携をし、石木ダムの治水、利水両面での必要
性や今後の地域振興策などについて、県民や地
域の皆様へ広く発信していくことが、今こそ、
重要だと考えております。

聞くところによりますと、佐世保市は、全国
の同規模都市や、私が住んでいる諫早市、そし
てまた、長崎市などの他の自治体と比べますと、
一人当たりの水の使用量がかなり少ないとお伺
いしております。

そこで、まず1点目に、佐世保市民の一人当
たりの生活用水の使用量が他の県内自治体と比
較してどのようになっているのか、お聞きをい
たします。

○議長(溝口芙美雄君) 土木部長。

○土木部長(岩見洋一君) 佐世保市と他の自治
体の生活用水使用量についてのお尋ねですが、
各自自治体への聞き取りいたしましたところ、佐
世保市の一人一日当たり上水道の平均使用量に

つきましては、平成28年度実績で191リットル
となっているのに対し、長崎市は205リットル、
諫早市、大村市などは210リットル前後となっ
ております。

○議長(溝口芙美雄君) 中村議員—29番。

○29番(中村和弥君) ありがとうございます
。私も資料をいただいたんですけども、や
っぱり佐世保市は水の使用量が他の自治体に比
べて明らかに少なくなっています。これは間違
いなく、過去の渇水の経験から、市民一人ひと
りが水の利用を我慢して節水に努めているから
だと私は推測しております。

また、私が聞くところによりますと、事業に
反対をされている方々は、現在、地元川棚町の
水道施設ではなく、以前、県や佐世保市が地元
の要望により設置した仮設的な給水施設を利用
されているとお伺いしております。

普段の水の利用については、全く困られてい
ないわけでございます。佐世保市民と違いまし
て、平成に入ってからの大渇水などの影響を直
接受けておられないことから、私自身は、水の
大切さに関する認識にも違いがあるのではない
かと考えております。

確かに、豊かな自然やふるさとを守る気持ち
も大事ですが、認識の違いがある方々が佐世保
市民の水源不足を解消しようとする事業を妨害
されるということは、私には理解ができません。

「現状、佐世保市の水は足りている」、「今後
も人口減少で使用量が増加することはない」と
いうようなお話もされておりますが、今後の地
域の発展を考えた時には、市民が常に渇水を心
配しないで十分な水を使用できるように、そし
てまた、企業誘致などによります地域発展に水
の問題が足かせにならないようにしっかりとし
た水源を確保する必要があるのではないかと考

えております。

7月9日には、事業認定取消訴訟の第一審の判決が予定されておりますが、今後とも、安全を守るといった事業の目的に加え、水源確保の重要性も含めて、広報等によりまして県民の理解を得ながら、一日も早いダム建設に向けて事業の進捗に取り組んでいただきたいと思います。改めて知事のお考えをお聞きします。

○議長(溝口芙美雄君) 知事。

○知事(中村法道君) 石木ダムの建設は、川棚川の抜本的な治水対策、佐世保市の慢性的な水源不足解消のためには、必要不可欠な事業であると考えております。

治水・利水対策としてのダムの重要性については、これまでも全世帯広報誌や県政番組等を通して、県民の皆様方の理解が深まるよう、努めてきたところであります。

また、佐世保市からも、水道水源確保対策は最重要施策との位置づけで、石木ダムの早期完成に向けて事業推進の要請を受けているところであり、引き続き、市とも十分連携しながら積極的な情報発信に取り組んでまいりたいと考えております。

今後とも、石木ダムの早期完成による県民の安全・安心の確保と県北地域の発展を目指して、佐世保市、川棚町と一体となって事業の推進に向けて最大限の努力を重ねてまいりたいと考えております。

○議長(溝口芙美雄君) 中村議員—29番。

○29番(中村和弥君) ありがとうございます。ただ、しかし、今後も妨害行為が続く可能性が非常に高いと私は考えております。裁判の結果を見据えて迅速な措置を施し、ぜひとも早期完成を目指していただきたい。

このためには、やっぱり反対者よりも先に地

元を離れた方々もたくさんおられるわけです。

そういう方たちの気持ちも酌んでいただき、早急な対応をしていただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

5、国境離島地域の振興について。

(1) これまでの成果と今後の取り組みについて。

昨年4月に「有人国境離島法」が施行されまして、これまでの離島振興施策に加え、本県の国境離島地域であります壱岐、対馬、五島列島の3地域、そして、40の有人島の地域社会維持対策に国の新たな支援が受けられる非常に心強い制度がスタートして1年が経過いたしました。

この間、新たに創設されました国の交付金を活用して、雇用機会の拡充をはじめ、航路、航空路運賃の低廉化や滞在型観光の促進などに積極的に取り組まれ、毎年約1,000人の社会減が続く中、平成29年度におきまして、社会減は640人となり、350人を超える改善となりました。

県が掲げる国境離島地域の社会減を現状から5年間で5割改善するという基本目標に対し、まずまずのスタートが切れたのではないかと考えております。

今後、この流れを途切れさせることなく、その効果をより高めるきめ細やかな施策を展開していく必要があります。そのためには初年度の取組をしっかりと検証することが重要であります。

①昨年度の総括について。

②今後の取り組みについて。

そこで、法施行後の最初の1年間というものは、今後の発展、また、展開を占う意味でも大変重要だと思うわけでございますけれども、昨年度の取組の総括として順調にいった点と、見えてきた課題について、お尋ねをしたいと思います。

あわせて、それらの総括を踏まえた今後の取組についてもお尋ねをいたします。

○議長(溝口芙美雄君) 知事。

○知事(中村法道君) 国境離島地域の振興を図るため、県では、市町と一体となって、人口減少対策として最も重要な雇用の場の創出に向け、各地域において新たな事業の掘り起こし等に努めるとともに、滞在型観光を促進するための事業の展開、離島住民等に係る航路、航空路運賃の低廉化の円滑な実施などに力を注いでまいりました。

その結果、雇用機会拡充事業においては、340人の新規雇用が生まれ、移住者の増加とも相まって、人口の社会減の抑制に一定つながったほか、運賃の大幅な引き下げによる航路、航空路の利用者の増加、体験プランを組み入れた旅行商品の開発等による宿泊者の増加など、国境離島地域の活性化に貢献ができたものと考えております。

一方、関連施策を進める中で、全国的な問題ともなっておりますが、人材不足への対応や島内事業者だけでは限界があります販路拡大等の新たな事業展開、また、さらなる観光客誘致につながるきめ細やかな施策の展開などが課題となってきているところであります。

このため、本年度は、本県からの人口流出が多い福岡や東京において、島内で雇用機会拡充事業に取り組む事業者を招いた就職面談会を開催するほか、専門コンサルタントを活用した島内事業者と島外事業者のマッチングによる新たな事業展開の促進に力を注いでいくことといたしております。

また、観光分野においては、個人旅行者の誘客対策として、乗船券、航空券を島民並みの割引運賃で購入できる新たな仕組みを導入してま

いりたいと考えているところであります。

今後とも、市町と一体となって新法が目指す人口が定常的に社会増となる状況を実現できるよう、関連施策の推進に全力を注いでまいりたいと考えているところであります。

○議長(溝口芙美雄君) 中村議員—29番。

○29番(中村和弥君) ぜひ、今後も一人でも多くの島民の方たちが住み続けられるように、そしてまた、多くの方たちが移住していただけるような対策を講じていただきたいと思います。

6、国営諫早湾干拓事業について。

(1) 開門問題と水産振興策について。

①開門問題の早期解決について。

諫早湾干拓事業についてでございますけれども、昨年4月25日に、国が「開門しない」との方針を明確にされたことにつきましては、地元の私たちとしては、とつても歓迎すべきものだと思います。

また、開門を求める方々が行った独立当事者参加の申し出は、福岡高裁におきまして、これを認めないとの判決が出されましたが、現在、さらに最高裁にて審理中であるということを伺っているところでございます。

諫早湾干拓事業の防災や営農の効果は、十分に発揮されておりまして、地元の方々の安全・安心な生活を守るために大変重要な役割を果たしているものでございまして、地元議員としまして、開門問題を早期に解決し、その効果をさらに高めていくことに力を注いでいくべきだという思いを強くしているところでございます。

そこで、国が開門しない方針を明確にした今、改めて開門問題の解決に向けた考えをお聞きをいたします。

②諫早湾水産振興特別対策事業について。

こうした開門問題に加えまして取り組まなけ

ればならないこととしまして、諫早湾内の水産振興があるわけでございます。今回また、予算も計上していただいておりますけれども、その諫早湾水産振興特別対策事業につきましての取組について、お尋ねをいたします。

③干陸地や本明川下流域の利活用への国の対応について。

干拓事業で誕生いたしました干陸地や本明川の下流地域では、現在、作物の栽培をはじめ、ボート練習やお祭りの開催など、一定、利用されておりますが、さらに有効に活用していくためには、国土交通省や農林水産省など国との連携が大変重要になってまいります。

例えば、地元の方々や団体が干陸地を使って何かをしたいと考える時には、必要な建物であるとか、利活用を進めるうえで必要となってくるものが数々あるかと思っております。

そこで、私は、地元の方々等より利活用の要望があった場合、県として、もっと国に対し、柔軟な対応を求めていけるような体制を整えるべきだと思っておりますけれども、この見解をお聞きいたしたい。

○議長(溝口芙美雄君) 知事。

○知事(中村法道君) 諫早湾干拓事業の開門問題の早期解決に向けた考え方についてのお尋ねでございます。

諫早湾干拓事業の開門問題については、できるだけ早く解決に結びつけていかなければならないという思いは、私も全く同じであります。

そのため、今月7日の政府施策要望の際にも、齋藤農林水産大臣に対し、開門しない方針に沿って開門問題の早期解決を図っていただきたいこと、開門しない前提での効果的な水産振興策等により、真の有明海再生を目指していただきたいこと等を要請してまいりました。

大臣からは、「請求異議訴訟の中で福岡高裁が示した開門しないことを前提に、開門に代わる基金等の方策による全体的解決を図るものとする考え方や、関係各県、団体の判断は非常に重いものであり、引き続き、開門しないことを前提に和解に向けた努力を続けたい」旨の発言がありましたことから、私どもも、地元の県として、できることについては、しっかり協力してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、訴訟の推移を見極めてまいりますとともに、開門問題の早期解決が図られるよう、適切に対応してまいりたいと考えているところであります。

○議長(溝口芙美雄君) 農林部長。

○農林部長(中村 功君) 諫早湾水産振興特別対策事業につきまして、その取組について、お尋ねでございます。

諫早湾水産振興特別対策事業につきましては、これまで湾内での漁業経営の安定を目指して、漁場環境の改善など、必要な水産振興策を進めてきたところでございます。

これにより、一定の成果は上がっているものの、依然として諫早湾内の水産業は不安定な状況にあり、漁業経営も厳しいものと考えております。

このため、今年度の当初予算で約6,000万円を計上しており、実施主体でございます漁協等からの要望を踏まえ、アサリ、カキの種苗放流、砂投入によるアサリの漁場改良などに取り組んでまいります。

次に、干陸地等の利活用について、国に柔軟な対応を求める体制を整えるべきだというお尋ねでございます。

諫早湾干拓事業によって創出された自然干陸地などは、地域活性化のための非常に貴重な資

源と考えております。

その有効活用を図るうえで、地元の方々から自然干陸地の利活用に関する要望があった場合には、国、県、地元市で情報を共有し、相談内容に応じて必要な協議、調整を行うための体制を整備してまいります。

具体的には、営業活動を行う事業者等からの要望については、この体制の中で協議、調整を行い、「都市・地域再生等利用区域」の制度の活用を提案するなど、実現していくうえで必要な取組について支援を行ってまいります。

○議長(溝口芙美雄君) 中村議員—29番。

○29番(中村和弥君) わかりました。知事、この早期解決を地元の方たちも強く望んでおります。ぜひ、安心して漁業に専念して生活が立てられるような環境を早急につくっていただきたいと思っております。

また、お願いをしました国との対応、対策についての件ですけれども、できるだけ密に協議を重ねられまして、地元の方たちが相談に来た時には、すぐ解決できるような体制をとっていただければと思っております。

そのほかにも要望として挙げたいんですけれども、以前から私は調整池の水質の改善を強くお願いしてきました。今回もこの水質改善について強く要望するものでございまして、早急に浚渫と覆砂をやっていただきたい。

一部の方は、この調整池の濁り水を「毒水」と言われる方もおられます。しかしながら、「毒水」と言われるこの水も、考え方を考えれば、窒素とリンという栄養価の非常に高いものでございまして、この2つが諫早湾、有明海に流れ込まなければ、カキの養殖についても、アサリの養殖についても、そしてまた、ノリの養殖についても、それだけの水揚げをすることは

できないんです。そういうところをぜひ勘案していただきたい。

ただ、しかし、この濁りがあるから、いろんな方たちが、一般の方たちが懸念を持っているのでありまして、この濁りを除去するためには、浚渫、覆砂をするしかないと思っております。

また、堤防道路を走る方たちは、ユスリカの被害を毎年受けています。これを改善するためには、先ほどのような措置をしなければならないということでございます。

また、最近、他県の方たち、漁民の方たちが言っております排水ポンプの追加施設、これも調整池の水質がきれいになれば必要がないと思っておりますので、ぜひ、この浚渫、覆砂について、国に再度強く求めていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

7、スポーツ振興策について。

(1) 県央都市諫早のスポーツによるまちづくりについて。

なぜスポーツ振興策の前に諫早湾干拓の問題をもって来たかといいますと、先ほど部長に答弁いただきました干陸地の活用についてがあった。そしてまた、本明川の下流域についても、これからのスポーツの問題の中で関連があったから諫早湾干拓について、その関係を質問させていただきましたので、ご理解をいただければと思っております。

スポーツ振興策につきまして、今年、J1に昇格いたしましたV・ファーレン長崎は、順位こそ15位でございますけれども、10位と勝ち点1という僅差でありまして、J1に初参戦ながら、非常に健闘しております。

ただ、4月に長崎市の三菱重工幸町工場跡地に関する優先交渉権にジャパネットホールディ

ングスを含むグループ企業が選定されまして、新サッカースタジアムの建設計画が公表されました。

V・ファーレン長崎におきましては、平成25年3月にJ2リーグに参加して以来、私の地元諫早市の「トランスコスモススタジアム長崎」をホームとして使っていただきました。

これまでもいろいろ諫早市民として頑張ってきましたし、J1昇格後もV・ファーレンロードにおきまして、諫早市民が総ぐるみでおもてなしを実施し、地元として盛り上げてきたところでございます。

そういう中で、今回のホーム移転の発表には私も一抹の寂しさを感じておりまして、また、宮本市長におかれましても、新聞報道で、「諫早市からの移転は非常に残念である。今後はコアのホームタウンとして協力をしたい」とコメントされております。

ホームスタジアム移転は、非常に残念なことでありますけれども、逆に、諫早市としましては、4月1日から供用開始をされる新野球場、そしてまた、スケートボート場、今後展開されます第2野球場、サッカー場、または県立総合運動公園内に整備を予定されております16面のテニスコートなどを活用したスポーツによるまちづくり、そしてまた、スポーツコンベンションに力を入れて取り組む必要があるということを再認識しているところでございまして、それに関連した質問を2点させていただきます。

①諫早・雲仙マラソンについて。

全国的な健康志向の高まりで市民ランナーも増えておりまして、スポーツ交流と地域活性化が期待できるマラソン大会は、全国で盛り上がってきております。

そのような中、我々は、諫早市及び雲仙市選

出の県議会議員と両市の市議会議員の全議員で構成する、仮称「諫早・雲仙フルマラソンの実現を支援する議員の会」を昨年5月に発足させました。

その後、地元におきまして、今年の1月に、仮称「諫早・雲仙マラソン実行委員会発起人会」を立ち上げまして、実行委員会設立に向けた準備会議を進めております。

先月には、東京マラソン財団事業担当局であります早野忠昭氏から、「ランニングと音楽を融合したマラソン大会というコンセプトのもと、ランナーや観客、スポンサーが参加しやすく、継続できる大会にしては」とご提案をいただき、早速、現在、事業計画書に磨きをかけているところでございます。

我々としましては、2020年春頃には、ぜひ開催をしたいと考えているところでございますけれども、今後、実現に向けてどのような手順で準備をするべきなのか、お聞きをいたします。

②小江干陸地の有効活用と競技用ボートコース整備について。

先の項目でも質問しました諫早湾干拓事業における広大な自然干陸地や本明川下流域等を有効に活用し、スポーツの振興につなげていくことも必要だと考えております。

その方策として、例えば、小江地区の自然干陸地におきましてパークゴルフやクロスカントリーの練習場を整備することはいかがかと考えております。

まず、パークゴルフ場のコースにつきましては、誰もが気軽にスポーツに親しめる環境づくり、そしてまた、健康対策、知事がいつも言われております健康長寿対策、これにも役立つと考えております。

また、クロスカントリーにつきましては、す

ばらしい県立総合運動公園陸上競技場が諫早にございます。これと組み合わせた陸上トレーニングが可能になるのではないかと考えております。

また、本明川下流域におきましては、競技ボート練習場として、県内実業団「チョープロ」の皆さんが自ら艇庫を建設され、県内外の高校生チームとともに練習場として活用されております。

この場所は、年間を通して風や波の影響を受けにくく、淡水のために競技用具の塩害の心配が全くありません。また、8レーン相当の川幅があり、日本で唯一となる3,000メートルの直線コースが確保可能であることから、ぜひとも長崎県が誇る日本一のボートコース場として整備する必要があると考えます。

この干陸地や本明川流域につきましては、河川区域とのことをごさいますして、防災機能の観点から国との調整が必要となることも想定されるのでございますが、このようなパークゴルフやクロスカントリー及び競技ボートコースとして必要な整備を行うことで競技人口の拡大が図られ、さらには、競技力の向上、そして、全国大会や国際大会の開催による交流人口の拡大、社会人、実業団、大学生、高校生チームなどが合宿に訪れ、間違いなく地元の活性化につながると思います。

県の考え方をお聞きをいたします。

○議長(溝口芙美雄君) 企画振興部長。

○企画振興部長(柿本敏晶君) 諫早のスポーツによるまちづくりについてのお尋ねでございます。

まず、1点目の諫早・雲仙マラソンについて、どのような手順で準備を進めていけばいいのかというお尋ねですけれども、マラソン大会の開

催に当たりましては、まずは運営主体となる実行委員会を組織し、役割分担を明確にして準備を進めることに最優先で取り組んでいく必要がございます。

次に、マラソンコースの道路使用に当たっては、警察との協議・調整が重要でありまして、地域の合意形成や安全に配慮した警備計画等を立てて協議を進めていく必要がございます。

また、日本陸上競技連盟公認のフルマラソン大会とするためには、コースについての協議が整えば、陸連に対し、マラソンコースの公認申請を行いまして、派遣された検定員の実測調査を受け、公認証の交付を受ける必要がございます。

さらに、一般的には、遅くとも開催の1年前には、基本計画、開催概要、募集要項等を策定することが必要とされておきまして、その後、参加者募集、広報、競技運営、救護体制、ボランティア募集、協賛獲得など、大会開催まで、より具体的な準備作業を進めていくこととなると考えております。

次に、小江干陸地や本明川下流域の活用に向けた県の考えはということのお尋ねでございますけれども、広大な敷地を有する小江干陸地や競技ボート練習場として利用されている本明川下流域につきましては、スポーツでの活用を含め、さまざまな可能性を備えているため、地域住民の利活用はもとより、県内高校生や社会人チームの競技力向上に向けた練習、県外からの大会合宿の誘致など、今後の活用の方向性について、地元諫早市や県教育庁、県ボート協会等と精査を行っていく必要があると考えております。

そうした検討結果を踏まえたうえで、どのような整備が必要であるか整理を行うとともに、

整備の主体、管理体制などについて役割を明確化することが必要でありまして、まずは関係者との協議を行ってまいりたいと考えております。

○議長（溝口芙美雄君） 中村議員—29番。

○29番（中村和弥君） 私たちは開催日程も決めておりまして、そういう内容でご協力をいただければなと思っております。

ただ、今の答弁で、県警との協議の必要性が一番高いということでございましたので、県警にお尋ねいたしますけれども、今後、私どもがいろんなことでお願いすると思うんですけれども、その対応に対しましてどういうふうな見解を持っておられるのか、お聞きをいたします。

○議長（溝口芙美雄君） 警察本部長。

○警察本部長（國枝治男君） 県警察といたしましては、今後、諫早・雲仙マラソンの主催者から説明、相談があった場合には、必要な助言、情報提供を行うとともに、各種問題の解決策を講じた計画案の策定などを求め、地域住民、道路利用者の合意形成、地方公共団体の関与、使用する道路及び交通の状況、競技者及び観客の安全確保のための措置等々の観点から検討を行い、道路交通の安全と円滑に関する責務を果たしてまいりたいと考えております。

○議長（溝口芙美雄君） 中村議員—29番。

○29番（中村和弥君） ご協力をよろしくお願い申し上げます。

そして、ボートコースについてでございますけれども、このボートコースについては、先ほど申しましたように、現在、「チョープロ」という実業団がやっておりますけれども、これは日本に一つしかないボート競技場ということで諫早に設置をしていただきたい。

そしてまた、現在、「チョープロ」がつくっている艇庫がありますけれども、この艇庫が手

狭になりまして、艇がその中に入らないような状況になっています。そしてまた、トイレなども簡易的なものしか設置してなくて、練習に来た方たちが非常に困っております、早急に整備をしていただきたいと思うんですけれども、そのことに関しまして知事の見解をお聞きいたします。

○議長（溝口芙美雄君） 知事。

○知事（中村法道君） 本明川下流域は、現在、県ボート協会等において一定の施設整備が行われ、高校生や大学生、社会人チームが練習場として活用されているところであります。

ここが公認のボートコースとして認定を受け、大会等を開催するということになれば、スタート施設、あるいは審判席、コースロープの設置などが必要になってくると伺っております。

したがいまして、県といたしましては、まずは県ボート協会や地元諫早市から、大会開催に必要な競技環境や強化方針、地域振興の観点からの活用方策などについて、ご意見をお聞きしてまいりたいと考えているところであります。

○議長（溝口芙美雄君） 中村議員—29番。

○29番（中村和弥君） ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

そして、このスポーツ施設を有効に活用するためには道路のアクセスが非常に大事になってきます。ですから、今建設中でございます外環状線とか大村までの4車線化、島原道路、長田バイパス、これをぜひ早急に完成させていただきたいことを強く要望しておきたいと思ひます。

そして、今朝、報道がありました、昨日、大阪でありましたプールの擁壁で子どもが犠牲になっております。その件についても調査をし、確実に実行していただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

以上で、質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長(溝口芙美雄君) これより、しばらく休憩いたします。

会議は、11時15分から再開いたします。

— 午前11時 1分 休憩 —

— 午前11時15分 再開 —

○副議長(徳永達也君) 会議を再開いたします。

引き続き、一般質問を行います。

橋村議員—36番。

○36番(橋村松太郎君) (拍手)〔登壇〕 おはようございます。

自由民主党、諫早市選出の橋村松太郎でございます。

まず、昨日の大阪地方で震災に遭われ、そしてお亡くなりになられた方々のご冥福をお祈り申し上げ、また、被災された方々に心からお見舞いを申し上げます。

それでは、通告に従いまして質問に入らせていただきます。

1、地方創生に向けた取組について。

(1) 佐賀県との広域連携の取組について。

県においては、平成27年8月17日、地方創生にかかる佐賀県と長崎県との連携協定を締結し、県境周辺地域の振興などの4項目について、連携して取組を進めていくこととしております。

私も人口の福岡県への流出等、中心部への一極集中が進む中、各自治体の基礎体力を高めていくためには、地域独自で政策展開するだけでなく、地域間の連携を深化させ、地域の足腰を強めることが何よりも重要であると考え、平成27年9月定例会の一般質問において、積極的に推進していくべきであると申し上げたところであります。

地方創生の時代において、真に地域力を高めるためには、部門間の断片的な連携にとどまらず、お互いの政策課題を俯瞰し、忌憚のない意見を常時くみ交わせるような組織、または機構の設置が必要ではないかと考えます。つまり、県独自の利益のみを主張しあうのではなく、それぞれの県政課題について、さらには九州全県に関わる行政圏域をまたいだ広域的な視点から、その圏域に住む住民にとって真に必要な施策を相互理解によって実現していかなければならないと考えます。こうした体制の整備について、知事の見解を伺います。

また、そういった体制の構築とともに、両県による次長級、課長級の幹部職員を含め、思い切った相互の人事交流を積極的に実施することで、単県の枠にとらわれず、広域行政圏としてお互いの立場、特殊性を十分踏まえた施策が日常的に立案できるのではないのかと考えます。併せ、このことについて、知事の見解をお伺いしたいと思います。

2、県主要事業における県央地域の事業課題及び進捗状況について。

(1) 九州新幹線（西九州ルート）開業に伴う在来線への対応について。

先般、九州知事会において、JR九州が今春実施したダイヤ改正に対し、一方的に在来線の大幅減便に踏み切ったことに、利便性の改善等を求めた要望がなされたところであります。

私も、こういったJRのスタンスについては非常に危惧するものであります。

九州新幹線西九州ルート開業後、在来線について、23年間、上下分離方式でJR九州が運行することとなっておりますが、新幹線の開業後ということに対し、平成34年度、これは合意事項でこううたっておりますので、これを使って

いきます、平成34年度に対面乗り換え方式で一部開業した時、それをもって23年とするのか、果たして、いつを起点とするのか、そういった議論はなされているのか、非常に懸念しております。

私の認識としては、昨今の状況を考えますと、全線フル規格が達成された時点で在来線が上下分離の対象となるものと考えております。

しかしながら、平成34年度の暫定開業が起点となると極論すると、全面開業する以前にJR九州から切り離される危険性があるのではないかと非常に憂慮される場所でありす。

JR九州は、地元の実情を把握せず、一方的にダイヤ改正を実施した印象がぬぐえない中、新幹線開業後、23年のいつを起点とするのか。在来線沿線地域の将来を見据えた時、輸送サービスは低下しないのか、大変不安に感じております。間もなく平成34年を迎えようとするこの時期に、県民に対して責任を持った対応が必要であると考えます。

在来線の上下分離運行中は、その効果を地域に対して十分発揮できるよう、JRに働きかけることが重要であると考えますが、これらのことに対する見解を伺います。

(2) 国道207号の改良整備促進について。

多良見町佐瀬地区の整備促進については、着実に実行されており、知事に対して心から感謝申し上げますとともに、長田地区の延伸についても新規事業として取り組まれており、併せて感謝を申し上げ、国道207号の改良整備促進について、お尋ねいたします。

これまでの一般質問においても、長田東部及び高来地区の交通渋滞が深刻な問題であることから、早急な改良整備をお願いし、既に福田から正久寺まで3.5キロが平成22年度に開通し、

さらに東部への延伸ということで、平成27年度には猿崎町まで1.9キロ（事業費約30億 区画）の延長が事業化されたところであり、この区間の早期完成、早期供用開始を期待するところがあります。

しかしながら、抜本的には有明海沿岸道路（熊本、大牟田、柳川、佐賀県鹿島市を結ぶ）の残された区間である国道207号の鹿島～諫早間について、地域高規格道路として事業化されることにより、最大限の効果が発揮できるものと考えております。

このような中、国土交通省においては、物流生産性の向上を図ることを目的に、新たに「重要物流道路制度」が創設されたと聞いております。

長崎県としても、国土交通省に対して、十分に地域の実情や有明海沿岸道路の必要性などを強く訴えながら、その趣旨に沿いつつ、この制度に盛り込まれ、早期の事業化につながるよう取り組んでももらいたいと考えております。

今後の県の取組について、見解をお伺いいたします。

(3) 本明川ダム建設事業促進について。

本明川ダムの建設については、治水事業として平成6年度以来、国において取り組んでもらっているところであり、幸いにして地域の協力が得られ、一部事業の起工式も執り行われたところであります。

また、整備地域である本野地区では、本明川ダム建設事業に伴い、地域整備が図られることをさらに期待するところでもあります。

この事業によって、地元においては本明川の源流ということもあり、非常に生活面で利便性に欠ける面もあるわけでありますので、このことを契機として、富川町、大渡野町周辺から、

大村市横山頭を經由して、長崎医療センターや長崎自動車道へ通じる道路整備の可能性も見出されるのではないかと考えております。

諫早市内の区間については、市の一定の理解を得ていると伺っておりますが、さらに大村市の理解を得ることが必要であると考えているところでもあります。

同時に、ダム建設工事に伴う工事用道路、あるいは仮設道路整備をベースとして、そのルートが早期に完成されることを期待しております。

そういった視点からも、逆に奥まった地域ではありますが、諫早地域のエントランス機能を果たせるのではないかという思いを抱くところでもあります。

このような観点から、本明川ダム建設事業促進に対し、積極的に取り組まれることを切望するところではありますが、その見解をお伺いいたします。

(4) 江ノ浦川の河川改修事業について。

平成8年度から事業開始された江ノ浦川の河川改修工事につきましては、いよいよ事業効果が発揮されるのではないかと大いに期待されるところでもあります。

そのような中、まずは最終的な河川改修効果に、つまり、地域の防災効果を最大限発揮させるために特段の努力を払っていただきたいと考えております。ただ、標高が低い区域においては、浸水被害を解消できないのではとの思いから、河川改修事業として、併せ補完的な機能発揮（内水排除対策）のための事業に取り組む必要があると考えるところではありますが、その現状認識について、お尋ねいたします。

(5) 諫早湾干拓事業における環境対策と資源の利活用について。

これまでも自然干陸地の利用や淡水湖の利活

用、景観形成など、再三申し上げてきたところでありますが、この事業は大雨時の浸水被害防止をはじめ、防災効果はもとより、広大な農地を利活用した大規模農業経営の実践や、先進的なオートメーションによるオランダ型の取組など、大きな成果を上げているところでもあります。

今日では、期待以上の効果が発揮されているところであり、そういった中で、これから最後の仕上げとして、環境対策や美化対策、多面的機能を活用した地域振興策などの課題に取り組むべきと考えておりますが、知事の考えをお尋ねいたします。

また、国土交通省では、工事残土を活用して畑地化への取組を実施していただくこととなるなど、一定の方向性が見えてきました。今日では、地元有志の皆様方が環境整備や地域振興を目的に、そば栽培に取り組まれ、その拡大に向けて国も対応を考えておられる状況にあり、大変喜ばしいことであります。

今後は、そばにとどまることなく、他の農作物や花卉などによる環境改善にも取り組んでいただきたいと考えております。

このような取組に対して、県の対応についてお尋ねします。

さらに、淡水湖については、静寂で、全国でも類を見ない、水平に直線で3000メートルを確保できることから、ボートやカヌー競技には最適の条件を有しております。

諫早市においても、ボート等での利活用に取り組んでいるところではありますが、さらに競技の実践の場として機能強化を図るべきと考えますが、県の考えをお尋ねします。

3、国の森林環境譲与税（仮称）について。

国においては、平成31年度税制改正において、森林環境税及び森林環境譲与税を創設すること

とされております。

現在検討されている基本的な枠組みとして、森林環境税の全額を譲与税特別会計に直入した上で、市町村及び都道府県に対して森林環境譲与税として一定の経過措置を踏まえて、最終的に市町村対都道府県、9対1の割合で譲与されるよう制度設計がなされております。

今後、県においては、森林行政の展開に当たっては、これまで以上に指導的役割を果たす必要があると思われま

す。森林環境譲与税（仮称）は、県はソフト事業に充当できることとされておりますが、森林の持つ特有性、特殊性に鑑み、行政区域をまたいで広域な行政体が数多くある中、単に市町村のみならず、県境を隔てた森林整備についても取組を推進していかなければならないところですが、このようなケースに対して、県の役割が十分果たせるような制度設計が重要であると考えますが、県の見解を求めます。

4、学校教育について。

(1) 教員の働き方改革について。

我が国の学校及び教員は、学校指導のみならず、生徒指導や部活動の面でも主要な役割を担い、さまざまな生活場面を通して児童生徒の状況を総合的に把握した指導を行っていると思っております。

一方で、近年、このような教育が展開されることにより、学校や教員に対する社会の期待は一層多様化し、結果として教職員の長時間勤務が表面化することとなっております。また、目まぐるしい時代変化の中、現在の子どもたちには、次世代を担うことのできる資質、能力の育成が強く望まれているものと考えております。

しかしながら、その育成を行うべき教員が、本務に没頭できない環境であるとすれば、それ

は大変ゆゆしき問題であると考えます。

本県においては、教員の負担軽減及び適正な労働配分に向けた働き方改革について、今年度文部科学省の委託事業の採択を受け、取り組もうとされていると伺っております。

つきましては、その具体的な取組内容と得られた成果をどのように県下全域に展開されていると考えておられるのか、お尋ねいたします。

(2) 学校の閉庁日について。

県教育委員会においては、本年の8月11日から16日までの5日間を、県内の公立高校全てで学校閉庁日と定められております。

過去において、夏休みの期間中は長期の自宅研修期間とされ、教員の資質、能力向上や見識を深めることができる有益な時間として活用されておりましたが、今日では、通常勤務として登校し、内部業務に従事されております。

そのような中、今回の学校閉庁日の設定は、長期にわたって有意義に活用できる期間が確保されることとなり、調査研修や視察など、指導力を高める絶好の機会であると考えますので、このことを広く県民に周知するとともに、5日間だけでなく、その前後の日程も利用しながら、効果的な活用を期待するところでありますが、その所見をお伺いいたします。

(3) 離島教育の充実について。

離島地域の人口減少については、有人国境離島法による各種施策の成果により、昨年度の社会減は一定減少傾向にあります。

しかしながら、離島地域と本土地域の感覚的な距離は本当に縮まっているのでしょうか。例えば、ある中学校の部活動のお話をさせていただきましたと、先般、島原市において大会が開催されることから、五島市を早朝出発し、フェリーやJR、島原鉄道を乗り継ぎ、到着時刻が夕

方5時近くとなり、1日ばかりで遠征しているというお話を伺っております。フェリー料金については、有人国境離島法により運賃が低廉化されておりますが、現状において非常に過酷な学校生活を過ごされている環境を看過できないのではないかと考えます。

学校教育、あるいは離島教育全般の問題点の解消の視点に立てば、県教育委員会も実情は十分把握されていると思いますが、交通費の軽減だけではなく、教育機会の平等の確保の観点からも何らかの施策を講じる必要があると考えます。

有人国境離島法の活用により、真に離島地域の人口減少に歯止めをかけ、定住者が持続して安定的な生活を送るためには、教育面で本土並みの機会を提供する視点も非常に重要であると考えます。

次世代を担う子どもたちが、どの地域に住んでも、安心して遜色のない教育が受けられるよう、離島教育の充実が重要であると考えますが、このことに対する教育委員会教育長の所見を伺います。

併せて、「有人国境離島法」をはじめ、「過疎法」や「離島振興法」などで対応できるよう国に働きかけるべきと考えますが、担当部長の所見をお伺いします。

(4) 教職員の人事権の市町への移譲について。

国においては、市町村合併等、地方分権改革の推進と併せ、地方公共団体への事務権限の移譲や義務づけ、枠づけの見直し等を進めました。その動きの中で、県費負担教職員について、都道府県から中核市をはじめとする市町村への人事権の移譲について検討が始まっております。

その後、平成27年1月の閣議決定においては、広域での人事調整の仕組みにも配慮したうえで、

中核市等に権限を移譲する方向で検討を行い、小規模市町村を含めた関係者の理解を得て、結論が得られるものから順次実施するとされたことと承知しております。

しかしながら、市町村格差や離島を有する本県の実情から、県が県費負担教職員の人事権を有することは、全県的な教育水準の維持向上等に向け欠かせないものと認識しております。人事権を県が維持することについては、国に強く訴えているとは思いますが、県教委の認識と今後の取組について伺います。

以上で、壇上からの質問を終了し、再質問を対面演壇席からさせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

○副議長(徳永達也君) 知事。

○知事(中村法道君)〔登壇〕 橋村議員のご質問にお答えをいたします。

まず、佐賀県との広域連携の取組について、常時、意見が交わされるような組織の設置が必要ではないかとお尋ねでございます。

佐賀県との連携につきましては、平成27年8月に地方創生の推進を目的とした連携協定を締結して以降、県境地域の振興など、協定に盛り込んだ4項目の推進に力を注いでいるところであります。

具体的には、日本遺産である肥前窯業圏への観光誘客のための受け入れ体制づくり、東京、福岡における合同移住相談会の開催、関西圏へのフリーマガジンによる観光情報の発信などに取り組んでおります。

また、私自身、昨年3月に伊万里・有田地域を視察し、現地で佐賀県の山口知事と今後の連携の方向性等について意見交換を行ったほか、本年3月の明治維新150周年記念事業の実施、4月からのドクターヘリの相互応援の開始など、

連携事業が一定進展しているところであります。

しかしながら、そのほかにも両県には共通するさまざまな課題があると認識をしており、これまで以上に連携を深めていくことが重要であると考えております。

このため、現在は、連携協定を推進するための体制として、両県の企画部門を窓口とする「連携推進会議」と、分野別の「実務者会議」を設けているところでありますが、今後は、これらの開催頻度を高め、日頃から緊密な意思疎通が図れる関係を築いてまいりたいと考えております。

また、私自身も佐賀県知事とできるだけお会いする機会を設けることによって、さらなる連携拡大につなげてまいりたいと存じます。

次に、幹部職員を含め、思い切った相互の人事交流を推進していくべきではないかとお尋ねでございます。

先ほど申し上げた連携協定締結以降、3年間が経過する中で、長崎、佐賀両県には新たな課題も生じてきているものと認識しております。

例えば、I Rの誘致や新幹線の暫定開業を踏まえた交流人口の拡大、有明海の振興、長崎、佐賀両空港の利用促進、水産業における赤潮調査などであり、今後も幅広い分野において、より連携を密にしながら、具体的な事業の構築に取り組んでいく必要があると考えております。

その際、日頃から情報共有や意思疎通に努めることが大切であり、議員ご提案の人事交流を含め、どのような手法が効果的であるのか、今後、佐賀県とも協議してまいりたいと考えております。

次に、本明川ダム建設事業の促進についてのお尋ねでございます。

国営の本明川ダムについては、諫早市街地を

水害から守るために必要不可欠な事業であります。

これまで、地元の協力を得て、昨年2月には損失補償基準協定書の調印が、そして今年2月には付け替え道路の着工式が行われるなど、順調に事業が進められていると聞いております。

市道改良等を含む地域の振興策につきましては、諫早市が地元からの要望を受け、水源地域整備計画の策定に向けて関係機関と調整を行っているところであり、早期に水源地域の指定及び計画の決定ができるよう、県としても積極的に取り組んでまいります。

また、大村市側の市道改良につきましても、地域の発展につながるものと考えており、その実現に向け、大村市との調整を進めてまいりたいと考えております。

次に、諫早湾干拓事業における環境対策と資源の利活用についてのお尋ねでございます。

諫早湾干拓事業によって創出された自然干陸地等は、地域活性化のための非常に貴重な地域資源であり、自然干陸地では、畜産農家の生産コスト削減につながる飼料作物の栽培、環境美化につながるコスモスの栽培等に加え、現在は収益作物である「幻の高来そば」の本格的な栽培、販売に向けて取り組んでいるところであります。

また、潮受け堤防や中央干拓地における駐車場、トイレ、ジョギングコースなどの施設整備を行うとともに、中央干拓地では、クリムソクローバーやひまわり等の景観作物の栽培、児童等を対象としたスケッチコンクールや写真コンテスト、農作物収穫祭を行ってまいりました。

さらに、調整池では、ボート練習場としての利用に加え、今後、釣り大会も検討しているところであります。

こうした貴重な地域資源については、交流人口の拡大や、水環境、自然環境の保全、自然景観や地域交流の場の形成など、さらなる活用の余地が依然残されておりますことから、今後とも、国、地元市、地域住民と連携、調整を図り、なお一層の地域活性化につなげてまいりたいと考えております。

次に、国の森林環境譲与税の制度設計等についてのお尋ねでございます。

森林は、地球温暖化防止、国土の保全や生活環境の創出などの機能を有しておりますが、その整備に当たっては、所有者不明や境界不明森林の増加、森林整備の担い手不足といった根本的な課題があります。

このため、森林現場と所有者に最も近い市町の果たす役割が重要であり、市町による間伐等の実施といった役割を明確化した「森林経営管理法」が平成30年5月の通常国会において成立したところであります。

一方、森林環境譲与税は、市町による森林整備等に必要な財源を安定的に確保する観点から、平成31年度に創設されることとなっており、県としても重要な財源であると認識をしているところであります。

これらの制度における県の役割は、市町の森林整備等に対する支援となっておりますが、現段階では、国から具体的な内容は示されていない状況であります。

県としましては、市町による森林整備が着実に実施できるよう、制度の内容を十分検証し、必要に応じて市町や他県とも連携して、その改善を国に対して要請してまいりたいと考えております。

そのほかのお尋ねにつきましては、関係部局長からお答えをさせていただきます。

○副議長（徳永達也君） 企画振興部長。

○企画振興部長（柿本敏晶君） 私の方から2点お答えをさせていただきます。

九州新幹線西九州ルートの開業に伴いまして、在来線の上下分離運行中は、その効果を十分に発揮できるようJRに働きかけることが重要であるとお尋ねでございますけれども、九州新幹線西九州ルート整備に伴う在来線の取り扱いにつきましては、たび重なる関係者の協議により、平成19年12月に、長崎県、佐賀県及びJR九州の3者において、「JR九州は、長崎本線の肥前山口～諫早間を経営分離せず、上下分離方式により、開業後20年間運行を維持する」との合意がなされた。そのような経緯の中で、平成20年3月に、武雄温泉～諫早間の認可・着工に至ったものであります。

さらに、フリーゲージトレインの開発の遅れを受けまして、平成28年3月、本県をはじめ、JR九州を含む関係6者の合意によりまして、肥前山口～諫早間の取り扱いについては、「対面乗り換え方式による平成34年度の開業時点において上下分離を行い、JR九州は、当該開業時点から3年間は一定水準の列車運行サービスレベルを維持するとともに、平成34年の開業を起点といたしまして、23年間運行を維持すること」とされております。

こうしたことから、県としましては、JR九州において、上下分離運行期間中の輸送サービスが低下しないよう努めていただく必要があると考えております。

ご指摘のように、今回の大幅なダイヤ改正が行われたことを踏まえまして、佐賀県とも十分に連携をしながら、サービス水準の維持と沿線地域の活性化に取り組んでいただくようJR九州に働きかけてまいりたいと考えております。

次に、諫早湾干拓地の淡水湖は、ボートやカヌー競技に利活用されており、さらに競技の実践の場として機能強化を図るべきとのお尋ねでございます。

本明川下流部は、全国屈指の好環境としてボート競技関係者の間での知名度も上がってきており、河川管理者である国の協力を得ながら、管理用スロープや栈橋及び距離表示板が整備されるなど、競技や練習のための機能も向上をしてきております。

その結果といたしまして、県高等学校新人戦や、アンダー19九州選考レースなどの大会をはじめ、県内外の大学生や社会人チームの合宿など、活用実績は増加をしてきております。

また、諫早市と連携しながら、小中学生を対象としたカヌー体験教室を開催するなど、諫早湾干拓地周辺の水辺空間と豊かな自然を体感する事業も進めているところでございます。

さらに、今後、公認ボートコースとして認定がされれば、県ボート協会においては、高校生の九州大会など、県外からも参加する大会の開催を目指していくとも伺っております。

こうしたことから、県といたしましては、そうした動きをさらに推進していくために、地元諫早市や関係団体とも連携をしながら、ボート競技、カヌー競技の大会や合宿の誘致など、活用実績を積み重ねていくことで、競技場としての価値の向上を図ってまいりたいと考えております。

○副議長(徳永達也君) 土木部長。

○土木部長(岩見洋一君) 2点お答えいたします。

まず、国道207号の整備促進に関し、重要物流道路制度に対する県の取組についてのお尋ねですが、国道207号は、県央地域の生活、産業

を支える重要な道路であり、これまで長田バイパスや東長田工区の整備を順次進めております。

一方で、佐賀県鹿島市から長崎県諫早市間の中長期的な振興のためには、地域間の交流や連携を促すことが重要であることから、有明海沿岸道路の地域高規格道路としての位置づけが必要であると考えております。

しかしながら、地域高規格道路については、平成10年以降、新たな指定がないことから、これまでも当該区間の計画の明確化について、国へ要望を行ってまいりました。

こうした中、国土交通省においては、平常時や災害時を問わず、安定的な輸送を確保するため、物流上、重要な道路輸送網を「重要物流道路」として指定することで、機能強化、重点支援を実施するための制度を今年度創設されております。

今後、重要物流道路の指定基準などが、国において議論されていくとお聞きしており、県といたしましては、その情報を的確に把握するとともに、この制度の活用を含め、県内道路ネットワークの位置づけについて、国と協議を重ねてまいります。

次に、江ノ浦川河川改修事業と併せた内水排除対策についてのお尋ねでございます。

江ノ浦川河川改修事業につきましては、平成8年度より着手し、河道拡幅に伴う護岸整備や橋梁架け替えなどを実施しております。

河川改修が進んだ区間については、浸水被害の軽減が図られているところでありますが、議員ご指摘のとおり、標高が低いなど、地形的な要因がある区域においては、水路などからの内水による浸水被害の発生が懸念されております。

現在、諫早市で内水対策について検討しているところであり、県としても、さらなる防災効

果の発現に向け、河川改修と併せ、効果的な内水対策が講じられるよう、諫早市と調整を図ってまいりたいと考えております。

○副議長(徳永達也君) 農林部長。

○農林部長(中村 功君) 自然干陸地における農作物などによる環境改善の取組についてのお尋ねでございます。

自然干陸地においては、これまで飼料作物の栽培の拡大や、「れんげ」などの地力増進作物の検討に加えて、収益作物である「幻の高来そば」の試験栽培に取り組んできたところでございます。

その結果、そば栽培の収益性が見通しが立ち、地域内での消費や首都圏、近畿圏への販路拡大が見込めることから、3ヘクタールまで拡大する予定としており、本格的な栽培、販売に向けて準備を進めているところでございます。

また、本年度から従来の秋そばを加えた二期作や、新たに機能性植物でありますアマランサス、薬用作物であるハトムギの試験栽培にも取り組んでいるところでございます。

今後は、これらの結果を踏まえ、国、県、市、地元で構成し、自然干陸地等の利活用案を検討する協議会の中で情報を共有しながら、まずは生産者の掘り起しや生産技術の指導など、必要な支援を行い、生産拡大や環境改善につなげてまいりたいと考えてございます。

○副議長(徳永達也君) 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長(池松誠二君) 教育行政について、4点お答えいたします。

まず、教員の働き方改革にかかる文部科学省委託事業の取組内容と展開の方針についてのお尋ねであります。

文部科学省の委託事業により、本県に導入する「統合型校務支援システム」は、学校におけ

る児童生徒の学籍管理や成績処理をはじめとするさまざまな業務を一元的に処理することのできるシステムであります。本システムを活用することにより、教員の業務を縮減し、児童生徒と向き合う時間が確保され、指導の充実が図られるものと考えております。

また、共通のシステムを全県的に導入することにより、全ての市町の校務が統一され、人事異動後の負担を軽減することができます。

さらに、各市町のシステム運用コストの軽減、学校における情報セキュリティ対策の強化も期待できるところであります。

このようなことから、統合型校務支援システムの全県的な共同調達、共同運用を目的とした文部科学省の実証研究事業の委託を受けたところです。

その取組の内容として、本年度は、県内21市町と協議を重ね、長崎県推奨システムを構築するとともに、モデル地域に指定した長崎市、長与町、小値賀町の一部の学校への導入を図り、その活用法や効果の検証を進めてまいります。

次年度以降は、本システムの検証成果を提供し、全市町での導入を目指してまいります。

このことにより、教員の業務負担を軽減できる職場環境の整備とともに、教育の質の向上に努めていきたいと考えております。

次に、学校閉庁日の周知及び学校閉庁日を効果的に活用した研修等についてのお尋ねであります。学校閉庁日は、教職員の健康増進や子どもたちの心身のリフレッシュなどを目的として、夏季休業中に年次休暇等を利用して、全職員が出勤しない日を各学校が設定するものであり、本県は、全国に先駆けて平成28年度から導入しております。

昨年度は、全ての学校が趣旨に賛同し、閉庁

日を設定しており、実施後のアンケートでは、「お盆の行事や家族との触れ合い等に時間を使うことができた」など、効果があった旨の報告がなされております。

議員お尋ねの学校閉庁日の周知については、現在も保護者に対し、閉庁期間に加え、閉庁日の趣旨についても学校を通じてお知らせをしているほか、各種競技団体等に対し、閉庁日の期間中は大会等をなるべく実施しないよう依頼するなど、教職員が休みやすい環境づくりに取り組んでおります。

また、学校閉庁日の効果的な活用については、閉庁日の前後に、夏季休暇や年次休暇等を取得することで、夏季休業中に研修等への参加を希望する職員についても一定対応できるものであり、ぜひこのような機会を活用して自己啓発等に取り組んでほしいと考えております。

次に、離島教育の確保の観点から、離島における教育施策の充実についてのお尋ねですが、議員ご指摘のとおり、本県の離島地域は地理的な条件が厳しい状況にあります。

そのため、県教育委員会では、広域交流人事や複式学級支援、免許外教科担任解消のための非常勤講師の配置を行うとともに、地理的条件等にとらわれず、多様かつ高度な教育を可能とする遠隔教育に取り組むなど、離島地域における学校教育の充実に努め、国に対しても教育水準に地域間格差が生じないように、離島の学校教育の充実について要望しているところであります。

また、高等学校未設置の離島の生徒を対象とした通学費や居住費等の支援、総合文化祭や総合体育大会等へ参加する離島の児童生徒を対象とした宿泊費や交通費等の支援を行っているほか、舞台芸術の鑑賞機会の提供にも努めている

ところです。

県教育委員会としましては、引き続き本土地域との教育格差が生じないように、国へ要望を行うとともに、どの地域に住んでも同じ水準の教育を受けられるよう、離島の学校教育の充実に努めてまいります。

最後になりますが、教職員の人事権の市町への移譲についてのお尋ねですが、離島や過疎地域が多い本県では、これまで全県的な教職員の採用及び広域的な交流人事を実施し、県下全域における教育の機会均等と、その維持向上に努めてきたところです。

この結果、児童生徒の学力や教員の平均年齢等、本土部と離島部の教育格差を生むことなく、県内全ての小中学校で安定した教育活動が実施できております。

仮に現行制度が変更され、全国一律に市町へ人事権が移譲された場合、離島部をはじめ、小規模市町では、採用数の確保や学校の実情に応じた人的配置等が困難になり、教育の質の低下を招くおそれがあります。

本県の地域的特殊性を踏まえ、教育水準の維持・向上と、地域に不可欠な基礎的環境である学校教育の充実に努めるためには、現行制度を堅持することが重要であると認識しており、本年度もこれに対して要望しているところであります。

○副議長(徳永達也君) 企画振興部政策監。

○企画振興部政策監(廣田義美君) 私の方から1点について、お答えいたします。

離島教育の充実について国に働きかけるべきではないかというお尋ねでございますが、離島教育につきましても、平成25年に施行されました現行の「離島振興法」においても、新たに教育の充実にかかる条項が設けられるなど、国に

においても離島の学校教育の充実に努めることが求められているところでございます。

したがって、国への働きかけにつきましては、具体的な要望項目等について、教育委員会とも足並みをそろえながら、離島振興を所管する国の担当部署に対しまして、離島の学校教育のさらなる充実に訴えてまいりたいと考えております。

○副議長(徳永達也君) 橋村議員—36番。

○36番(橋村松太郎君) ありがとうございます。

それでは、順を追って再質問をさせていただきます。

佐賀県と長崎県との連携強化ということになりますけれど、私は、単に事務レベルで云々ということより、もっと知事同士で、先ほどの答弁をいただいて、山口知事ともこうやって意見交換をなされておるといようなことをお伺いしたので、当然そうやっておられるだろうと思ったんですが、もっともっと、隣県にあるし、そして、やはり人的な資源を有効に活用するということも大事だろうと。長崎県の場合には、前の古川知事もこちらの総務部長でありましたし、また、山口知事もそうであるし、長崎県にも在職されておったと。そういうことからすれば、それこそが最高の財産であろうと思っております。そういうことを踏まえて、単純に隣県同士の知事というのみならず、もっともっと親交を深め、旧交を温め、そして意見を開陳しながら、胸襟を開いた意見交換をしていくべきだと思っております。

例えば、新幹線についても、それぞれの立場の違いがあるから、佐賀県が反対するのもわからんでもないんですよ。けれど、それはそれとして、在来線の共通項とか、あるいは佐賀空港

の問題とか、あるいは先ほども質問したように、鹿島から諫早までの重要物流道路の整備とか、医療の問題とか、課題それぞれに話し合いを進めれば、もっともっと連携が深められ、そしてまた、それを活かす方法もあろうかと思っております。

そういう意味からして、ぜひとも、今後はさらに人事の交流をと。先ほどは、次長、課長級の人事交流をと具体的に申し上げたわけですが、部長級の交流はあってもしかり、そしてまた相互の部長会議にも入りながら、あるいは部長と言わずとも、次長でも構いませんけれども、本省から今日は統括監としておいででございますが、そういう形でいろんな交流ができると思うんです。ちょうど本省から県におられて、そして本省に戻られた時、私はいろんな方々とお会いしてきておりますけれども、まさに長崎県の応援団ですよ。だから、そういうことを踏まえながら、今後も、本省からも人材をこうやって要請することもさることながら、隣県との人事交流を深め、阿吽の呼吸で、あるいは彼を呼ばば佐賀県の実情はよくわかるぞといようなことで、あるいは大使的な意味で長崎県から派遣をすると、そういうふうな、よそにないような人事交流を深めていって、そして連携して、佐賀県だって、もういつまでも、人口も今88万人ぐらいと耳にしたわけですが、長崎県も135万人と言いながら、あつと言う間に100万人を切るかもしれない。そういう状況にあれば、二人力を合わせて1つの県としてというぐあいに、ならないことを願うわけでありまして、今日の人の流れの中では一極集中、福岡にどんどん集中していくといような状況にあるわけです。そういうことを踏まえながら、地方は地方として最後まで生き残る、活力を失

わないようにという思いで申し上げたところでございます。

したがって、今までの事務レベルでの云々という、そういうことがあっていることはある程度は承知しておりますけれども、それとは違う、破格の思いで、ぜひとも、知事、胸襟を開いてぜひ知事と、何をテーマに云々ということではなく、日頃のそういう親密な関係こそが最大の財産だと思っておりますので、改めて知事の決意のほどをお伺いしておきたいと思っております。

○副議長(徳永達也君) 知事。

○知事(中村法道君) 先ほどもお答えを申し上げましたけれども、同じ肥前の国として歴史を共有してきた両県でありますので、共通するさまざまな課題が山積をいたしております。諫早湾干拓事業だけの問題ではなくて、原発再稼働でありますとか、避難路の整備の話、あるいは開業を間近に控えた新幹線を契機にした地域の振興など、さまざまな共通課題がありますので、これまでも直接お会いして、さまざまな情報交換、交流を深める機会を設けてまいりましたけれども、私も選挙後、直接お訪ねをして意見交換をする機会も設けたところでありますので、そういった姿勢で、長崎と佐賀はまさに肥前の国であったという関係から、さらに発展できるように努力してまいりたいと考えております。

○副議長(徳永達也君) 橋村議員—36番。

○36番(橋村松太郎君) 知事の大体の気持ちは察せられるわけですが、どうか知事のみならず、主要な部長を引き連れて、もう夕方、夜でも結構、飲み交わしながら、胸襟を開いて忌憚のない意見交換会を開くようなことまでも、ぜひ計画をしていただき、今後の行政に活かしていただきたいということを改めて要請をしておきたいと思っております。

次に、新幹線については、もう一刻も早い全面開業ということを期待するわけでありましてけれども、それと並行して、並行在来線がゆえにJRから切り離すという形、その手法として、上限分離でこうだということ。実は、私は並行在来線というのであれば、少なくとも新幹線が肥前山口なり、佐賀なり、鳥栖ぐらいいまいった折に、肥前山口から鹿島、長崎、それをJR長崎本線から切り離せるというふうな思いがあるんです。しかし、それを私が言ったってしょうがないので、ぜひとも、そういう思いで、このJRがある限りにおいては、有効に地域に貢献できるような乗りものとして確保していただいておきたいということを重ねて要望をしておきたいと思っております。

次に、国道207号の改良でありますけれども、もう平成10年から新しい高規格道路の方へは採択されてないということでありましたけれど、もう既に熊本県においては、熊本、そして大牟田の方を経て大川、そして佐賀の方では鹿島へと事業計画しているんですね。だから、一刻も早く白地になっているような鹿島～諫早間の50キロというのを、きちっと制度の中に格付けをして取り組んでいただきたいと。

こういうことを言うのは何ですけれども、今、57号の諫早から愛野を通過して森山を經由して島原の方に走るわけですが、小浜の方に57号が行くわけですが、57号の森山拡幅というのは昭和60年代なんですよ、この事業を計画したのは。そして、時の高田知事は、ちょっと最優先に取り組みたいんですけども、要するに日見バイパスが昭和70年までには完了するから、それまでのうちに最優先で森山拡幅は入れるからと知事は約束されたんです。しかし、そういう中であって、ハウステンボスの方の渋滞が非常

にひどいということで、私は、あえて涙をのんで、「そちらを先に優先して結構です」と言った経緯があるんです。

何を言おうかとする、それから既に30年経ってやっと事業化して、今日事業が進んでおるんですよ。したがって、早い時期からそういう取組をして、完成年度は20年後、30年後だという思いがあるんです。したがって、将来を見据えて、他県では、そういう高規格道路で佐賀県までは来る、もう確定しているんですから、それから白地になっておる諫早までは早く事業化して、少なくとも20年か、30年までには完了できるようなという思いがあるから、あえて申し上げているところでございます。それまでは、幸いに、先ほど申し上げましたように、知事の特段のご英断によって、わずか1.9キロでありますけれども、事業費では30億円、恐らくスタートの時点が30億円だから、完了までには40～50億円になるのではないかと思いますけれども、そういうことに対して、知事が決断していただいたことには地元の皆さん方とともに感謝を申し上げますが、抜本的な改良のために、あるいは主要物流のルートとして、この事業を実現させていただきたいと思うので、特段の知事のご尽力をよろしく、この機会にも要望しておきたいと思っております。

次に、本明川ダムについてでございますけれども、事務手続上は、水源地域の指定等をお願いしながら、県としての役割を果たしていかなければならないと思うわけでありますけれども、その地域については、何よりも奥まったところでございますので、出口をとということで大村へ抜け道をとというのが、もうこれはずうっとの願いであったわけなんです。この機会を逃すとどうにもならないという思いでございますので、幸

いに市の方ではそういうことに非常に理解を示して、やろうとやる気になっておられるということをお聞きしておりますので、あとは大村市のことになってまいりますけれども、大村市の方においても、決して長崎、諫早だけがメリットがあるんじゃないくて、大村市の方もあの地域に企業誘致をやったり、将来の開発をやろうという意図もおありだろうと思うので、そういうことの市同士、市の方に対して、また財源負担を市の方ではやってもらうとか、事業制度の問題で関連地域整備計画の中ではそういうのもあるけれども、大村とはちょっとスタンスが違ってくるがありますけれども、それはそれとして、県の立場で、そしてまた、将来においては交付金事業等を採択してもらうためにも、国に協力していただいて、その事業実現を図り、地域振興を期していくべく頑張っていたきたいという思いでございますので、ぜひとも部長の方で、その重要な役割を十分果たしていただくようお願いを申し上げておきたいと思っております。

次に、江ノ浦川については、これはたしか、もう平成8年からだったと思うんですけれども、当時から河川改修工事の場合の両サイドの条件が変わってきているんですよ。住環境整備事業という農林省の事業でございましたけれども、それでかなりの調整ボリュームをこうやってカットしてしまったんですね。だから、あの時に河川課の方にも「農林部と打ち合わせをしておかんと、浸水のための調整ボリュームがなくなってしまうんだから」ということを再三にわたって言ったわけですが、聞き入れられずにというか、今日の状況に至ったんです。だから、当初の計画からすると、非常に無理も出てきたという思いもあるんです。それは、途中で計画変更があっていることも事実でありますけ

れども、地形的な変更から、やむを得ず浸水を容認せざるを得ないんじゃないかということもありますので、決して事業が完了した時点でそういう状況が放置されないように、併せて一体となって取り組んでいただき、完了時点においては防災対策が万全でありますように、土木部として、河川管理者として、最高の責務を果たしていただくようお願いを申し上げておきたいと思います。

次に、諫早湾干拓事業については、先ほど答弁もありましたけれども、幸いに河川管理者である国土交通省の方では、残土処理として畑地化をやろうということで、ありがたいことです。ただ、3号地についても法改正によりまして、政令の改正といいたいまいしょうか、そういうことでもっともっと弾力的な運用ができるようになっておりますので、そういうことも踏まえながら、先ほどの質問にもあったように、単に形式的な管理のみならず、利益を生むことも可能だという、法がこうやって拡大解釈ができるように、運用ができるような制度改正もなっているので、そういうこともうまく活かしながら、この事業を活かすべく今後とも努力をしていただきたいとお願いをしておきたいと思います。

次に、森林環境譲与税（仮称）ですけれども、これも9対1ということですが、実際は市町村がちゃんとやってくれるもんだという思いで、将来においては9対1ということでもありますけれども、それはそれとして私が肌身に感じてきたのは、現状では県の条例で徴収しておるけれども、それを執行するに当たって、なかなか問題点もあるなと思ったんです。

そういうことで、ある程度財源については、当初5年間は8割、そしてまた85%という形で、将来90%を市町村に移譲して、県の割合が縮減

していくわけですが、それはそれとして、県が上前をはねるわけじゃないんだから、その比率については、知事、ここのところをよく、もう知事はよく知っておられると思うんですけども、調整財源として、2割のみならず、最初の5年間ぐらいは2割が保障されているわけですが、2割と言わず、3割、4割を調整財源として、そして、重点的にまたそれを配分すればいいんですよ。何も県が独自にという思いでもないんです。ただ、この事業は、もっともっと推進しなきゃならんな、あるいは集中的に投資せにゃいかんという場合の留保財源として県が一定の額を持っておいて、そして調整機能を果たすということであれば、よりこの制度を迅速に、そして対応するというのがこの制度でありますので、速やかな対応が、そして、調整をして、隣同士を含めて効果が発揮できるようにということでもありますので、この点を十分踏まえて、留保財源としてという意味合いからして、2割の分はもっとでも、そして、さらに延長ができるように。むしろ、その事業効果が達成できたということであれば、何ら申し上げるわけではありませんけれども、そういうことも踏まえて対応していただきたいと思っております。

だんだん時間がなくなりました。

あと、教育委員会でございますけれども、もう先ほどの答弁でよしとします。

離島の振興、あるいは「離島振興法」の方で25年以降では教育分野に対してもということでもありますけれども、国がそうであるように、だんだん、だんだんと時代の要請、時の要請によって、その制度というのは変わるわけです。したがって、今度は国境離島の問題についても、最初はハードのものだけということだけれども、人材があつてこそ、はじめてその事業効果が発

揮できるんだということを国に強く主張していただきたいと思います。

あとわずかですけれども、答弁できるところは答弁してください。

○副議長(徳永達也君) 土木部長。

○土木部長(岩見洋一君) ただいま、議員のご指摘のことにつきましては、十分関係機関と調整のうえ、進めていきたいと考えております。

○副議長(徳永達也君) 橋村議員—36番。

○36番(橋村松太郎君) いやいや、土木部所管については、十分頑張ってくださいように要望して終わりたいと思います。

ありがとうございました。(拍手)

○副議長(徳永達也君) 午前中の会議は、これにてとどめ、しばらく休憩いたします。

午後は、1時30分から再開いたします。

— 午後 零時17分 休憩 —

— 午後 1時30分 再開 —

○議長(溝口芙美雄君) 会議を再開いたします。

午前中に引き続き、一般質問を行います。

田中議員—42番。

○42番(田中愛国君) (拍手)〔登壇〕 自由民主党・県民会議、佐世保市・北松浦郡選挙区選出、田中愛国でございます。

通告の3項目について質問いたしますので、よろしくお願いをいたします。

1、長崎 I R 基本構想について。

「ユニーク・マリン I R」、有識者会議取りまとめ概要によると、「交流とともに発展してきた歴史を背景に、海や島など、美しい自然を活用した独創性と先駆性に満ちた I R を実現し、将来に向かって、持続可能性に満ちた美しい、楽しい、活力ある地域社会、日本の実現を目指す」とありますが、そこで質問をいたします。

1点目、「ユニーク・マリン I R 構想」につきましては、より具体的な内容について、お聞かせ願いたいと思います。

2点目、ハウステンボス地域を活用するということであるが、ハウステンボスのどこを使って立ち上げるのか。I R 区域の設定、最小限必要と思われる区域面積等。

3点目、ハウステンボスとの相乗効果とはどういうことなのか。

4点目、期待される経済波及効果について、想定される概要をお聞かせ願いたいと思います。

壇上からの質問はこれにてとどめ、以後の質問については、対面演壇席より、引き続きお願いをしたいと思います。

○議長(溝口芙美雄君) 知事。

○知事(中村法道君)〔登壇〕 長崎 I R 基本構想についてのお尋ねでございます。

去る4月26日に報告を受けた「長崎 I R 基本構想有識者会議」の取りまとめを踏まえますと、アジアとの近接性や古来からの交流の歴史、国際的にメッセージ性の高い豊富な観光資源などを背景といたしまして、我が国を代表する I R を本県に導入し、地方創生にとどまらない国策への貢献を目指す「九州の I R」として、その効果を全国に波及させてまいりたいと考えております。

I R 区域については、ハウステンボスのロッテルダム駐車場、第1駐車場及び第2駐車場等を候補地として想定しておりますが、I R 整備法に基づき策定することとなる実施方針の中で具体的に検討を進めてまいります。

また、ハウステンボスには、これまで2,500億円を超える投資が行われ、アミューズメント施設やショッピング機能なども一定整備され、既に年間300万人が訪れる日本有数のテーマパ

ークとなっております。こうしたハウステンボスの魅力に、新たな長崎IR施設として会議場や展示場、劇場等の機能が加わることによって、さらに集客力が高まる相乗効果も期待できるものと考えております。

なお、同取りまとめによりますと、IR施設が整備された場合、運営による効果として、単年度約2,600億円の経済波及と約2万2,000人の雇用創出が見込まれるとされております。

また、複数年度にわたり約2,000億円の建設投資が行われた場合、その効果として約3,700億円の経済波及と3万8,000人の雇用創出が見込まれ、集客延べ人数は年間740万人と試算されておりますが、より大きな投資を呼び込み、九州一円へのさらなる経済波及効果の拡大につながるよう、佐世保市や経済界と協力しながら誘致活動に力を注いでまいりたいと考えております。

以後のご質問につきましては、自席の方からお答えをさせていただきます。

○議長（溝口芙美雄君） 田中議員—42番。

○42番（田中愛国君）（1）特定複合観光施設区域整備法案の概要について、お聞きをいたします。

1、目的の項で、健全なカジノ事業の収益を活用し、滞在型観光を実現し、もって地域経済の振興に寄与し、財政の改善に資することを目的とすると。事業収益で財政改善に充てるということですが、外国のカジノ事業の実態、カジノ企業の収益等を考えると、国は、どの程度の事業収益を考えているのか。年間予算規模として500億円程度のものなのか、1,000億円程度まで期待できるのか、国の想定額について、わかる範囲でお聞かせ願いたい。

2、特定複合施設（IR）区域制度の項目で

は、まずカジノ施設があり、ほかには①国際会議場施設、②展示施設等、③我が国の伝統、文化、芸術等を活かした公演等による観光の魅力増進施設、④送客機能施設、⑤宿泊施設から構成される一群の施設等々が、民間事業者により一体として設置、運営されるものとするとなっているけれども、1つ、ユニーク・マリンIR長崎の構想としては、具体的にどのような施設を考えているのか。

2つ、IR企業経営者と全て一致するとは思わないけれども、長崎県らしい構想はあるのか。

3つ、カジノ施設のほか5項目全てが完備されなければならないのか。よりグレードの高いものが求められるとのことであるが、6施設にプラスする建物構想は考えられないのか。

4つ、その建物等の規模については、何ら規制はないのか。

以上、お聞きをいたします。

○議長（溝口芙美雄君） 企画振興部長。

○企画振興部長（柿本敏晶君） まず、IR整備法の目的の中で、事業収益で財政改善に充てるということが規定されているということでございますけれども、この財政改善の規模等につきましては、今国会における法案審議の中でも議論がなされているところであります。

しかしながら、どの地域にどの程度の規模のIRが整備されるのかわからない状況であるということ、現在のところ、国においても、どの程度の事業収益となるかの試算はなされていないとお聞きをしております。

次に、長崎IRの施設についてのお尋ねでございますけれども、特定複合観光施設区域整備法案、いわゆるIR整備法案の第2条におきまして、IR施設とは、議員ご指摘の国際会議場、それから展示場、そしてショーケースと言われ

まず観光の魅力増進施設、それからゲートウェイと呼ばれております送客機能施設、そして宿泊施設、これらから構成される一群の施設ということになっております。民間事業者により一体として設置、運営されるものと規定をされておりますので、区域認定のためには、これら全ての整備をする必要があるというふうに考えております。

なお、長崎IR基本構想有識者会議取りまとめの中では、会議場、展示場施設は国際競争力を持つ施設機能を有する、我が国を代表する規模のコンベンションホールと、スポーツ、コンサートなどの開催可能なイベントホール、観光の魅力増進施設は、海外との交流を通じて発展してきました九州の歴史、文化、伝統を体験できるような施設、そういった各施設整備の方向性が示されているところでございます。

次に、事業者の構想とユニーク・マリンIRのコンセプトとの関係についてのお尋ねでございます。

IR事業者によるさまざま提案等をいただきながら事業を進めてまいりますので、IR事業者の独自の構想も伺いながら、それにあわせて、本県や九州の有する歴史、東アジアとの深いゆかりといった特徴を活かした魅力あるIRの実現というコンセプト、そういったものをお示しし、事業者の構想とこのコンセプトのすり合わせを行いながら、そして具体的に区域整備計画の策定につなげていくということと考えております。

それから、建物の規制等に関するお尋ねでございますけれども、IRの中核施設の規模等やカジノ施設の面積制限につきましては、今後、政令等で定められるというふうに伺っております。また、土地、建物にかかる現行法令による

規制もございますけれども、そのような規制も踏まえながら、今後策定する区域整備計画の中で具体的に検討をしてみたいというふうに考えております。

○議長（溝口芙美雄君） 田中議員—42番。

○42番（田中愛国君） 次に、3番のカジノ規制については、日本人等の入場回数を連続する7日間に3回、連続する28日間で10回に制限とあるが、カジノ規制の項目で、特に県が関与することが想定されるのかどうか。

4番は、入場料、納付金等について、お聞きします。

日本人等の入場者に対し、入場料、認定都道府県等入場料としてそれぞれ3,000円、24時間単位を賦課とあるが、このことは、国、県、おのおの3,000円、合わせて6,000円を徴収するということか。

次に、カジノ事業者に対し国庫納付金、カジノ行為粗収益（GGR）の15%及びカジノ管理委員会経費負担額、認定都道府県等納付金、GGRの15%の納付を義務づけとあるけれども、これは長崎県に対して入場料の3,000円、粗収益（GGR）の15%が入ってくると理解しているのかどうか、これは確認をしておきたいと思えます。

次に、都道府県等は、納付金に相当する金額を、観光の振興に関する施策、地域経済の振興に関する施策、その他の法の目的等を達成するための施策、並びに社会福祉の増進及び文化、芸術の振興に関する施策に必要な経費に充てるものとするとなっているわけですが、県は、この納付金をどのようにして使おうと考えているのか、どこに使うのか。いわゆる県単事業に充てるものと解釈してよいのかどうか。

また、ハウステンボス企業がある佐世保市等

の関係は県の独自性にゆだねられるのか、留意する必要があるものと思う。やはり種々について協議しておく必要があると思うので、県の見解を聞いておきたいと思います。

○議長（溝口芙美雄君） 企画振興部長。

○企画振興部長（柿本敏晶君） まず、カジノの規制の項目で、特に県が関与することが想定されるのかというお尋ねでございますけれども、IR整備法案の中で、有害な影響の排除を適切に行うための施策を策定して、それを実施する責務を有することが地方公共団体の責務として規定をされているところでございます。国、事業者等の役割分担がそこではあるということではございますけれども、県、市についても、こういった規制の中で、規制を実施するカジノ事業者を監督するようなことも含めまして関与が出てくるものというふうに考えております。

次に、入場料についてのお尋ねですけれども、日本人の入場料に対しましては、国が徴収します入場料と、それから都道府県等の入場料として、それぞれ3,000円ずつ、合わせて6,000円が徴収されるということになっております。こちらにつきましては、合わせまして国が一旦徴収をいたしまして、そして都道府県の入場料部分に相当します部分を県に対して支払うというふうな形になっております。

次に、納付金についてのお尋ねでございますけれども、納付金につきましては、IR整備法の第193条に、カジノ行為の粗収益の100分の15に相当する額の認定都道府県等納付金が定められております。この納付金につきましては、法案第232条に、観光振興、地域経済振興、社会福祉増進及び文化、芸術の振興に関する施策に必要な経費に充てることが定められているところでございます。

さらに具体的な使途につきましては、今後、事業の計画を、（発言する者あり）具体的な事業に活用していくかについては、今後まだ検討をしていくということで考えております。

それから、この納付金につきましては、佐世保市等との関係についても留意する必要があるというふうなご指摘でございますけれども、この点につきましては、IRの誘致、整備につきましては佐世保市と一体となって進めてきているということがございます。具体的には今後どういった形でその関係を考慮していくかについては、今後の課題というふうに考えております。

○議長（溝口芙美雄君） 田中議員—42番。

○42番（田中愛国君） 時間がないので先に進みますけれども、質問を聞いておってくださいよ、ちゃんと事前に通告しているんだから。

次に、与党IR実施法の内容について、お聞きをいたします。

カジノ施設の規模について、IR施設の延べ床面積の3%以下に制限するとあるけれども、この法からすると、カジノ施設面積を仮に1,500坪とすると、IR施設の延べ床面積は5万坪となる。3,000坪とすると、延べ床面積は10万坪となる。3%しかできないんですね、カジノはね。間違いないことなのか、確認しておきたいと思います。

中核施設の案件基準については、日本型IRとしてふさわしいものとする。我が国を代表することとなる規模等であることを政令等で規定するとあるけれども、日本型IRとして具体的な内容を把握しているのかどうか。

IR区域総定数の見直しについては、最初の区域認定後7年経過後とするけれども、もしもの時は再チャレンジする意思はあるのかどうか。

最後に、開業するまでのプロセスについて、

想定されるIR区域認定数の上限のもとで、申請認定のプロセスを2回行うことを検討するとあるのはどういうことか。

4点について、お聞かせください。

○議長（溝口芙美雄君） 企画振興部長。

○企画振興部長（柿本敏晶君） まず、カジノの規模についてのお尋ねでございますけれども、カジノ施設の規模につきましては、IR施設の敷地ではなく、建物の延べ床面積の3%に制限することが、与党IRワーキングチームで合意に至っており、法案第41条第1項7号により、政令に委任される見込みになっております。ご指摘のとおり、延べ床面積の3%ということでございます。

2点目に、日本型IRということについての具体的な内容を把握しているかというお尋ねでございますけれども、日本型IRということにつきましては、カジノ施設だけではなく、観光先進国にふさわしい集客施設が一体的に整備されたものということと考えられております。規模等に関わる具体的な内容はまだ示されていないところではございますけれども、こういった考え方のもとでカジノ、それから5つの施設、これらを一体的に整備していくということで、具体的な検討に向けて、さらに情報収集に努めてまいりたいと考えております。

それから、再チャレンジについてのお尋ねでございますけれども、認定区域整備計画につきましては、今回、平成32年から3カ所ということで予定をされておりますけれども、その後、7年を経過した後にその見直しがされるということになっております。現在におきましては、まず対象の3カ所のうちの1カ所に選ばれるということに全力を傾注してまいりたいと考えております。

それから、開業するまでのプロセスについてのお尋ねでございます。

これは、IR区域の認定数の上限が3カ所ということで考えられておりますけれども、その申請・認定のプロセスを2回行うということが検討をされております。

これは、申請主体となる都道府県等の準備の状況に応じて、全国3カ所の認定数のうち、最初の認定を1ないし2カ所とし、1年から1年半の期間をあけて、残る2ないし1カ所を選ぶということも検討されるということで聞き及んでいるところでございます。

○議長（溝口芙美雄君） 田中議員—42番。

○42番（田中愛国君） (2) ハウステンボス企業との整合について。

現状のハウステンボス企業及び周辺について、あらあら述べてみたいと思います。

スタート時のハウステンボスの概要は、開発総面積は152ヘクタール、46万坪、施設内面積は120ヘクタール、36万坪、うち駐車場等が32ヘクタール、10万坪弱、マイカー8,000台、団体バス200台、宿泊専用300台。総投資額2,204億円、1期工事。運河が全長6,000メートル、幅20メートル。マリーナが173隻、ホテル客室数は5ホテル875室、住宅250戸、別荘、コンドミニアムでありましたが、現在は、ホテルオークラ、日航ホテル、山側のマンション6棟及び駐車場、JRA競馬場外馬券場及び駐車場、防衛施設、米軍住宅用等に割譲ないし貸付等の結果、施設内面積は30万坪以下に減少していると思われれます。

人口集積としては、観光客数が1日平均8,000人内外、ホテルオークラ、日航ホテル、JRAを含んでですね。従業員数が1,500人内外。土曜、日曜は、JRAへのお客が1,000人程度集

まってくる。1万人以上のお客が集まってくるわけですが、ほかに定住人口として別荘、コンドミニアム、山側のマンション6棟（学生寮を含む）、米軍住宅等2,000人内外の定住人口があると。

概ね、常時1万人以上、1万2,000人内外の昼間人口が想定されるうえに、I R関係で毎日2万人程度の人出があると思うと、概ね3万人のまちができ上がるわけですね。大変うれしい現象であるが、周到な準備が必要と思っております。

ここで、想定されるハウステンボス内のI R候補区域について考えてみたいと思います。

現在考えられているのは、1番のロッテルダム駐車場約4ヘクタール、2番の第1・第2駐車場約10ヘクタール、3番のJ R A駐車場及びアートガーデン約20ヘクタール、合計34ヘクタール、10万坪強と思いますが、私は、この案には無理があると思っております。

なぜならば、現在の30万坪の敷地のうち3分の1、10万坪以上が割譲されるとなると、今後のハウステンボスの企業経営にも影響が出てくると思います。

加えて、中心となるカジノ施設がJ R Aの駐車場となるとすると、すぐには動けない欠点がある。将来展望は開けないと思います。

それではどうすればと考えた場合、想定される約10万坪のうち、ハウステンボスで半分の5万坪、県も半分の5万坪程度を用意する責任があると思っております。

県の用意する5万坪については、1のロッテルダム駐車場の海側、接点となる土地の長さは約350メートルありますので、海側へ500メートル程度広げると、これは南部漁協に相談しなきゃなりませんけれども、350メートルの500メー

トルで17万5,000平米は5万坪以上となり、うち1万坪程度は埋め立ての必要性はあると思いますけれども、ぜひI R業者と相談して、残りは海上構築物で賄う方法はどうでしょうか。

中心となるカジノ施設をどこにもってくるかというのは、大きな問題なんです。海上を含む大村湾沿いが最適だと思います。しかし、これはもう私案ですので、私の考えですので、検討はしていただきたいと思いますが、答弁は近い将来に残しておきたいと思っております。

また、ハウステンボスの用地5万坪の提供についても、ロッテルダム駐車場及び第1・第2駐車場では足りません。第3駐車場、第4駐車場の下段程度は追加しなければならないと思っております。

ここで答弁をお願いしたいのは、以上、種々述べたごとく、ハウステンボスと、今回長崎I R構想の窓口となる主役、県は主役なんですよ。主役となる県当局がじっくり話し合って結論を出さなければ準備が進まない。今後、合意を求めて検討を進めていただきたいと思いますが、どうなっているのか。

もう一つは、「県・佐世保市・ハウステンボス協議会」は、どうなっているのか。I R区域の決定、区割り、役割分担、早急に決定すべきと思いますが、県の見解をお聞きしておきたいと思っております。

○議長(溝口芙美雄君) 知事。

○知事(中村法道君) このI R構想を推進する場合に、関係者間の情報共有、そして方向性の協議等は必要不可欠なものと考えているところであり、既に推進協議会、そしてハウステンボスの間で常時、調整、決定すべき課題等については継続的に協議を進めてきているところであります。

先般も民間の事業者から具体的な提案等をいただくRFIを実施いたしましたけれども、その際にも、一応提示すべき内容等についてはハウステンボスとも協議のうえ、提案を求めてきたところであります。

今後、構想が具体化するに即して、引き続きRFC、RFPといった、より計画の具体化に向けた手順を踏んでいかなければならないと考えておりますが、やはり国内の各候補地との競争に何としても勝ち残っていかなければならない。そのためには、いかに魅力的なIR施設を整備するかというのが大切でありますので、選択肢としては、より提案の内容を審議しながら、有利な内容を選択していく必要があるものと考えているところでありまして、先ほどもお答えいたしましたけれども、その候補地としては、今、ロッテルダム駐車場、第1・第2駐車場等を含めて考えているところであります。

これから民間事業者等の選定手続等に進んでまいりますけれども、その前に個々の事業者の構想などを具体的に聞いて、競争性の高い構想を練りあげていかなければいけないと考えております。

○議長(溝口芙美雄君) 田中議員—42番。

○42番(田中愛国君) どうも私の感触では、県とハウステンボス間も若干ぎくしゃくしている感じで、進展しているとは思えない。これは私の感じですけどもね。

そこで、坪数をどうするかと、総面積をどのくらいにするのかと。5万坪で済むのか、10万坪ぐらい要るのか。ここら辺は他の候補地との関係もありますが、5万坪とすると、ハウステンボスの今のロッテルダム駐車場と第1・第2駐車場、及びそこら辺で済むわけですけども、やはり10万坪ぐらいほしいとなると、県がそれ

相応の責任を果たさなきゃいけないということだと思います。

そこで、IR企業の応募に対して、早く面積を提示して、場所を提示して、青写真を出してもらって、3~4者程度に絞ってでも、ぜひそれをやらなければ先に進めない。なぜかという、インフラ整備があるんですよ、ハウステンボスの中にだって。そういう感じを持っています。

長崎IRは、先頭を走ってこそ栄冠があるんですよ、1番を走ってこそ。遅れば遅れるほど、私は、どうも無理な感じがするなと思っていますので、周辺のインフラ整備も含めて、何しろ決定を早くしてほしいと。場所の設定ですね。ぜひお願いしておきたいと思います。これは答弁は要りません。

(3) ハウステンボス周辺の交通アクセス整備について。

まず一つ、先ほど言ったIR区域設定における問題点があるわけですね。カジノをどこに、中心となるカジノをどこに設定するか。私は、ロッテルダム駐車場ないし大村湾に向かって、海を利用するというのが一番いいんじゃないかと思っているんですが、ここをもしやるとすると、工事用道路が必要なんです。将来はIR施設への進入道路となるわけですけども、早岐瀬戸側へ約10メートルぐらい拡張してでも、護岸道路の約1,700メートルの整備をしなければ工事はできません。

現在ある市道は、生活道路です。別荘地、コンドミニウム、ホテルオークラ、またハウステンボス駐車場への進入道路であり、併用するには無理がある。ロッテルダム駐車場も使えなくなるんですよ、もし一番奥の方を使えるとなるとですね。そういう問題も出てくる。

次に、ハウステンボス第1・第2駐車場は、使

うことは大体合意できていると思うんですけども、ここは真ん中に分断している県道ハウステンボス線があるんです。この県道ハウステンボス線を山側へ移設しないと、ここは使いづらい。約600メートルほどでしょうか。移設用地は確保できるものと思いますので、これは検討していただかなきゃならないと思います。

この県道については、市道の際は交通量も少なかったのですが、パールラインが完成して市道から県道に変更した。その時もハウステンボスからは移設が要望されたんです。ただ、交通量の増加とともに、今度はこれプラス残りの1,500メートル程度の県道ハウステンボス線も部分改良の必要があると、これは検討すべきであると思います。

しかし、一番お願いしたいのは、残るハウステンボス周辺道路につきましては、まず針尾バイパスですよ。4車線の完成が待たれるわけですが、江上交差点の立体交差、新早岐瀬戸大橋の拡張、長崎国際大学前のランプの改良、それから終点となる塔の先交差点の大改良。なぜ大改良と言うかといいますと、これはもう30年近くなるんですが、開通時より用地確保ができなくて遅れていた場所があったんです。用地がようやく確保できましたので、大改良をお願いしなきゃいかん。

加えて、ハウステンボス駅前まで延長して、4車線の確保が必要じゃないかと。なぜならば、ハウステンボス駅前の改良等が必要と思われるからです。

もう一つは、針尾橋です。

これはハウステンボスをつくった時に、追加して2車線つくりました。4車線になっています。しかし、それでもやはり、宮方面から来る道路の対応としては、車の対応としては、新しい橋、

歩道をつくる必要があると思われます。これは海岸線を通って、一番奥のロッテルダムに直接通じる道路になるということです。ぜひ検討方をお願いしておきたいと思います。

鉄道については、ハウステンボス駅の改良、プラットフォームも8両編成車両に改良する必要があるわけですね。

お願いしたいのは、武雄－ハウステンボス間の速度130キロへの改良であります。今、博多－ハウステンボス間が1時間50分はかかり過ぎです。新幹線が4年後に開通したとしても、新嬉野からハウステンボス間のバイパスでもできなければ、時間短縮効果は見込めない。将来、フル規格が完成しても、現在のスキームならあまり期待はできないということをおきたいと思います。

海からの航路については、長崎空港－ハウステンボス間を30分で結ぶことを調整すべきである。今は50分かかっています。30分程度の往復航路となるので、これは関係する漁協との合意はぜひ必要と思われます。また、航路の内容次第では、県営のマリーナの移設も議題に上ってくるものと思っています。

以上のことにつきまして、県の見解があれば、お聞かせ願いたいと思います。

○議長(溝口芙美雄君) 土木部長。

○土木部長(岩見洋一君) I R誘致に伴うハウステンボス周辺の道路整備についてのお尋ねでございますが、国道205号は、佐世保市内や長崎空港からハウステンボスへのアクセス道路であり、I Rの整備に伴い、さらに重要度が増すものと考えております。

現在事業中の針尾バイパスについては、江上交差点の渋滞解消に向け、平成31年度完成を目標に立体化工事が進められるとともに、引き続

きハウステンボス入口交差点まで4車線化が図られるものと考えており、早期完成を国に働きかけてまいります。

また、I R施設への進入道路など周辺の道路整備については、I Rの計画を前提とした必要な交通インフラに関して、関係機関と調整を図りながら検討を進めてまいります。

次に、県営マリナーの将来的な移設についてのお尋ねですが、県営マリナーにつきましては、I Rの開発計画がある程度定まった段階で、移設が必要かどうかについて検討してまいります。

なお、既存施設は静穏な海域に整備しており、立地条件が非常によい状況ですが、隣接する区域が埋立てとなった場合でも、30メートル程度の航路幅が確保できるのであれば、既存施設の活用もできるのではないかと考えております。

○議長(溝口芙美雄君) 企画振興部長。

○企画振興部長(柿本敏晶君) ハウステンボス周辺の交通アクセスの整備のうち、J R佐世保線にかかる武雄－ハウステンボス間、それから航路における長崎空港－ハウステンボス間の整備についての考え方でございますけれども、J R佐世保線の輸送改善については、平成27年度の基礎調査の結果を踏まえまして、昨年度、県と佐世保市が共同で在来線の高速化にかかる課題など、さらに精査を行う深度化調査を実施いたしました。この調査では、武雄温泉駅から佐世保駅間において、曲線改良や構内改良等を行った場合における複数の整備案を作成し、概算事業費や概算工期、時間短縮効果を算出したところでございます。

県としては、調査結果をもとに、今後、佐世保市やJ R九州とともに、在来線の高速化にかかる整備の方向性について議論を深めてまいりたいと考えております。

また、I Rにかかる二次交通アクセスとして、長崎空港とハウステンボス地域を結ぶ航路は非常に重要な移動手段の一つであるというふうに認識しております。これまでも航路の整備については、ハウステンボスや関係者と議論してきた経過もございますが、今後どのような運航形態が可能であるのか、航路事業者のご意見もさらにお聞きしながら、検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長(溝口芙美雄君) 田中議員—42番。

○42番(田中愛国君) I Rについて、若干総括しておきたいと思うんですけれども、まず、指定を受けると15%の粗利益、GGRの15%が長崎県に入ってくる。年間100億円、毎年入ってくるのも夢じゃないんですよ。よそは200億円ぐらい入ってくるでしょう、倍ぐらいですね。3カ所で年間300億円か500億円ぐらいの収入がなければ、国も一生懸命にならないでしょう。逆算すると、500億円、長崎型がもうかるとすると、利益が上がるとすると15%、75億円入ってくるわけです。それに入場料の3,000円も県に入ってくるわけですよ。こんな制度は、今まで日本の国にないんですよ。行政の中で、国と県の間で、地方の間で。これはもう絶好の財務を改善するチャンスなんですよ、長崎県は金がない、金がないと。だから、頑張ってもらいたいという話なんですけれどもね。

立候補しているのは、長崎県ですからね。ハウステンボスが立候補しているわけじゃないんですからね。I R構想は、長崎県が立候補して国に手を挙げているわけですから。やはりそこは責任は県にあるわけですよ、最終的にはね。だから早急に、県が責任をもってまとめて、どんどん、どんどん先に進んでほしいと。

I R業者を集めて、これだけの面積でどうで

すかと、いい案が出ませんか、コンペでもやって、その中で立派なものをつくりあげて国とやっていく。

指定までに2年ぐらいかかるでしょうね。それから1年ぐらいは国との折衝があるでしょう。3年ぐらいのうちには事業がスタートする。その3年のうちにやらなきゃいかんインフラもあるんですよ。これは先行投資してでもやらなきゃいかん。

それから3年で開業という大体の流れですが、長崎 I R の場合は、2年で開業できるんですよ、やろうと思えばね。インフラの整備ができていれば。なぜか、ハウステンボスができています。よその地域に比べると、1、2、3ぐらいたスタート、進んでいるんですよ。そういう意味から、ぜひ成功してほしいと。

九州で一つですよ。九州の代表ですよ。そういう意味から、最後に知事の決意のほどの見解を、この I R に関してお聞きしておきたいと思えます。

○議長(溝口芙美雄君) 知事。

○知事(中村法道君) この I R 構想が実現いたしますと、経済効果、雇用創出効果、あるいは交流人口の拡大効果等、さまざまな効果が期待できる場所であり、また、財政的にも一定の財源が増加してくるという形になってくるものと考えているところであり、やはりこれからの厳しい地域間競争を勝ち抜いて、何としても第1次の認定が得られるように、引き続き全力を注いでいかなければならないと考えております。

ただ、その前提として、先ほど来ご議論をいただいておりますように、区域の設定をどうするのか、施設の配置をどうするのか、併せてまたアクセスが一番大きな課題になってくるものと考えているところでありまして、さまざまな

陸海空アクセスをどのように改善していくのか、そういった観点からも具体的な課題の検討を進めて対応策を構築していく必要があるものと考えているところであります。

これからも、この構想が九州全体の構想として前進できるように、関係者の理解を得ながら全力を注いでまいりたいと考えているところであります。

地元佐世保市、経済界の皆様方とも情報を共有しながら、そしてさらに、これからはできるだけ早く、I R 事業者の提案を待って、構想を一刻も早くまとめて、本県らしい構想を練りあげていかなければならないと考えているところであり、全力を注いでまいりたいと考えております。

○議長(溝口芙美雄君) 田中議員—42番。

○42番(田中愛国君) 知事には理解していただいていると今の答弁でわかりましたけれども、県にもいろいろなセクションがありまして、特に、土木等々で先行投資しなきゃいかんというようなことになる、いや、決まってからでいいじゃないかと。

決まってからじゃ遅いんですよ、インフラ整備をするのはね。いろいろと法の整備があつて、簡単にできないでしょう。海をちょっと埋めるだけでも、いろいろと環境アセスから何からやらなきゃいかん。だから、先手、先手でぜひ進めてほしいなということでもあります。県が一丸となって、九州の代表として、このトップを走ることができるように、ぜひお願いをしておきたいと思えます。

2、新幹線西九州ルートについて。

(1) 佐賀県の同意取り付けの可能性について。

①新幹線効果が見込めない事業費負担に無理がある。

佐賀県は、ここ30年間、新幹線効果は見込めないと、新幹線をつくっても新幹線効果が見込めないと。もう一つは、事業費の県負担が無理であると、こういう理由で、フル規格導入について、同じ土俵に上ってきてくれない。同じ土俵に乗ってくれない状態が続いている。国への共同陳情要請に応じてもらえない。やっぱり一緒に行って国と当たらなければ、うまくいきませんからね。そういう実態が続いていると思うが、私はそういう認識をしているんですよ。佐賀県が、なんで30年間、新幹線効果が見込めないと、事業費県負担に無理があると。しかし、これが覆せなければ、西九州ルートの新幹線が見えてこないわけですからね。

県の認識と、どういう動きをしているのか、お聞きをしておきたいと思います。

○議長(溝口芙美雄君) 企画振興部長。

○企画振興部長(柿本敏晶君) 本年3月の国の試算におきましては、フル規格による佐賀―新大阪間の所要時間は、直通運行により2時間44分とされまして、平成34年度の暫定開業時と比較して30分の時間短縮となり、武雄温泉や嬉野温泉においては、それ以上の短縮効果が見込まれております。

このような利便性の向上により、これまで以上に大幅な交流の拡大が図られることとなるため、収支改善効果についても年間で88億円と非常に高い数値が示されているものであり、佐賀県においても新幹線の整備効果を有するものと考えております。

その一方で、フル規格で整備した場合、佐賀県における地元負担が大きな課題となっていることは認識をいたしております。

そのため、県としましては、新幹線整備が国家プロジェクトであり、国が開発を進めてきた

フリーゲージトレインの導入が困難になったという特殊事情を踏まえまして、まずは国の責任において議論を進め、地元負担軽減のために高い収支改善効果を活かした貸付料の活用を図るなど、幅広い財源の確保について要請をしているところでございます。

そういったことで、佐賀県の財政的な負担の軽減、そういったことも含めまして検討を要請しているところであり、今後もあらゆる機会をとらえて政府・与党に対して本県の考えをしっかりと訴えてまいりたいと考えております。

○議長(溝口芙美雄君) 田中議員―42番。

○42番(田中愛国君) 30年間、いろいろと答弁もいただきましたけれども、聞き飽きたような感じもしますね。30年進まないわけですからね。私は、平成3年、4年からずっと関わりを持ってきましたけれども、佐賀県はがんとして新幹線効果が見込めないと、事業費の負担を負えないというようなことなんですね。

だから、やっぱり発想の転換を若干図らなければいかんのではないかなと。ただ、事業効果はいろいろあると言ったって、佐賀県がないと言っているわけだから、ないと言っている人をどうやって説得するかということを考えなきゃいかんわけですね。

②現スキームの工事は31年、32年、33年で終わるが、その後どうするのか。

現スキームの工事は31年、32年、33年で終わってしまうわけですね。その後、鉄道・運輸機構は九州から撤退してしまうんでしょうかね。撤退してしまうと、あとは簡単にいかないと思いますね。多分、小浜―新大阪の北陸ルート等に力が注がれると思う。だから、どう今後取り組んでいけばいいのかというのは、やっぱり長崎県は総力を挙げて考えなきゃいかんという

気でおります。

ここでちょっと私なりの話をさせていただこうと思うんですが、先般、JR九州の初代社長の石井さんの講演があったそうですね。佐賀空港経由等が披露されたことを新聞で知りました。

30年前、正確には28年ぐらい前かもわかりませんが、福岡、佐賀、長崎県とJR九州の4者協議の中でこのような話があったら、長崎ルートもつぶれなかったんですよ。しかし、よく考えてみると、その時は佐賀空港はまだオープンしてなかったんですね。だから、そういう発言がなかったのかなと、当時の石井社長からね。

がんとして、この石井社長は、当時のアセスルートは採算が取れないと、時間短縮効果が出ないと。長崎ルートをつぶしたのは、この人なんです。JR九州の初代社長、石井さんなんです。私は何十回と会いましたから、当時。

その人が、今、佐賀空港案はどうだというようなことを話しておられるということで、ああ、贖罪の意味もあって、今はそういう話をなさっているのかなと思ってですね。残念でありながら、時代は変わってきたなという感じもするんですけれどもね。

当時、短絡ルートに変更されて、長崎－武雄間はスーパー特急を走らせるというようなことで、後のことは決まらなかったんですね。現状を見ると、県北地域の選択は何だったのかなと。苦渋の選択、苦渋の選択と。平成4年の11月ですからね、県案が決まったのは。そんな感じがいたします。

そこで、せっかく佐賀空港を経由、筑後船小屋駅で鹿児島ルートと接続するスキーム案が出てきたわけです、この石井さんから。しかし、よくよく考えてみると、この考え方は私自身は評価しているんです。

なぜかといいますと、久留米、筑後船小屋から長崎に来るわけですね。そうすると、久留米地域、筑後船小屋の八女市とか大牟田市、大川、柳川あたりをひっくるめてお客として想定できるならば、これはまたそれとして一つの方法かなと。

プラス、これはJR九州がやらしてもらわなきゃいかんのですが、鹿児島発、熊本、船小屋経由、空港から、武雄から長崎に行く。鹿児島発熊本経由長崎着のこういうルートが新幹線でできれば、これは大変なプラスの要素が考えられるなという気が、私は、この前、新聞で見てから、そういう感じがしているんですよ。鹿児島県、熊本県、宮崎県も含めて長崎行きができるわけですからね、新幹線が鹿児島発長崎着になれば。船小屋経由でいけば。鳥栖経由ではちょっと無理があった。船小屋経由なら自然ですね。そういう感じがするわけですね。

だから、久留米、大川、柳川、大牟田、八女市等々の周辺の人口を入れると、佐賀市20万人より、3倍ぐらいの60万人ぐらいの人口集積がありますからね、久留米の周辺は。効率のよいルートではないのかなと、真剣に考えてみる必要もあるなと。

しかし、これはあくまで現スキームの佐賀経由が断念させられた時に、こういう検討をすべきだと私も思いますので、答弁は要りません。しかし、そういうことも考えられるなと。筑後船小屋から久留米を通過して博多に行く。鹿児島から長崎まで来る。これができると、これは大変なプラスとなる。

また事業費負担についても、これをやると福岡県に3分の1程度は負担してもらえるんですよ。筑後側の関係で3分の1は福岡県、残りを佐賀県が負担すると。長崎県も、鹿児島～長崎ルート

ができるならば、若干の負担も耐えられるのではないかというような感じがします。これはしかし、あくまでも田中私案ですので、答弁は要りません。（発言する者あり）私の案ですからね。

しかし、本当に最後のチャンスだという認識だけはしてほしい。西九州ルートが生き残る最後のチャンス。このチャンスを逸すると、鉄道・運輸機構もなくなり、北陸ルートがどんどん進んでいく、北海道ルートも進んでいく、向こうは莫大な金が要りますからね。だから、最後のチャンスでいろいろなことを考えてもいいんじゃないかならうかなと。

始点、終点だったんですよ、当時の案はですね。佐世保経由を外してもいい理由は、いや、長崎と博多さえ確保すれば、途中はいいんですよというのが当時の考えだった。だから早岐は外されたんです、新佐世保駅は。そういうこともありますので、ひとつ考えてほしいなど。

佐賀県に肥前山口駅もつくっていいんですよ。佐賀空港駅もできる。福岡県には大川・柳川合同駅ができるし、筑後船小屋駅、久留米駅、大牟田駅等々も利用できる。乗り入れができるわけですからね。

加えて、佐賀空港の利用について言うと、鹿児島県から熊本県から、久留米周辺の利用客が佐賀空港に来られるんですからね、新幹線が1本走っていると。これは私なりにいい案だなと思っているんですけれどもね。時間の関係もありますので、次に進みたいと思います。

3、佐世保市の長年の懸案事項の一つ前畑弾薬庫の針尾島移転について。

①進捗状況、いつ具体的な工事着工が見込めるのか。

平成10年から平成29年までの20年間の実情、

内容については、調査とか実験の名目で15億円以上の予算が投入されているんです、もう。この前畑の移転に関してはですね。しかし、いまだ先へ進めない。

今後、基本設計、環境影響調査、実施設計に4～5年かかるとして、5年後には埋立て承認、埋立て、施設整備工事等が進むものと思っています。もう7年ほどかかっていますから、5年後には間違いなく進むんじゃないかと。県当局の具体的な情報はないのか、お聞かせ願いたい。

②安久ノ浦湾の埋立について。

地上を覆う形の弾薬庫と聞くが、安久ノ浦湾は約20万坪の広さがあるんです。その埋立て土量はどの程度になるのか。併せ情報があれば、お聞きしておきたいと思います。よろしく願います。

○議長（溝口芙美雄君） 危機管理監。

○危機管理監（豊永孝文君） お答えいたします。

前畑弾薬庫の針尾島移転の進捗状況と、いつ具体的な工事着工が見込めるかについてでございます。

国におきましては、平成23年の返還合意以降、米海軍針尾島弾薬集積所の周辺海域を含む地質調査等の各種調査を概ね終了し、平成28年、平成29年度で移設先である針尾島弾薬集積所の弾薬庫等の配置検討を、また、今年度と来年度の2カ年で工事用道路や埠頭等の配置検討と各施設の配置計画に関する米側との協議を深化させていくと伺っているところでございます。

それ以降の予定といたしましては、基本設計、環境影響評価、実施設計等を行ったうえで工事に着手するということとなりますが、安久ノ浦湾の埋立面積がかなり大きいということもございまして、環境影響評価に相当の期間を要すると想定しており、現時点におきましては、埋立

て工事の着工時期についてはお示しできる段階にないと伺っているところでございます。

次に、安久ノ浦湾の埋立てにどのくらいの土砂が必要になるのかとのお尋ねでございますが、国におきましては、先ほど答弁いたしましたとおり、現在、工食用道路や埠頭、弾薬庫等の基本的な施設の配置について米軍との協議を進めているところであります。

必要となる埋立て面積につきましては、その配置、協議の結果、主として火薬庫の弾薬保管量等になると思いますが、そういった結果によって決定されるということから、現時点においては埋立てに必要な土砂の量についてお答えできる段階にはないというふうに伺っております。

○議長（溝口芙美雄君） 田中議員—42番。

○42番（田中愛国君） この前畑弾薬庫の針尾島移転というのは、佐世保市の至上命題なんです。もう50年ぐらい前からですよ。そうしないと、佐世保湾は使えないんです。有効活用ができないということで、残念ながら、いつ、どうなるかわからないというような話も聞くんですが。

③50万坪～60万坪の大工業団地ができる。

一つ、私が懸念しているのは、多分、この安久ノ浦湾、20万坪的なところに、からにして潮を抜いて、つくって跡を覆うと、この土量が大変な量になるのでね。一時期、五島あたりで山を2つ3つ買って、それを持ってこなきゃいかな、なんて話もあっていました。だから、埋立ての土量次第では、本当にどう先行きが見通せるかわからない。

ここで県は、助け舟を出してみないですか。どういうことかといいますと、安久ノ浦の周辺で100万坪ぐらいありますよ、山林が。昔、ゴルフ場計画なんかをしたところもあるしね。だ

から20万坪で15メートルないし20メートルとすれば、大変な量の土が要るけれども、100万坪ぐらいの周辺を持っていくと解決するわけですよ。

そうすると残るわけですね、土地が。100万坪近い平地が。これは県の工業団地にもできるなど。100万坪は無理にしても、半分の50万坪にしたって、ちょうど針尾工業団地が50万坪ということで、昭和40年代後半、ずっと動いてきたんです。それが今はハウステンボスになっています。新たに50万坪ぐらいの工業団地が割安でできるんです。この造成費用は、極端に言うとな防衛省が出すような感じですからね。

④早岐射撃場（陸上自衛隊が現在も使用中）の相浦移転について。

ただ、一つだけネックになるのは、陸上自衛隊の相浦の早岐射撃場23万坪。若干、そんなに余計は使っていないと思うんですけども、特特会計で昔やったことがあります、海上自衛隊はね。もし、陸上自衛隊もできるとすれば、県が中に入って考えたらどうでしょうかね。

時間がまいりましたので、終わりますが、田中私案を幾つも出しましたけれども、ぜひ検討していただけたらと思います。（発言する者あり）

終わります。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（溝口芙美雄君） これより、しばらく休憩いたします。

会議は、2時45分から再開いたします。

— 午後 2時32分 休憩 —

— 午後 2時45分 再開 —

○副議長（徳永達也君） 会議を再開いたします。
引き続き、一般質問を行います。

山田朋子議員—19番。

○19番(山田朋子君) (拍手)〔登壇〕 改革21、佐世保市・北松浦郡選挙区選出、山田朋子でございます。

本日は、お足元の悪い中、地元佐世保より多くの皆様に傍聴においでをいただきました。本当にありがとうございます。

そして、本日が任期中最後の質問となりました。このような機会をいただきました多くの県民の皆様に心から感謝を申し上げ、県民生活の一助となるべく、質問をさせていただきます。

1、少子化対策について。

(1) 知事の基本的な考え方について。

知事は、6月8日金曜日の定例記者会見において、本県選出の加藤代議士の「子どもを3人以上産み育ててほしい」という発言に対し、「違和感を覚えなかった」、また「何が女性蔑視に値するのかが理解できなかった」と発言をされました。

知事は、長崎県の最重要課題である人口減少問題に歯止めを何としてもかけないといけないという強い思いと、地方創生総合戦略において、2030年には合計特殊出生率2.08を達成しなければならないという目標を掲げていらっしゃいます。そのような事情や思いの中で、ご自身も今まで、たびたび結婚式等のお祝いの席で、できれば子どもをいっぱいもうけてほしいと発言をされてきたとのことでした。

本県の抱える事情や目標を達成したいという強い思いは、私自身も共有するものではありませんが、言うまでもなく、そもそも論として、子どもをつくるか、何人つくるかは個人の意思、それぞれの家庭での判断で決めるものであり、何びとであろうとも、子どもを3人以上産んでほしいとか、いっぱいもうけてほしいなどは発

言すべきものではないと思います。ましてや、知事や議員など社会に対し影響を与えかねない公職者の発言はあつてはなりません。

そこで、今回の発言に関しての知事の見解を求めます。

○副議長(徳永達也君) 知事。

○知事(中村法道君)〔登壇〕 山田朋子議員のご質問にお答えをいたします。

さきの加藤衆議院議員の発言に対する私の記者会見の際の発言に対する真意についてのお尋ねでございますが、議員もお触れになられましたように、私自身、たびたび結婚披露宴の席にお招きをいただき、お祝いを申し上げる機会を賜ってきたところでありますが、その際には新郎新婦に対して、幸せいっぱい家庭を築いてほしい、そしてできれば子どもをいっぱいもうけてほしいと申し上げてきた経験があったところであり、さきの発言に対して、直ちに違和感を覚えなかったと申し上げてきたところでありますが、これからは、さまざまなご事情やお考えをお持ちの方々がいらっしゃるという点も踏まえて、そのような方々にも配慮しながら発言していかなければならないと、反省を含めて考えたところであります。

今後とも、少子化対策につきましては、県の総合計画に掲げておりますとおり、県民の皆様方が希望される結婚・妊娠・出産が実現できる社会づくりに全力を注ぎ、安心して子育てができるような環境づくりを市町や関係団体と一体となって進めてまいりたいと考えているところであります。

以後のお尋ねにつきましては、自席の方からお答えをさせていただきます。

○副議長(徳永達也君) 山田朋子議員—19番。

○19番(山田朋子君) 知事はご存じでしょう

か、長崎県における不妊治療に対する助成状況を。長崎県の1年間の予算が約7,000億円、県が行っている不妊治療に対する助成が約1億円、中核市長崎市、佐世保市で約1億円。2億円という大きなこの数字が物語るものが何だかわかっていたかと思えます。これは切実に、心から子どもをほしいと願っている県民がこれだけいるということ、知事にご理解をいただきたいと思っております。

今の答弁の中で、今後は、いろんな事情の方を配慮しながら発言をするというふうにも言われましたし、また安心して妊娠して子育てができる環境を整備していくというふうにご答弁いただきました。そちらに知事に対してご期待を申し上げながら、今後、子どもを産みやすい環境整備のために、何点か質問をしていきたいと思えます。

(2) 「不妊に悩む方への特定治療支援事業」について。

特定不妊治療費助成事業は、平成28年度、制度改正により、助成の対象年齢に制限が設けられ、対象年齢が42歳までとなりました。これにより、43歳以上の方は対象外となり、保険適用ではない高額な負担がかかる不妊治療を全額自己負担で行うことになりました。

高齢になると出産に至る確率が低くなること、母体や子どもの命や健康面にリスクが高まることは認識をしております。それでも、そういうリスクがあっても子どもを産みたいと希望する方々がいらっしゃいます。

そのような方々の切実な思いに応じて、高知県は、国の年齢制限が設けられた平成28年度から、県単独事業として同様の助成を行い、切れ目のない支援を行っております。

私は、子どもを望む全ての方々が利用できる

助成制度を新たに県単独で設け、支援を行うべきだと考えます。ご見解をお尋ねいたします。

○副議長(徳永達也君) こども政策局長。

○こども政策局長(園田俊輔君) 国による平成28年度の制度改正については、妊娠婦死亡率や流産率が加齢に伴い増加することや特定不妊治療を行っても43歳以上では出産に至る割合が50回に1回まで低下するなどの最新の医学的知見等を踏まえて、見直しが行われたものであります。

県としても、安全・安心な出産につなげるといった観点などから、年齢による区分は必要と考えており、そのため、できるだけ早く治療を受けていただけるよう、制度周知に努めているところでございます。

○副議長(徳永達也君) 山田朋子議員—19番。

○19番(山田朋子君) 私には、さまざまな声が寄せられました。この年齢制限を設けられ、私はもう子どもを産むことができないんだと悲しくなり、絶望的な気持ちになり、過度なストレスを感じるようになった方のお話や、平成の現代で、不妊を理由に離婚を強いられた方のお話も複数寄せられました。年齢制限が設けられなかった時は、最高48歳の方が不妊治療の助成を受けた実績があります。

心から子どもをほしいと願う県民がいるのなら、少子化対策を強力に推し進めている長崎県として、県民の切なる思いに応えるべきだと考えますが、知事のご見解を求めます。

○副議長(徳永達也君) 知事。

○知事(中村法道君) 少子化対策の一環として、あるいは県民の皆様方が希望される妊娠・出産の実現のために、不妊治療に対する助成事業を進めているところでありますが、先ほども担当部局からお答えをさせていただきましたように、

いわゆる最新の科学的な知見等を踏まえて、妊産婦の死亡率あるいは流産率が加齢に伴って増加すると、そういった現状を総合的に勘案して、一定国の施策も年齢制限等が設けられたところであり、そうした点についても、やはりしっかりと尊重をしていく必要があるのではなかろうかと考えているところであります。

○副議長(徳永達也君) 山田朋子議員—19番。

○19番(山田朋子君) 今、知事からご答弁いただきました。

その医学的な見地等々の中で、限られた財源を効果的に使わないといけないということも理解をするところではありますが、私は、なぜ、じゃ、高知県は取り組んでいるのかということも理解いただきたいと思います。高知県の知事は、切れ目なく、子どもを望む人がいるならば支援をすべきということで、一財を投じて支援をしております。

また、群馬県高崎市も同じように、子どもを持つことを希望し、治療すれば妊娠のチャンスが生まれる人を最大限に支援したいと市長も発言をし、この高崎市に関しては、回数制限も撤廃をし、年齢制限も撤廃をし、とにかく子どもを望む方を全力で支援されております。

私は、このことはずっと言い続けておりますが、継続して今後とも言い続けたいと思っております。ぜひ、知事に思いが届く日がくることを期待したいと思います。

この助成事業ですけれども、今、局長の答弁もありました。できるだけ若い方、若い世代に利用していただきたいということでありましたが、実績を見た時に、もちろん近年の晩婚化も影響しておりますが、20代後半が7.8%、30代前半が27.7%、30代後半で45.1%、40歳から42歳で19%という状況にあります。この数字でわ

かるように、この助成事業を活用される方が30代後半から利用が多くなっております。

そのことを考えた時に、私は、ある思いに至りました。不妊の定義そのものが余り広く認識をされていないのではないかとということです。

私自身も、つい先日までは、自然妊娠を望んで3年しても妊娠しなかったら不妊だと思っておりましたが、現在では、1年自然妊娠をしなかったら不妊になるということでもあります

そこで、私から提案をいたします。

普及啓発のためのカードやポスターの作成及び妊活フォーラムの開催などをしてはいかかと思いますが、ご見解をお尋ねします。

○副議長(徳永達也君) こども政策局長。

○こども政策局長(園田俊輔君) これまで県といたしましても、特定不妊治療費助成制度の周知は、全世帯広報誌ですとか、タウン誌への掲載など、さまざまな媒体を活用して実施してきたところですが、議員ご指摘のとおり、不妊の定義等については、県民にお知らせするという視点が足りなかったと感じております。

今後は、県民の皆様に広く理解していただくために、まずは県のホームページに不妊や不妊治療の説明を追加するなど、できることから実施してまいりたいと考えております。

○副議長(徳永達也君) 山田朋子議員—19番。

○19番(山田朋子君) 広く不妊の定義を理解いただきまして、早期にこの助成事業を活用いただくように、ぜひお願いをしたいと思います。

(3) 子育て支援施策について。

①待機児童対策について。

私が去年の11月定例会において、待機児童の実態について質問をした際、待機児童問題が解決すべき喫緊の課題であるため、いち早く解決をしなくてはならないとの認識のもと、局長答

弁で、今年度中に新たに586名分の定員拡大に取り組んでいますとありましたが、平成30年の現在の状況をお聞かせください。

○副議長(徳永達也君) こども政策局長。

○こども政策局長(園田俊輔君) 保育所の待機児童対策につきましては、昨年度中に、実績といたしまして545人分の定員拡大を行うなど、これまでも、市町と連携して保育の受け皿確保を図ってまいりました。

このような対策を講じているものの、雇用情勢が改善し、就業の機会が拡大していること、また平成27年度からの制度改正によって入所要件が緩和され、短時間の勤務など、保護者の働き方の多様化に合わせた保育所の利用が可能となったことなどから、保育の需要が増大しております。そういうことから、現時点において、待機児童の解消には至っておりません。

県といたしましては、国の交付金等を活用いたしまして、今年度中に定員415人分の施設整備を行うこととしており、平成31年度までの待機児童解消を目指してまいりたいと考えております。

○副議長(徳永達也君) 山田朋子議員—19番。

○19番(山田朋子君) 今、局長から、新たに415人分の保育の定員増に向けた取組をしていただくということでありました。平成31年度には待機児童解消ということですので、期待を申し上げたいと思います。

次に、このように保育園を計画的に整備をいただいていることは高く評価し、感謝を申し上げますが、しながら、保育所のハード整備だけでも、保育園で働く人がいないという現場の声をよく聞いております。状況はどのようになっていますか。

○副議長(徳永達也君) こども政策局長。

○こども政策局長(園田俊輔君) 本年4月1日付けの保育士の採用状況について、アンケート調査を行ったところ、予定どおり採用できなかった施設は27%で、職員の勤務ローテーションが組みにくいなど、厳しい状況はあるものの、配置基準は満たしており、定員に対する職員は、ほぼ確保できております。

保育士を安定的に確保するためには、特に、処遇面での改善が必要であることから、これまでも、実態に即した職員の配置基準の見直しを含め、給与改善を図ることができるような公定価格を設定するよう、国に対し要望を行っているところであります。

県といたしましては、保育所の管理者向けに、職員の処遇に関わる意識改革を促すための取組も含め、今後とも、保育士の処遇改善につながる施策を進め、一層の保育人材の確保に努めてまいりたいと考えております。

○副議長(徳永達也君) 山田朋子議員—19番。

○19番(山田朋子君) 今、局長からも答弁がありましたように、配置基準というのが全然実情に依拠しておりません。

ゼロ歳児、3人に1人、1～2歳児、6人に1人、3歳児になると20人に1人、4～5歳児で30人に1人、こういった配置基準では、到底、子どもの安全・安心を守ることができておりません。そういった中で、各園がこの加配分の人件費を園の負担として出しているという状況があります。

既に国に対しても要望をいただいておりますが、この加配分に対する何らかの補助というものも、保育協会の方から毎年要望で挙がっております。国の要望もあわせてですが、こちらの方も検討できないか、それは子どもの安全・安心を守るという観点で、私はとても大事だとい

うふうに思っておりますので、ぜひご検討いただきたいと思えます。

次に、保育士確保に関しては、県内の養成校卒業生に県内就職をしてもらうための取組や他県に進学をした学生に長崎県に戻ってきてもらうための取組として、どのようなことを行っているのか伺います。

○副議長(徳永達也君) こども政策局長。

○こども政策局長(園田俊輔君) 主に保育士養成施設の卒業予定者を対象とした保育士確保対策しましては、平成28年度から、就職合同面談会と修学資金貸付事業を実施しているところでございます。

昨年度の合同面談会では、71人が就職につながったとの報告がなされており、また昨年度末卒業した修学資金の貸付対象者64人のうち62人が県内保育施設に就職するなど、一定の効果を上げております。

○副議長(徳永達也君) 山田朋子議員—19番。

○19番(山田朋子君) 次に、修学支援金の貸し付け状況について、お聞かせをいただきたいと思えます。

○副議長(徳永達也君) こども政策局長。

○こども政策局長(園田俊輔君) 保育士修学資金の貸し付け状況につきましては、平成28年度に60件、平成29年度に153件、平成30年度に94件の貸し付けを行っております。

○副議長(徳永達也君) 山田朋子議員—19番。

○19番(山田朋子君) この貸し付けですけれども、応募者に対して、その貸し付けが全員の希望にかなっているのかどうか、そのあたりの応募状況を教えてください。

○副議長(徳永達也君) こども政策局長。

○こども政策局長(園田俊輔君) 応募状況と、それに対する貸し付け状況でございますけれど

も、平成28年度は、応募60件に対して、先ほど申しました60件貸し付けができておりますが、平成29年度は、応募が186件に対して153件の貸し付け、平成30年度は、187件の応募に対して94件の貸し付けということになっております。

○副議長(徳永達也君) 山田朋子議員—19番。

○19番(山田朋子君) 初年度は、貸し付けを希望する学生に対して100%貸し付けが可能だったけれども、平成30年度は187件に対して94件という、希望した人の半分ぐらしか貸し付けができていないという状況にあります。

これは国の基金を活用して、平成32年度までの制度とお聞きをしておりますが、私は、これは学生の県内定着と保育の受け皿の拡大ということで、二重に効果が期待できるものだというふうに思っております。

基金の中で予算が限られているとは思いますが、これを希望する学生に効果的に貸し付けができる方法、あるいは県が単独でこちらの不足分を足すなど、そういったことの考えができないのか、そのあたりをお伺いしたいと思います。

○副議長(徳永達也君) こども政策局長。

○こども政策局長(園田俊輔君) 保育士修学資金貸付等事業につきましては、実施主体を県社会福祉協議会として、国費10分の9、県費10分の1という有利な国の予算の活用という部分がございます、議員おっしゃいましたとおり、この制度が平成32年度までで構築されているという状況がございます、現時点、新たな国の制度等がない限り、なかなか厳しい状況であるというふうに考えております。

○副議長(徳永達也君) 山田朋子議員—19番。

○19番(山田朋子君) この修学支援金の制度は、貸し付けを受けた学生が5年間就職をした

ら支払いが免除になる制度であります。例えば、今年で言うと、187人の学生が県内の保育園で勤めていいよというふうに希望していたということがこの数字からも明らかなように、私は、財政上厳しい中ではあるかと思いますが、当然ながら制度の継続を国に求めること及びこのように効果の高いものは県としても独自に考えるべきだということをご要望申し上げ、次の質問にいきたいと思えます。

②放課後児童クラブへの支援について。

県内では、共働き家庭の増加から需要が伸びており、現在、359カ所のクラブが設置をされております。女性が働くうえで、そして子どもたちの放課後の安全・安心な居場所として放課後児童クラブは必要不可欠なものとなっております。

そこで、放課後児童クラブの社会的な役割の重要性と県単独補助について伺います。

現在、県単独の補助制度は、母子家庭や父子家庭の児童等の保育料の負担軽減を目的に、全国に先駆けて昭和58年から継続して実施しており、全国で唯一の制度、母子家庭等児童助成事業があります。しかし、県の財政状況が厳しい中、毎年、廃止されるのではないかと関係者の皆様方が危惧をされております。この制度がないと、経済的理由で子どもを通わせることができなくなるという保護者の切実なる声が多数寄せられております。

そこで、放課後児童クラブの社会的役割の重要性をどのように認識し、その認識のもと、継続をいただくのか、伺いたいと思えます。

○副議長(徳永達也君) こども政策局長。

○こども政策局長(園田俊輔君) 県独自の放課後児童クラブにおける母子家庭等児童助成事業の今後の継続につきましては、県が児童扶養手

当受給者に対し行ったアンケート調査では、依然として約7割の母子家庭が年間収入200万円未満であるという現状を踏まえて、今後、県の財政が大変厳しい状況ではありますけれども、予算編成の中で、引き続き検討してまいりたいと考えております。

○副議長(徳永達也君) 山田朋子議員—19番。

○19番(山田朋子君) この制度は本当に子どもたちの安全・安心を守るうえで必要な制度であります。ぜひ財政当局ともしっかりやりとりをしていただいて、全国でも例がない、このすばらしい制度の継続をお願いしたいと思います。

③子どもの貧困の全県調査について。

平成29年11月定例会において私が提案しました子どもの貧困の全県調査ですが、さきの2月定例会の予算総括質疑において、同僚前田議員の質問の際に、待望していた全県調査を実施するとの答弁をいただきました。

長崎県の子どもの貧困率は16.5%という山形大学の戸室健作准教授の調査結果が出ております。これは県内の子ども6人に1人が貧困状態にあるという結果であります。

また、県内の平成27年度要保護・準要保護児童生徒数は1万9,215人、就学援助率は17.57%という状況にあり、待ったなしの早急の対応が必要です。

そこで、子どもの貧困の全県調査の実施スケジュール及び調査結果の活用に関する考え方をお聞きしたいと思います。

○副議長(徳永達也君) こども政策局長。

○こども政策局長(園田俊輔君) 子どもの貧困に関する実態調査につきましては、現在、県と市町で構成する「長崎県子どもの貧困対策推進協議会」において、実施に向けた協議を進めているところでございます。この協議が調い次第、

予算案を上程したいと考えているところでございます。

また、調査結果につきましては、分析等を行い、課題等を明確にしたうえで、本県の子どもの貧困対策推進方針を進めるために具体的な支援策について、市町とも協議しながら検討を行っていききたいと考えております。

○副議長(徳永達也君) 山田朋子議員—19番。

○19番(山田朋子君) 調整がつき次第ということでありましたが、具体的に、何月議会を目指して頑張っているのか、端的に教えてください。

○副議長(徳永達也君) こども政策局長。

○こども政策局長(園田俊輔君) 協議が調い次第ということですので、最短であれば9月定例会に上程したいというふうに考えております。

○副議長(徳永達也君) 山田朋子議員—19番。

○19番(山田朋子君) 最短であれば9月定例会ということであります。ぜひご期待を申し上げて、本当にこれは待ったなしの課題でありますので、早急に取り組をしていただきたいということをお願い申し上げます。

2、子どもたちを守る取り組みについて。

(1) 県内における児童虐待の状況について。

虐待により幼い命が奪われる悲惨な事件が後を絶ちません。2017年までの15年間で、18歳未満の子どもが1,175人も虐待により亡くなりました。

2017年に警察から児童相談所に虐待の疑いがあるとして通告した件数は、前年度の2割増の6万5,431人、また児童相談所における児童虐待相談対応件数の増加傾向は一向にとどまらない状況が続いており、最近でも、東京都目黒区で幼い子どもの命が失われる児童虐待事案が発生

をしました。

本県においては、児童相談所の職員のケースワーカーの皆さんが昼夜をたがわず子どもたちの命を守るべく取組をいただいていると理解をしておりますが、長崎県の子どもの安全・安心のために、状況確認、提案等をしていきたいと思っております。

児童相談所の体制として、ケースワーカー1人当たりのケース数と児童虐待対応件数について伺います。

○副議長(徳永達也君) こども政策局長。

○こども政策局長(園田俊輔君) 長崎、佐世保の両児童相談所の6月12日現在のケース数は、虐待以外のケースも含めて約1,100件ございまして、ケースワーカーは合計22名、1人当たりのケース数は約50件であります。

また、虐待相談対応件数は、平成28年度、665件となっており、平成26年度で301件、平成27年度は495件と、大きく増加している状況でございます。

○副議長(徳永達也君) 山田朋子議員—19番。

○19番(山田朋子君) 虐待相談対応件数が増加する中、児童相談所の体制強化は不可欠であると考えますが、どのような対応を考えているのか伺います。

○副議長(徳永達也君) こども政策局長。

○こども政策局長(園田俊輔君) 国は、虐待相談対応件数の急激な増加等を踏まえまして、平成28年度の児童福祉法改正によって、児童相談所で相談対応を担う児童福祉司の配置基準について、従来、人口概ね4万人から7万人に1人であったものを、平成31年度には4万人に1人と強化したところであります。

そのため、本県においても、平成31年度には、現在の31名から35名と4名の増員が必要となっ

ており、その確実な配置に努めることとしております。

○副議長(徳永達也君) 山田朋子議員—19番。

○19番(山田朋子君) ぜひ体制強化をしていただき、子どもたちを守っていただきたいとお願いしたいと思います。

(2) 児童相談所と警察との連携について。

児童虐待の未然防止や重篤化の進行を抑えるためには、児童相談所と警察が十分な連携により対応することが重要だと思っており、そのためには、それぞれが持つ情報を共有しておくことが必要だと思います。

県では、平成21年に、児童相談所から警察への情報提供についてのガイドラインを定め、ケース内容が重篤なものや、そのおそれがあるものについて情報提供が行われていると聞いております。

私は、児童相談所と警察の間の情報提供について、重篤なケースは当然であります。それ以外の虐待事案についても、家庭との関係構築の面で難しい面があるということも聞いてはおりますが、それでも警察と情報共有することは必要ではないかと思っており、文教厚生委員会でも要望してまいりました。茨城県や高知県、愛知県は、既に児童虐待ケース全件について児童相談所から警察への情報提供が行われていると聞いております。

本県においても、子どもの身体や生命に少しでもリスクがあるような児童虐待案件については、全て警察と情報共有を行うべきだと考えますが、ご見解をお聞かせください。

○副議長(徳永達也君) こども政策局長。

○こども政策局長(園田俊輔君) 児童相談所と警察による情報共有につきましては、ただいま議員からお話がありましたとおり、現在、警察

と緊密に連携した対応を行っているというふう

に認識しております。
しかしながら、今回の東京都目黒区での虐待事案をはじめとする多くの痛ましい虐待事案では、関係機関による情報共有のあり方が課題となっております。

県といたしましては、これらの状況や、これまでの議員からのご指摘等を踏まえ、警察と児童相談所間の情報共有に関し、再検討を行う必要があると考えており、全件の情報共有も含めて、現在、警察と協議を行っているところであります。

○副議長(徳永達也君) 山田朋子議員—19番。

○19番(山田朋子君) 今の答弁の中で、全件共有も含めてというふうにございました。私は、ぜひ全件共有していただいて、子どもたちをこの本県においてもあのような悲惨な事件が起きないように、長崎県の子どもたちを全力で守る取組をしていただきたいということを強く申し上げたいというふうに思っております。

警察が加わることによって、犯罪の抑止力というものも大きく上がります。ストーカーに関しては、指導警告で7~8割の抑止効果があると聞いております。

児童相談所の職員だけで家庭訪問するのではなく、警察と一緒にいくことによって、私は、抑止効果も大きく期待ができると思っておりますし、また警察と一緒に加わることによって、新たな情報が増え、一時保護の判断材料も増えるというふうに思っております。

確実に子どもたちを守る取組のために、これは絶対に進めていただきたいということを申し上げ、次の質問をしたいと思います。

(3) 特別養子縁組について。

平成27年度中に発生した子どもの虐待死事例

52人のうち、生まれたばかりのゼロ歳児の死亡例は最も多く30名、57.7%となっております。

このようなケースの中には、予期しない妊娠などで出産に至ったケースも多いことから、生まれた直後から特別養子縁組を前提とした里親委託等を行うことによって虐待の発生を予防することもできたのではないかと考えます。

愛知県では、30年以上前からこのことに取り組んでおり、本県も、数年前から新生児の里親委託を推進していると聞いておりますが、私は、さらにこの取組を推進すべきだと考えております。県のお考えを伺います。

○副議長(徳永達也君) こども政策局長。

○こども政策局長(園田俊輔君) 平成28年の児童福祉法の改正によりまして、子どもの家庭的養育優先の原則が明記され、翌年には、「新しい社会的養育ビジョン」において、子どもにとって永続的に安定した養育環境を提供するための「特別養子縁組」の推進が盛り込まれたところでございます。

県といたしましても、議員ご指摘の児童虐待防止の面も含め、特別養子縁組制度の推進は必要と考えておりまして、まずは、その前提となる里親登録数の増加に努めてまいりたいと考えております。

○副議長(徳永達也君) 山田朋子議員—19番。

○19番(山田朋子君) 今ご答弁いただきました。まずは、里親登録の件数を増やすということであります。

今、県内は131世帯、里親登録をいただいております。それはもとより、当たり前のこととしてご理解をいただきたいと思います。

昨日報道がありました、千葉県市原市の高校において、校舎裏で、へその緒のついた新生児の遺体が発見されたというニュースを皆様も耳

にされたと思います。

このように、先ほど申し上げたように、ゼロ歳児、ゼロカ月、ゼロ日で亡くなる子どもが非常に多い状況にあります。そのうち、このゼロ日、生まれた日に亡くなる子どもが約85%にも及ぶと言われております。

皆様は、何て無責任な、ひどいことをするのだろうと思うかもしれませんが、その前に、ぜひ思いをめぐらしていただきたいと思っております。望まない妊娠をして、誰にも相談することもできず、このような結果を選ぶしかなかった母親というのが多く存在していると思っております。

年間で50ぐらい、このように赤ちゃんが遺棄された事件が挙げられますけれども、私は、もっと多くいて、この10倍ぐらいの子どもが誰にも気づかれないまま亡くなっているのではないかと本当に心配をしております。

愛知県では、30年以上前からこの取組を進めています。

まずは、里親委託の件数を増やすだけではなく、望まない妊娠をした女性の声を妊娠中から聞き、しっかりとフォローをし、赤ちゃんが生まれたら、病院ですぐ里親委託ができるような状況をつくる、そういったことは私は県の役割としては大事だというふうに思っております。

他県では、妊娠SOSという電話相談窓口を設けているところもあります。本県においても、ぜひご検討いただきたいと思います。

本県においては、産科医のご協力をいただいて、虐待の疑いがあったり、ネグレクトの疑いがあったり、望まない妊娠をしている方の情報というものを市町の方にいただけるようになっております。こういったものをもっと機能を高めて、私は、ぜひこの特別養子縁組を進めるべきだと思っております。知事の見解を求めたい

と思います。

○副議長(徳永達也君) 知事。

○知事(中村法道君) やはり親として望まない、望むにかかわらず、子どもが生まれて、それをしっかり育てていくというのは大切な責務であると、こう考えているところでありまして、そういった一方で、先ほど来、ご議論いただいておりますように、さまざまなサポート体制の整備も進めていかなければならないと、両面からしっかりと取り組んでいく必要があると考えているところでありまして。

○副議長(徳永達也君) 山田朋子議員—19番。

○19番(山田朋子君) 当然ながら、子どもを産み育てることは親の責務であります。しかしながら、それができない方がいらっしゃるという事情もあるので、今、知事が言われたように、サポート体制を充実してもらうこと、望まない方や望まない妊娠、子どもがほしくてたまらない方も多くいらっしゃいます。そういった方々をしっかりと結びつけることができるのは、私は、県だというふうに思っておりますので、この特別養子縁組を長崎県として推進いただくことを強く要望したいと思っております。

(4) 佐世保こども・女性・障害者支援センターの建て替えについて。

平成19年から建て替えの議論がはじまり、はや11年が経過をしました。私が建て替えの質問をしてからも3年が経過をしました。

その間、法改正に伴い、平成28年度から、中核市でも児童相談所を設置できるようになりました。そのような事情もあり、佐世保市との協議を進めてきたと聞いております。しかしながら、現時点においては、佐世保市としては、児童相談所の設置は難しいとの結論に至ったとも聞いております。

あわせて、佐世保の児童相談所の一時保護は、男女別に4人部屋が1つずつしかありません。高校生から幼児まで同じ部屋で保護をされた事例も見られたと聞いております。長崎市にある児童相談所では、2人部屋が男女別に4部屋設置されています。同じ児童相談所で、明らかに保護環境に違いが見られます。

細心の配慮と対応が必要な一時保護の環境としては、現在の佐世保の児童相談所は適さないと私は思っております。一刻も早い建て替えに向けた取組をすべきと考えております。スケジュールをお尋ねしたいと思います。

○副議長(徳永達也君) 福祉保健部長。

○福祉保健部長(沢水清明君) 佐世保こども・女性・障害者支援センターにつきましては、既に築45年が経過をし、老朽化、狭隘化が進んでいるため、建て替えの必要性については認識をしているところでございます。

一方で、先ほど議員の方からもお話がありましたけれども、平成28年6月には児童福祉法が改正され、改正法の施行後5年をめどに、中核市等が児童相談所を設置できるように、国がその設置に係る支援等の必要な措置を講ずるものとされたことから、建て替えの検討を進めるに当たっては、佐世保市の動向を踏まえる必要があると考えまして、昨年度から、佐世保市と中核市移行を含めた協議を開始しております。

しかしながら、国による具体的な支援策が示されていないというような中では、専門的人材の確保など、課題も多いということから、佐世保市への児童相談所の移行は当面難しいのではないかと考えているところでございます。

県といたしましては、建て替えを含め、財源や建物の規模等について、具体的な検討を進めているところでございまして、できるだけ早く

方針をお示ししたいと考えております。

○副議長(徳永達也君) 山田朋子議員—19番。

○19番(山田朋子君) できる早く方針をお示ししたいということでありました。

先ほど申し上げました。佐世保は男女別に4人部屋が1部屋ずつしか一時保護できる部屋がありません。このような環境では、子どもにとって、一時保護の環境としては適さないと私は思っております。本当に待ったなしです。もう長くかかっています。平成19年から議論しています。

本年度中には、しっかりとしたスケジュールをお示しいただきたいことをお願い申し上げたいと思います。

(5) 児童ポルノの自画撮り被害防止について。

中学生や高校生らがインターネットで知り合った相手に自分の裸等を送らせる自画撮りの被害が後を絶たないことから、他県においては、画像などを不当に求めた時点で処罰できるよう青少年健全育成条例等の改正を行っております。

本県においては、平成29年度の被害状況は2件とのことです。件数が少ないうちから、二度と同様の被害が出ないように、他県同様、条例の改正をすべきと考えますが、見解をお聞かせください。

○副議長(徳永達也君) こども政策局長。

○こども政策局長(園田俊輔君) 自画撮り被害に関する取り締まりにつきましては、議員ご指摘のとおり、現行法では、画像の要求段階では処罰の対象とはなりません。そのため、要求行為そのものを罰則付きで禁止するための条例改正が行われているということは、私どもも関係都道府県や警察を通じて承知いたしております。

本年2月に条例改正した東京都では、条例違反容疑で書類送検された事例があり、条例によ

る抑止効果があることが認められております。

本県におきましても、毎年数件の被害が発生しているということから、その防止を図るため、議員のご意見も踏まえ、「長崎県少年保護育成条例」の改正について検討してまいりたいと考えております。

○副議長(徳永達也君) 山田朋子議員—19番。

○19番(山田朋子君) 3、命を守る取り組みについて。

(1) 防災会議のメンバーについて。

長崎県防災会議とは、災害対策基本法第14条から第17条に基づき設置をされている常設の会議です。平成24年6月の法改正に伴い、災害対策基本法第15条5項第8号に基づき、地方自治体の裁量でメンバーを追加することが可能となりました。

私は、平成24年の11月定例会において、防災に女性の視点を加えるべきだと具体的に提案をし、女性団体、栄養士会、助産師会の皆様に新たに加わっていただきました。

その時もあわせて、災害時の要援護者となり得る高齢者関係団体、障害者団体等も加えるべきと提案をしてみましたが、その際は、社会福祉協議会が新たに加わっただけで、実現をしております。

あわせて、日中の災害に備え、要援護者となり得る幼児の関係機関である保育園協会、幼稚園協会、私立学校の団体などにも加わってもらふべきと考えます。

要援護者抜きでは十分な避難計画や対策を打つことはできないとは思っております。防災会議のメンバーの人数は条例で規定をされています。条例改正をし、県民の命を守るために、要援護者となり得る団体の皆様のご参加を検討いただけないか伺います。

○副議長（徳永達也君） 危機管理監。

○危機管理監（豊永孝文君） お答えいたします。

避難計画でありますとか、避難所運営に関し、乳幼児や障害者、それから高齢者等の要配慮者の視点を取り入れた防災体制を確立することは大変重要なことと認識しており、地域防災計画の中で、地域における避難行動要支援者対策の強化として、平常時からの地域における支援体制づくりや社会福祉施設等の防災対策の充実を図ることとしております。

県の防災会議におきましては、議員ご指摘のとおり、これまで社会福祉協議会委員等を通じて、そういった方々の声を反映してきたところでございますが、ご指摘のとおり、要配慮者の生の声を直接聞かせていただき、さまざまな防災対策に反映させるため、関係団体の同会議への参加は有意義なものであると考えますので、まずはオブザーバーでの参加を含め、関係団体の選定等も含め、検討してまいりたいと考えております。

なお、5月20日に諫早市で実施いたしました総合防災訓練におきましては、消火訓練や避難訓練に障害のある方や関係者の方々にはじめて参加していただいたところであり、今後とも、要配慮者の防災対策に力を注いでまいりたいと考えております。

○副議長（徳永達也君） 山田朋子議員—19番。

○19番（山田朋子君） ぜひ条例改正をいただいて、県民の命を守るための防災会議のメンバーの充実を図っていただきたいと思っております。

（2）避難所開設・運営マニュアルについて。

一たび災害が発生すると、住まいを失い、地域での従来の生活ができなくなった被災者が身を寄せるところが避難所です。各市町において避難所を指定しております。

実際の災害で助かった命が、長時間及び不自由な生活等のためストレスが発生し、持病を悪くしたり、もしくは病気を発症して亡くなる災害関連死というものがあります。熊本地震では、災害で亡くなった人の5倍超の258人が亡くなりました。

この被害を最少にするべく、避難所の生活の質を向上するため、避難所の基本的な考え方、組織のあり方、活動内容についてまとめた「避難所開設・運営マニュアル」が重要となります。

そこで、長崎県内の市町における「避難所開設・運営マニュアル」の策定状況はどのようになっているのか伺います。

○副議長（徳永達也君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（沢水清明君） 県内自治体におきます「避難所開設・運営マニュアル」につきましては、平成30年4月現在で、8市町が策定済みとなっております。

残り13市町のうち、2市は今年度、6市町は来年度以降に策定予定となっております。5市町が策定未定と聞いております。

○副議長（徳永達也君） 山田朋子議員—19番。

○19番（山田朋子君） 策定済み8市町、予定が8市町、予定がないところが5市町ということであります。

熊本県や山口県では、県が避難所開設・運営マニュアル策定のための基本方針を示しながら、そのようなところに働きかけをしております。

本県としても、これは昨日、大阪でも大きな地震が発生をしました。いつ、どこで、どのような災害が起きるかわかりませんので、この整備を進めることは私は必要だというふうに思っておりますので、早急に働きかけをしていただきたいと要望したいと思います。

（3）災害弱者の安全確保について。

①避難行動要支援者について。

災害発生に備え、高齢者、障害者等の1人では安全に避難が困難だと思われる方々、いわゆる避難行動要支援者の避難計画をあらかじめ定めておく個別支援計画の策定が喫緊の課題となっております。

要支援者は県全体で7万6,838人と聞いておりますが、私個人としては、数が少ないように思えます。

各市町で対象者の定義が異なると聞いておりますが、要支援者の漏れが出ることがないように、県が市町に対して働きかけ、要支援者の把握を適切に行っていくべきだと考えますが、どのように進めていくのか、端的にお答えをいただきたいと思っております。

○副議長(徳永達也君) 福祉保健部長。

○福祉保健部長(沢水清明君) 災害時における高齢者等の避難行動要支援者につきましては、国の取組指針で、地域において真に重点的・優先的支援が必要な方が漏れることがないように、例えば、具体的な要件といたしまして、介護度や障害等級などが示されるなど、細かく要件を設けることが求められております。

県としては、対象者が適切に把握されるよう、各市町における要件設定の状況を取りまとめ、今月7日に開催いたしました「災害救助法担当者会議」で、その調査結果を提示し、国の指針や各市町の設定要件の状況を参考にして、要支援者を的確に把握していただくように、改めて要請をしたところでございます。

○副議長(徳永達也君) 山田朋子議員—19番。

○19番(山田朋子君) 避難行動要支援者の個別支援計画、県内14市町が未着手であります。こちらに対して、しっかりと働きかけていただきたいということをご要望したいと思っております。

次に、観光客の災害時の安全確保について。

災害弱者として、観光客の安全確保は、観光立県長崎としては絶対に必要不可欠なものだと認識をしております。

本県を訪れている観光客は1日平均すると8万8,000人、うち外国人観光客またはクルーズ船客船を含め、外国人は約5,000人と聞いております。今後の港湾の整備、観光客船の大型化などで、もっと多くの外国人観光客が予想されております。

言うまでもなく、観光客は地域の地理に不安であり、特に、外国人観光客は、言語も通じず、十分な避難誘導も困難だと思われま

す。そこで、必要となるのが自ら情報をとる手段としてのWi-Fi環境の整備です。県内では、まだまだWi-Fi環境の整備が進んでおりません。防災と観光振興を目的に、それぞれ国の補助金もあります。まずは、県有施設のWi-Fiを進めるべきだと考えております。

九州の自治体では、沖縄県を除いた全ての県で本庁舎に一般来場者向けのフリーWi-Fiが整備をされております。現在、新庁舎は多くの来場者でにぎわっております。また、場所柄、災害時、帰宅困難者も来る可能性もあると考えます。あわせて、県有施設で避難所指定をされている県立総合体育館、県立武道館、長崎県立大学シーボルト校体育館についてもWi-Fi環境を整備すべきと考えますが、ご見解をお聞かせください。

○副議長(徳永達也君) 危機管理監。

○危機管理監(豊永孝文君) お答えいたします。

Wi-Fiは、パソコンやスマートフォンなど、機種に関係なく使用でき、かつ災害時における通信が利用しにくい場合でも、情報収集や災害情報の配信が可能となることから、防災拠

点や避難所でのWi-Fi環境の構築は意義があるものと考えております。

特に、本県庁舎は、議員ご指摘のとおり、長崎駅にも近く、災害発生時には帰宅困難者の一次滞在施設として利用が見込まれ、また通常時でも、来庁者や観光客の利便性が向上すると思われまますので、フリーWi-Fi環境の整備について、関係部局と連携し、検討してまいりたいと考えております。

なお、ほかの避難施設に指定されている県有施設につきましては、平常時の利用や措置費用、維持管理を含めて、施設管理者との協議が必要であると考えております。

○副議長(徳永達也君) 山田朋子議員—19番。

○19番(山田朋子君) 早急に関係者、県関係団体とお話をいただきまして、整備いただけるということであると理解をしております。お願いをしたいと思います。

次に、観光施設等における観光客の安全確保について。

長崎県地域防災計画と議員提案の「みんなで取り組む災害に強い長崎県づくり条例」の中で、観光施設、宿泊施設における観光客に対する災害情報の発信、避難誘導をお願いしております。

そこで、県内の観光施設、宿泊施設、特に、災害弱者である外国人観光客のための避難計画の策定状況はどのようになっているのか伺います。

○副議長(徳永達也君) 文化観光国際部長。

○文化観光国際部長(中崎謙司君) 県内の宿泊施設等において、消防法に基づく避難計画の策定は適切に対応されているものと認識しておりますが、外国人対応に関して、幾つかの宿泊施設に確認したところ、その対応状況には濃淡がございます。

そのため、一昨年の熊本地震を受け、外国人に対して、非常時の避難誘導や情報提供を円滑に行うための指針として、九州運輸局が提供している非常に参考となるマニュアルがございますので、県内の宿泊施設等に対して、その活用による外国人向け避難計画の策定を促してまいりたいと考えております。

○副議長(徳永達也君) 山田朋子議員—19番。

○19番(山田朋子君) 観光立県長崎として、観光客の安全をぜひ守っていただきたいことをお願いしたいと思います。

4、板山トンネルについて。

(1) 早期の建設に向けた取り組みについて。

佐世保市の知見寺と世知原町を結ぶ1.6キロメートルの地域間交通、板山トンネルについて、平成26年2月の私の4回目の質問の際、知事が事業化を決定いただき、当初予算9,800万円を計上いただき事業化をして、本年で5年となっております。

初当選以来、本日まで、7回目の質問となります。この間、要望活動として、地元で30年以上活動いただいている「せちばるおこし城山グループ」の皆様、佐世保市と関係団体で構成されている「棕呂路・板山トンネル建設促進期成会」、こちらには地元選出の県議団の力強い応援があります。全ての皆様のたゆまない努力があり、知事の災害時の命の道路としての整備が必要というご英断があり、本日まで事業が進捗しておりますことに、あらためて感謝を申し上げます。

この地域は、年に数回、積雪や濃霧等で通行止めや、狭隘で急なカーブも多く、走行には特に注意を要する道路となっております。そのような事情から、一刻も早い完成が望まれております。

そこで、伺います。

事業の進捗状況と完成までのタイムスケジュールをお示しいただきたいと思います。

○副議長(徳永達也君) 土木部長。

○土木部長(岩見洋一君) 板山工区については、平成29年3月に計画説明会を開催後、世知原側の用地取得に着手し、平成29年度に用地取得が完了したことから、本年度は、トンネル坑口までの工事用道路の建設に着手することとしております。

一方、佐世保市街地側においては、地元の皆様から、トンネル施工後の地下水の枯渇を懸念するご意見が出されたため、地下水の調査、解析を実施し、その結果や対策について、本年3月に説明会を行い、ご了承をいただいたところです。

本年度は、用地取得を進めてまいります。

今後も、早期完成に向け、用地取得や工事の推進に努めてまいります。

○副議長(徳永達也君) 山田朋子議員—19番。

○19番(山田朋子君) 順調に進めば、トンネル工事に入れば4～5年で完成をするというふうに聞いております。ぜひ、早期の完成をお願いしたいと思っております。

5、難病患者の相談窓口について。

(1) 県北地区への設置について。

2018年現在、指定難病は331疾患となっております。難病とは、原因不明で、治療法が未確立であり、後遺症が残るおそれが少なくない疾病です。経過が慢性にわたり、長期にわたって継続するケースが多く、長期の療養を要するものとなっております。

そのような難病患者の皆様の生活全般の相談、就労相談をお受けすることを目的に、長崎市内に「長崎県難病相談・支援センター」が設置を

され、県内各地から来所や電話相談などで、平成29年度の実績で年間1,100件の相談が寄せられております。

しかしながら、相談の基本はピアサポート、寄り添い支援が望ましいと言われる中、離島・半島を有する長崎県でたった1カ所、長崎市のみに設置をされているということから、1,100件の相談のうち、約9割が電話相談という状況になっております。

県内第二の都市、佐世保・県北地区からの相談は302件と、全体の約37%という状況になっております。難病患者の皆様から、慢性疾患を持ちながら遠路長崎まで相談に行くのは困難だと、よくお話を聞きします。現在では、長崎の難病相談・支援センターから月に1回程度、就労支援員を佐世保まで派遣いただいておりますが、相談内容の大半を占める生活全般のための相談には支援員の派遣をいただいております。

そこで、難病連絡協議会県北支部の上田会長が自ら、難病と闘いながら、自らのお仕事をしながら、善意で独自で県北地区の患者の相談を受けていらっしゃる。

平成29年4月から平成30年3月までの相談実績が55件、そのうち対面面談が35件となっております。このことからわかるように、自分の暮らす地域に相談窓口があれば、電話ではなく、対面相談がおのずと増えてきます。

対面じゃないと症状、状況がわかりにくく、適正な支援につながりにくいと思われれます。民間の善意による活動と長崎の難病相談・支援センターに寄せられている県北地区の相談を合わせると357件となります。

常設で、年間を通して毎日の窓口とまでは申しませんが、例えば、週に1回開設するなど、県北地区の患者の窓口を、善意にいつまでも甘

えることなく、県として設置すべきと考えますが、ご見解をお聞かせください。

○副議長(徳永達也君) 福祉保健部長。

○福祉保健部長(沢水清明君) 現在、対面による相談につきましては、長崎市内やその近郊に在住する方からのものが多くて、その他の地域の方からは、主に、電話による相談を受けておりますが、その他の地域においても、相談者の利便性に配慮した対面による相談支援が望ましいと考えております。

今後、対面相談による支援体制の充実に向けまして、センターの指定管理者と協議を進め、現行の契約の中で可能なものについては今年度から対応するとともに、新たな指定期間となる来年度以降の指定管理業務の中で、見直しを検討してまいりたいと考えております。

○副議長(徳永達也君) 山田朋子議員—19番。

○19番(山田朋子君) 各地区における相談窓口を充実させることは重要であるという認識をいただいているようであります。今度、指定管理の見直しの時期ということですので、まずは佐世保の分を加えることで検討いただきたいということをお願い申し上げたいと思っております。

6、発達障害療育体制について。

(1) 医療人材確保と市への財政支援について。

療育とは、障害のある子どもの発達を促し、社会的に自立できるように取り組む治療的保育のことです。

県内では、相談、支援、治療、療育が専門の医師のもと、受けることができるのは、諫早市の「長崎県こども医療福祉センター」、長崎市の「ハートセンター」、「佐世保市子ども発達センター」の3カ所となっております。

一般的な受診の流れは、市町が実施する乳幼

児健診で子どもの発達の遅れや障害の疑いを専門家に指摘され、先ほどの専門機関を受診することとなっております。しかしながら、現在、初診まで、諫早、長崎が3カ月から4カ月待ち、佐世保に至っては約8カ月待ちという異常な状況となっております。小さな子どもの発達に関わる大事な時間、早期の支援、治療で発達や障害の程度が軽度になる可能性のある中、保護者にとって深刻で、一日も早い受診が望まれます。

初診は医師が行いますが、その後の支援というのは、コメディカルと呼ばれる理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が行っていきます。

このような方々のスキルアップ研修を今、諫早の「長崎県こども医療福祉センター」の方で行っていただいておりますが、到底、このような受診が混雑している中において、諫早まで行くことがかなわず、受けることができておりません。

これを例えば、佐世保、長崎とかで実施することによって、地域の通所支援事業所の方々も受けることができるようになれば、私は、幾分か外来のそういった方々がセンターから地域に移行することによって、混雑が解消できるのではないかと考えますが、端的に、研修を諫早以外とするのか、しないのか、答えていただきたいと思っております。

○副議長(徳永達也君) 福祉保健部長。

○福祉保健部長(沢水清明君) 現在、県こども医療福祉センターにおいて研修を行っておりますけれども、これは療育の現場であるセンターで実際の取組を見ていただきながら講義を行うことで、専門性の高い実践的な研修となっているということでお聞きしております。

今後、県北の方で研修をするかどうかにつきましては、このような質の高い研修をセンター

外でどの程度実施できるのか、問題もあると考えておりますので、佐世保市とも、具体的な意向も伺いながら、現在のセンターでの体制でどのような研修が可能であるか、検討してまいりたいと思っております。

○副議長(徳永達也君) 山田朋子議員—19番。

○19番(山田朋子君) ぜひ出向いて研修を受けていただきたいと思っております。それによって、多くの方が研修を受ける機会を得ることとなれば、地域の療育力が上がって、佐世保の8カ月待ちなんていうとんでもない状況が幾分か改善できるのではないかと思うところであります。

次に、市町への財政支援についてです。

今、佐世保のセンターでは、平成28年の新患が388人、そのうち佐世保市以外の患者は34人で、約10%という状況にあります。平成29年度末時点で受診をされた患者は1,430人、そのうち市外の患者は156人、19.9%という状況になっております。

佐世保のセンターでは、この人件費で毎年約5,000万円が赤字となり、市の単独で財政負担をしております。私は、この佐世保市以外の地域の方も10%程度おいでになっているようなこのセンターに対し、県が財政支援をすることによって療育スキルの向上、専門職の雇用に係る経費の一部を助成いただくことによって、利用者増への対応と技術の向上につながるのではないかと期待をしておりますが、財政支援についての考え方を端的にお答えいただきたいと思っております。

○副議長(徳永達也君) 福祉保健部長。

○福祉保健部長(沢水清明君) 県といたしましては、発達障害児療育体制に係る県と市の役割分担を踏まえ、その建設費の一部を県で負担し、その後、運営費については市に担っていただく

という基本的な考え方のもとに支援を行っております。あわせて、佐世保市子ども発達センターにつきましては、小児科医や整形外科医の派遣についても支援を行ってきたところでございます。

このようなことから、運営費につきましては、設置者の負担が基本であり、県からの財政支援につきましては、難しいものと考えております。

○副議長(徳永達也君) 山田朋子議員—19番。

○19番(山田朋子君) 難しいという答弁でありました。

しかしながら、一財で5,000万円の赤字を毎年あげるということは、私は、大変な財政負担であると思っております。県としても、この財政負担というものの軽減に向けて、ぜひ前向きにご検討いただきたいと申し上げ、質問を終わりたいと思っております。

○副議長(徳永達也君) 本日の会議は、これにて終了いたします。

明日は、定刻より本会議を開き、一般質問を続行いたします。

本日は、これをもって散会をいたします。

— 午後 3時47分 散会 —

第 8 目 目

議 事 日 程

第 8 日 目

1 開 議

2 県政一般に対する質問

3 散 会

平成30年6月20日（水曜日）

出席議員（42名）

1番 宮本法広君
 2番 麻生隆君
 4番 坂本浩君
 5番 高橋勝幸君
 6番 里脇清隆君
 7番 近藤智昭君
 8番 宅島寿一君
 9番 松本洋介君
 11番 大場博文君
 12番 山口経正君
 13番 山本由夫君
 14番 吉村洋君
 欠番
 16番 堀江ひとみ君
 17番 川崎祥司君
 18番 深堀浩君
 19番 山田朋子君
 20番 久野哲君
 21番 山本啓介君
 22番 前田哲也君
 23番 外間雅広君
 24番 下条ふみまさ君
 25番 大久保潔重君
 26番 中島浩介君
 27番 西川克己君
 28番 浅田眞澄美君
 29番 中村和弥君
 30番 高比良元君
 31番 山田博司君
 32番 渡辺敏勝君
 33番 吉村庄二君
 34番 瀬川光之君
 35番 坂本智徳君

36番 橋村松太郎君
 37番 徳永達也君
 38番 中島廣義君
 39番 中山功君
 41番 小林克敏君
 42番 田中愛国君
 43番 三好徳明君
 44番 八江利春君
 45番 宮内雪夫君
 46番 溝口芙美雄君

欠席議員（3名）

3番 吉村正寿君
 10番 ごうまなみ君
 40番 野本三雄君

説明のため出席した者

知事 中村法道君
 副知事 上田裕司君
 副知事 里見晋君
 統轄監 濱田厚史君
 総務部長 古川敬三君
 県民生活部長 木村伸次郎君
 環境部長 宮崎浩善君
 福祉保健部長 沢水清明君
 企画振興部長 柿本敏晶君
 文化観光国際部長 中崎謙司君
 土木部長 岩見洋一君
 農林部長 中村功君
 水産部長 坂本清一君
 産業労働部長 平田修三君
 危機管理監 豊永孝文君
 福祉保健部 園田俊輔君
 こども政策局長 野嶋克哉君
 会計管理者

交通局長 太田彰幸君
 企画振興部政策監 廣田義美君
 文化観光国際部政策監 田代秀則君
 産業労働部政策監 下田芳之君
 教育委員会 池松誠二君
 教育長 堀江憲二君
 選挙管理委員会委員 濱本磨毅穂君
 代表監査委員 平松喜一朗君
 人事委員会委員 中部憲一郎君
 公安委員会委員 國枝治男君
 警察本部長 辻亮二君
 監査事務局長 寺田勝嘉君
 人事委員会事務局長
 (労働委員会事務局長併任)
 教育次長 本田道明君
 財政課長 古謝玄太君
 秘書課長 伊達良弘君
 警察本部総務課長 杉町孝君
 選挙管理委員会書記長 井手美都子君

 議会事務局職員出席者

局長 木下忠君
 総務課長 高見浩君
 議事課長 篠原みゆき君
 政務調査課長 太田勝也君
 議事課長補佐 増田武志君
 議事課係長 梶谷利君
 議事課主任主事 天雨千代子君

 ー 午前10時 0分 開議 ー

○議長(溝口芙美雄君) 皆さん、おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

これより、昨日に引き続き、一般質問を行います。

高比良議員—30番。

○30番(高比良 元君) (拍手)〔登壇〕 自由民主党・県民会議の高比良 元でございます。

1、県都長崎市のダム機能の拡充について。

(1) 子どもを産み育てやすい社会環境づくりについて。

我が国では、このまま何もしなければ、男性の4人に1人、女性の7人に1人が生涯未婚のまま一生を過ごすと思われております。社会の再生産機能を維持していくためには、子どもは、いわば社会の公共材であり、国は、結婚・出産を希望する若い世代を積極的に支援するとともに、国民全体で子育て世帯を支えていく必要がある。すなわち、総合的な家族政策が求められているという、私としての基本認識のもとに、具体策として幾つかお尋ねをいたします。

まず、婚活サポートサービスの拡充についてです。

情報の提供にとどまらず、多様な出会いの場づくりや婚活サポーターによる相談支援、サポートサービスの普及・啓発、婚活サポートセンターの設置、民間の主体的な集いの場、機会の紹介など、仮に長崎市が今後積極的に取り組むとした場合、県としてどういった支援が可能か、お尋ねをいたします。

以下の質問は、一問一答により対面演壇席から行います。

○議長(溝口芙美雄君) こども政策局長。

○こども政策局長(園田俊輔君) 県では、長崎県婚活サポートセンターによる相談業務や、お見合いデータマッチングシステムの運営のほか、地域の仲人さんである「縁結び隊」によるお引き合わせや、結婚イベントによって出会いの場を創出する「ながさきめぐりあい事業」などの婚活支援事業を実施しております。

こうしたことから、長崎市に対しては、デー

タマッチングシステム端末の貸与による婚活サポートセンターの窓口整備でありますとか、縁結び隊の養成講座を県、市が共同で開催することによって、婚活サポーターの効率的な育成を図ること、あるいはまた、多様な出会いの場づくりにつきましては、ながさきめぐりあい事務局による婚活イベントの情報発信に加え、運営ノウハウの提供などの支援が可能と考えております。

このような県と連携した取組も含めて、新たな婚活支援策には、国の地域少子化対策重点推進交付金を活用することができますので、その際には市と協議を行ってまいりたいと考えております。

○議長（溝口芙美雄君） 高比良議員—30番。

○30番（高比良 元君） 国の新たな制度設計に伴うところのいろいろな支援活動について、県、市ともに積極的に取り組んでいこうというお話だと思います。

子育てに係る経済的負担の軽減策についてお尋ねをしますが、幼児教育の無償化や2020年4月からの大学の授業料減免などの国の措置とあわせて、0-2歳児の保育料の減免枠や私立高校の授業料の減免枠の拡大、あるいは大学の給付額奨学金の拡充等について、仮に長崎市が今後上乘せ、横出しをするとした場合、県として、どういった支援が可能か。また、県独自の、これらについての現行制度の拡充はできないか、あわせてお尋ねをいたします。

○議長（溝口芙美雄君） こども政策局長。

○こども政策局長（園田俊輔君） 市町による保育料の上乗せ減免に対する県の支援につきましては、国からの特段の財政支援等がない現状においては、困難であると考えております。

なお、現行制度において、既に各市町では、

独自の取組により保育料の減免等が実施されており、今回の国の無償化措置に伴い、その財源が余剰となります。

国は、この財源により子育て支援のさらなる充実を図るよう促す方針であるとお聞きしており、その財源を市町の判断で有効活用していただくことも可能であると考えておるところでございます。

○議長（溝口芙美雄君） 総務部長。

○総務部長（古川敬三君） 私立高校の授業料の減免枠の拡大についてでございますが、私立高等学校の授業料は、平成32年度から年収590万円未満の世帯について、実質無償化が実現されることとなっております。ただ、年収590万円以上の世帯については、依然として保護者負担が大きく残っているという状況になります。

また、年収590万円未満の世帯については、これまで所得が高くなるに従って、徐々に減額されるように設定しておりました助成額が一律となって、年収590万円を境として保護者負担の格差が大きく拡がることとなります。

議員のお尋ねは、この格差が拡大する点について、市の上乗せ措置への県の支援、あるいは県独自の支援措置についてのお尋ねでございますが、高校教育における経済的負担の問題については、基本的に国の制度の中で検討すべき課題と考えております。

このため、先般の政府施策要望におきましても、重点項目として、高等学校等就学支援金のさらなる拡充の要望を行ったところでございます。

県といたしましては、引き続き、国に対して働きかけてまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（溝口芙美雄君） 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（池松誠二君） 大学の給付型奨学金は、日本学生支援機構において平成29年度から実施されており、住民税非課税世帯や社会的養護が必要で、学力、資質等の要件を満たす学生に対して、月2万円から4万円の支給がなされております。

また、現在、国においては、非課税世帯に対する大学授業料等の減免や給付型奨学金の増額、また年収380万円未満の非課税世帯に準ずる世帯に対しての収入に応じた段階的な支援の検討がなされているところです。

お尋ねがありました、市が奨学金を上乗せした場合については、市独自の実情を踏まえて取り組まれることであり、県からの支援は現在のところ考えておりません。

また、県独自の奨学金制度の拡充については、多額の財源が必要となるため困難であります。なお、県育英会においては、県内就職者への半額減免制度を検討した経緯がありますが、返還金を貸与原資としており、ほかからの財政支援なしには県育英会単独での実施は困難であるとの結論に至っております。

給付型奨学金については、国において制度拡充が図られていくことを期待しているところであります。

○議長（溝口芙美雄君） 高比良議員—30番。

○30番（高比良 元君） 保育料の減免のさらなる追加といったことについては、実質的に現状が6割の減額という取扱いになっているから、その財源をうまく活用してやれるのではないかというご示唆をいただきました。

高校、あるいは大学の分についての対応ということについては、なかなか所要財源が多額に上るといったようなこともあって、現行制度をどう維持するかといったことについても、これは

文教厚生委員会でかなり論議をしてきましたけれども、県の財政事情から見ればやっぱり難しい。このことは十分承知をしています。

ただ、国が今回、消費税を上げると言った、その財源をもって、今までなかなか難しかった高等教育、家庭としては一番金がかかるといことについて思い切った措置をしていこうという流れにあるといったことから考えてみると、やっぱりここは自治体としても、そこに言ってみれば共同歩調で取り組むような、そういう施策というものを今後十分検討していく、そういう課題があろうと認識をしています。

いずれにしても、市が仮にやった場合に、それに単独の市に対して県が特別に措置をするといったことはなかなか難しい話でしょうから、県全体としてどこまでできるか。

私の質問の意図というのは、長崎市がいろいろ検討したうえでやろうとした場合どうかという話でありますから、基本的には第一義的にはやっぱり長崎市の取組の問題であると承知をしたうえでお尋ねをさせていただきました。

ところで、我が国は、かつて各家庭は経済的に貧しいながらも多くの子どもたちを産み育ててきたわけですが、その時代の家庭、地域の子育ての在り方に学ぶべきことはないかどうか。ここは知事にお考えをお尋ねしたいと思います。

○議長（溝口芙美雄君） 知事。

○知事（中村法道君）〔登壇〕 近年では、核家族化、あるいは地域のつながりの希薄化等による育児の孤立化など、地域の子育て、あるいは家庭を取り巻く環境が大きく変化してきているものと考えております。

こうしたことから、かつての家族や地域・集落が担っておりました子育ての機能を補うために、保育所、幼稚園、認定こども園、放課後児

童クラブの充実などに取り組んできたところではありますが、依然として、不安感、負担感を持つ子育て家庭は数多くいらっしゃると思います。

こうした、かつての子育ての在り方に学ぶということでは、地域の実情が大きくさま変わりしておりますので、現状に見合った地域での支援がますます重要になってくるものと考えているところでもあります。

そのため、地域における育児の相互援助活動や、子育て中の親子の交流の場づくりなど、地域の中で支え合う取組を進めているところでもあります。

県としては、引き続き、市町と連携して、社会全体で子育てを応援する機運の醸成に努めてまいりますとともに、誰もが安心して子どもを産み育てることができる社会環境づくりに力を注いでいかなければならないと考えております。

○議長（溝口芙美雄君） 高比良議員—30番。

○30番（高比良 元君） 今、知事から一定ご答弁をいただいたわけではありますが、私なりに考えてみますに、まず1つは、子は社会の宝と考えるような子宝思想の普及・啓発に国として取り組んでおったのではないか。さらには、農耕を中心とする社会にあって、大家族中心に地域社会全体で担う共同養育が行われていた。今、この点については、ちょっと知事の方からも触れられました。さらには、親から子、子から孫へと家系をつなぎ、家を守り、家を継承していくということが社会通念とされている。さらには、子育てにおいて今日と比べると経済的負担が少なかった等々が考えられるのではないかなと思うんですね。

ですから、そこはその時代における子育ての在り方であったらと思うんですが、私として

は、現代の社会システムにこれらをアレンジしていく中で、新たな施策を立案していく必要があるのではないかなと考えるところでもあります。

次に、子育て家庭の住宅政策なんですが、良好な子育て環境や子育て世帯の経済的負担の実態を見る時に、住まいの問題が非常に大きいと思います。子どもの一定の成長時期までを考えた住まいを、借家を含めて取得できることが大切であると思いますが、残念ながら、長崎市内のアパート等の賃貸料は一般的に高いと言われています。

このため、子育て家庭に対し、現行の公営住宅の特定優良賃貸住宅以下の低廉な賃貸料で貸し出せる公営住宅を可能な限り整備することや、空き家を自治体で借り上げて、一定の改修費の負担と合わせた低家賃での貸し付け、あるいは持ち家取得についての資金の無利子貸付制度等、子育て家庭のための住宅政策を、仮に長崎市が実施するとした場合、市とともに県としての支援が可能か、この点についてお尋ねをいたします。

○議長（溝口芙美雄君） 土木部長。

○土木部長（岩見洋一君） 子育て世帯に対する低廉な家賃の住宅の供給は、重要な課題であると考えております。

既存の県営住宅の募集の際には、子育てを主な目的とした優先入居枠を一定程度確保しており、特に長崎市内においては、毎回20%程度の枠を確保するなど、子育て世帯に配慮した募集方法を工夫しており、これらについては、他の入居世帯とのバランスも考慮しながら、今後も可能な範囲で枠を拡げることも検討してまいります。

民間の空き家等を活用した子育て世帯向け住宅の供給につきましては、空き家の所有者に対

し、新たな住宅セーフティネット制度について説明をし、積極的な活用を促進してまいります。

また、持ち家取得に対する無利子貸し付けにつきましては、近年は民間融資も充実しており、低金利でもあることから、現時点では考えておりませんが、現在、「3世代同居・近居促進事業」により、親世帯と同居または近居する場合の新築住宅の取得やリフォームに対して補助を行っているところでございます。

○議長(溝口芙美雄君) 高比良議員—30番。

○30番(高比良 元君) 子育て家庭のための公営住宅の枠を広げていきたい、あるいは空き家の活用を積極的に行っていきたいと、非常に積極的なご答弁をいただいたと思います。

持ち家関係についても、3世代の同居・近居について、新たな制度をつくって、そのことをまずは推進していきたいという話でありました。ぜひ、同居・近居に限らず、参入枠を広げてもらうようお願いを申し上げたいと思います。

(2) 若者の転出超過の解消について。

総務省の人口移動報告によりますと、昨年の長崎市の転出超過数は1,888人で、全国市町村のうちでワーストスリーの状況になっています。北九州市が全国ワーストワンで、2,248人となっているわけですが、しかし、北九州市は、長崎市の人口の倍以上はおるわけでありまして、そういう意味では、長崎市の転出超過は全国の中でもとりわけ深刻であるといったことがうかがえると思います。

そこで、その転出超過の大きな要因になっているのは、まさに18歳から23歳までの若者の流出でありまして、その解消策が喫緊の課題となっているわけでありまして。

そこでまず、若者の志向に合った働く場の創設・拡充ということについて、お尋ねをいたし

ます。

若者にそれぞれの職業の大切さを教える、多くの選択肢を選択の俎上に上げることが大事ではありますが、その一方で、時代のトレンドとも言える職業が、長崎市内にはそもそも立地をしていない、あるいは数が少ないといった職種の企業を多く立地させることが、若者が定住するために大切だと思います。

例えば、情報関連企業、先端技術系企業、ファッション関連企業、大手企業のアウトソースの受け皿となる企業などなどいろいろあると思いますが、こうした企業をどれだけ誘致し、また育てるかについて、長崎市との連携も含めた、県としての取組方はどうか、お尋ねをいたします。

○議長(溝口芙美雄君) 産業労働部長。

○産業労働部長(平田修三君) 長崎市における企業誘致につきましては、保険会社などの事務センターに加えまして、金融システムの保守・開発等を行いますIT部門、あるいは自動車などの制御を行う組み込みソフト開発、製造業の研究開発などの企業を対象に誘致に取り組んでおり、産業振興財団に長崎市から職員2名の派遣を受けまして、連携して誘致に取り組んでいるところでございます。

こうした分野の企業は、高度の専門人材や協力企業を求めており、大学などと連携した専門人材の育成、地場企業の技術習得等を図りながら、積極的な誘致活動を行ってまいります。

加えまして、柔軟な発想を持った学生の起業も含め、革新的なサービスを創出するスタートアップ企業などの集積を図るため、出島交流会館に新たな交流拠点を整備し、長崎市とも連携した育成支援及び誘致に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（溝口芙美雄君） 高比良議員—30番。

○30番（高比良 元君） 今、部長が最後に言われたスタートアップ事業、これについては相当力を入れないと、なかなかやっぱり長崎県内からの実績というものが他県と比べると少ないという状況にあると思うんです。ここは、例えば、中小企業基盤整備機構に配置をされておった、いろいろ企業のマッチングをするについての専門的な人材とか、それに類するような人を、より多く産業振興財団とかに配置をすることによって、いろいろなネットワークというか、相互の情報の互換というか、そういうものを通じた中でのベンチャー等の創出について、なお一層やっぱり力を入れていく必要があると思いますが、今、答弁の趣旨の大宗としては、そういうふうなことで、県としては取り組むんだといったことを承知をするところであります。

そこで、働きたいと思う職種というか、企業がなかなか少ないと、魅力ある企業が少ないということとあわせて、都会と比べて賃金がやっぱり低いということで、県外に転出をしてしまうというようなケースがあるんですが、私は、賃金そのものよりは、やっぱり実質的な可処分所得、このところを向上させていくということが何より大切だろうと思っているんです。

都会の企業と比べて、県内の一般企業の賃金は低いと言われているわけですが、その可処分所得において、例えば、長崎から東京に働きに出る新東京人と、長崎で就労をする長崎人との間でほとんど差がなく、これに加えて定性的な住みよさというものが加わって、長崎で暮らすということが、いわば得をするといった状況をつくり出すということが大切だと思うわけですが、そのためには、家計費の支出として大きい住宅関係費を圧縮してやることが

一番だと思います。

先ほどの子育ての関係についても重複するところもあります。このため、企業において、例えば、社員住宅の整備についての財政支援、あるいは独身者のための低廉な住宅の整備、その他雇用の確保の観点から、住宅政策を仮に長崎市が実施するとした場合、市と連携して推進する考えはないか、知事いかがでしょうか。

○議長（溝口芙美雄君） 知事。

○知事（中村法道君） 議員ご指摘のように、所得、あるいは生活に要する費用等の面を比較した場合、本県並びに福岡県、東京都の世帯当たりの生涯収支を比べてみますと、ほとんど差がないところでありまして、県では、こうした情報をパンフレットに取りまとめ、学生やその保護者の方々に配布するなど、あらゆる機会を通して本県の暮らしやすさを紹介してきたところであります。

そうした中、長崎市は、確かに民間賃貸住宅の月額の家賃が全国的にも高いということもありまして、この負担を軽減することは、若者の地元定着を図る対策として、選択肢の一つではなかろうかと考えているところであります。

しかしながら、この社員住宅の整備への助成、あるいは住宅手当への支援などについては、行政の直接的な施策としてはなかなか難しいと考えているところでありまして、既に県内企業の中には、若年層の雇用確保のために、社員住宅、あるいは独身寮等を開設されたり、住居手当の創設、ボーナスの増額等について、自助努力で対応しておられるところも出ていられているわけであります。

こうした中、県におきましては、就職の際にひとり暮らしを余儀なくされる離島・半島地域出身の新規高卒者に対して、来年度から県が所

有する空き公舎を提供することができないか、準備を進めているところであります。

今後とも、その収支バランスの向上を図り、若者の流出を防ぐためにどうした対策が効果的であるのか、長崎市とも十分協議をしながら研究を進めてまいりたいと考えているところであります。

○議長(溝口芙美雄君) 高比良議員—30番。

○30番(高比良 元君) ありがとうございます。

1点目の可処分所得において、あまり差がないといったことについては、これは徹底して普及・啓発というか、意識醸成を図るような取組をぜひさらに追加してお願いをしたいと思います。

それと、県の空き公舎の活用といったことに触れられたわけではありますが、そういったことを長崎市としてもやっぱり独自に考えていくことが必要であろうと認識をいたします。その際、いろいろ協議をするといったようなこともご答弁いただきましたので、そういう取組ができればと思う次第であります。

次に、仕事で離れるという人もおりますけれども、今度は学びのために県外に出て行ってしまおうといったような若者もやっぱり非常に多いと思うんです。

そこで、学びのために一旦ふるさとを離れると、その地でそのまま就職をして定住するという若者も多数に上るわけでありますので、そういう現実からは、既存の大学の専攻科目をもっと拡げて、学びの選択肢をさらに増やすとか、あるいはかつて大分県が立命館大学を誘致して多くの学生が集まったというように、特色ある学科を持った大学を誘致するとか、こうした取組を促進したり、主体的な働きかけや財政支援

をするということも必要だと思うんですが、仮に今後長崎市がこういったことに動き出そうとした場合、市との連携も含めて、県として、どういう取組をされるか、考え方をお尋ねいたします。

○議長(溝口芙美雄君) 企画振興部長。

○企画振興部長(柿本敏晶君) 進学、就職に伴う若年層の県外転出は、本県にとって重要な問題であり、これまでも若者の県内定着促進に向けて、関係機関とも連携しながら、さまざまな施策を講じてきたところでございます。

議員ご提案の大学の誘致等につきましては、県内高校生の地元進学の促進が期待できるものと考えておりますが、一方で、全国的に少子化が進み、18歳人口が急激に減少する中、定員割れや他県では誘致後に撤退した事例も見受けられるなど、課題も多いものと認識をしております。

このような中、県内では、県立大学や長崎大学において、社会のニーズに対応した新たな情報系学部等の設置が進んでおりますが、県としても、県内産業の活性化に貢献できる専門的な人材の育成を担う学部等の存在が、若者の継続的な県内定着につながるのではないかと考えております。

今般、国においても、「まち・ひと・しごと創生基本方針2018」の中で、地域における大学振興と若者の修学・就業を促進する方向性が示されたところであります。

今後は、さらに県内大学の活性化や学部・学科の在り方などについて、長崎市を含め関係自治体や大学関係者等と協議を行ってまいりたいと考えております。

○議長(溝口芙美雄君) 高比良議員—30番。

○30番(高比良 元君) 積極的な協議をお願い

いしたいと思いますが、夢を語れば、私としては、グローバル企業とグローバル大学をセットで誘致をする。韓国なんて、まさにそういうことをやっているんです。ほかでもやれるわけですから、そういうものに向かって、歩を進めるというような思い切った取組も必要であると、私としては思っています。

(3) 産業の振興と雇用の拡大について。

域内の経済循環を最大化するための対策についてであります。

県民所得や市民所得を向上させたり、地元雇用を伸ばしたりするためには、県民経済計算上からも、生産から最終消費に至るまでの域内での経済循環を高めることが最も効果的であるといったことが、これはもう理論的にわかっております。外貨を稼ぐ取組とあわせて、域内の消費拡大や生産資材の調達、あるいは企業内の連携等をもっと拡大する必要があると思いますが、県の考え方はいかがですか。

○議長(溝口芙美雄君) 産業労働部長。

○産業労働部長(平田修三君) 県内の経済循環を高めていきますことは、県民所得の向上を図るうえでも重要な視点であると考えております。

域内消費を拡大するため、例えば、農林水産分野におきましては、「ながさき地産地消こだわりの店」、「長崎県の魚愛用店」などの認定、PRにより、飲食店、小売店等での取扱いの拡大を図っております。

また、加工用原材料の域内調達につきましては、産地と食品企業とのマッチングや1次加工業者の紹介による商品開発支援など、6次産業化や農商工連携の促進に取り組んでおります。

このほかものづくり企業につきましても、これまで中堅企業が外貨を獲得し、県内企業へ波及させる取組を進めてまいりましたが、さらに

企業間連携によるサプライチェーンの強化や新技術開発に対する支援を行うこととしております。

今後とも、域内の経済循環を高めることで、県民所得向上につなげる施策を推進してまいりたいと考えております。

○議長(溝口芙美雄君) 高比良議員—30番。

○30番(高比良 元君) 域内経済循環をやっぱり最大化するという中でネックになるのが、そもそもいろいろな生産資材の調達ということで考えた場合に、その技術がなくて賄えていない。したがって、県外に頼らざるを得ない。あるいはいろいろなものはあるんですけども、やっぱり県外よりもコストが高いといったもので、コスト競争に負けている。

言ってみれば、次の質問をさせてもらうんですが、地場の小規模の企業の体質強化をいかに図るかといったことが一番肝要なことで、先ほど言われたサプライチェーンといったことも有力な取組方だろうと思いますので、そういう認識を持ったうえでの取組をさらに加速をさせていただきたいと思う次第であります。

そこで、今言いました地場の中小企業の体質強化策についてでありますけれども、本県は、製造業の出荷額が少ない。そのことが県民所得の伸び悩みの原因となっているわけであります。一事業所当たりの平均出荷額も、他県の半分程度にとどまっている。そして、県が今後、力を入れていこうとしているICTやAI、あるいはロボット産業等で、長崎市内で先駆的に操業をしている優良事例を、私としては勉強不足も手伝ってか、承知をしておりません。

また、食品産業やサービス産業、一般にしても、県外に大きな販路を持つ事業所も、長崎市内に本社を置く事業所は数えるほどしかありま

せん。

そこで、地場企業の新事業展開や新分野開発などを通じた体質強化が喫緊の課題であるわけですが、そのために、市とも連携して、県としてどういったことに注力をすべきか、どのように考えているか、お尋ねをいたします。

○議長(溝口芙美雄君) 産業労働部長。

○産業労働部長(平田修三君) 小規模な事業者が多い地域の商工業やサービス業の振興のため、県内全体で17地域の商工団体が主体となりまして、「地域産業活性化計画」というものを策定し、事業者と商工団体、県、市町等が地域の産業特性に応じた目標を共有して、販路拡大や付加価値向上等に取り組むという取組を進めております。

長崎商工会議所におきましては、交流人口の拡大を背景として、飲食店等のサービス産業やかまぼこなどの食品製造業などを注力する分野として定め、年間100事業者の売り上げ増といった具体的な目標を設定して、事業者の経営分析を踏まえた事業計画の策定、商談会への出展、地元企業が連携した観光土産品の開発等に対する支援を進めていくこととされており、県、市、商工会議所が連携をして、それぞれの施策を活用しながら一体となって支援していくこととしております。

○議長(溝口芙美雄君) 高比良議員—30番。

○30番(高比良 元君) この問題は、もうまさに命題でありまして、そう簡単に成果がすぐには出るものではない。それは十分承知をしています。

今言われた、県内各地域で「地域産業活性化計画」を策定して、関係機関、団体が一つになって取り組もうとしているというお話がありました。これは、政策評価じゃありませんけれど、

その取組状況と成果がどこまで具体的に顕在化していくか、ここはしっかり把握をしながら、あの手、この手の長崎の総合力で取り組んでいただくよう、強く要望したいと思います。

そこで、長崎市の基幹産業というのは、言うまでもなく、造船、重機であるわけですが、時代のトレンドや国際的な価格競争の中で、地域経済の自立的発展を展望する時に、これのみに頼ってはいなかなか難しいと私は思います。もとより、造船、重機にさらに頑張ってもらえるように、行政としても手を打っていくことも必要ですが、その一方で、造船、重機に比肩するような新たな基幹的産業を創出していくということが何より大切だと思います。

県内でも、他の市町には大きな雇用吸収力を持った優良企業が立地をしているわけですが、長崎市内には残念ながらそういう状況がありません。こうした状況から、先に進むために、仮に長崎市がこうしたことに今後積極的に取り組むとした場合、市との連携も含め、県としてはどう取り組むか、そのことについてお尋ねをいたします。知事、答弁をお願いします。

○議長(溝口芙美雄君) 知事。

○知事(中村法道君) さまざまな産業構造上の問題に直面する中で、これからはより付加価値の高い先駆的な産業を強化していかなければならないと考えているところであります。

これまでの経過について見ます時に、長崎市においては、どうしてもやはり内陸部に競争力の高い工業団地がないということで、製造業等の誘致に非常に制約があったところでありますけれども、これから長崎市として、どのような産業構造の達成を目指そうとされるのか、そういった点についても十分意見交換をさせていただきながら、新たな産業の創出に向けた取組も

また必要になっているものと考えておりますので、十分協議していく必要があるものと考えております。

○議長（溝口芙美雄君） 高比良議員—30番。

○30番（高比良 元君） ありがとうございます。まずは、やっぱり長崎市が基本的な地域経営の戦略ということをしっかり立てたうえで、県としっかりと協議をしていく。そのことについては間口を開いているというようなお話であります。ぜひ、そういった施策の推進についての展開が図られるようにやっていく、このことが何より大切だろうと思います。

次に、今度はオフィス系企業についてのお尋ねであります。

まず、「クレーンハーバー長崎ビル」、これは、建設の時の市場の背景とか必要性、緊急性、そういったことについての説明とは裏腹に、現在、市内からの県外企業の移転とは別といたしまして、県外からの新規の入居企業はゼロの状態になっています。この原因は一体何か。

そこで、あわせてクレーンハーバー長崎ビルへの入居に限らず、オフィス系企業の長崎市内への立地はそもそも難しいのでしょうか。あるいは立地を促進するために地元として補うべき、あるいは揃えるべき課題というのは何か。

今後、市内中心部でオフィスビルを建設しようとする計画も多々あるわけですが、うまく活用される見通しは立てられるのか、あわせてお尋ねをいたします。

○議長（溝口芙美雄君） 産業労働部長。

○産業労働部長（平田修三君） 昨年12月に完成した「クレーンハーバー長崎ビル」は、現在5フロアのうち1フロアが入居済みで、先般もう1フロアの入居が決まりました。いずれも平成26年度に誘致した企業が事業拡大して移転した

もので、新たに200名の雇用が創出されます。

全国的に人材確保が難しくなっている中、確実に人材を確保するため、既に進出した拠点を中心に事業拡大を図る傾向があることから、県、市、大学などでしっかりとこのような人材確保、事業の推進を支援することが大切でありまして、そのことがさらなる誘致の促進につながるものと考えております。

さらに、現在力を入れておりますITでありますとか、組み込みソフト研究開発部門等の分野では、高度な専門人材、あるいは技術力のある協力企業を確保するということが必要とされておりますので、人材の育成及び地場企業のマッチングに取り組んでいく必要があると考えております。

もう一点、長崎市において民間事業者によるオフィスビル整備が進み、良質なオフィスフロアが増えますことは、今後の企業誘致の強みになりますので、民間事業者や長崎市と連携を図り、ビルの供用開始時期を見据えながら誘致活動に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（溝口芙美雄君） 高比良議員—30番。

○30番（高比良 元君） オフィスビルの建設計画が進んでいることは、企業誘致にとっての大きな戦力になるというお話ですから、それぞれの建設時期等をにらみながら、県として、率先した取組をぜひお願いしたい。

それにあわせて、やっぱり長崎市も今、産業振興財団に2名職員を配置しているということですが、そこに甘んじることなく、より積極的な誘致活動をさらに展開していかなければいけないと思うんです。

企業誘致と一言に言うけれども、例えば、この間、産業振興財団の職員からレクチャーを受けましたが、もう訪問企業数というのは山ほど

上っているわけです。その中で、しかし、実際に長崎ということを検討の俎上に上げるという企業も非常に限られている。その中から、さらにふるい落とされて、実際誘致をするというのは本当に厳しいというか、そういう状況にあるわけでありますので、ここはもう本当に長崎の総合力で、さらに鉢巻き、ねじを巻いてやらなければいけないと思います。あの手、この手でもうみんなで一緒になってやるという、そういうやっぱり機運、体制をつくっていく必要があると思っています。

ところで、産業の振興、あるいは子育てについて、可能な限りそれをしやすいような社会環境づくりといったことをお尋ねしてきたわけですが、そういうこととあわせて、やはり人が残っていくには、住んで楽しいまちづくりというのが進まなければいけないと思うんです。

(4) 賑わいの場づくりについて。

具体的には、三菱幸町工場跡地のジャパネットの計画への県の対応についてであります。

ご案内のとおり、ジャパネットがサッカー場、マンション、オフィス、ホテル等の建設を行う等の提案をもって、三菱の公募に採択をされました。総投資額は、約500億円。外国のディベロッパー企業の参加も含め、市内のまちなかの民間投資としては、県都のダム機能の発揮に大きく寄与をするということも含めて画期的なことだと私は認識をしています。

何としても計画を達成し、成功させるために、県、市連携して、例えば都市利用規制や道路整備対策などのハードルをクリアしていくことが必要だと思いますが、知事、考え方がいかがですか。

○議長(溝口芙美雄君) 知事。

○知事(中村法道君) この三菱幸町工場跡地の

活用に当たりましては、これまでも県から三菱重工業に対して、良質な雇用の場の確保、交流人口の拡大、あるいは長崎の魅力の向上に寄与する活用策が望ましいと申し上げてきたところであります。

今回の計画は、サッカー専用スタジアムのほか、ホテルやオフィスなどの複合施設を整備する内容でありまして、これまで私どもがお願いしてきた意見に相当程度沿ったものであると評価をいたしております。

こうした計画の発表を受けまして、県においては、既に県庁内の関係部局による連絡調整組織を設け、優先交渉権者との間で情報共有、あるいは意見交換を行っているところであります。交通対策をはじめ、想定される諸課題について検討をはじめたところであります。

今後とも、長崎市と連携を図りながら、優先交渉権者との協議を進めるなど、的確に構想実現に向けて協力してまいりたいと考えているところであります。

○議長(溝口芙美雄君) 高比良議員—30番。

○30番(高比良 元君) 構想の実現に向けて積極的に関わっていきたいというような強いご主張がありました。

昨日の晩、ワールドカップで日本がコロンビアに勝ちました。日本全国で老いも若きも、男性も女性も一丸となって歓喜し興奮をしたと思います。ああいう姿を目の当たりにしていますと、もうスポーツの力というのは本当にすごいなと思います。何としても、今回のジャパネットの計画は成功してもらわなければならないわけでありまして、そのために、県としても、強い決意を持って積極的な役割を果たしていただくことを、さらにお願いをさせていただきたいと思います。

ところで、長崎市は、MICE関連予算を6月市議会に計上しておられます。一方、IR関連法案が今国会に上程され、県としては、何としてもハウステンボスに立地決定するよう推進をしております。

IRがハウステンボスに立地をすることになれば、国際的な水準のコンベンション施設やメッセ会場、鑑賞型のホール、大小会議室、宿泊施設、あるいはショッピングモール、それらが一体的に整備されることとなります。投資額は約2,000億円と聞いています。

こうした動きや勢いがある中で、長崎市は、市民の税金約150億円を投じて、同じようにコンベンションホールやメッセ会場をつくろうというような計画であります。民間活力の活用によるホテル建設などは別といたしまして、市が直接財政負担をして実施をするコンベンション施設やメッセ会場といったものが、佐世保にできるであろう圧倒的なIR施設と重複をする中で、また、県外に類似施設があまたある中で、果たしてうまく稼働するのか、私としては率直疑問が先に立つわけではありますが、まず、そもそも県として、市のこのMICE計画に対して一定の財政支援を行うのかどうか。

また、仮に計画が実現をした場合、IR施設への誘客対策のほかに、MICEへの誘客に対して、県としても、何か積極的に関与しようという考えはあるのか、お尋ねをいたします。知事、お願いします。

○議長(溝口芙美雄君) 知事。

○知事(中村法道君) 長崎市のMICE計画は、市が主体となって民間活力の活用を図りながら整備する計画となっているところであり、同計画に県の補助は予定していないところであり、

また、コンベンションの誘致につきましては、その受け入れ施設がどこであるかを問わず、これまでも県内各市町と連携して取り組んできたところであり、多様なコンベンションの誘致を進め、観光消費の拡大に結びつけていかなければならないと考えているところであり、

○議長(溝口芙美雄君) 高比良議員—30番。

○30番(高比良 元君) 県の財政支援はないといったことが明確に述べられました。その他、コンベンション関係については、ちょっと今の知事の答弁ではよくわからないのでありますけれども、多様なコンベンションが展開をされるといったことは望ましいという、その話にとどめておくと理解をいたします。

昨日、同僚議員から、IRに関する質問がありました。県の財政への寄与度、あるいは地域経済の振興を考えての、いわば、これは切り札としての県の計画であると思います。また、民間の営業において相互融通というようなことはなかなか考えにくいということでもあらうと思います。

そうした意味で、現実的には長崎市が市民の税金を投入してやるという計画は、私としては、よほど慎重にやる必要があるのではないかと考えております。

そこで、長崎市内にある既存の施設を活かして、例えば、まちなか全体がコンベンションの舞台というような長崎市の特色を活かしたコンベンションのやり方が、私としては可能ではないかと思うのでありますが、MICEのような大型の施設がなければ、コンベンションはできないとお考えかどうか、ここは里見副知事にご見解をお聞かせいただきたいと思うのでありますが。

○議長（溝口芙美雄君） 里見副知事。

○副知事（里見 晋君） 議員ご指摘の新たなMICE施設によることなく、既存施設や地域の特性を活かした工夫を講じるということによって、コンベンションの誘致を進めていくという考え方も当然あり得るものだと思っております。

ただ、その一方で、長崎市が予定されているMICE施設につきましては、複数のホールや複数の会議室が併設された計画となっておりますので、分散せず1カ所で分科会を開催する必要がある大規模な学会など、これまでよりも多様なコンベンションを誘致する可能性はあるのではないかと考えております。

いずれにいたしましても、施設のありようによって、誘致できるようなコンベンションの姿は多少変わるとは思いますが、施設があればあったで、それに適するコンベンションの誘致活動になり、なければならないで、それに応じたコンベンション誘致活動になっていくものではないかと考えているところでございます。

○議長（溝口芙美雄君） 高比良議員—30番。

○30番（高比良 元君） 今の副知事の答弁は、全く的を射た答弁であると思えます。なければならないで、やりようがある。あったらあったで、それを活用したやり方というものをやっぱり工夫して頑張っていかなければならない。当然のことではありますが、コンベンションということを楽しみに言いますが、大事なことは、なんでそのまちで、そのコンベンションをするのかという主催者側の動機づけに対して、しっかり訴え得るインセンティブというか、そういう特徴を持ったまちでなければならないということと、それとあわせて、アフターコンベンションについて、やはりその魅力度が高いまちで

ある、あるいは長崎市でやるとする場合にそこでわざわざやるという意味があるコンベンションでなければなりません。こういうものでないと、これはなかなかそう簡単ではない話でありまして、この辺をやっぱり共通認識を持って、こういったことについては取り組んでいく必要があると、私としては考えています。

そこで、あわせて県庁舎の跡地活用ということですが、旧県庁舎もいよいよ解体をするということですが、跡地対策もこれまでいろいろ議論がありましたけれども、検討作業の現時点での進捗はどうか、簡単にご説明をいただきたいと思えます。

○議長（溝口芙美雄君） 企画振興部長。

○企画振興部長（柿本敏晶君） 県庁舎の跡地活用としまして、先行して検討を進めることとした「広場」と「交流・おもてなし空間」につきましては、昨年度、県議会の総務委員会で検討内容をお示しし、ご議論をいただいたところであり、その議論等を踏まえ、備えるべき機能や規模など、さらに検討を進めているところでございます。

一方、「文化芸術ホール」につきましては、昨年2月の県議会からの意見書を踏まえ、長崎市が整備を検討しているMICE施設におけるホールとの機能重複に関する調整を確実に行う必要があるものと考えております。

現在、6月市議会にMICE施設関連議案が提出されていることから、その審議の状況を注視し、その動向を見極めたいと考えております。

○議長（溝口芙美雄君） 高比良議員—30番。

○30番（高比良 元君） 今から質問をしようとするについても、もう一定踏み込んで今答弁があったやに思いますが、もう一度お尋ねをしますが、長崎市の計画の進捗も視野

に入れる必要があると。そのとおりであると思うんですが、旧庁舎の閉鎖、解体ということが進む中で、周辺のにぎわいも低下をしていると言われています。かつての長崎市のまちの成り立ちに大きな役割を果たしてきた市内の一等地であることから、これは長崎市民の理解を得る跡地活用策がいよいよ求められていると思うのであります。その辺を踏まえ、再度答弁をいただきたいと思っております。

○議長(溝口芙美雄君) 知事。

○知事(中村法道君) 県庁が移転した後、周辺地域について、にぎわいが低下しつつあり、関係の皆様方が大変心配をなさっておられるというお話を、私も伺っているところであります。

したがって、できるだけ早いうちに跡地の活用について方針をお示ししたいという思いがあるところでありますが、先ほど担当部長がお答えしましたように、現在、市議会において、MICE関連施設の議案が審議されているところでありますので、近々一定の方針が出されるものと考えているところであります。こうした審議の動向を見極めたうえで適切な時期に判断してまいりたいと考えております。

なお、現状で旧庁舎の解体、発掘調査等を含めると、新たな事業を進めるに至るまで相当の時間が残されておりますので、まずは既存の旧庁舎新別館の活用を急いでいくことといたしておりまして、現在、準備作業を進めているところであります。

○議長(溝口芙美雄君) 高比良議員—30番。

○30番(高比良 元君) 解体に着手する中で、一定全体工事が終了するのが2カ年程度かかるというような話でありますから、その間においては、やはりその次、どう手を打つかといった

ことについての計画はしっかりと組み立てをし、県民、市民の理解を得るといったことについて、ぜひお取組をお願いしたいと思います。

(5) 長崎市の特徴を活かした観光の振興について。

まずは、資産の顕在化、付加価値化の対策ということについてであります。

長崎市内は、我が国でも特色ある歴史を有しているわけではありますが、残念ながら多くは以前ここに何があったというような石碑でありますとか、掲示板の設置で終わっております。そのほか、観光の目的地となるべきような施設や街並みもインパクトが弱い、もったいないというような状況にとどまっているものが多くあります。

今後とも、観光地として生き延びるためには、こうした歴史的資産を顕在化させたり、付加価値を高めたりする必要があると思っておりますが、こうしたことについて、仮に長崎市が今後積極的に取り組むとした場合、市との連携も含めて、県としてどう取り組むのか、お尋ねをいたします。

○議長(溝口芙美雄君) 文化観光国際部長。

○文化観光国際部長(中崎謙司君) 県におきましては、これまでも歴史に彩られた本県ならではの資産を顕在化させ、観光資源として磨きあげることに力を入れてまいりました。

また、観光資源となり得る歴史的、景観的な価値の高い建造物等については、文化財の指定やまちづくり景観資産の登録を行ったうえで、保全等の行為に対して、市町と連携して支援しております。

引き続き、市町と連携して、歴史的資産を活用した新たな観光資源の整備、活用を進めるとともに、にぎわいの創出につながる地域や市町

の主体的な取組をソフト・ハード両面から支援していくこととしておりますので、長崎市とも、これまで以上に連携してまいりたいと考えております。

○議長(溝口芙美雄君) 高比良議員—30番。

○30番(高比良 元君) 長崎市とも、これまで以上に連携して進めていきたいというお答えをいただきました。あとは、だから、長崎市がいわゆる積極的なそういう取組をやっぱり主体的にやっぺいこうとする、その姿勢いかんであるうと思ひます。

あわせて、観光産業の振興といったことについて、お尋ねをいたします。

観光の振興というのは、入り込み客数がどうかということにとらわれず、観光産業の振興でなければなりません。観光の第1次受益者である市内の旅館・ホテルは、厳しい経営環境にあって、従業員の人手不足も深刻な状況にあります。このため、旅行形態に対応する設備投資や高付加価値化への対応も難しいといった状況です。地場の土産品等の販売額も伸び悩んでいると言われております。こういう実態を改善し、観光が地域経済のプラスに役立っているという状況をつくり出すことができこそ、観光に力を入れる意味があると思うのでありますが、長崎市が今後こうしたことに取り組もうとした場合、市との連携も含めて、県としてはどう取り組むのか、お尋ねをいたします。

○議長(溝口芙美雄君) 文化観光国際部長。

○文化観光国際部長(中崎謙司君) 県では、従来、主に誘客による「量」の拡大に取り組んできたところであり、観光客数には一定の成果が出ておりますが、産業としての観光の活性化や良好な雇用環境の創出などについては、まだ十分ではないものと認識をしております。

このため、近年では、より消費を高めるプレミアムコンテンツの開発などによる観光の「質」の向上に取り組んできたほか、観光産業の核である宿泊業の生産性向上への支援を行い、例えば、業務見直しを進め、接客業務の質を高めることにより、顧客満足度が向上している事業者もあります。

今後は、これまでの取組に加え、観光事業者が多様な産業と連携して、地域にお金を落とす取組や優秀な観光人材の育成によるサービス向上への取組などに対する支援策を検討し、観光産業の活性化、高度化を推進してまいります。

○議長(溝口芙美雄君) 高比良議員—30番。

○30番(高比良 元君) 雲仙の旅館・ホテルが大変に苦戦をしています。やっぺいそういう中で大手資本による企業買収等が進んで、地場の事業所と申しますか、これまで地場の資本で運営をしておったような旅館・ホテルというのがなくなっていくてしまう。長崎市においても、幾らかそういうふうな傾向が出てきています。かなりやっぺい厳しい状況にある。

今、生産性の向上という話をされましたけれども、そういったことに取り組むためには、例えば、チェーン化を図ると申すか、そこまでもなくても協業、共同で一体的な取組をやっぺいとか、やっぺいいろいろな工夫が必要になってくる。あるいはインバウンドの対策についても、やっぺいここは観光連盟なんかでやっぺいしているんだらうけれども、いろいろな受け入れについて可能な旅館・ホテル一体となって進めていくて配分をしていくとか、いろいろな取組があるうかと思ひます。

今までは、やっぺい第1次受益者のその経営の向上、そのことによつて観光産業の生産額を伸ばしていき、県民所得の向上につなげると

いう、そういう視点が必ずしも明確ではなかったと思っています。観光統計の数字だけで一喜一憂するような状況にあった。実際はやっぱり狙いとするのは、認識は一致していると思いますが、観光産業の振興があって初めて、その地域経済にプラスになるということでありますので、ここは産業労働部と一体となった中で取組をぜひお願いしたいと思います。

あわせて、国際クルーズ船の対策についてあります。

年間105万人が上陸をし、国内でも第2位の寄港地と長崎市は言われているわけでありますが、県内の貸切バスの需要が減少したり、地場の土産品店等での売り上げにあまり影響していなかったり、まして宿泊関係は無縁だったり、長崎の経済浮揚にはほとんど関係のないところで動いていると思います。

県外の中国系ランドオペレーターが大手を振っているというのが実態で、長崎は、彼らにいわば利用されているという状況であると言っても過言ではないと私は思います。こういった状況を改善し、地域経済のプラスにするため、長崎市や観光関係機関との連携も含めて、県としてどう取り組むのか。1泊、2泊するような準母港化を目指すぐらいの意気込みで取り組むべきだと思いますが、いかがですか。

○議長（溝口芙美雄君） 文化観光国際部政策監。

○文化観光国際部政策監（田代秀則君） クルーズ振興の取組につきましては、基本的には県が誘致活動を、地元自治体が客船の受け入れ対応を行っているところでございます。

長崎港に入港するクルーズ船の寄港地ツアーに関しましては、長崎市が、市内におけるツアーの充実等を行い、県は、長崎港から島原半島

などへの県内広域周遊対策に取り組むことで、地域経済の活性化を図っているところでございます。

中国からのクルーズ船では、依然として特定の免税店へツアーが集中していることから、地元の旅行会社と共同で新たな着地型ツアーの造成を目指しているところでございます。

今後とも、長崎市や旅行会社などの関連観光機関と連携をいたしまして、クルーズ客の周遊性の向上を積極的に進めてまいりたいと思っております。

それから、準母港化を目指すぐらいの意気込みということでございますけれども、県産品の客船への供給でございますが、船会社との協議を重ねた結果、昨年度から、長崎港等での積み込みが増加をしております。今後の取引拡大に向け、船舶納入業者等と共同で新たな県産品の紹介を船会社に行うことといたしております。

また、県内での宿泊を伴う乗下船クルーズ商品の開発にも、平成28年度から取り組んできたところであり、その成果といたしまして、昨年度は長崎港において2回実施をされ、今年度においても5回計画をされております。

さらに、中国発着のクルーズにおけるフライ・アンド・クルーズ商品の開発に、今年度から地元の旅行会社と連携して取り組んでいるところでございます。

上海から長崎への航空便で訪れたお客様が、県内で宿泊・滞在をした後に、長崎港から乗船する商品の年度内の販売開始を目指しているところでもございます。

引き続き、クルーズ船の入港を経済的な効果の拡大に結びつけられるように、関係機関とともに取り組んでまいります。

○議長（溝口芙美雄君） 高比良議員—30番。

○30番(高比良 元君) いろいろな取組について、今、政策監の方から紹介をいただきました。本当にうまくやっていたらいいなと思うんですが、やっぱりなかなか難しいところがある。それははっきり言うと、マージンの問題とか、そういうことです。そういったことがネックになって、なかなか商品企画造成をしてもうまくいかないとか、こちらの方にやっぱりお声がかかってこないとかということがあるわけで、その辺はやっぱり総合力を持って取組をよろしくお願い申し上げて、質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長(溝口芙美雄君) これより、しばらく休憩いたします。

会議は、11時15分から再開いたします。

— 午前11時 2分 休憩 —

— 午前11時15分 再開 —

○議長(溝口芙美雄君) 会議を再開いたします。

引き続き、一般質問を行います。

近藤議員—7番。

○7番(近藤智昭君) (拍手)【登壇】南松浦郡選出、自由民主党、近藤智昭でございます。

質問をさせていただきます。

1、豪雨や台風等の自然災害に強い農林水産業の基盤構築について。

(1) どのような取り組みを進めているのか。取り組みの現状とこれからの取り組み。

去る5月28日に、気象庁の福岡管区气象台から、九州北部地方が梅雨に入ったと見られるとの発表がありました。これから、梅雨の豪雨、夏場から秋口にかけての時期を中心とした台風など、例年と同様に自然災害による農林水産業への被害が懸念されるところであります。

本県におきましては、昨年も、6月末から7月上旬にかけて、大雨や台風に連続して見舞われ、農作物、農業用ハウス、農地、農業用施設、林地荒廃等の農林業に関する甚大な被害が発生し、その被害額は、壱岐地区、島原地区、県北地区を中心に、県全体で27億円を超えたとお聞きしているところです。

また、私が一昨年の11月定例会において質問しましたとおり、昨年10月下旬に大接近した超大型台風21号により、新上五島町をはじめ、五島市、壱岐市、対馬市において、定置網に甚大な被害が発生し、新上五島町での被害額は3億円近くに達したところであります。

このような毎年繰り返される自然災害に対して、被災地域においては、農林水産業の営みの速やかな再生に向けた復旧活動に取り組まれています。

その中で着実な復旧を図るため、国が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づき、激甚災害として指定し、必要な措置を準備するなど、国や県、地元市町が一体となった緊急的な支援が実施され、速やかな復旧・再建につながっているものと理解しているところであります。

しかしながら、私は、本県、特に、離島地域の基幹産業である農林水産業が将来にわたって持続、発展していくためには、災害が発生した後の復旧対策では不十分であると考えております。

もちろん、災害が発生した後に、できるだけ速やかに復旧・再建を果たすことも極めて重要であります。農林水産業における事業の継続性を担保するためには、そもそも被害が発生しないように、事前に十分な対策を講じることこそが、より一層重要であると考えております。

地球温暖化に伴い、大雨や台風による被害が年々大規模化、激甚化していると感じているところです。このような環境においては、農林業や水産業を営まれている皆様が将来の事業拡大への意欲を持ち、安心して投資等に取り組まれることは期待できません。

そこで、豪雨や台風等の自然災害の被害を受けにくい、強靱な農林水産業の基盤の構築に向けて、これまで県は、国や地元市町と協力しながら、どのような取組を進めてきたのか、お尋ねします。

また、これまでの対策に加えて、今後どのような取組を進めていく必要があると考えているのか、お伺いします。

2、国家戦略特区の区域指定に向けた本県のこれまでの取り組み、今後のスケジュールについて。

(1) どのような取り組みを行い、内閣府にどのような提案をしたのか。

本県が一昨年、平成28年の夏に、国家戦略特区における新たな規制改革メニューとして内閣府に対して提案を行った農業分野における外国人材の就労については、農林部の職員を中心とした努力のかいもあって、内閣府から高い評価を受けたことから、昨年9月に実施された改正国家戦略特区において、農業支援外国人受入事業として、既にメニュー化されたところであり、したがって、今現在、既に国家戦略特区の指定区域である愛知県、福岡市、北九州市、新潟県、仙台市など、全国の中で10地区は農業支援外国人受入事業の活用が可能な状況となっております。

一方で、本県は、国家戦略特区の区域指定を受けていないため、このメニューを最初に提案した県であるにもかかわらず、長崎県農業支援

外国人の受け入れができない状況が続いております。

近年、農業就業者の高齢化等に伴う就業人口や農家戸数の減少が加速化する中、私は、農業の担い手を確保する手段の一つとして、外国人材の活用は極めて有効であると考えております。

ただし、現在でも多く活用されている外国人技能実習制度には、さまざまな制度面の制約があることに加えて、実習生の農業に関する知識や技能も比較的低いことから、外国人技能実習制度の活用だけでは農業の担い手確保の問題は解決できません。

労力不足に悩む県内の多くの産地の農業者の皆さんも、一刻も早く本県が国家戦略特区の区域指定を受けて、農業支援外国人の受け入れができるようになることを望んでおられるのではないのでしょうか。

国家戦略特区の区域指定のためには、内閣府に対して、規制改革に対する県の強い思い、やる気を見せる必要があり、特区における新たな規制改革メニューとして、ほかの自治体が考えていない、これまでにない画期的なメニューを提案することが求められることとなります。

このため、本県では、庁内で新たな規制改革のメニューの検討を続けており、農林部を中心に、さまざまなアイデアを練り出して、順次、内閣府に対して提案を続けているとお聞きしており、国家戦略特区ワーキンググループも関心を示していると聞いております。

そこで、以上のような流れも含めて、県は、国家戦略特区の区域指定に向けて、これまでどのような取組を行い、内閣府に対してどんな提案をしてきたのか、お尋ねします。

(2) 区域指定に向けた手続きのスケジュール。
今後、内閣府とのやりとり等、区域指定に向

けた手続等のスケジュールはどのようになっているのか、お伺いします。

3、離島水産業にかかる港湾施設用地使用料の負担軽減について。

ご承知のとおり、昨今の離島における水産業は大変厳しい現状にあります。多くの漁協において、組合員の高齢化等による脱退が相次ぎ、組合員の平均年齢も優に60歳を超えております。水揚げ量の減少や漁獲の低迷、燃油の高騰、また昨年台風被害などもあり、現場では、漁協の経営はもう限界まできているのではないかと思います。

私のふるさとである新上五島町には7つの漁協があり、厳しい経営状況にありながら、しまの基幹産業である水産業のあかりを消さないようにと、また貴重な雇用の場をなくさないようにと、日々、懸命の努力を重ねております。

そのような中、多くの漁協は、近くの漁港や港湾において、荷さばき施設や冷蔵庫等の漁業関連施設を設置して漁業活動を行っておりますが、施設の設置に当たっては、県の漁港管理条例あるいは港湾管理条例に基づき、占用または使用許可を取って、規定の使用料金を負担しております。

新上五島町には、県が管理する漁港9つと港湾7つがあります。いずれも長年にわたる県当局の努力で岸壁や埋立地などの施設が整備され、安全で立派な港となって、地元も大いに感謝しているところではありますが、この頃、港湾施設を利用している地元の漁協から、港湾施設用地使用料の負担が重たいとの声を聞くことがあります。

そこで、同じ漁業用工作物を設置している場所の漁港と港湾の使用料の算定方法を確認してみますと、1平方メートル当たりの年間使用料

が、漁港の場合は、近隣地価の100分の6を乗じた額と地価を基準としているのに対して、港湾の場合、漁港と同様に近隣地価の100分の6を乗じた額を基本としながらも、括弧書きで、物干し場及び物置き場の単価114円掛ける12カ月分1,368円が下限価格である旨が記されています。

具体的に申し上げますと、上五島にある上五島漁業協同組合は、漁港である上五島漁港と港湾である青方港にそれぞれ漁業関連施設を設置しているわけですが、上五島漁港が近隣地価の6%、414円がそのまま貸付単価となっているのに対し、青方港では、近隣地価の6%が497円であるにもかかわらず、その2.75倍の1,368円が下限価格として設定され、貸付単価となっているわけであり、漁港であれば497円で済むところが、港湾であるばかりに1,368円と大幅な負担増を余儀なくされています。

確かに漁協施設に対しては一定の減免措置はありますが、それは漁港においても同じであります。漁港と港湾の使用料に大きな格差があることには変わりはありません。

漁港が水産業者にとっては、そこが漁港であろうが、あるいは港湾であろうが、ひとしく漁業活動の拠点として利用しているわけであり、このように使用料に大きな格差があることに疑問を抱いている人は少なくありません。

（発言する者あり）

そこで、お尋ねします。

漁港の占用料に下限価格の設定がないのに、なぜ港湾のみ、物干し場並びに物置き場をもとにした下限価格を設定しているのか、その理由をお聞かせください。

4、国境離島地域の振興について。

国境離島地域の振興につきましては、自民党

離島振興特別委員長の谷川衆議院議員をはじめ、本県選出国會議員の皆様の多大なるご尽力によって、一昨年、悲願であった「有人国境離島法」が成立し、昨年4月に施行されたところであります。

県や関係市町におかれては、これを離島の振興に向けた最大のチャンスと捉え、関係機関とも連携して、新たな雇用の場の創出をはじめ、島民の皆様の航路・航空路運賃やしまの製品の輸送コストの低廉化、滞在型観光の促進などに懸命に取り組まれているものと思います。

施行から1年余りが経過する中、関連施設の推進によって、関係地域等の人口の社会減の抑制にも一定の成果が見られるところであり、全国の中でも最も多くの国境離島を抱える本県にとって、この法律は、まさに宝物であると実感しております。

とりわけ、国境離島の地域社会を維持するうえで、私は、多くの働く場を生み出す雇用機会拡充事業は、これまでの政策では実現し得なかった画期的な支援制度であると考えており、また、この事業の効果として、基幹産業である農林水産業の生産拡大や特産品の販売拡大、観光客の受入環境の充実につながるなど、しまの活性化に大きく寄与しているものであります。

新上五島町においては、昨年度、16件の事業が採択され、43人の雇用の場が生まれました。例えば、養殖ブリの海外出荷に向けた増産体制の整備、五島手延べうどんやかんころ餅の品質や生産性の向上、町の特産品を活用した新商品の開発と販路拡大、海水浴場からの美しい景観が年間を通じて展望できるカフェの新設、海での観光体験メニューの充実など、しまの地域資源を活用した新たな地域産業化の取組が、地元事業者のみならず、Iターンなど島外の方々

によって次々と生まれております。

新法が成立し、新たに創設されたこの交付金事業を準備段階から、このように軌道に乗せるまでの道のりは決して平たんではなく、国との調整をはじめ、現場の関係市町や県の地方機関においては、さまざまな課題や苦労があったものと察するわけであります。

そこで、国境離島の振興を図るうえで重要な柱である雇用機会拡充事業について、これまで、どのように取り組み、一昨年度の成果に結びつけてきたのか、今後の取組を含め、お尋ねします。

5、交通死亡事故抑止対策の状況について。

国立社会保障・人口問題研究所がまとめた将来人口推定によりますと、長崎県の人口は、2045年には98万2,000人で、100万人を切るとも言われております。人口減少対策は、長崎県の最重要課題となっております。

このため、県におきましては、さまざまな施策を講じておられるところではありますが、私としましては、長崎県が安全で安心して暮らせる県であるということが、長崎県の人口減少を食い止めるための一つの大きな魅力であると考えております。

県民の皆様が安全で安心して暮らすためには、特に、県民の身近で突発発生し、被害性やその遺族が悲しい思いを感じるばかりか、加害者の人生までも一変させてしまう交通死亡事故をさらに減らしていくことが重要であります。

現在、長崎県では、「長崎県総合計画チャレンジ2020」に挙げた、平成32年までに年間の24時間死者数を34人以下にするという目標に向けて、警察や県、市町、交通安全協会等の関係団体、交通ボランティアの方々が連携して、さまざまな交通事故の抑止対策に取り組まれている

ことを承知しております。

しかしながら、事前にいただいた資料によると、近年の長崎県内における交通事故の状況は、発生件数と負傷者数は年々減少しているものの、死者数については、平成24年に39人を記録して以降、昨年までの間、いずれの年も40名を超えており、厳しい状況にあると言わざるを得ない状況であります。

そこで、平成32年までに年間の24時間死者数を34人以下にするという目標達成に向けて、現在取り組まれている交通死亡事故抑止対策の状況について、警察本部長にお尋ねいたします。

6、離島・半島地域対策について。

(1) 福江港ターミナル駐車場について。

離島・半島地域の多くは、地理的条件が厳しいため、さまざまな問題を抱えており、離島・半島の振興については、分野ごと、もしくは総合的に取り組んでいかななくてはなりません。

その中で、五島福江島の海の玄関口である福江港のターミナルの駐車場に関することでもあります。

ご存じのとおり、本土との旅客航路は、島民にとって貴重な足として利用されており、福江港発着航路の乗降客数は年間約60万人に達しております。

このような中、週末や多客期の航路出発前になると、ターミナルに併設されている駐車場は利用者の車であふれ、駐車待ちの車両による混雑が発生しています。

また、福江港の駐車料金についても、県条例により、24時間当たりの上限価格を500円までと、利用者の負担軽減への一定配慮がなされております。

ところが、利用者の中には、五島在住の方で、離島医療では診療ができない高度な医療を受け

るために、本土の医療機関に通院されている方がいらっしゃる。この本土へ通院をされている方は、福江港から本土間の航路運賃については、一定条件のもと、割引が適用されております。しかしながら、本土通院をされる方が福江港の駐車場を利用する場合、一般の利用者と変わらない駐車料を支払っている状況となっております。

そこで、お尋ねします。

「有人国境離島法」による航路運賃低廉化により交流人口が拡大する中、福江港の駐車場の収容台数の拡充ができないのか、また島民利用者の利便性向上のため、本土通院を余儀なくされている方に対する駐車場利用料金の負担軽減ができないのか、県のご見解をお聞かせください。

7、第70回長崎県高校総合体育大会総合開会式について。

去る6月1日に、県高総体総合開会式が行われました。私も文教厚生委員長としてはじめて参加し、生徒の入場行進の様子を正面で見せていただき、改めて感動しました。

公立学校、私立学校、特別支援学校及び離島の小規模校の学校、選手や応援の生徒、保護者など、会場全体の一体感や運動部とマーチングがブラスバンドの演奏と、文化部との融合を感じただけではなく、行進をしている生徒は、正面だけでなく、最後の最後の反対側のバックストレートまで、堂々と胸を張り、最後まで行進するその誠実な姿に心を打たれた次第です。

「平凡を重ねて非凡をなす」という言葉がありますが、心打つ生徒の姿は、持続した学校現場における教員の日々の指導のたまものであります。また、このような体育の祭典を開催することができるのは、それを支えるスタッフの力

です。総合開会式は本県の自慢であります。

一方、他県では、こういう総合開会式を取りやめてしまったところ、また今後、取りやめようとしているところもあると聞いております。

県高総体総合開会式は、生徒にとって貴重な体験の場です。長崎県では、今後とも、ぜひ続けていってほしいと願っていますが、教育委員会教育長の見解をお聞きします。

あとは対面演壇席で行います。

○議長(溝口芙美雄君) 知事。

○知事(中村法道君)〔登壇〕 近藤議員のご質問にお答えをいたします。

自然災害の被害を受けにくい強靱な農林水産業の基盤構築に向けた対策についてのお尋ねでございます。

本県にとって、農林水産業の振興は重要な課題であり、特に、離島においては、農林水産業が基幹産業であると認識をいたしております。

農林業における現状の対策は、災害を未然に防止し、安心して農林業が営める生産基盤を維持するための農業用ため池の整備、海岸保全施設の整備、地すべり対策、治山事業や森林整備などを総合的に推進しているところであります。

一方、水産業における現状の対策は、漁業者が安全で安心な漁業生産活動を行えるよう、流通や生産の拠点となる漁港について、激甚化する台風等に対応した施設の強化等、防災対策に取り組んでいるところであります。

特に、水産業では、昨年10月の台風21号により、新上五島町、五島市、壱岐市で、定置網を中心に大きな漁具被害が発生いたしました。

被害を受けた地域において、被災漁業者向けの個別相談会を実施し、復旧に向けて必要となる支援内容の聞き取りを行い、地元意向を踏まえて制度資金の運用面を見直すとともに、本年

6月には、水産業の復旧等に係る新たな制度の創設について、国に要望したところであります。

さらに、台風等の被害を受けやすい定置網については、新たな経営モデルとして、波浪に強いタイプの漁具導入を支援しており、今後、導入されたモデル事業の効果を評価しつつ、市町と連携して、国の国境離島関連事業や県事業を最大限活用した新たな漁具の普及、展開を図ってまいりたいと考えております。

これらの対策を計画的、効果的に実施するため、今後も、必要な予算の確保を国にしっかりと要望し、自然災害の被害を受けにくい強靱な農林水産業の基盤構築に向けて、引き続き力を注いでまいりたいと考えております。

そのほかのお尋ねにつきましては、関係部局長からお答えをさせていただきます。

○議長(溝口芙美雄君) 企画振興部長。

○企画振興部長(柿本敏晶君) 私の方から、国家戦略特区に関しまして、2点お答えをさせていただきます。

まず、県では、これまでどのような取組を行い、内閣府にどのような提案をしてきたのかというお尋ねでございます。

国家戦略特区制度は、内閣総理大臣主導で国の成長戦略を実現するため、国が区域を指定し、規制改革等の施策を集中的に推進する制度であり、これまで、平成26年から平成27年にかけて、3次にわたり、全国で10の区域が指定され、89の規制改革事項が認められております。

本県におきましては、規制改革に関しまして、各分野における関係団体へのヒアリング等を経て、農業分野における外国人材受け入れのための新たなスキーム構築や自動走行システムの実証実験、特定健康診査における遠隔診療の導入など、本県の産業振興や課題解決に資する規制

改革事項について、平成25年度の制度開始以降、これまで、提案募集に対する6度の応募のほか、随時の提案を含めまして、新たな提案を行ってまいりました。

このうち、平成28年度に行いました農業分野における外国人材受け入れについては、国において所要の法改正が行われ、規制改革のメニューに追加をされましたけれども、一方で、区域指定につきましては、全国から多数の規制改革の提案がなされる中、平成27年度の3次指定を最後に、本県を含め、新たな指定がなされていない状況でございます。

現在は、こうした状況も踏まえながら、さらに林業、水産業への外国人受け入れ拡大のほか、所有者不明となっている農地、林地の集約化等を進め、民間事業者の新規参入を促進することによる農林業の成長産業化の推進などについて、提案を行っております。

本年1月以降、国家戦略特区ワーキンググループのヒアリングを2回にわたり受けているところであり、引き続き、国家戦略特区としての区域指定を求めてまいります。

次に、国家戦略特区の区域指定のスケジュールについてのお尋ねでございます。

国が行う国家戦略特区の区域指定に関しましては、先日、4次の指定についての考え方が示され、従来の指定基準である地方公共団体の意欲、実行力等に加え、既に施行されている規制改革事項や今後検討が想定される新たな事項への積極的な取組が求められております。

県といたしましては、これまで、さまざまな新規の規制改革事項の提案を通して、本県の区域指定にかける強い思いを訴えてまいりました。

現在提案中の事項につきましては、引き続きワーキンググループによるヒアリングが予定さ

れておりますことから、県としては、提案事項の必要性や効果をさらに具体的に訴えるとともに、既存の規制改革事項の積極的な活用方針などを示すことで、他県に勝る本県の強い意欲をアピールしてまいりたいと考えております。

現時点において、本県が目指している国の4次指定の審議に関する具体的なスケジュールは示されておりませんが、県といたしましては、今後とも、区域指定の実現に向けて全力を傾注してまいります。

○議長(溝口芙美雄君) 土木部長。

○土木部長(岩見洋一君) 2点について、お答えをいたします。

まず、港湾において、物干し場及び物置き場をもとにした下限価格を設定している理由についてのお尋ねでございます。

港湾施設用地の造成につきましては、漁港事業とは異なり、国庫補助が活用できないことから、起債を活用して全額県負担で行っております。

この借り入れた起債の償還費用を港湾を利用する全ての方々に平等に負担していただくために、県下の港湾近傍地価の平均をもとにした「物干し場及び物置き場」単価を下限価格として設定しております。

なお、漁港と同様に本県の重要な産業である水産振興の観点から、漁業協同組合の使用料につきましては3分の1を、さらに国や地方公共団体から補助を受けた構築物の設置につきましては10分の4を減額しております。

次に、福江港ターミナル駐車場についてのお尋ねについてでございます。

福江港ターミナルに併設されている駐車場につきましては、週末や繁忙期には、旅客航路を利用される車両で駐車場は満車状態になり、夕

一ミナル周辺まで混雑が生じております。

こうした状況から、地元からの強い要望もあり、現在、駐車場における駐車枠の配置を見直し、従来の225台から、約1割増しの250台に収容台数の拡大を図ることとしております。

また、高度な医療を受けるために本土まで通院される方々の駐車場料金につきましては、議員ご指摘のとおり、現在は、一般利用者と同じ料金となっております。

昨年、県で行いました本土通院割引等を適用された方を対象にした実態調査によりますと、1日当たり平均7台程度が利用され、駐車場料金につきましては、1回の通院につき、24時間上限の500円を支払うケースがほとんどであることがわかりました。

こうした方々の負担を軽減する方策につきましては、調査の結果を踏まえ、関係部局、機関等と協議しながら検討してまいります。

○議長(溝口芙美雄君) 企画振興部政策監。

○企画振興部政策監(廣田義美君) 私の方からは、国境離島地域の振興について、答弁をさせていただきます。

雇用機会拡充事業のこれまでの取組と今後の取組についてのお尋ねでございますが、雇用機会の拡充につきましては、国の交付金を最大限に活用するため、全国に先駆けて、できる限り多くの事業の掘り起こしにつなげたいとの思いのもと、地元市町と一体となって、制度の周知や事業者への働きかけなどに積極的に取り組んでまいりました。

具体的には、新法制定以降、制度の詳細が明らかになる前の段階から、各地域におきまして、市町と振興局によるプロジェクトチームを立ち上げ、事業分野ごとに関係団体との意見交換を重ねながら、多くの事業者に対し、丁寧な説明

と事業拡大等への後押しに努めてまいりました。

加えまして、法施行後におきましては、現場の意見も踏まえ、公募手続等に関して、国と必要な調整を行ったほか、採択事業者へのきめ細かなフォローアップや島外での移住相談会等の機会を活用した求人情報の周知等に取り組んでまいりました。

この結果、昨年度の雇用機会拡充事業による本県の雇用実績は340人となり、全国の雇用者数の約7割を占める実績となったところでございます。

また、このうち80人は島外からの移住者となっており、この事業をきっかけに、熱意がある人材や企業をしまに呼び込むことができ、新たな活力を生み出すことにつながっているものと考えております。

今後の取組につきましては、引き続き、島内事業者への働きかけやフォローアップに努めるほか、首都圏等の創業・起業セミナーを開催し、都市部事業者による離島での事業展開を促すとともに、福岡や東京における島内採択事業者を招いた就職面談会の開催など、移住施策とも連携をしながら、県外からの人材の確保に力を注いでまいりたいと考えております。

○議長(溝口芙美雄君) 警察本部長。

○警察本部長(國枝治男君) 長崎県総合計画に掲げた目標達成のための交通死亡事故抑止対策の状況についてのお尋ねですが、議員ご指摘のとおり、昨年の死者数は47人であり、大変厳しい状況にあります。

近年の交通死亡事故の発生状況を分析いたしますと、2年連続で高齢者の死者数が全体の死者数の7割を超えるとともに、昨年は、全死者のうち、歩行中の事故による死者が約5割となっております。

交通事故による死者数を34人以下にするためには、県警察といたしましては、高齢者及び歩行者の交通事故抑止対策を推進する必要があると考えているところであります。

現在、県警察におきましては、高齢運転者に係る交通事故抑止対策として、「交通事故歴を有する高齢者宅の訪問活動」を実施しているほか、高齢運転者の交通事故防止に効果が期待される安全運転サポート車の普及促進等を図っているところであります。

また、歩行者の交通事故防止対策として、安全横断「手のひら運動」を推進しております。これは道路を横断する際に、ただ手を挙げるだけではなく、歩行者が運転者に対して、「手のひら」を示して横断の意思を伝えたいという運動であります。

今後も、長崎県総合計画に掲げた目標達成に向けて、これらの施策を推進してまいりたいと考えているところであります。

○議長（溝口芙美雄君） 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（池松誠二君） 県高総体総合開会式はぜひ続けるべきと思うが、見解はどうかというお尋ねでございますが、県高総体総合開会式は、県内各地の高校生が、母校を代表する誇りを持つことや他校との交流を深めること、またフェアプレーの精神の大切さを再確認することなど、競技の勝敗を超えたスポーツの持つすばらしさを大いに感じることができる特別な機会であります。また、選手はもとより、運営を支える生徒も一体となつてつくり上げる高校生の一大行事です。このような総合開会式を70年の長きにわたって続けてきたことは、大変意義深いと考えております。

生徒の堂々たる入場行進は、日々、心と体を鍛え抜いた自信に満ちあふれたものがあり、参

加した選手だけでなく、運営を支える生徒や応援者も含めた生徒全員の新たな成長につながるものと感じ、私自身も、すがすがしい気持ちになりました。これもひとえに学校での体育授業をはじめとする全教職員のたゆまない指導の成果であり、本県の教育力の高さを改めて感じたところです。

総合開会式につきましては、貴重な教育の場であり、生徒の成長に大きな効果があると認識していますので、私としましても、本開会式につきましては、継続をしていきたいと考えております。

○議長（溝口芙美雄君） 近藤議員—7番。

○7番（近藤智昭君） 幾つか再質問させていただきます。

先ほど、離島水産業に係る港湾施設用地使用料の負担軽減はどうかならないかということで質問したんですけれども、港湾使用料の下限価格については、答弁ありがとうございました。

関係で再質問として、離島水産業が置かれている大変厳しい状況というのは多分わかっておられると思うんですけれども、漁業活動のための施設であれば、そこが港湾であっても、漁港と同じ程度の単価となるような負担軽減を図ることが離島水産業の振興を支援するといった政策的な配慮があつていいんじゃないか。これは地価基準価格よりも安くしろと言っているわけじゃないんです。離島の漁協や水産業者を苦しめているので、その見直しができないかと私はお願いしているわけです。県の見解、どう思われるか。

○議長（溝口芙美雄君） 土木部長。

○土木部長（岩見洋一君） 港湾の整備に充当した起債の償還の一部には、利用者の使用料を充てていることから、使用料は、港湾事業推進の

大切な財源となっておりますが、近年の漁獲量減少や漁業従事者の高齢化による離島水産業の経営環境の厳しい現状についても十分理解しているところでございます。

議員ご提案の離島における漁業協同組合への支援につきましては、本県の財政状況や地元の意見及び他県の状況も踏まえながら、関係部局とも協議してまいりたいと考えております。

○議長(溝口芙美雄君) 近藤議員-7番。

○7番(近藤智昭君) 港湾をつくるにしたって、漁港をつくるにしたって、漁業者の大事な漁場を放棄させた中でつくっているわけです。そのような港湾は、逆に言ったら、漁業を推進してこそ意義あるものじゃないのかなと思うんです。今現在、むしろ、漁業者の負担となっている現状は、ちょっとおかしいんじゃないかと思うんです。

また、長崎県内には、現在、使用されていない港湾がたくさんあります。港湾に対するさまざまな縛りがあるのは知っていますけれども、その縛りの見直しから、有効な活用を進めていく必要もあるんじゃないかと思うんです。借地料を安くしてでも使用してもらうことにより、管理も含めた有効活用があるのではないかと考えるんですけれども、所見はいかがでしょう。

○議長(溝口芙美雄君) 土木部長。

○土木部長(岩見洋一君) 借地料につきましては、先ほど申し上げましたとおり、離島の水産業の振興を図ることからは、議員がおっしゃるとおり、何か政策的な配慮も必要じゃないかということにつきましては理解するところでございます。

現在は、全県下で平均して下限価格を決めておりますので、ちょっと高くなっているんですけれども、離島の近傍地価というのは安いわけ

です。ですから、離島は離島での考えというものも考えていかなければならないのではないかというふうに思っておりますので、先ほど申し上げましたように、これにつきましては関係する部署と十分協議をしていきたいと考えております。

○議長(溝口芙美雄君) 近藤議員-7番。

○7番(近藤智昭君) これはぜひお願いします。

ある漁協では、さっき言ったように、同じところで、同じような形で借りて、一方は四百幾らで済む、一方は1,000円以上の金を払う。結局、その組合の冷蔵庫というのは、その漁協の生産性を上げる一つ的手段としてやっているんですけども、現在、もう施設も古くなって、赤字を垂らしているんです。その赤字が200万円と聞いているんですけども、借地料が二百何十万円なんですよ。

やっぱりこれからの漁場、漁協とか、いろんな形で補助金をやるんじゃないくて、今現在使っている状況とかをしっかりと把握した中に、いろんな形での支援があると思いますので、そういう見直しも少しずつ、よろしくお願いします。

次に、国境離島地域の活性化のためには、雇用の場の創出だけでなく、交流人口の拡大が不可欠であります。

しまの観光客にもう1泊促す「滞在型観光促進事業」を活用した、各しまでの観光の魅力を高める取組の事業と、さらなる誘導に向けた今後の取組について、お尋ねします。

○議長(溝口芙美雄君) 文化観光国際部長。

○文化観光国際部長(中崎謙司君) 滞在型観光促進事業では、体験プログラム付き旅行商品の販売支援のほか、世界遺産候補や日本遺産をめぐるツアーや夜型、朝型の体験プログラムなど、滞在につながるメニューの開発を進めてまいり

ました。

具体的には、五島市、新上五島町、小値賀町では、満天の星空を観察する「星空ナイトツアー」が開発され、昨年10月から、275名の参加があり、「ガイドの星空解説があり、大変よかった」などの声が聞かれるなど、好評を得ているところでございます。

今年度は、個人旅行者が乗船券、航空券を島民割引運賃で購入できる新たな仕組みを導入する予定であり、あわせて市町とも連携して、地域の体験や食の充実等、しまの魅力を活かした新たな着地型観光サービスを開発するなど、さらなる滞在型観光の促進に力を注いでまいります。

○議長（溝口芙美雄君） 近藤議員—7番。

○7番（近藤智昭君） どうもありがとうございます。

そういう形でやっているんですけども、私はちょっと掘り下げていきます。絵に描いたら、そういうふうな形で描けると思うんです。例えば、宿泊施設に関して、地元の食材を使うとか、朝ご飯、夕食に対しての向上、そういうレベルアップの指導とかは絶対必要になってきますよね。

また、幾らか挙げさせてもらいますと、離島に関する宿泊施設の部屋を見てもみると、まだ水洗とかない、洗面所の清潔感の向上とか、今から絶対必要になってくるんですよ。そういう指導とかもしっかりした中で、県が一緒になってやっていかなければいけないものだろうと思います。

それで、私が一番懸念しているのが、高速インターネットの施設がないんです。環境の向上を挙げる中で、携帯が入らなかったり、いろんな形でそういう箇所が結構あるんです。

そういうものもしっかり把握した中で、いろいろ指導していただくと思うんですけども、クレジット対策もまだできていないんです。外国人の方々は、ほとんどクレジットでやっているんですよ。そういうものをしっかり伸ばしていきたいと思います。

宿泊客を迎える時のしまの人たちのウエルカムの態度です。やっぱりそういう研修とかも絶対必要になってくると思うんです。

そういうことを絶対やってほしいと思うんですけども、そういう形について、何か所見があったら、一言お願いします。

○議長（溝口芙美雄君） 文化観光国際部長。

○文化観光国際部長（中崎謙司君） 議員おっしゃいますとおり、観光客が多く来ても、そこで満足してお金を落としていただくということになれば、やはり受入体制の整備が必要だと思っております。

そういうことで、我々も市町と一緒にあって、あるいは地元が汗をかいて多くのお客さん呼び込み、そして満足度を高めてお金を落としてもらう、そういった仕組みと一緒に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（溝口芙美雄君） 企画振興部政策監。

○企画振興部政策監（廣田義美君） 今、近藤議員からご指摘ございました観光基盤の整備等についてのお話でございますけれども、これは法の施行がなりまして1年が経過しましたので、これまでの1年間の取組と今後の取組について、もう一度、関係者集まって協議をしようということで、今年の4月に、各市町に有識者懇話会というものを立ち上げてまいりました。そして、その中の主要なテーマの一つとして、観光客の受入環境の整備というものを一つの課題として今、検討を進めているところでございます。

今、近藤議員が申された内容についても、その検討項目の一つとして掲げておりますので、今後、地元市町、関係団体、事業者と一緒に頑張って改善を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長(溝口芙美雄君) 近藤議員—7番。

○7番(近藤智昭君) まだまだ設備とかそういうことで遅れているところがありますので、ぜひそういうところもしっかり早い対応をしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

次に、警察において、安全横断「手のひら運動」や過去に交通事故を起こした高齢者に対する訪問指導など、交通事故抑止に向けて工夫を凝らして取り組んでおられることはよくわかりました。その結果は出ているのでしょうか。

○議長(溝口芙美雄君) 警察本部長。

○警察本部長(國枝治男君) 交通死亡事故抑止対策は、直ちに成果が上がるものではありませんし、短期間で統計的成果を議論するのもなかなか難しいとは考えておりますが、本年5月末における交通事故による死者数は14人で、昨年同期より2人少なくなっております。

また、発生件数及び負傷者数については、昨年同期と比べて1割以上減少しております。交通死亡事故抑止対策の成果が得られていると申し上げてもいいのかなと考えているところであります。

来月11日からは夏の交通安全県民運動が実施される所であり、今後も、県や市町、関係機関、団体と連携しながら、安全で安心な長崎県の実現に向けて、県内の交通事故情勢を踏まえた交通死亡事故抑止対策を推進してまいりたいと考えております。

なお、長崎県が安全で安心して暮らせる県であるということが長崎県の人口減少を食い止め

るための一つの大きな魅力であるとの議員のご指摘につきましては、重く受け止め、交通警察のみならず、県警察職員一同、心して日々の職務に取り組んでまいりたいと考えているところであります。

○議長(溝口芙美雄君) 近藤議員—7番。

○7番(近藤智昭君) では、これで私の質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。(拍手)

○議長(溝口芙美雄君) 午前中の会議はこれにてとどめ、しばらく休憩いたします。

午後は、1時30分から再開いたします。

— 午後 零時13分 休憩 —

— 午後 1時30分 再開 —

○副議長(徳永達也君) 会議を再開いたします。

午前中に引き続き、一般質問を行います。

里脇議員—6番。

○6番(里脇清隆君) (拍手)〔登壇〕大村市選出、自由民主党の里脇清隆でございます。

—昨日、大阪を中心に発生した地震、今日はまた、ほかの地域でも地震が起こっているようですが、犠牲となられた皆様のご冥福をお祈りいたしますとともに、負傷された方々、並びに被害に遭われた皆様へ、心からお見舞いを申し上げます。

それでは、通告に従い、一般質問に入ります。

今回の質問は、長崎空港について、歯の健康について、県有建築物の維持管理について、教育行政についての4件の大項目について、それぞれ一問一答方式で質問させていただきます。

1、長崎空港について。

(1) 長崎空港24時間化の取組について。

①24時間化に向けての進捗状況は。

長崎県の発展には、長崎空港の活性化と利用

促進は欠かすことのできない課題であることは言うまでもありません。

長崎空港乗降客数は、1996年度の320万3,000人を記録して以降、低迷を続け、2009年度には232万人まで落ち込みましたが、2010年の新生ハウステンボスのオープンも一つの大きな要因ではありますが、県並びに長崎空港ビルディング株式会社の積極的な取組によってV字回復を見せております。

近年では、スカイマーク神戸線の増便、日本航空伊丹線の機材の大型化、ソウル線の運航再開などの実現によって、2017年度の長崎空港乗降客数は、歴代2位となる315万8,442人を記録しました。

また、この9月には、LCCのジェットスター・ジャパンによる長崎－成田線も就航することから、さらに空港利用者の伸びが期待される場所であり、関係者のご努力を高く評価いたすものです。

さらに長崎空港の活性化には、深夜・早朝帯の路線開拓をはじめ、人だけではなく、物流にも力を入れていかななくてはなりません。つまり、空港をフルに活用するための手段の一つが24時間化であります。

長崎空港24時間化については、毎回取り上げさせていただいておりますが、この長崎空港24時間化が記載されている平成28年度からの5年間の県政の施策の指針である「長崎県総合計画チャレンジ2020」も折り返しを迎えようとしております。

航空路線の誘致拡大は、国を説得する大きなステップではありますが、具体的な24時間化としての進捗状況はどうか、お尋ねいたします。

以降の質問については、対面演壇席から行い

ます。

よろしくお願いたします。

○副議長(徳永達也君) 知事。

○知事(中村法道君)〔登壇〕 里協議員のご質問にお答えいたします。

長崎空港24時間化の取組についてのお尋ねでございますが、長崎空港については、海上空港である特徴を活かし、運用時間の24時間化を目指すことにより、国内のビジネス、観光に係る新たな旅客や海外からのインバウンド客を取り込み、今後さらに本県の交流拡大を図る可能性を持つ拠点施設であると考えております。

現在、県では、長崎空港の24時間化に向けて、国の関係機関との意見交換や空港24時間化推進委員会における議論等を継続的に行っているところでありますが、運用時間延長のためには、現行の運用時間外において新規就航や増便がなされ、定期便としての運航が見込まれることなど、そういったことが要件となってまいりますことから、航空需要を高め、路線誘致を図ることが課題となっているところであります。

そのため、運用時間内及び深夜・早朝の時間帯における定期航空便を一体的、あるいは段階的に誘致することが必要であると考えており、本年9月からは、新たにLCCのジェットスター・ジャパン社の長崎－東京（成田）路線就航につながったほか、今年度においても、私自らエアポートセールスのため国内航空会社を訪問し、航空路線の増便と開設を要請しているところであります。

今後とも、世界遺産登録やIRの誘致などの動きを捉え、長崎－東京線を含めて就航路線の増便や新規路線誘致活動に力を注ぎ、引き続き空港24時間化を目指して力を注いでまいりたいと考えております。

以後のお尋ねにつきましては、自席の方からお答えをさせていただきます。

○副議長(徳永達也君) 里協議員一6番。

○6番(里脇清隆君) 私も先日、議会の同僚とフィリピンに行つてまいりまして、そこでも知事自らトップセールスということで行かれているというふうなことで、国内はもとより、また東南アジア方面へも自らトップセールスを行われていることに、知事の積極的な取組を私は理解いたしております。

今、答弁されたように、まさに長崎空港を24時間化に近づけるためには、新規路線の就航など航空需要を高めていくことが大切であろうかと思ひます。そういう中で、現在は大手航空会社やLCCの路線開設に取り組まれている、力を入れているというようなところが見受けられるんですけども、新たな路線展開を図るためには、チャーター便などを含めて地方の都市間を結ぶ地域航空会社にも営業をされることで、さらに24時間化の実現に近づけるのではないかと思います。県としての取組はいかがなのでしょう。お伺いいたします。

○副議長(徳永達也君) 企画振興部長。

○企画振興部長(柿本敏晶君) 長崎空港の24時間化に向けましては、航空需要を高めていくことが必要であり、そのためには、既存路線の増便や新規路線の開設について、各航空会社に対して幅広く誘致活動を行う必要があると考えております。

議員ご提案のとおり、地域航空会社ということで、70～80人乗りの飛行機を使って地方間同士を結ぶような航空会社も近年出てきておりまして、そういった地域航空会社も路線の拡大や航空機材の導入を進めているという状況でございます。

現在、県としても、こういった地域航空会社にも営業活動をはじめているところがございます。こういった地域航空会社への営業活動についても有効な対策と考えられますので、今後、路線需要の分析や観光PRなどに努めながら、積極的な誘致活動をさらに進めてまいりたいと考えております。

○副議長(徳永達也君) 里協議員一6番。

○6番(里脇清隆君) 24時間化は、そう簡単にはいかない、大変なことだと思いますけれども、あきらめてはいけませんし、一步一步、何とか近づけるように頑張つていただきたい。今も答弁をいただきました。ぜひ積極的な取組を今後もしっかりお願いをいたします。

(2) 箕島大橋について。

②箕島大橋(空港大橋)の増設について。

この全長970メートルの箕島大橋については、以前から、1本では足りないのではないかと、もしもの時にどうするのかとの声があります。

現実に今年の3月25日に、橋の上で大型バスと軽乗用車の正面衝突事故が起きました。どういった状況だったかというのは、もう想像どおり、交通渋滞で飛行機の利用者は大変だったとのことでもあります。

現状の交通量だけを見ますと、さほど混雑するわけでもありませんし、もう1本必要だと感じることはないと思いますが、防災や事故など危機管理の面で、1本では不安です。

県、航空局、空港ビル、大村市が、防災計画など危機管理の面からも共通の認識を持って検討していただきたいのですが、県のお考えをお尋ねいたします。

○副議長(徳永達也君) 土木部長。

○土木部長(岩見洋一君) 箕島大橋は、昭和50年の長崎空港開港に合わせ、空港と本土を結ぶ

唯一の連絡橋として建設されました。

現在の交通量は、1日7,000台程度であり、2車線で交通処理上大きな問題がないことから、現時点では4車線化の必要性はないものと考えております。

箕島大橋は、ここ20年間で交通事故は1回しか発生しておりませんが、仮に交通事故等により交通規制が生じた場合は、関係機関と連携して、早急な規制解除に向けて取り組んでまいります。

○副議長(徳永達也君) 里協議員—6番。

○6番(里脇清隆君) 土木の面から見るとそういうふうなことになるかもしれませんが、これはそう簡単にいく問題ではありませんし、今後、航空局、全てひっくるめた中で検討をですね。いざという時の場合どうするのかということを検討、協議をしていくべきだと思います。

例えば、橋の上で事故があった。その時に、橋の中にとにかく車を入れないように、いち早く止めること、そこからスタートだと思いますので、そういった部分に対しての人的な対応というものをやはり考えていただきたいというふうなことをお願いしておきます。

(3) 空港駐車場の満車対策について。

①駐車場の空車区画の表示ランプの設置について。

空港の駐車場は、空港ビルが管理しているのではなく、財団法人空港環境整備協会が国有地を借り上げて運営されており、約1,000台分のスペースがありますが、満車で、入口で渋滞していることがしばしば見受けられます。状況をお伺いしたところ、年間に約120日、満車時間が発生している日を記録しているそうです。

いざ入場することができても、1,000台分の広い駐車場の中にわずかに空いた駐車スペース

を探すのは至難のわざです。私も経験がございます。

エリアごとにでもいいですが、空車スペースがわかるような表示ランプの設置ができないのか、空港環境整備協会との協議及び県の意向について、お尋ねいたします。

○副議長(徳永達也君) 企画振興部長。

○企画振興部長(柿本敏晶君) 長崎空港の駐車場では、現在、満車時において、空港環境整備協会の職員の方々が、駐車場内の空車区画へ利用車両を誘導する対応を行っておりますが、限られた人員の中、他の業務もあり、満車時間帯の全てに対応ができていない状況にあります。

また、空港駐車場は約2万8,000平方メートルと広いことから、場内をブロック化して、空車状況を案内するためには、新たなシステムを設置する必要があるということであり、同協会におきましては、現在のところ、設置は難しいとの認識を持っております。

県といたしましては、空港利用者の利便性向上のため、混雑が予想される時間帯における誘導案内の充実を、同協会に働きかけますとともに、引き続き、駐車場の利便性向上に向けた協議、検討に関係機関と連携を図ってまいりたいと考えております。

○副議長(徳永達也君) 里協議員—6番。

○6番(里脇清隆君) 空港環境整備協会の方が空車スペースを案内するなど努力されていることは承知をいたしておりますし、理解をいたすところでございます。

しかしながら、空港駐車場の利便性向上については、航空便の利用者のみならず、長崎空港ビルディングのショッピング機能や物産品販売としてアンテナショップ機能を地域に広めるうえでも大切でありますので、どうか引き続き改

善に向けた協議をお願いいたします。

②空港駐車場の増設について。

さらに踏み込んで、空港駐車場の増設について、お尋ねをいたします。

駐車場は、数年前に拡張を一度いたしました。それでも足りないのは、決して悪いことではないんです。

それはなぜかといいますと、空港ビルを運営している長崎県の第3セクター、長崎空港ビルディング株式会社は、離島航空路の支援など県の政策的な運営に加えて、空港ビルそのものは乗降客だけでなく、ショッピングモールとして買い物に来られる方も多いいんです。私も大村で近くですので、ちょくちょく行くんです。明らかに買い物だけのために来られている方々を多く見受けます。

この努力については、いわゆるショッピングモールとして販売を拡大する、お客さんを迎え入れるという努力については、私は、評価すべきで大いに推進していただきたいと思うところです。その結果として駐車場が足りない一因かもしれませんが、民間の経営者であるならば、来訪者を制限するでしょうか。当然駐車場の増設を考えるはずです。そこで、増設への取組についての提案になります。

ショッピングだけならば少々待ってもいいかもしれません。長崎のショッピングセンターでもよく見受ける光景でございます。ところが、飛行機に乗らなければならない、時間に制約のある方もおられる。

そこで、早急に駐車場の増設に向けて取り組んでいただきたいが、県のお考えをお尋ねいたします。

○副議長(徳永達也) 企画振興部長。

○企画振興部長(柿本敏晶君) 長崎空港の駐車

場につきましては、旅客数の増加などに伴いまして、時間帯によって、一時的に入場待ちが発生しているような状況が見受けられると認識をいたしております。

こういった状況を踏まえまして、空港環境整備協会や長崎空港ビルディングなどの関係者との間で、多客期においても駐車スペースが確保できるような対策を講じる必要があるとの認識を共有しているところでございます。

現在、空港駐車場では、一般の旅客等の方々と空港関係従事者の車両が同じ敷地内に駐車をされているという状況にありますため、例えば、長崎空港ビルディングにおいて、空港ビル職員の方々の駐車場を別の敷地に新たに整備することができないかなど、県としても、空港駐車場の一般利用スペースの拡張に向けて、関係者と連携して、さらに協議を行ってまいりたいと考えております。

○副議長(徳永達也君) 里協議員—6番。

○6番(里脇清隆君) 確認させてください。早期の実現に向けて協議を進めると、そういうふうなことで理解してよろしいですか。

○副議長(徳永達也君) 企画振興部長。

○企画振興部長(柿本敏晶君) 先ほど、ご答弁申し上げたような形で、一般利用者のスペースを拡張するということについては、関係者と協議をして、できるだけ早く実現できるように努めてまいりたいと思います。

○副議長(徳永達也君) 里協議員—6番。

○6番(里脇清隆君) 非常に前向きな答弁をいただいたというふうに理解をいたしました。

空港駐車場の増設が早期に実現するならば、前段で提案いたしました空車区画の表示ランプについては、そう急いで取り組むことはないです。あえてそんなに無理して、そこに費用をか

ける必要はないと思います。だから、しばらくは状況を見守っていいと思います。

今、答弁がございましたように、県も、それから空港環境整備協会もぜひやりたいということでございますので、あとは土地の所有者をどう説得するのか。土地の所有者が貸さんと言うのであれば立体型でも考えると、そういうふうな方向でもいい、どちらでも結構でございます。

とりあえずは、従業員は多分あそこは200台分ぐらいとっているんじゃないかなと思います。その部分をあけることによって、かなり余裕ができてくるのではないかと思いますので、ぜひよろしくお願いをいたします。

恐らく、知事をはじめ理事者の皆さん、空港を利用する時に、そのまま空港の搭乗口に行かれると思うんですが、ぜひ空港のショッピングゾーン、お土産コーナーをのぞいていただきたいんです。

今年度、空港民営化について検討するというか、調査を行うということがありましたけれども、果たして空港ビルの今の努力というものについて、状況をご存じなのかと、非常に努力をされていることはよくわかりますよ。

屋上に行かれても結構です。言い方は悪いけれど、デートスポットにもなるような雰囲気を醸し出しています。

そして、いわゆる長崎県のもの、長崎の物品販売としても、どこかのアンテナショップより、さらにこっちの方が頑張っておられる。いわゆる長崎県の物産を販売するという長崎県の思いである政策的な面をしっかりと組み入れられて、どんどん売り上げも伸びてきています。

そういったところもご理解いただくと、もっとここに来ていただきたい。ショッピングモールとして大きくして、販売網を広げる、お客さ

んにたくさん来ていただける、そういう環境をつくるためにも、この駐車場の増設というのは絶対に必要ですので、ぜひ明日からでも早急に協議を進めていただきたいので、よろしくお願いをいたします。

2、歯の健康について。

(1) フッ化物洗口について。

①フッ化物洗口の成果の検証について。

フッ化物洗口は、むし歯予防に効果があるということで、平成25年度の開始から5年目を迎えました。私も、一般質問でたびたび取り上げ、進捗状況の確認と積極的な取組を訴えてまいりました。

小学校においては、100%の実施、中学校においても昨年度から取り組まれ、順調に実施が進められているようであり、今後の取組状況に関心を持って見守っているところでございます。

フッ化物洗口の実施に向けては、学校現場の協力と保護者の理解が必要であり、担当課の取り組み方、尽力を高く評価いたすところでございます。引き続き、このフッ化物洗口を実施し、継続的に適正な口腔管理を行う体制を整え、また拡大していくためにも、フッ化物洗口の効果が大きいということを示して理解していただくことが不可欠であります。

そこでお尋ねをいたします。

これまでの取組の効果について、フッ化物洗口実施前と実施後の成果、また、フッ化物洗口を実施して、卒業後のむし歯等口腔内の状況はどうか、検証することが必要であると考えますが、県としては検証について、どのように考えているか、お尋ねいたします。

○副議長(徳永達也君) 知事。

○知事(中村法道君) この歯と口腔の健康づくりというのは、歯科疾患の予防にとどまらず、

生活習慣病の予防など全身の健康につながってくることを、あるいはまた、本県では、むし歯の有病者率が高いということから、私は、生涯にわたって、むし歯を抑制する効果が高い、就学前から中学生までのむし歯予防にさらに力を注いでいく必要があると考えて、平成25年から、お話をいただいたように小学校までのフッ化物洗口、平成29年度からは、その対象を中学校まで拡大してきたところであります。

議員ご指摘のとおり、この事業を継続して進めてもらうためには、学校あるいは保護者の方々はもちろんでありますけれども、設置者であります市町等の理解も不可欠であると考えているところであり、そのためには、何よりもこの成果を具体的にお示しすることが効果的であると考えております。

そのため、小学校において、平成25年度と平成27年度で、実施校と未実施校の比較を行ったところでありますが、実施校でむし歯が平均で0.1本少ないと、また、新たなむし歯が発生しなかった学校の割合も、実施校が約10ポイント多いというような結果が出ているところであり、予防効果が徐々にあらわれはじめているものと考えているところであります。

今後、こうした歯科保健に専門的な知見をお持ちの県歯科医師会等のご協力もいただきながら、効果の検証を進めて、その結果をお示ししていくことによって、このフッ化物洗口への取組をさらに拡大、推進してまいりたいと考えているところであります。

○副議長(徳永達也君) 里協議員—6番。

○6番(里脇清隆君) このフッ化物洗口に限らず、全ての事業、施策については、必ず検証というものが必要であると、当然のことだというふうに思います。

このフッ化物洗口は、県の3分の1、また2分の1補助で実施されているもの、ところが、これは太陽が沈む、サンセット、つまり終わりがある。軌道に乗ったところで補助事業は終わるわけですが、そういうふうなことで、あとは市町独自の判断に委ねることになります。

継続していただくためには、今、知事がおっしゃったように、やはり実施主体である市町が必要を感じるのとあわせて、保護者のご理解というものも必要になってくることがあります。

そこで、しっかりと、今、知事がおっしゃったとおり、今後もその検証について取り組んでいただきますようお願いを申し上げます。

(2) 歯科保健医療の充実について。

① 歯科健診の推進について。

子どものむし歯予防については、適切な口腔管理を行う体制ができたところですが、歯科健診について、高校生までは学校保健安全法に基づいた歯科健診を受診する機会があるものの、卒業後、いわゆる大人は法的な歯科健診が実施されていないのが現状です。

歯科医師会の調査資料によると、歯科健診を受けて適切な口腔管理を行うと、内臓疾患などにかかる率が下がる結果が出ているそうです。つまり、歯の健康は、疾病予防につながり、ひいては医療費の抑制につながるということでございます。生涯にわたり健全な口腔機能を維持していくために、まずは定期健診や適切な口腔管理が必要と考えます。

成人期の歯科健診の推進や歯周病予防などに対する適切な口腔管理のための県の取組について、お尋ねいたします。

○副議長(徳永達也君) 福祉保健部長。

○福祉保健部長(沢水清明君) 成人期におきま

しては、歯周疾患が代表的な歯科疾患ということで言われておりますけれども、平成28年度の県歯科疾患実態調査によりますと、本県で中度から重度の歯周病を発症している人の割合は、40歳代で52.2%、60歳代では73.9%まで達しております。県といたしましては、健診の受診や歯周病の重症化予防など、成人期の歯科保健の推進が必要と考えているところでございます。

そのため、市町が実施いたします歯周病健診への助成をはじめとして、県歯科医師会等への委託による歯科医師あるいは歯科衛生士のスキルアップの研修、また、市町や事業所等の保健関係者への啓発を目的とした研修、そして、県民への歯科保健指導の体験事業など、国の補助制度を活用しながら事業を展開するとともに、県ホームページにおきましても、むし歯や歯周病の予防対策、あるいは本県の歯科保健の現状等を掲載するなどして普及啓発に努めているところでございます。

県といたしましては、口腔の健康は、全身の健康にもつながる重要な要素として考えておりますので、今後とも、歯周病健診を実施していない市町に対しましても、その実施を促すとともに、引き続き、県歯科医師会等と連携を図りながら、本県の歯科保健の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

○副議長(徳永達也君) 里協議員—6番。

○6番(里脇清隆君) 答弁の中にも出てきました、確認になります。

政府の「骨太の方針」に盛り込まれた歯科健診の充実、それから、口腔機能管理の推進など歯科保健医療の充実、この国の予算については、県もしっかりと予算取りを行われて、県の施策にしっかり反映させていると、また、今後もういうふうに取り組んでいくと理解してもよろ

しいんでしょうか。

特に、強く申し上げたいところは、この実施に向けては、やっぱり歯科医師会との連携というものが必要であろうかと思えます。協力をさせていただかなければなりませんし、その辺のところをまず一番大きな柱になるんじゃないかなというふうに思いますので、確認ですけれども、しっかりとその辺、歯科医師会との連携、また、県の思いと歯科医師会の思いというものもあるかと思えますが、その辺のところをがっちり組んでやっていくというふうに理解してよろしいんでしょうか。

○副議長(徳永達也君) 福祉保健部長。

○福祉保健部長(沢水清明君) 先ほどお話がありました、昨年の政府の「骨太の方針」にも予算が盛り込まれておりましたけれども、去る6月15日に示された2018年の「骨太の方針」の中にも、生涯を通じた歯科健診の充実などについて盛り込まれているところでございます。

先ほどから申し上げましたとおり、成人期における歯科保健の推進に当たりましては、国の補助制度を活用しながら各種事業に取り組んでおりますので、今後とも、県歯科医師会としっかり連携を図りながら、国の助成事業も活用してまいりたいと考えております。

○副議長(徳永達也君) 里協議員—6番。

○6番(里脇清隆君) どうぞよろしく願いいたします。

3、県有建築物維持管理について。

(1) 清掃委託業務の発注について。

①清掃業務の入札における総合評価方式の導入やJV方式の導入について。

県の施設の清潔感というんでしょうか、きれいだなと感じる。そのまま言います。清潔感については、特に、県庁舎はもとより、現在建築

中の新図書館など、県民をはじめ多くの来訪者を迎え入れる施設の清掃や、あるいは接遇など、よりきめ細かな配慮が必要ではないでしょうか。

日本の代表的な施設で羽田空港は、2013年から2018年の6年間に5回、世界一清潔な空港として選ばれております。そこには世界一を目指すというコンセプトに沿った取組があるからで、そこに携わるスタッフのレベルや、それを管理統括する現場管理者の高い指導力があるということでございます。

現在、この庁舎に入っている業者をどうこう言っているわけではありません。この新しい立派な県庁舎、毎日多くの方々が県庁見学にも訪れています。県庁は、当然行政を行う、業務を行うところ、あるいは議会棟は議会を行うところということでございます。観光施設ではありませんけれども、今の現状で見ると観光資源の一つにもなっているのではないかと。また、県民の多くの皆さんが、1階のエントランスを利用されていることもありますし、そういった部分の一翼を担っているのではないかとこのふうにも感じられます。

知事は、「健康長寿日本一の県づくり」を掲げられました。私は、一番を目指すということに大いに賛同いたします。

新しい県庁舎、また、建築中ですが、九州最大規模の新図書館、一番を目指していただきたい。完成したばかりの県庁舎だから取り組めることとして、日本一清潔な県庁舎を旗印として掲げていただきたい。

そこで、2点お尋ねをいたします。

まず1点目は、清掃業務についても総合評価方式を導入すべきではないかと。

建築工事や土木工事においては、厳しい現場管理と検査が行われます。

一方、清掃業務委託については、県は、仕様書をもとに入札を行い、業者は、それに基づいて入札を行って落札をします。その後、業者からの日報の提出はあるものの、特段、検査というものは行われていないように見受けられます。

年間の委託料としては高額の委託です。すごく甘いとは思いませんか。大事な県民の財産ですから、日ごろからしっかりと検査を行っていただきたい。

そのためにも、入札における総合評価方式の導入、あるいは、高い能力の人材が集まらないというのであれば、要するにその清掃業者さんが、そういう優秀な人材が集まらないというのであれば、JV方式の導入も検討されているのではないかと思います。県のお考えをお尋ねいたします。

○副議長(徳永達也君) 総務部長。

○総務部長(古川敬三君) 新県庁舎におけます清掃業務委託につきましては、一般競争入札により業者を選定しておりますけれども、昨年11月定例会の総務委員会での議論を踏まえまして、入札方法の見直しの参考とするために、現在、全国の都道府県の入札方法等の調査を実施しているところでございます。

既に回答がございました37県のうち8県が総合評価落札方式で入札を実施しておりまして、そのメリットとして、施設管理業務の品質の確保、さらなる向上が図られているといった意見がございます。

総合評価落札方式が、価格等品質の評価が高い業者を選定するうえで有効であるというふうに考えられますので、関係団体のご意見をお聞きしながら、導入について検討してまいりたいというふうに考えております。

また、JV方式でございますが、まずは県庁

舎の清掃業務にどの程度の業者が単独で対応できるのか、どうかの確認が必要と考えておりました。清掃業務にかかる有資格者の有無とか人員体制等の調査を行ったうえで、導入の必要性について検討してまいりたいと考えております。

○副議長(徳永達也君) 里脇議員—6番。

○6番(里脇清隆君) 非常に前向きのご答弁をいただきました。総合評価方式を行うということは、つまり、そこをしっかりと検査ができるということで、検査をしないと、要するに評価をする人がいないと総合評価方式、なかなか難しい。ただ会社の規模だけというわけにはいきません。良質のものをやっているという業者を選定するということであろうかと思しますので、その辺に絡んで2点目で質問をいたします。

②建築物清掃管理評価資格者による清掃業務の点検について。

「建築物清掃管理評価資格者」というのがあります。この「建築物清掃管理評価資格者」による点検について、お尋ねというか、ご提案を申し上げます。

実は、この清掃業務、私も長いこと市議会にいました。その時の経験としてお話をさせていただきます。

一旦期限が切れて、期限が切れる前に、次の清掃業者が入札で落札をいたしまして、落札をして掃除に入る時に、担当者に、その清掃業者から言われたことです。

この床に、そのままワックスをかけてもきれいになりませんよと。要するに、前がいい加減だったというかですね。一回、ワックスを全部はがして、きれいに掃除をしたうえでないと、ワックスをかけても意味がありませんと、それでもいいですかというふうなことを言われたと。それだけしないと、将来に向けて、これはどん

どん、どんどん、汚れがひどくなっていきますよと。その汚れは、ふいても、もうワックスをかけると取れなくなってしまいますということで、逆に高くつくということになりました。

つまり清掃業務については、やっぱり専門的な知識とか能力がないと、素人が見てもわからない部分というのがたくさんあります。我々は、見て、「あ、きれいだな」という感性とか感覚のみでしか判断はできない。なかなか良しあしは判断できない。

建設業に施工管理技術者とかあるように、清掃業務に関しても国家資格としてビルクリーニング技能士、また、その上の、最初に申し上げました、「建築物清掃管理評価資格者」というのがあります。

発注者が、ここでいいますと県の担当者が、その清掃の良しあしを判断できない、また、そういう時間がないのであれば、「建築物清掃管理評価資格者」による点検をさせるべきです。

やり方としては、多分2つあるかと思えます。その資格者がその会社にいることを入札参加の条件とするか、別途にその資格者へ点検を委託するかだと思います。

私は、羽田空港はなんでだろうというところから、このことにつながって結びついていった次第です。

このことについて、「建築物清掃管理評価資格者」について、県のお考えをお尋ねいたします。

○副議長(徳永達也君) 総務部長。

○総務部長(古川敬三君) 議員ご指摘の「建築物清掃管理評価資格者」は、自ら提供する業務の品質を高めるため、作業の結果を点検し、その点検結果を業務改善に活かすとともに、必要に応じて発注者に改善提案ができる能力を備え

た人と認定された者とされているところがございます。

清掃の作業品質と業務管理体制を、このような資格者により専門的な知見から点検、評価し必要な改善を行っていくことは、庁舎の衛生環境を維持していくうえで望ましいものというふうに考えております。

「建築物清掃管理評価資格者」の活用につきましては、今後、他の自治体の取組事例とか、その成果を参考にしながら、先ほど申し上げました総合評価落札方式の導入と併せて検討を行ってまいりたいと考えております。

○副議長(徳永達也君) 里協議員—6番。

○6番(里脇清隆君) ぜひ、他の自治体というか、他の施設というか、そういったところも参考にしながらですね。逆に言いますと、せっかくこの新しい県庁舎、今がチャンスというふうに捉えながら、よりよいものといえますか、ここにも日本一を目指すというふうな思いも込めながら、ぜひ検討、協議をお願いいたしたいと存じます。よろしく願いいたします。

(2) 県有建築物の維持管理について。

①清掃業務、環境衛生業務など総合的管理業務について。

建築物の維持管理については、今申し上げました清掃業務のほか、電気、水道、空調、排水などのさまざまな種類があります。環境衛生業務全般を総合管理業務として一括発注することで発注業務の簡素化が図られ、受ける側の経費面からも安価になるのではないかとと思いますが、考え方をお尋ねいたします。

我々は、通常はできるだけ分割して、発注を小分けにしてというふうなことでやるんですけども、こういった管理業務については責任分担というものもありますし、その分を一つにま

とめることによって、県の方も委託、要するに管理の中身についてしっかり把握しやすいのではないかとということからの提案ですが、いかがでしょうか。

○副議長(徳永達也君) 総務部長。

○総務部長(古川敬三君) こちら新庁舎における維持管理業務を新たに委託するに当たりまして、清掃業務や環境衛生業務などを一体的に発注する総合的管理業務のほか、さらに一歩進めて庁舎管理業務全体を一括して発注、管理する方法も含め、これまで検討を行ってまいりました。

しかしながら、完成後は一定期間のメーカーの保証等により管理業務の発注が不要なものもあることとか、県内業者の受注機会の確保を図る必要があることから、当初は業務ごとに発注をしたものでございます。

議員ご指摘のとおり、清掃業務や環境衛生業務の集約化につきましては、発注業務の効率化が図られますとともに、一定のコスト削減が見込まれるものというふうに考えております。今後、複数年で個別発注した業務が満了する2年後をめどに、県内業者の受注機会の確保にも配慮しつつ、可能な範囲で集約して発注できないか、再度検討してまいりたいというふうに考えております。

○副議長(徳永達也君) 里協議員—6番。

○6番(里脇清隆君) 清掃に関して、県庁舎、あるいは新しく今建築中の図書館、この辺を取り上げて申し上げた次第です。新しく立派な建物です。県民の多額のお金をつぎ込んで建てられたものですし、いつまでもきれいで、しかも施設そのものは全国に向けて自信を持って出せるもの、売り込める施設だというふうに思います。

そこで、中身的にもいつもきれいだ、すばらしいという好印象を受けていただくためにも、最初が肝心ですよというふうな思いです。先ほど申し上げました、最初にだめだと、あとはもう、一回ワックスをはぎ直さないとだめですよと言われてしまいます。そうならないように、今がチャンスですからということでご提案をさせていただきましたので、ぜひ、そういった部分を含めて、教育庁も含めてよろしくお願いをいたします。

4、教育行政について。

(1) 学校の冷房設置について。

① 県立学校の冷房設置状況と設定温度について。

間もなく夏本番を迎えますが、既に暑い日が続き、冷房のない室内での会議や作業は、とても我慢のできない暑さです。私が子どものところとは暑さが全く違います。こういう環境の中で子どもたちに「勉強しなさい」と言っても、それは酷というものです。

文部科学省は、本年4月の学校環境衛生基準改正で、教室などの夏の冷房については、設定温度を30度から28度に変更しました。これは冷房のついている学校の話であって、ついていない学校をどうするのが問題なんです。

そこで、まず県立学校、ほぼ高等学校と捉えていいと思いますが、普通教室で全国平均74.1%に対し、本県は78.9%、全国平均を上回っています。全国平均から見ますと優秀なんですけれども、これらの冷房装置は、ほとんどがPTAでリース契約とかで設置されたものだと伺っております。

また、「県立学校における冷房機器取扱い基準について」という県教委通達で、設定温度については、国より先に平成3年から既に28度に

設定されています。

そこで、質問は2点。

まず、冷房が設置されている学校は、通達どおりの設定温度で使用されているのか、お尋ねいたします。

○副議長(徳永達也君) 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長(池松誠二君) 議員ご指摘のとおり、平成3年に既に28度、これは省エネの関係で28度という設定温度を通達しております、各学校においては、この温度で運用しているところがございます。

○副議長(徳永達也君) 里協議員—6番。

○6番(里脇清隆君) 冷房が設置されていない約20%の学校は、生徒数が少なく、いわゆるPTAでの設置が困難な状況の学校ではないのかなと、離島の高校とか、そういうふうなところが入ってくるのかなと推測されますが、そういった学校の設置に向けて、県としてどのように考えておられるのか、お尋ねいたします。

○副議長(徳永達也君) 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長(池松誠二君) 県立学校において冷房装置を設置した目的は、基本的には夏季休業中の課外授業を中心として使用するというので設置をしております。

そういった意味で、議員ご指摘のとおり、約2割の高校において未設置でございますけれども、そういう需要との関係を各学校と協議しながら、個別に対応を考えていきたいというふうに考えているところがございます。

○副議長(徳永達也君) 里協議員—6番。

○6番(里脇清隆君) 需要という言葉が出ましたけれども、要するに生徒というか保護者というんでしょうか、設置を求めているというふうな理解なんでしょうか。

○副議長(徳永達也君) 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長(池松誠二君) 基本的には先ほど申し上げたとおり、夏季休業中の課外授業に対応するという設置目的で、我々、PTAの方々への使用許可をして、実質的に設置をしているということでございますので、そういった意味で、使用する目的が、必要なかどうかということについては、各学校によって対応が違ってくると思いますので、個別に各学校と、そういう必要性について協議をしていく必要があるというふうに考えているということでございます。

○副議長(徳永達也君) 里協議員—6番。

○6番(里脇清隆君) ここで独りぼっちでやりあっていると、何か、答弁の理解がちょっとよくできないんですけども、要は、学校管理以外の部分で使うことについてということなんでしょうか、どういうことなんでしょうか。夏休みとかなんかのということ。

要は通常の授業ですよ。6月でもそうですけれど、28度を超える環境の中では28度に設定しなさいよという国の通達、それを満たすためにどうしたらいいですかということになると、冷房をつけなきゃだめでしょうということになるんですけど、それに該当しないということになるんですか。

○副議長(徳永達也君) 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長(池松誠二君) 現在、PTA、個人負担のところで運用経費等を賄っているということでございますので、先ほど申し上げたとおり、一つはそういう使用頻度についてどうかというのは、例えば夏季休業中に補習をするかどうか、8月中に学校に生徒たちが多数出てくるかどうかというようなことも含めて、各学校によって状況が違ってくるので、そこは各学校のいわゆる使用頻度という表現をさせていただきましたけれども、どんな使い方をするのかという

ことと、それから負担のありようもございまして、各学校、個別によって事情が違ってくるので、そこは今後、その2割の学校については個別に、いろんな協議を学校としていかなければいけないというふうに考えているということでございます。

○副議長(徳永達也君) 里協議員—6番。

○6番(里脇清隆君) 要は、設置についてはPTA、使用料についても個人負担、PTA会費というんですかね、学校の育友会費の中から負担をしているので、県費は全く出していませんよというふうなお話だと思うんです。

だから、最初に申し上げた質問は、要するに生徒のたくさんいる学校はリースでも設置できるでしょうし、電気代も皆さんにそんなに負担がかからずにできますけれども、生徒数の少ないところはどうするんですかというふうなお尋ねですよ。

例えば、平均してリース代がこれだけなんでよと、大規模校ではどうか、平均して幾らと。じゃ、その分はとりあえず出しなさいよと。それ以上の分については県の方で考えるからというふうな考え方で協議をしていくのかどうかということなんですよ。

意地悪な言い方をして申し訳ないです。県は、離島留学だとかなんだとか、離島に行きませんかということ売り込みます。パンフレットの中に、「エアコンはありませんから」と書きましますか。「暑かですけど、辛抱してください、それでも離島留学どうぞ」というふうなことはないと思うんですね。やっぱり同じ環境の中にいたいと思うんですよ。

であるならば、その辺のところを公平感を持つために何らかの措置を前向きに検討するというふうに理解してよろしいですか。

○副議長(徳永達也君) 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長(池松誠二君) いわゆる学習環境のアメニティの向上ということについては、我々もそれは努力をしていかなければいけないというふうに考えておりますが、限られた財源の中で、どこをどう優先順位をつけていくかという考え方はいろいろあると思います。

県議会においても、ただいま冷房施設についてのご要請と申しますか、ご提案がございましたけれども、例えばトイレの洋式化についても進めるべきだというようなご要請と申しますか、ご提案もあっております。

我々も、それぞれいろんなことについて、先ほど申し上げたとおり、学習環境の向上ということについては努力をしていかなければいけないというふうに思っておりますが、例えば校舎の老朽化と冷房と、どちらを先にやるか。今般の地震においても、学校施設のいわゆる整備の関係で被害が出たということになると、優先順位としてどうするかということについては、それぞれの学校の環境なりで違うのではないかと申しますので、一律に未設置の2割の学校に全て冷房をつけますということについては、先ほど申し上げたとおり、いろんな学校の環境、授業形態が違うので、そこは個別に対応していかなければいけないし、県費で全てのランニングコストを賄うというのは、現実的には不可能だというふうに思っておりますので、PTAの方々のご理解も得ることが必要であるということなものですから、ここで一律に対応できないという趣旨のご答弁でございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○副議長(徳永達也君) 里協議員—6番。

○6番(里脇清隆君) これ以上詰めるわけにいきませんし、新しい学校に洋式トイレをつくっ

て、トイレにも冷房をというふうな話になってきてしまいますから、この議論については、もう時間がありませんので、次の質問をさせていただきます。

②市・町立小中学校の冷房設置について。

全国の小中学校の冷房設置状況は、普通教室で全国平均49.6%、約50%に対して、長崎県は8.6%。特別教室は全国平均34.6%に対し、本県は19.1%。長崎県が全国平均を下げているということは頭の中に置いておいていただきたい。

そういう中で大村市は、来年度の供用開始に向けて、全中学校にエアコンの設置が決まりました。なぜ中学校だけ先なのかは別にします。

長崎市もエアコン設置に向けて検討に入るそうですが、新聞記事によると、長崎市教委は、これまで、暑さ、寒さを感じ、児童の適応能力を高めることが必要として、エアコンは設置しない考えだったということです。市教委の発言や考えに、私がどうこう言う立場にありません。

そこで、教育委員会教育長にお尋ねいたします。

今日のこの環境下において、小中学校の教室に冷房は必要と考えますか。それとも、児童の適応能力を高めるために必要ないと思われませんか。

○副議長(徳永達也君) 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長(池松誠二君) 必要かどうかと言われれば、梅雨の時期も含めて快適な学習環境という意味では、ないよりはあった方がいいというふうには思いますが、先ほど申し上げたとおり、県も同じですが、どう優先順位を考えるかということが一番、財政問題も含めて、各市町教委もネックになっているんじゃないかというふうに思っております。

○副議長(徳永達也君) 里協議員—6番。

○6番(里脇清隆君) 優先順位とかではなくて、これはやっぱり必要だと思う。ただ、今の現状ではできないというふうな回答が私はほしかったんです。ちょっと順番が逆の答弁みたいに、私、聞こえたんですけども。

さて、予算化については、市町が判断することと言ってしまうと、それまでなんですけれども、やっぱり県教育委員会というのは、各市町を統括というわけではないですけども、上部組織になるのかなと、どういう立場になるのかなと思います。子どもたちの健康を考えると、やっぱり旗振りをやる必要があるかというふうに思います。そういった意味で教育委員会教育長の、要するに市町の教育委員会に対しての立場といいますか、考えを最後にお尋ねして終わります。

○副議長(徳永達也君) 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長(池松誠二君) 私は、議員とは若干考え方が違っておまして、やはり市町の教育委員会というのは、学校の設置者としてのそれぞれ責任があると思いますので、先ほど申し上げたとおり、市町の財政状況も踏まえて、各自の市町において判断をされるべきものというふうに考えております。

ただ、我々としては、全国の状況なり、国の補助制度の状況なりについては情報提供をしっかりとしていきたいというふうに考えているところです。

○副議長(徳永達也君) これより、しばらく休憩いたします。

会議は、2時45分から再開をいたします。

— 午後 2時31分 休憩 —

— 午後 2時45分 再開 —

○議長(溝口芙美雄君) 会議を再開いたします。

引き続き、一般質問を行います。

坂本 浩議員—4番。

○4番(坂本 浩君) (拍手)〔登壇〕 皆さん、こんにちは。

改革21、社会民主党の坂本 浩でございます。

まず、質問に入る前に、一昨日の大阪地震におきまして、犠牲になられた方々のご冥福を心よりお祈り申し上げますとともに、被災された皆様方に心からお見舞いを申し上げる次第であります。

社会民主党は、当日午前、対策本部を立ち上げまして、被災者の皆様の声をきちんと受け止めながら、政府対応等を含めた対策を進めていく所存でございます。

それから、今日は、足元がお悪い中、たくさん傍聴に来ていただきまして、本当にありがとうございます。

それでは、質問通告に基づきまして、一問一答で一般質問を行います。

知事をはじめ理事者の皆様方、どうぞよろしくお願い申し上げます。

1、核兵器廃絶にへ向けた県の取り組みについて。

4月27日の「南北朝鮮首脳会談」に続きまして、6月12日、トランプアメリカ大統領と金朝鮮労働党委員長がはじめて「米朝首脳会談」を開き、平和と繁栄を求める両国民の希望どおりに、新たな米朝関係の構築に向けて取り組むこと、朝鮮半島での恒久的で平和的な、安定的な平和体制の構築に向け力を合わせることで、4月27日の「板門店宣言」を再確認し、「朝鮮半島の完全な非核化に向けて取り組むこと」、「戦争捕虜・戦闘時行方不明兵の遺骨の回収」、「既に身元が判明している分の即時引き渡しに取り組むこと」、この4項目に合意をして共同声明を発

表いたしました。

つい半年前まで、核の威力をかりていがみあっていた両国が、歴史的な対話を果たし、外交による非核化に踏み出したことの意義は大きいと考えます。現段階では、まだ完全な非核化までの道筋が明確になったわけではなく、未解決の課題も山積しているのが現実であります。今回の対話を千載一遇の好機として、北東アジアの非核化と包括的な平和に向けた不可逆的な転換点にするための模索がはじまっています。

そうした中で、被爆県長崎として、核兵器廃絶への動きを高めるための発信が今こそ必要だと考えます。

(1) 北東アジアの非核兵器地帯について。

ご承知のとおり、被爆地長崎に所在する長崎大学の中に「核兵器廃絶研究センター」、略称RECNAがございます。RECNAは、2015年（平成27年）3月に、北東アジア非核兵器地帯設立への包括的アプローチを発表するなど、積極的に国内外、とりわけ日本政府に向けて、被爆地からの発信を強めてきたところであります。

ちょうどこの米朝首脳会談の直前でありました5月30日から6月1日にかけて、このRECNAが主催をして、ロシアのモスクワにおいて、今年で3回目となる「北東アジアの平和と安全保障のパネル」が開催されました。その中で、北東アジアに向けた項目を含めた9項目に及ぶ提言を出したところでございます。

知事におかれましては、このRECNAが提言してきた「北東アジア非核兵器地帯構想」及び、今回の第3回パネルで出された「北東アジアの非核化に向けた提言」について、ご所見をお願いいたします。

以降につきましては、対面演壇席より質問さ

せていただきます。

○議長（溝口芙美雄君） 知事。

○知事（中村法道君）〔登壇〕 坂本 浩議員のご質問にお答えいたします。

北東アジア非核兵器地帯構想についてのお尋ねでございます。

北東アジア非核兵器地帯構想は、日本、韓国、北朝鮮の3カ国が非核兵器地帯を形成し、その地域に関わりの深い3つの核保有国が消極的安全保障を供与する6カ国条約を締結しようとするものであります。

非核兵器地帯に関する国の見解では、一般論として適切な条件が満たされるのであれば、核不拡散等に資するものの、北東アジアにおいては、安全保障上の不安定要因や緊張関係が存在していること、現実には核戦力を含む大規模な軍事力が存在すること等により、環境が整っているとは言えないとされているところであります。

「南北首脳会談」や「米朝首脳会談」において、朝鮮半島の完全な非核化の意思は確認されましたが、非核化に向けた具体的な行程や検証方法等は示されておりません。

北東アジア非核兵器地帯構想は、核兵器のない世界の実現に向けたアプローチの一つであり、非核化に向けた具体的な道筋が示されることが、構想実現への第一歩となってくるものと考えているところであります。

以後のお尋ねにつきましては、自席の方からお答えをさせていただきます。

○議長（溝口芙美雄君） 坂本 浩議員—4番。

○4番（坂本 浩君） ありがとうございます。日本政府の声を代弁していただいたような答弁のようでありましたけれども、この提言をもう一回ぜひ読んでいただきたいんです。

今、知事からも言われました、日本が少し消

極的だなどというふうな理由も述べられましたけれども、このRECNAがもともと出している北東アジアの非核兵器地帯構想ですね、包括的アプローチ、これに基づいて、今回3回目の会合ということなんですけれども、タイミングが、ちょうどこういうタイミングだったものですから、私もここで取り上げたんですが、もともと、今、知事が言われた6カ国にプラス、恐らくモンゴルあたりも入ってくるんじゃないかなと思いますけれども、この地域の国、NPT上は非核兵器国ということになっているわけなんですけれども、ここに対して、周辺のアメリカ、ロシア、中国、ここが消極的な安全保障を法的拘束力を持って約束するという事なので、それが大前提になっている。したがって、「3プラス3」というふうな表現をしているわけなんです。

したがって、今、知事が言われましたけれども、そういう法的拘束力を持った消極的な安全保障を非核保有国に対して核保有国が与える。だから、日本が、極端に言えば、その時点では、恐らく朝鮮半島の非核化がなったというふうな時点になろうかというふうに思います。したがって、道のりは長いというふうに思うんですけれども、やっぱり日本は唯一の戦争被爆国、そして長崎は2つ目の爆弾が落とされたところ、そういう意識を持って、ぜひ「南北首脳会談」、あるいは「米朝首脳会談」、そういうのを踏まえながら、ぜひ積極的に評価していただきたいなというふうに思うんです。

(2) 被爆県としての取り組みについて。

被爆県として行動を、ぜひ取り組みを進めていただきたいというふうに思っているんですけれども、このRECNAと長崎市と、それから県と「核兵器廃絶長崎連絡協議会」というのを

設置して、この間、取り組みを進めてきたところであります。ぜひこの「提言」、今、私は要点のところだけしか言いませんでしたけれども、ほかにも9項目ありますから、いろいろあるんですが、その中でも、特に、北東アジアの非核化に向けた提言について、どう活用すべきか。

私も、RECNAのセンター長といろいろお話ししたんですけれども、やっぱりRECNAというのは研究機関でありますから、自分たちで自ら、日本政府にはもちろん説明に行っていますけれども、運動体ではないですから、「そういう動きはなかなかですね」というふうな話だったものですから、ぜひNGOの一つとして、長崎県・長崎市が積極的にRECNAに働きかけて、この被爆県、被爆都市から何をしたいのか、そういうふうなことをぜひ考えていただきたいというふうに思うんですけれども、そのことについてはいかがでしょうか。

○議長(溝口芙美雄君) 文化観光国際部政策監。

○文化観光国際部政策監(田代秀則君) 「南北首脳会談」や「米朝首脳会談」におきまして、朝鮮半島の完全な非核化の意思は確認をされたところでございますけれども、非核化に向けた具体的な行程や検証方法などはいまだに示されていない状況でございます。

北東アジアの非核化に向けた提言の活用につきましては、今後の朝鮮半島の非核化の動向を注視しながら、対応を検討してまいりたいと考えております。

○議長(溝口芙美雄君) 坂本 浩議員一4番。

○4番(坂本 浩君) 今のは知事と同じような答弁だったんですけれども、非核化の決意だけで検証はないじゃないかということなんですけれども、今まで世界でその検証は一つもないんで

すよ。今まで核兵器が存在していて、それをなくそうという動きは、いわゆる核保有国同士の核軍縮交渉なんですよ。例えばアメリカとロシア、START I、START IIとかですね。それは、しかも検証の方法はないんですよ。

この提言の中には、読まれたと思うんですけども、4項目目に、今後は、RECNAとして、提言については毎年やっていたけれど、今回3回で一旦終わって、2年ごとにやる。その間、何を研究するかというと、まさに今言われた非核化の検証なんですよ。

どういう検証の方法があるのか。今までしてないわけですから、世界のどこでも。米ロ間の交渉だって、アメリカがロシアを信用する、ロシアがアメリカを信用する、それしか方法はないんですよ。だから、簡単に非核化の検証と言いますが、今ないわけですから、それをこの北東アジアの地域で、誰がどうするのかと、全くないわけですから、そのことをRECNAは、ワーキンググループとして非核化の検証と地域安全保障とグローバルな核軍縮・不拡散体制をつくらうと、この2つのワーキンググループをつくって、今からその研究をやっていくんです。2年後にもう一回パネルを開きたいと、こういうふうなことなんですよ。

だから、そこら辺を含めて、RECNAから、話を聞いてもらって、そのうえで、長崎県、長崎市として何ができるのか、ぜひそのことをしていただきたいと思います。

RECNAが、もう既に外務省の方にはこの提言、第3回パネル会合の様子は報告に行って、協力も要請をしております。日本政府が、恐らく消極的じゃないのかなというふうなことはあるんですけども、ぜひ長崎市、あるいは場合によっては、同じ被爆地の広島県・広島市とも協

力をしていただきながら、特に、このRECNAの提言は、もともとの包括的アプローチの時から、いわゆる「長崎プロセス」と言われるぐらい、長崎大学でいろんな研究者の皆さんが、外国の皆さんとも相談をしてつくりあげた、練りあげた、一つの長崎の成果なんですよ。宝なんです、私たちにとっては。ぜひそれを持って、例えば、さっき言いました、長崎市はもちろんですけども、広島県・広島市を含めて日本政府に対する要望活動を行うとか、何かそういうふうな考えはないでしょうか。

○議長(溝口芙美雄君) 文化観光国際部政策監。

○文化観光国際部政策監(田代秀則君) 先ほどから申し上げますように、具体的な行程検証方法などがいまだ示されていない状況におきまして、政府に対する要請につきましては、今後、朝鮮半島の非核化の動向を注視しながら、対応を検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長(溝口芙美雄君) 坂本 浩議員—4番。

○4番(坂本 浩君) 恐らくそれ以上の答弁はないというふうに思いますし、あとの時間の関係もありますので、次にいきたいと思っております。

2、学校における「働き方改革」の推進について。

(1) 公立学校における教職員の勤務実態について。

昨年の2月定例会でも、私は教職員の長時間労働問題について、一般質問をさせていただきました。その後、県教委の方では「超勤改善等対策会議」、これを各市町教育委員会の皆さんとつくっていただいて、今取り組みを進められております。

その間、文部科学省の方でも改善に向けたい

ろんな対策というのが提起をされてきたところ
であります。これは教職員だけの問題ではなく
て、子どもの健やかな成長と学びが第一であり
ますし、そのためには、そこにいる、向き合う
教職員の皆さんが心身ともに健全な形で子ども
と向き合う環境を整備する、引き続き重要な課
題だというふうに認識をしております。

改めて、昨年以降の状況について、お伺いを
し、今後の課題として、学校現場に「働き方改
革」をいかに浸透させていくのかという観点か
ら質問をさせていただきます。

本県の、特に、今回は市町立の小中学校、い
わゆる義務教育のところの学校の超勤をはじめ
とする勤務実態の現状はどうなっているか、お
尋ねいたします。

○議長(溝口芙美雄君) 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長(池松誠二君) 小中学校に
おきましては、管理職員が教職員の勤務実態を
把握し、1カ月当たりの超過勤務時間が80時間
及び100時間を超える教職員数を市町教育委員
会に報告をしております。

平成29年度における小中学校の勤務実態の現
状としては、1カ月当たりの超過勤務時間が80
時間を超えた教職員の割合は、小学校1.5%、
中学校16.7%で、そのうち100時間を超えた割
合は、小学校で0.1%、中学校で5.7%となっ
ております。

○議長(溝口芙美雄君) 坂本 浩議員—4番。

○4番(坂本 浩君) 今、報告がありましたけ
れども、去年の4月に文部科学省が発表した全
国調査、これは抽出ですから、長崎県内も全
部じゃないんですけれども、本当はこの数字が
わからないんですかと、お伺いしたかったん
です。なかなかその分については、抽出で、
県内の分についてはわかりませんということ
でしたので、

県教委調査の去年の4月から今年3月までの
分の数字でありました。

100時間超えについては、前年度に比べて、
ほぼ横ばい、若干減っているというふうな状
況であります。

去年の4月に文部科学省が発表した全国調査、
これは平成28年度の速報値というふうなこと
で、5年ぶりに調べたものなんですけれども、
いわゆる時間外の月80時間超、これが小学
校で33.5%、中学校で57.7%というこ
とで、今、教育委員会教育長から言われた
分からすると、随分と開きがあるなと感じ
ています。

去年の2月定例会で私が質問した時に、当
時は連合総研でこういう数字が出ています
よというふうなことを言って、どうなんで
すかと聞きましたら、長崎県についても、
こういう全国的な長時間勤務と同様の状
況にあると認識をしているという答弁だ
ったというふうに私は記憶しているん
ですけれども、そうすると、この開きを
考えると、この1年間の取り組みで、
県内の小学校、中学校、月80時間超
ですね、いわゆる過労死ラインと言わ
れるところは激減したというふうな
認識でいいんですかね。

○議長(溝口芙美雄君) 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長(池松誠二君) すみ
ません。今、文部科学省の調査のデー
タを持ってきていないので、数字は、
議員がおっしゃったとおりに思うの
ですが、私の認識は、1年間で、確
かに微減はしているんですけれども、
劇的に減少したという認識は持って
おりません。やはり今からいろんな
取り組みをやっていく中で、今後減
少を目指していくということですが
けれども、私の認識としては、今
からまだ取り組むことがたくさん
あるなというふうな認識を持ってい
るところでございます。

○議長（溝口芙美雄君） 坂本 浩議員—4番。

○4番（坂本 浩君） 認識としては、やっぱり長時間労働というのが多い、多いといいますか、やっぱり問題になっているんだというふうな認識でいいということですね。

これは、担当課の皆さんにいろいろ話を聞かせてもらいながら、そもそもというか、いわゆる超過勤務に関する調査というふうなことですよね。文部科学省の場合は、1日当たりの総労働時間で1週間で約60時間ぐらい。そうすると、1週間の教職員の皆さんの勤務時間を引いて、それに4を掛けると、大体80時間というふうなことになるものですから、ちょっとこれは比較が、最初ぱっと見た時にわかりにくい部分があって、そこは全国調査があるならあるで、それを県内でするんだとしたら、ぜひその抽出でもいいですから、そういう全国との比較がわかりやすいようなのもしていただきたいと思います。

それと、本来なら、超勤に関する調査ですから、時間外労働ということについて言えば、労働基準法の第36条、これでいわゆる36（サブロク）協定を結んで、本来なら時間外を許可しますよというふうなことになるんですけども、教職員の皆さんの場合は、いわゆる給特法で除外されているんです。しかし、そうはいつでも、労働時間ですから、そうすると、36協定でやっても、例えば、月時間外の限度基準というのが示されていて、これは月45時間なんですよ。だから、そういう意味でいくと、多分、県立学校は45時間、80時間、100時間ですか、3段階で調査していたと思いますので、今後の調査には、45時間というのを一つの基準に設けるべきだというふうに思いますけれども、そこら辺はいかがでしょうか。

○議長（溝口芙美雄君） 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（池松誠二君） 先ほど申し上げたとおり、市町村教育委員会と申しますか、各学校においては、所属職員の出退時間を確認しておりますので、先ほど申し上げたのは、統計上80時間、100時間を市町村教育委員会に報告をしているということでございますので、県立では45時間もやっていますので、45時間の数字の把握については、市町村教育委員会とも話をしてみたいというふうに思っています。

○議長（溝口芙美雄君） 坂本 浩議員—4番。

○4番（坂本 浩君） ぜひお願いします。

それで、今、いみじくも教育委員会教育長が言われましたけれども、いわゆる出退勤の時間管理ですよ。これが、県立もそうですけれども、各市町立の小中学校において、本当に客観的な管理ができていますのかというふうな疑問点を感じています。

先ほど数字を出していただきましたけれども、やはりこの超勤の勤務時間実態を正確に把握するためには、客観的な出退勤の時間の管理、これは不可欠だというふうに考えているんですけども、県教委、あるいは市町の教育委員会、学校現場も含めて、その認識ですよ、客観的にできているのかどうか、現状はどうか、それについてお伺いいたします。

○議長（溝口芙美雄君） 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（池松誠二君） 勤務時間のいわゆる客観的な把握については、それはぜひしなければいけない。これは法律上もそうなっておりますので、教育委員会としては、それをやらなければいけないというふうに考えておりますし、改めて平成29年1月に、厚生労働省が、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」ということも出しましたので、それを踏まえて対応すべきと

いうことについては、県教委、市教委とも認識を同一にしております。

○議長(溝口芙美雄君) 坂本 浩議員—4番。

○4番(坂本 浩君) 今言われました、厚生労働省が出しましたガイドライン、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」ですけれども、これは原則的には2つですよ。1つは、使用者が自ら現認することにより確認をする。これは管理者が現認して確認をする。2つ目が、タイムカードとかICカード、パソコン、そういった使用時間の記録等の客観的な記録を基礎として確認して、それをきちんと適正に記録をとるというふうなこの2つです。

これは、ぜひ現場段階まで周知をしていただきたいというふうに思うんですけれども、例えばタイムカードだとか、ICカードだとか、そういうのが、今現状どうなっているのか、そこら辺についてはいかがですか。

○議長(溝口芙美雄君) 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長(池松誠二君) まず、客観的な勤務時間の把握というより現状でございますけれども、パソコンの起動・終了時刻を記録するという、それから、ICカードによって記録をするということで、現に導入をしているところが3町ございます。

今後、平成30年度中にICカード、またタイムカード、パソコンの起動・終了時刻の記録を客観的にとるというところが4市1町予定をしております。

また、県立学校につきましても、パソコンを使って勤務時間を把握するということについて、現在、システムを開発中ということでございます。

○議長(溝口芙美雄君) 坂本 浩議員—4番。

○4番(坂本 浩君) 今ありましたように、現在3町ですよ。ICカードとパソコンということなんですけれども、実はこれ、町名を聞いて、その学校、何人ぐらいいるのかなと思って、資料をもらって計算をしてみました。今年の3月からしていますので。それで、先ほど言われました4市1町が、今年度末にそれを何らかの方法で導入するということなんですけれども、現段階で言えば、県内の小中の教職員の数で割ると、この3町で5.5%なんですよ。

前、新聞報道で見た時に、いわゆる給特法によって労基法の第37条、いわゆる時間外の割り増し賃金の規定が除外をされているということで、管理職、あるいは服務監督権者による学校現場での時間管理が非常におそろかになってきたのではないかとというふうな指摘があって、実際そういう客観的な出退勤の記録をとっているところが10%にも満たないというふうな報道があっていたんですね、これは全国的に。

その中で、今現在だけで言えば、県内では、公立高校はまだやっていませんから、5.5%というふうなことで、ほとんどが、これが、先ほど言われました、増えてくると、約半分ぐらいになるようなんですけれども、現段階ではそういう状況と。

だから、ほとんどが自己申告になっているわけじゃないですか。だから、そこが問題じゃないかなと。自己申告じゃなくて、早く客観的な記録がきちんと残せるように、ぜひしていただきたい。そのことによって、冒頭あった、いわゆる80時間超えが小学校で1.5%、中学校で16.7%という数字も、今後ひょっとしたら、変わってくるのではないかなというふうに思っています。

いわゆる自己申告ですから、現場のいろんな

声が私にも届くんですけれども、例えば80時間を超えると、管理者は、80時間を超えた人がいたら、産業医に見せなきゃいかん。これは、100時間を超えたら、もう義務なんですよね。80時間を超えたら、努力義務なんです。

そうすると、少なくとも学校で、例えば学校長あたりに、「あなたは80時間を超えているじゃないか」ということで呼ばれるのが嫌だということ、要するに、自ら申告する時に、少し落としたりとか、面倒なんだというふうなことだったりとか、あるいは給特法によって、本来学校業務じゃないところも含めて、自分の中できちんとそれが、現場の先生の皆さんが意識できていないのかどうかわかりませんが、自主的な、自発的な業務ということで、自主的に規制をしてしまっているというふうな、そういう現場の声が届いております。

私は、この給特法というのがある以上は、使用者の方々が、学校長なり教育委員会が、まず、きちんと意識改革、そのうえで、やっぱり現場の先生方の意識改革というのをやって、先ほどあった厚生労働省が出したガイドラインに沿って実践をしていくことをぜひお願いしたいというふうに思いますけれども、この点に関してもう一回、お願いいたします。

○議長(溝口芙美雄君) 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長(池松誠二君) 勤務時間の正確な把握ということについて、これは使用者の義務である、法律上そうなっているということについては、先ほど申し上げたとおり、県教委、市町村教委とも共通認識を持っております。

そういった意味で、今まで、いわゆる自己申告によって勤務時間を把握していた部分について、ご指摘のように、客観的に把握する必要があるということで、いろんな手法を市町村教委

も検討しておりますし、既に導入をしているところもあるということでございます。

遅くとも平成33年度までには全市町村において、タイムカードなりパソコンの起動・終了時刻の記録、それからICカード等によって、客観的に勤務時間を把握できるようなシステムを構築していくということで、そこも全市町村の教育委員会と合意をしているところでございますので、既に導入しているところの効果なり、経済的負担なりが具体的にわかってくれば、平成33年度までじゃなくて、もっと前倒して全市町村導入に向けて動きはじめられるのではないかと考えているところでございます。

○議長(溝口芙美雄君) 坂本 浩議員一4番。

○4番(坂本 浩君) (2) 教育委員会(県・市・町)としての取り組みについて。

それで、そういうのを受けて、先ほど申し上げましたように、文部科学省の方も、中央教育審議会等の議論を受けまして、去年の12月に、「学校における働き方改革に関する緊急対策」を文部科学大臣が決定いたしました。それを受けて、今年2月に、この緊急対策を「学校において業務改善及び勤務時間管理等に関わる取り組みの徹底について」ということで、文部科学事務次官の通知が発出をされました。この通知等につきましても、恐らく県教委が今取り組んでいる部分の方向性なり、指針になろうかというふうに思いますけれども、教育委員会教育長の所見をお伺いいたします。

○議長(溝口芙美雄君) 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長(池松誠二君) 今、議員がご指摘になったように、文部科学省は、中央教育審議会の答申を受けまして、昨年12月26日付で、文部科学省が中心的に実施していく内容を、「学校における働き方改革に関する緊急対策」

としてまとめ、この緊急対策を踏まえ、本年2月9日に、都道府県並びに市町村教育委員会及び各学校に対し、取り組むべき方策を通知をしています。

私、2つの通知を読みまして、まず思ったことは、学校の業務内容が多岐にわたっているというようなことと、その結果、さまざまな視点からの「働き方改革」が提案されているということです。

一方、一口に学校と言っても、都市部や過疎地域など立地環境の違いや、児童生徒数の差による規模の違い、また、校種による教育活動の違いなど、そのありようはさまざまであります。

加えて、脈々と築かれてきた我が国の学校教育文化や、学校教育に対する社会からの期待の大きさ等を考えれば、学校の「働き方改革」は、学校を取り巻く社会全体で進めていかなければならない改革だという認識を持ちました。

教職員の「働き方改革」は喫緊の課題であり、教職員が日々の生活を豊かにしつつ、児童生徒に対し、効果的で質の高い教育活動を行うことができるよう、長時間勤務を良しとする今までの働き方に対する意識を改革するとともに、緊急対策に示された内容については、本県の実情に応じた内容から、適切かつ迅速に対応したいというふうに考えているところでございます。

○議長（溝口芙美雄君） 坂本 浩議員—4番。

○4番（坂本 浩君） ぜひ、その取り組みを加速していただきたいと思います。その中には業務削減だとか、定時退校だとか、部活動の休養日だとか、先ほど言いました超勤改善等対策会議の中で進められておりますので、ぜひ加速していただきたいと思うんです。

あと、もちろんそういった、先ほどからも言っていますように、ワークルールというんです

か、働くいろんな法律がありますから、それを学校現場でもきちんと、ワークルールがあるんだということをいま一度、学校長をはじめ現場の管理職の皆さん、それから教職員の皆さんに周知をしていただきたいというふうに思います。

あと、業務量というのは、そう簡単に減らない。その中で、じゃ、どうするのかということの中で、やっぱり必要な教職員数というのを確保することが重要ではないかというふうに思いますけれども、ただ、そうは言っても、財政の関係で、今、実際、標準定数というのがありますけれども、例えばスクールソーシャルワーカーですとか、今、加配的に配置をされている方々をきちんと定数化するとか、いろんなことができるんじゃないかというふうに思いますので、そういうのを今後、県教委として何か方法がないのかどうか、そこら辺はいかがですか。

○議長（溝口芙美雄君） 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（池松誠二君） まず、学校の体制としては、これは文部科学省も言っているんですが、チーム学校として、いわゆる教員だけではなくて事務職員、それから、先ほど議員からご指摘がございましたようなスクールカウンセラー等々の外部の力もかりて、子どもたちの健全育成のために、チーム学校として取り組む体制を整備していかなければいけないというふうに考えております。

その中で、特に、基盤となる教員の定数改善については、県としても文部科学省に対して、いわゆる定数改善計画を策定して、きちんと定数を満たすような人員配置をしてくれということについては、国に対しても要望しているところでございます。

○議長（溝口芙美雄君） 坂本 浩議員—4番。

○4番（坂本 浩君） わかりました。ぜひ国に

対する要望もお願いいたします。

(3) 保護者、地域をはじめ県民に対する理解活動について。

この項の最後になりますけれども、今やりとりしたものについては、いわゆる教育委員会の取り組み、あるいは学校での教職員中心の取り組みというふうになるんですけれども、学校での「働き方改革」を進めるに当たっては、そういう内部的なものだけじゃなくて、やっぱり保護者、あるいは地域の皆さん、それから部活の関係も出てきますので、例えば運動団体だとか、文化団体だとか、そういったところの皆さんの理解と協力を得てやっていかなければならないというふうに思いますし、それから、この間、担当課の皆さんとやりとりさせてもらって、どうも各課、各課で、それぞれ一生懸命やっているんですけれども、それがトータル的に見えてこないというのがあったものですから、そういうのをぜひ県の広報誌とか、あるいはホームページ、それから、予算の関係があるでしょうけれども、できれば、よその県の教育委員会の見本も担当課の方にはお渡ししましたけれども、県教委独自にパンフレットなんかをつくって、広く県民の皆さんに周知、理解活動をできないかというふうに思っているんですけれども、そこら辺についてはいかがでしょうか。

○議長(溝口芙美雄君) 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長(池松誠二君) 議員ご指摘のとおり、教職員の勤務実態について、県民の皆様方に現状を理解していただくことは、「働き方改革」を進めていくうえで、大変重要であるというふうに考えております。

ある民間の教育会社と新聞社の調査で、部活動で先生方が大変忙しいということについては認識をしている。じゃ、それを誰かにかわるべ

きかというアンケートをとったら、保護者の方は非常に消極的なアンケート結果がございました。

ですから、保護者の方々に、子どもたちの健全育成、教育の充実を図るためには、やはり学校現場で中心的な役割を果たしておられる教職員の方々が心身ともに健康であることが重要である。そのためには、やはり長時間勤務の是正をやっていかなければいけないということをご理解していただかないと、なかなか物事が進まないというふうに思いますので、議員おっしゃるように、我々としても広報媒体、どんなものが使えるか検討をして、県民の方々に広く周知を図り、ご理解をいただきたいというふうに考えているところでございます。

○議長(溝口芙美雄君) 坂本 浩議員—4番。

○4番(坂本 浩君) よろしくお願ひいたします。

3、建設業における担い手（若年技能者）確保と育成について。

(1) 本県の建設業を取り巻く現状と取り組みについて。

ご承知のとおり、平成6～7年ぐらいをピークに、建設業の、いわゆる建設投資等を含めて減少をずっと続けてきていまして、就業者数もずっと減少を続けているということで、特に、近年では担い手、それから人手不足が深刻さを増しているところであります。

本県における建設投資額、業者数、あるいは就業者数、年齢構成等についての現状をお尋ねいたします。

○議長(溝口芙美雄君) 土木部長。

○土木部長(岩見洋一君) 本県における民間投資を含めた建設投資額のピークは、平成6年度であります。

平成6年度と直近である平成27年度、もしくは平成28年度のデータを比べますと、建設投資額は約9,200億円から4,750億円へ48%の減、建設業者は約5,400社から4,900社へ9%の減、建設就業者数は約8万2,000人から5万6,000人へ32%の減となっております。

年齢構成の中で、若年層である29歳以下の就業者数の割合を、平成7年と平成27年の国勢調査に基づくデータで比較しますと、17.5%から10.2%へと大きく減少しております。

このような状況から、県としましても、将来の社会資本の整備や維持管理、災害発生時の対応に欠かせない建設業の担い手の確保、育成が重要な課題と考えております。

○議長(溝口芙美雄君) 坂本 浩議員—4番。

○4番(坂本 浩君) 今、言われた数字のとおりだとすると、本当に担い手をどうつくっていくのかというのは、むしろ危機感を抱かざるを得ないような状況にもあるんじゃないかというふうに思っております。

そのうえで、今後、新規入職者の確保、それに対して県の担い手確保、特に、若手技能者の育成の取り組み等々について、お示しいただきたいと思っております。

○議長(溝口芙美雄君) 土木部長。

○土木部長(岩見洋一君) 建設業の担い手確保につきましては、産学官が連携した「建設業人材確保・育成協議会」に県も参画し、県内建設業への就職を促す活動などに取り組んでおり、その結果、建設業における県内就職率の改善が近年見られております。

具体的な活動としましては、不足する技能者を確保するための「技能者教育訓練システム」による鉄筋工、型枠工などの養成や、継続して若手技術者を育成する県独自の研修システムの

構築、さらには、就労環境改善により、若手技術者の定着につなげる週休二日工事の施行などを進めております。

県としましては、若手技能者の建設企業への就職促進や定着強化について、今後もさまざまな施策を展開してまいります。

○議長(溝口芙美雄君) 坂本 浩議員—4番。

○4番(坂本 浩君) いろんな取り組みを土木部としてもされているというふうに思うんですけども、私なりにいろんなところと、業者の方とか、さまざまな方といろいろお話をしました。ポイントは、私なりに考えたのは2つあって、一つは週休二日制、これが定着できるのかどうか、この業界でですね。それともう一つは、いわゆる中小建設業のところをいかに育成していくかということなんです。

先ほど言われました、県内の現状なんですけれども、入札参加の許可業者比較数、これを規模別に洗い出してもらったんですけれども、それによると、19人以下、もうちょっと細分化していたんですけれども、中小という形で19人以下を抽出すると、業者数で85%、従業員数で52%、これぐらいのシェアを占めているわけですね。ここが、やっぱり元気がつくといいですか、仕事がそういうところにどんどん回っていくというふうな形をつくれれば、何ていうんですかね、技能者の担い手がそこに入ってくる。しかも、入る時に週休二日制といいますか、特に、今の若い方は、建設業に入る時もそれを望んでいるらしいですから、大企業ではほとんどやれているところもあるみたいですから、その2つがポイントになるんじゃないかというふうに思います。

それで、週休二日制については、現在試行中ということで、いろんなケース・バイ・ケース

ということがあって、来年度以降、本格的になってくるんじゃないかというふうに思うんですけども、これはちょっと業界の新聞で読んだんですけども、この5月に、47都道府県のうち38県が、もう既にこの週休二日制をやっている。恐らく試行中のところも含めてだと思います。今年度中には、それに8県が増えて、46になるわけです。1県だけは、災害の関係でできないということらしいんですけども。

こういうことが載っていたんですけども、その中に、いわゆる週休二日をするによって、経費の上乗せですよ。例えば公共事業で県が発注する場合に、工期の問題だとか、あるいは二日制にするということでのいろんな経費を、労務費だとか何とか、そういうの上乗せするというふうなことがあったんですけども、試行の中においてもそういう声が出てきていないのかどうか、そこら辺だけでもちょっと教えていただければなと思うんですけども。

○議長(溝口芙美雄君) 土木部長。

○土木部長(岩見洋一君) 週休二日につきましては、これは業界全体で取り組んでいく必要があると思っております、これは国直轄、それから各県とも意見交換をしながらやっております。

週休二日をしますと、当然、例えば機械のリース料だとか、上乗せをしていかないといけない部分も出てまいります。その点につきましては、きちんと費用を見ようということで考えておまして、そういった環境を整えていきたいというふうに考えております。

○議長(溝口芙美雄君) 坂本 浩議員—4番。

○4番(坂本 浩君) ぜひそこら辺も連携を取って進めていただきたいと思います。

それで、特に、中小建設業者のところに関わ

ってくるんだろうというふうに思うんですけども、いわゆる設計労務単価ですよ。これが本当に現場、例えば元請はもちろんですけども、そこからいく1次・2次下請のところですね、ここのところにきちんと反映ないしは浸透しているのかどうか。やっぱり労務単価を引き上げるということは、ピンハネとは言いませんけれども、そういう中小のところに関わってきますので、その分について、県としての考え方を出していただければと思います。

○議長(溝口芙美雄君) 土木部長。

○土木部長(岩見洋一君) 下請工事における適正な労務者賃金の確保につきましては、元請企業と下請企業における適正な額での契約締結が重要と考えております。

このため、県におきましては、元請、下請間の契約適正化を図るため、年間20回以上のセミナーの開催をはじめ、年2回の文書での関係団体への指導、立ち入り調査や広報活動の実施、県発注工事における下請代金内訳書の確認などに取り組むとともに、「元請・下請適正化対策連絡会議」において、下請契約や請負代金支払い等に重点を置いた協議を行ってまいりました。

今後も、引き続き下請代金について、必要な経費を適切に計上するよう指導を行ってまいります。

○議長(溝口芙美雄君) 坂本 浩議員—4番。

○4番(坂本 浩君) 県として至極当たり前の対応だろうというふうに思うんですけども、ただ一方で、国土交通省の資料によると、今年の3月から適用する公共工事の設計労務単価、全国の全職種平均で、前年比でプラス2.8%の1万8,632円ということになっているわけです。平成24年度と比較して、43.3%上がってきているんです。これは国土交通省が結構力を入れて、

建設業を取り巻く状況の中で、設計労務単価を随分上げてきたんです。ただ実際は、現場のところでは7%ぐらいしか上昇していないというふうな指摘もありました。それから、厚生労働省の賃金構造基本統計調査を見ますと、建設技能者の賃金上昇は、平成23年から平成27年で6.7%にとどまっているということなんです。

そうすると、この設計労務単価が、これだけ金額で上がってきたのに、それに実際働いている人たちの賃金が追いついていないというふうなことになっています。もちろん、民間も入っていますから、単純に比較はできないというふうに思うんですけども、ただ傾向としては、これはあるだろうというふうに思いますので、ぜひ県の発注事業において、さらに周知をしていただきたい。

業界の方も、例えば中小の建設業者の団体は、県にも、自治体にも分離・分割発注を要望したりとか、あるいは大手の建設業者でつくる一般社団法人の日本建設業連合会、略称で日建連と言うそうでもありますけれども、ここも、昨年9月22日に、改めて、「労務賃金改善の推進について」というまとめを行って、今言いましたような現状を見ながら、特に、下請発注、公共事業における適正な労務賃金の支払い、そういったことも、民間と民間の契約の中でもきちんとやっていこうというふうなこともされていますので、ぜひ県としての対応、指導もお願いしたいと思います。

(2) 住宅関連産業の人材確保について。

建設業の関わりで、まず、住宅リフォーム支援事業です。

平成25年度から、平成29年度までの実績、あるいは評価ですね、この住宅リフォーム支援事業について、お尋ねをいたします。

○議長(溝口芙美雄君) 土木部長。

○土木部長(岩見洋一君) 県では、平成25年度から3年間、住宅性能向上リフォーム支援事業を行い、合計約2,900名の方に、また、平成28年度からは「3世代同居・近居促進事業」を行い、これまでの2年間で約190名の方に申し込みをいただいております。

住宅性能向上リフォーム支援事業につきましては、利用された7割の方から、支援がきっかけになり、リフォームに取り組まれたとの評価をいただいております。

また、新築やリフォームを対象とした「3世代同居・近居促進事業」は、平成29年度の申し込みが、平成28年度の約4.5倍となり、利用者の皆様からも、同居・近居による経済的負担の軽減や、親世代と子育てを分担できることを評価いただいております。

○議長(溝口芙美雄君) 坂本 浩議員—4番。

○4番(坂本 浩君) ありがとうございます。この住宅リフォーム支援事業については、前も答弁をいただいておりますけれども、現場における臨機応変な対応が必要でありまして、総合的な技術力が求められるというふうなことで、あるいは中小建設業者の人材確保、後継者の育成にも有効だというふうな認識にかわりはございませんか。

○議長(溝口芙美雄君) 土木部長。

○土木部長(岩見洋一君) ただいま議員がおっしゃったように、こういうリフォーム支援事業をやることにより、リフォームに携わる現場の技能者等の実際の作業を行うことによる育成にも貢献するものと考えております。

○議長(溝口芙美雄君) 坂本 浩議員—4番。

○4番(坂本 浩君) 今年の2月15日に、「災害時における応急仮設木造住宅の建設に関する協

定」というのが、一般社団法人全国木造建設事業協会と長崎県の間で結ばれました。これは長崎県だけではなくて、結構全国で何十県か協定を結んでいるようであります。要は、災害時に、普通はプレハブでつくっていたのが主流だったんですけれども、もともとは木造で、その後軽量鉄骨を使って、時間も早いということでプレハブに変わったということなんですけれども、ただこれが、2011年の東日本大震災以降、木造の仮設住宅が結構注目をされてきたというふうな経過があります。

東日本大震災の時に、全部でつくった5万3,000戸のうちの1万1,000戸、それから2016年の熊本地震、この時に4,300戸のうちの683戸、それから2017年、去年の九州北部豪雨、この時に107戸すべてを福岡県が木造の仮設住宅を建築したというふうなことです。経費も安いようですし、それから、県産材も使える。そして、さらに技術もそこでまた磨けるということなんです。

ただ、やっぱり今言いましたように、そういう住宅関連とか木造の若い職人さんたちを育てないと、いざ災害があった時に、人がいない、あるいは、ものがないということになってはいけません。現在は、多分、1カ月間で500戸つくる能力が、この全国木造建設事業協会にはあるそうでありますので、ぜひそういうのを含めても、今後、県民のニーズはもちろんですけれども、木造住宅産業の振興と、そういう技術継承の視点を持って、住宅リフォームなり、住宅関係の事業を推進していただきたいというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長(溝口芙美雄君) 土木部長。

○土木部長(岩見洋一君) 県内の戸建て住宅の

うち、約9割が木造で建てられており、また、住宅リフォームについても、近年、多くの方が関心を持たれている中で、その担い手である木造住宅産業については、大変重要であると考えております。

一方、国の調査において、大工就業者数が年々減少しているとともに、若年層の割合も低下していることは認識しております。

県では、「住宅性能向上リフォーム支援事業」や「3世代同居・近居促進事業」のうち、リフォーム工事において、地域工務店の受注機会の拡大につながるよう、施工者を県内業者に限定することとしております。

また、本年度より、「3世代同居・近居促進事業」の広報チラシを配布し、地域工務店が自らPRに役立てていただくようにしております。

今後とも、県民ニーズに対応した住まいづくりの支援につきましては、木造住宅産業の振興や技能継承の視点を持って、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

○議長(溝口芙美雄君) 坂本 浩議員一4番。

○4番(坂本 浩君) 丁寧な答弁、本当にありがとうございました。よろしく願いいたします。

4、旧優生保護法に基づく不妊手術の強制について。

(1) 県内における被害の実態について。

報道等では、1万6,518名という方々が、自らの意に反した、あるいは十分に意思を確認されないまま強いられた不妊手術であります。中には、10歳にも満たない子どももいたということが報道されておりました。これは旧優生保護法に基づいて、1948年(昭和23年)から1996年(平成8年)まで続いたわけでありますけれども、これについて県内も、国の方からも何らか

の依頼がきて、今、調査をしている段階じゃないかと思えますけれども、状況について教えてください。

○議長(溝口芙美雄君) こども政策局長。

○こども政策局長(園田俊輔君) お尋ねの旧優生保護法に基づく不妊手術の現時点での調査状況でございますけれども、本県において不妊手術を受けた方が51名おられることを確認しておりますけれども、さらに保管資料の内容を精査して、実態把握に努めているところでございます。

○議長(溝口芙美雄君) 坂本 浩議員—4番。

○4番(坂本 浩君) これは旧優生保護法の、いわゆる強制不妊手術に関わる第4条と第12条に基づくもので、長崎県で設置をしていた優生保護審査会に残っていた書類に基づいて51名が特定できたと思うんですね。

一方で、国が、厚生労働省が発表したものがあります。これは新聞でも報道されていたんですけれども、たまたま件数が51名で、よく見たら、国の調査は衛生年報とかそういうふうのが出典なんですけれども、県の今の51名は、1959年(昭和34年)から1969年(昭和44年)までの11カ年だと思います。国の資料を見ると、1949年(昭和24年)から1973年(昭和48年)までの25年間で51名で、全然ダブってないのと、2カ年だけダブっているわけです。これをトータルで合算すると、当然102名になるんですけれども、2カ年の第4条に基づく強制不妊手術があったということで、これは多い方をすると、最終的にはどっちを使うかわかりませんが、25年中17カ年度の81名ということになります。

今、51名というふうに言われましたけれども、これは、今県が把握している分の51名であって、今後、恐らく各医療機関等にも資料の保全等を

依頼しているはずですから、そうすると、今度、いろんな病院とかで新たな資料が見つかったりとか、あるいは被害当事者の方が名乗り出る可能性もあります。ぜひ100名程度はあるというふうな認識をすべきではないかというふうに思います。

(2) 人権侵害としての認識と今後の課題について。

それで、これは恐らく国の法律に基づいて長崎県が優生保護審査会を設置して行ってきた手術なんですけれども、当然、人権侵害としての認識をきちんと持たなければいけないというふうに思っておりますけれども、そこら辺についてはいかがでしょうか。

○議長(溝口芙美雄君) こども政策局長。

○こども政策局長(園田俊輔君) 県が設置しておりました優生保護審査会は、議員ご指摘のとおり、旧優生保護法に基づいて、優生手術が必要と認めた医師から申請があった場合に、優生手術の適否について審査を行っていたものでございます。

そういった観点で、優生手術そのものは、その時代の社会情勢を背景に、国の施策として実施されたものでございますけれども、その後、優生思想に基づく部分が障害者差別になっていること等の理由から、法改正がなされたものと認識しております。

○議長(溝口芙美雄君) 坂本 浩議員—4番。

○4番(坂本 浩君) 最後に、被害が、先ほど見た数字だけでもはっきりしませんから、埋もれる可能性もありますので、資料の保全と集約をぜひきちんとしていただきたいのと、それから、相談窓口の設置、これはぜひお願いしたいと思っておりますけれども、いかがですか。

○議長(溝口芙美雄君) こども政策局長

○こども政策局長(園田俊輔君) こども政策局のこども家庭課が窓口になって、それを周知していきたいと思っております。

○議長(溝口芙美雄君) 本日の会議は、これにて終了いたします。

明日は、定刻より本会議を開き、一般質問を続行いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

— 午後 3時46分 散会 —

第 9 目 目

議 事 日 程

第 9 日 目

1 開 議

2 県政一般に対する質問

3 上程議案委員会付託

4 散 会

平成30年6月21日（水曜日）

出席議員（42名）

1番 宮本法広君
 2番 麻生隆君
 4番 坂本浩君
 5番 高橋勝幸君
 6番 里脇清隆君
 7番 近藤智昭君
 8番 宅島寿一君
 9番 松本洋介君
 11番 大場博文君
 12番 山口経正君
 13番 山本由夫君
 14番 吉村洋君
 欠番
 16番 堀江ひとみ君
 17番 川崎祥司君
 18番 深堀浩君
 19番 山田朋子君
 20番 久野哲君
 21番 山本啓介君
 22番 前田哲也君
 23番 外間雅広君
 24番 下条ふみまさ君
 25番 大久保潔重君
 26番 中島浩介君
 27番 西川克己君
 28番 浅田眞澄美君
 29番 中村和弥君
 30番 高比良元君
 31番 山田博司君
 32番 渡辺敏勝君
 33番 吉村庄二君
 34番 瀬川光之君
 35番 坂本智徳君

36番 橋村松太郎君
 37番 徳永達也君
 38番 中島廣義君
 39番 中山功君
 41番 小林克敏君
 42番 田中愛国君
 43番 三好徳明君
 44番 八江利春君
 45番 宮内雪夫君
 46番 溝口芙美雄君

欠席議員（3名）

3番 吉村正寿君
 10番 ごうまなみ君
 40番 野本三雄君

説明のため出席した者

知事 中村法道君
 副知事 上田裕司君
 副知事 里見晋君
 統轄監 濱田厚史君
 総務部長 古川敬三君
 県民生活部長 木村伸次郎君
 環境部長 宮崎浩善君
 福祉保健部長 沢水清明君
 企画振興部長 柿本敏晶君
 文化観光国際部長 中崎謙司君
 土木部長 岩見洋一君
 農林部長 中村功君
 水産部長 坂本清一君
 産業労働部長 平田修三君
 危機管理監 豊永孝文君
 福祉保健部 園田俊輔君
 こども政策局長
 会計管理者 野嶋克哉君

交通局長 太田彰幸君
 企画振興部政策監 廣田義美君
 文化観光国際部政策監 田代秀則君
 産業労働部政策監 下田芳之君
 教育委員会 池松誠二君
 教育長 葺本昭晴君
 選挙管理委員会委員 濱本磨毅穂君
 代表監査委員 平松喜一朗君
 人事委員会委員 片岡瑠美子君
 公安委員会委員 國枝治男君
 警察本部長 辻亮二君
 監査事務局長 寺田勝嘉君
 人事委員会事務局長
 (労働委員会事務局長併任) 本田道明君
 教育次長 古謝玄太君
 財政課長 伊達良弘君
 秘書課長 杉町孝君
 警察本部総務課長 井手美都子君
 選挙管理委員会書記長

 議会事務局職員出席者

局長 木下忠君
 総務課長 高見浩君
 議事課長 篠原みゆき君
 政務調査課長 太田勝也君
 議事課長補佐 増田武志君
 議事課係長 梶谷利君
 議事課主任主事 天雨千代子君

 ー 午前10時 0分 開議 ー

○議長(溝口芙美雄君) 皆さん、おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

これより、昨日に引き続き、一般質問を行います。

大場議員—11番。

○11番(大場博文君) (拍手)〔登壇〕 皆様、おはようございます。

自由民主党・県民会議、島原市選出の大場博文でございます。

質問に入ります前に、先日、近畿地方で発生をいたしました震災によりまして犠牲になられた皆様、また、被災された方に対しまして、お悔みとお見舞いを申し上げる次第でございます。一日も早い復旧・復興を願っております。

また、本日は、早朝より島原を出発していただきまして傍聴に駆けつけていただきました。ありがとうございます。新県庁、新議場はいかがでしょうか。この後も、2階レストランで、評判の高い昼食もご馳走になられるということでございますが、まずは一番の楽しみとして私の一般質問をと、よろしく願いいたします。(発言する者あり)

それでは、通告に従いまして、質問をいたします。

1、観光振興について。

(1) 世界遺産登録後の地域整備の取り組みについて。

いよいよ「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の世界遺産登録が秒読みの段階となってきました。

登録が実現すれば、長崎県も2つの世界遺産を持つ県となり、「明治日本の産業革命遺産」と合わせて、大きな魅力としてアピールできるようになります。本県が世界に誇ることできる、これらの文化遺産を長く活用していくためにも、その保存管理をしっかりと行っていくことが必要となってきます。

そこで、まず、世界遺産として新たな登録が見込まれる「潜伏キリシタン関連遺産」について、登録後の保存にどのように取り組んでいる

のか、その指針をお尋ねをいたします。

また、官民挙げて、待ちに待った世界遺産登録の実現に当たり、関連行事やイベント等によるにぎわいの創出によって、県内が活気づくことも期待しておりますが、記念年としての取組は何かお考えでしょうか、お尋ねいたします。

世界遺産登録には、登録後の観光客数の増加等の経済効果があると言われていています。現に、登録をされた多くの世界遺産では、観光客の増加が見られます。

ただ、世界遺産とは、本来、国内外の経済情勢や紛争などに左右されることなく、後世に残していくことを目的に登録を進めています。特に、自然遺産の場合、その保護が前提であるため、その経済効果を期待するには、きめ細やかな地域独自の環境整備が必要となってまいります。

国内の世界遺産には、都市部から離れ、交通アクセスが良好とはいえないが、世界遺産登録前後にかけて、急速に知名度が高まり、全国的な観光地として注目を集めるようになった遺産があります。そこでは、以下のような課題が挙げられています。

過疎化や住民の高齢化により、建物維持活動の人手不足の問題、急速な観光客の増加と交通対策、空港や駅、観光地を結ぶ2次アクセス、観光地と観光地を結ぶ3次アクセスの拡充の問題、外国人観光客向けの多言語表記等の整備、情報発信、そして、地域間格差など、やはりこのような課題解決をし、私は、特に、この地域間格差、そして、その問題解消のための2次アクセス、3次アクセスの整備充実が必要と考えています。

今後、長崎県の観光振興の中で、大きな位置づけとなる世界遺産を活用した観光振興策、特

に、県内広域に点在する構成資産への観光客の地域間格差のない、全体的な底上げに資する周遊対策について、しっかりとした取組が必要と考えますが、県の考えと今後の取組についてお尋ねをいたします。

(2) イスラム教（ハラール）の対応の取り組みについて。

国内では、大きな国際大会である2020年の「東京オリンピック」を控えて、東南アジアを中心にイスラム教徒（ムスリム）の訪日が増えており、豚肉やアルコールを禁じる戒律に従ったハラールの食品の需要が高まっています。

ハラール認証マークを掲げる飲食店や食品メーカーなどは増えており、認証は不可欠になってきております。

また、ムスリムをどう受け入れればいいのか、問題点はあるものの、多くの外国人観光客を受け入れる立場として、ハラール認証はあった方が安心できるのではないかと考えています。

本県も、世界遺産登録やラグビーワールドカップ、東京オリンピックなど、大きな国際大会を控えて、ムスリムの訪日客が増える中、食品の材料表示の英語化などの環境整備について、どのようにお考えでしょうか、お尋ねをいたします。

2、外国人材の活用について。

(1) その考えと今後の取り組みについて。

国は、一定の専門性、技術を有し、即戦力となる外国人材を幅広く受け入れていく仕組みを構築する必要があるという考えから、人手不足の解消に向け、新たな在留資格を創設し、外国の人材受け入れを促進する考えを示しています。新たな分野で人手不足が深刻な業種が対象のようであります。

中村知事も、先日の知事説明の中で、「外国

人材のさらなる活用により、県内経済の活性化を図るため、商工団体と連携し、活用等に向けた環境整備を進めていく」と述べられています。

日本の活力を高めるうえでは、外国人材が活躍できる場を拡げていくことが重要であり、日本でも働く外国人の数は年々増加しています。

ただ、農業などの産業を支える人材を技能実習制度という形で受け入れてきましたが、一時的な出稼ぎ受け入れという側面が強く、実習生が不当な待遇を受けるなど、課題も挙げられています。

また、現実では、送る側、受け側との間で意識のギャップもあります。そういった中で、国は、制度改正を行っており、それに併せ、県としても受け入れの環境整備が必要ではないかと考えています。

本県も、農業、介護、宿泊分野など、外国人材の活用について切望する企業は多いと聞いています。今回、外国人材活用促進事業に取り組みうとされていますが、この事業の基本的な内容、考えをお尋ねいたします。

また、現在、本県も国家戦略特区の提案を行い、今後とも、拡大が期待されている農業分野で外国人材の活用を考えています。現在、本県の農業分野の労力確保は非常に厳しい状況にあり、生産現場の大きな課題となっており、実現できるよう大きな期待が寄せられています。

その農業分野の外国人就労に向けた現在の進捗状況はどのようになっていますでしょうか、併せてお尋ねをいたします。

3、住宅宿泊事業法について。

(1) 新法制定後の本県の体制と考えについて。

一般の住宅に有料で旅行者らを泊める民泊が6月から全国で解禁されるのを前に、営業を希望する家主らの事前受付が全国ではじまりまし

た。今年15日に「住宅宿泊事業法」が施行されました。

届け出た家主ら事業者は、年間180日を上限に民泊が営業できるようになります。届け出は、家主らの氏名や住宅の所在地などを記載した書類のほか、登記簿などを提出するなどし、登録者の指定や二重登録の防止などの対策がとられています。

まずは、本県の現在の民泊登録の状況について、お尋ねをいたします。

この新法では、ホテルや旅館が原則営業できない住居専用地域でもサービスが可能となるため、全国では、さまざまなトラブルや地域環境の悪化を防ぐため、自治体が条例で営業地域や期間を規制する動きも広がっています。

兵庫県や東京都大田区では、住居専用地域などで民泊の営業を全面的に禁止するなど、厳しい規制を条例で定めているところもある一方、大阪市では、民泊の営業日数や区域について制限を設けないところもあります。

このような状況の中、本県では、その条例制定についてはどのようにお考えでしょうか。

本年2月に、大阪市内で無許可の違法民泊の施設から女性の切断遺体が見つかる事件があり、改めて規制をめぐる議論になっています。実施に向けて、以前から、さまざまな事件の発生や近隣住民とのトラブルなどを指摘してまいりましたが、今後は、正規な登録をしない違法民泊への対策が重要であり、必要と考えています。

本県の違法民泊の対策等については、どのようにお考えでしょうか、お尋ねをいたします。

4、長崎縣市町消防広域化推進計画について。

(1) 今後の本県の体制と考えについて。

昭和23年に「消防組織法」が施行され、自治体消防が発足いたしました。

本県内では、長崎市、佐世保市の消防本部設置にはじまり、その後、県内では、消防組織の常備化が進み、平成の合併により、県内市町村の消防常備化が完成をいたしました。現在、県内では、8消防本部と2組合消防本部の計10消防本部があります。

近年、大規模災害の発生や事故の多様化、また、人口減少や高齢化の進行、地域消防を担っている消防団員の不足など、地域における消防・防災力の低下が危惧されています。

住民の生命や財産を守る責務を全うする必要がありながら、小規模な消防本部では、組織管理や財政運営で厳しい状況が予測されるなど、体制の見直しが急務となっております。また、人口減少が進む本県においては、各本部が管轄する人口も減少するなど、地域状況にも変化があらわれています。

このようなことを見た場合、新たな消防体制の整備や確立が必要と考えていますが、今後の広域消防の考えについて、お尋ねをいたします。

5、島原半島振興について。

(1) 島原病院の医師確保について。

長崎県島原病院は、救急医療及び急性期医療を担うほか、地域がん診療関連拠点病院、高次脳卒中センターの認定を受けるなど、高い医療機能を備える島原半島の中核病院であり、島原市をはじめ島原半島の住民にとって大変重要な病院であります。

これまで懸念されていた小児医療については、平成26年度の島原地域小児医療研究室開設に伴い、2名の小児科医確保により、小児科診療が再開されたほか、同年8月には、病理診療科が新設され、また、常勤医不在となっていた泌尿器科においても、平成28年10月に泌尿器科医1名が配置されるなど、医師の確保等に取り組

んでいただいたことにより、地域医療の充実が図られています。

しかしながら、小児科医2名の配置は、平成30年度までの時限的なものであり、平成31年度以降については不透明であることから、小児科医不在という事態も懸念され、地域小児科医療に与える影響ははかりしれないものがあります。安心して子どもを産み、育てることができる子育ての環境の崩壊につながりかねない重要な問題と認識をしております。

安心して健康な生活を送ることができる地域完結型の医療提供体制を確立するためには、依然として医師不足の状況にあり、そのため、平成30年度以降も引き続き、長崎県島原病院小児科医の安定的な確保と、将来にわたり地域医療を担う人材の確保に取り組んでいただきたいと思います。いかがお考えでしょうか、お尋ねをいたします。

(2) 圃場整備について。

島原市は、これまで県の積極的な取組により、「県営畑地帯総合整備計画」に基づき、平成14年度から三会原第1地区を皮切りに、現在、三会原第3地区、三会原第4地区において、農地の圃場整備事業に取り組んでいます。

また、平成24年に地域高規格道路、島原道路もルート帯が公表され、ルート帯に含まれる有明大三東地区についても、次期採択に向け、事業の推進を図っているところでもあります。

島原市において、農業は、重要産業の一つであることから、農地の基盤整備や灌漑施設の整備を積極的に推進しているところでもあります。地元農家も農産物の生産性の向上を図るため、圃場整備事業に対して大きな期待を寄せています。そのためにも、今後、圃場整備事業の着実な推進を図るために必要となる予算の確保が重

要となってまいります。

ただし、その予算は、ここ数年、補正予算により、何とか事業費を確保している状況にあります。やはり安定的な事業推進のためには、国に対して当初予算の十分な確保について働きかけていただきたいと考えておりますが、県の取組状況について、お伺いをいたします。

また、現在、島原市で進められている地区の進捗状況と、今後の新規地区の見通しについて、併せてお尋ねをいたします。

(3) 水産業の振興対策について。

近年、島原市における漁獲量は減少し、このことが漁業従事者を減少させる一因となっております。有明海の再生対策として、湾奥部においては、平成20年度から、国の補助事業である水産基盤整備事業を活用して、県が事業主体となり、海底耕うん事業が実施され、近年は耕うんと併せて貝殻類の散布により、底質改善が行われています。

平成20年度から、海底耕うん事業開始以降、底生性魚介類の減少傾向に一定の歯止めがかかるなどの効果も見られており、今後も継続した事業の実施が必要と考えています。

併せて、漁業従事者の高齢化が進む中で、一人でも多くの漁業の担い手の確保を図るうえでも、有明海栽培漁業推進協議会などと連携した、地域の特性にあったガザミ、クルマエビなどの種苗放流事業を今後も継続し、資源管理の取組を推進する必要があると考えています。

そのためにも、今後の海底耕うん事業の継続と効率的な種苗放流を行うための栽培漁業の推進をお願いしたいと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

(4) 九州新幹線長崎ルート開通を見据えた観光ルートの構築について。

九州新幹線鹿児島ルートとの全線開通以降、飛躍的なアクセスの向上により、九州への交流人口の拡大が続いています。島原市においても、長崎の海の玄関口として、熊本県や熊本市との連携を図りながら、横軸連携強化の一環として、平成21年度から平成28年度まで、熊本港に観光案内所を設けて案内人を配置し、島原市並びに島原半島の観光情報はもとより、県内各地の情報についても広く提供を行い、本県への観光客誘致に努めてきたところでもあります。

平成29年度からは、島原半島観光連盟へ業務を引き継ぎ、事業を展開しています。

また、九州新幹線西九州ルート（長崎ルート）の整備により、人やものの交流の活発化が見込まれることから、長崎、鹿児島両ルートと、島原、熊本を結ぶ航路を活用した広域観光ルートの構築により、両県相互の交流人口の拡大につながると期待しております。

特に、島原半島地域は、「島原半島ユネスコ世界ジオパーク」や「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」のユネスコ世界遺産登録へ向けた取組など、他の地域にはない、魅力あふれる観光素材を有しております。

今後、より一層、長崎、熊本両県の横軸連携強化を図り、島原港から長崎県内各地への広域観光ルートの構築や、九州新幹線西九州ルートの開通を見据えた、県内外から島原への広域観光の構築をお願いしたいと思いますが、お尋ねをいたします。

以上で、壇上からの質問を終わらせていただきます。

なお、答弁の次第により、対面演壇席より再質問を行わせていただきます。

○議長（溝口芙美雄君） 知事。

○知事（中村法道君）〔登壇〕 大場議員のご質

問にお答えをいたします。

「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」について、保存管理をどのように進めていくのか、そしてまた、登録記念年として、どのような取組を行うかとお尋ねでございます。

世界遺産の登録には、顕著な普遍的価値の証明にとどまらず、将来にわたって構成資産を保護・継承していくための「包括的保存管理計画」が必要であり、イコモスの登録勧告は、保存管理の方法及び体制も含めて評価されたものであると受け止めております。

引き続き、この計画に基づいて、適切な保護・保全、秩序ある公開などを着実に進め、世界遺産を保有する県としての責務を果たしていかなければならないと考えております。

特に、構成資産の多くが、人口減少や高齢化の進む離島・半島地域に所在しておりますことから、地域コミュニティを守り、その営みを継続させていくことが資産の保護に結びついてまいります。関係市町や住民の皆様方と一緒に、地域の維持と活性化策にもしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

いよいよ、今月末には世界遺産の登録が見込まれているところであり、県及び関係市町では、パブリックビューイングを開催することといたしており、また、登録実現後は、行政のみならず、民間企業などの主催により、県内各地でさまざまな祝賀イベントや記念企画展、関連フェア等が予定されております。

こうした官民挙げての盛り上がりを通して、「潜伏キリシタン関連遺産」に対する保存・活用への意識がさらに高まり、登録年にふさわしいスタートが切れるよう、関係者と連携をしながら取り組んでまいりたいと考えております。

そのほかのお尋ねにつきましては、関係部局

長からお答えをさせていただきます。

○議長（溝口芙美雄君） 文化観光国際部長。

○文化観光国際部長（中崎謙司君） 私の方から、2点お答えをさせていただきます。

まず、世界遺産の周遊対策についてのお尋ねでございますが、「潜伏キリシタン関連遺産」は、12の構成資産で世界遺産の価値を証明しており、より多くの構成資産を訪れていただくことで全体のストーリーや価値の理解につながるものと考えております。

一方、構成資産は、離島や半島に点在していることから、関連資産を含めた効率的かつスムーズな周遊対策が求められています。

このため、県におきましては、公共交通機関で周遊しづらいエリアについては、例えば、諫早駅を基点として、南島原市の原城跡などをタクシーで巡るプランや、五島列島において、海上タクシーを活用して旧五輪教会堂などを巡るツアーなど、官民が連携しながら現地ツアーの開発、販売支援を行っているところでございます。

今後とも、市町や関係団体等と連携しながら、周遊対策に力を入れてまいります。

次に、島原半島の広域観光ルートについてのお尋ねでございますが、西九州ルートの開業により、関西からのアクセスの向上はもちろん、中国地方や福岡都市圏からの誘客拡大が期待されていますので、その効果を広く波及させるうえで、鹿児島ルートと西九州ルートを結ぶ島原半島横断の広域ルートの構築は重要な取組の一つになると考えております。

県におきましては、九州の横軸である長崎、熊本、大分の3県連携による広域ルートの構築に取り組んでおり、今年度は潜伏キリシタン関連遺産をテーマに、周辺地域の食や温泉を組み

込んだ旅行商品の開発を進めております。

このほか、県内の旅行会社等で設立した「長崎めぐり旅ビューロー」と連携し、世界遺産や郷土料理、体験プランなどを組み込んだ現地ツアーの開発、販売支援も行っているところでございます。

引き続き、横軸の流れを拡大するという観点から、島原半島への広域観光ルートの構築に力を注いでまいります。

○議長(溝口芙美雄君) 文化観光国際部政策監。

○文化観光国際部政策監(田代秀則君) 私の方からは、ムスリム観光客の受け入れ環境整備についてのお尋ねにお答えをさせていただきます。

日本とは宗教的、文化的な習慣の違いを持つムスリム観光客に、快適に本県を周遊、滞在していただくためには、安心して利用できる飲食店の確保など、民間事業者も含めた受け入れ環境の整備を進める必要があります。

そのため、県では、これまでムスリム対応セミナーの開催や、ムスリム向けに配慮した食事を提供する施設等の情報発信に取り組んでまいりました。

民間事業者の負担を抑えつつ、ムスリムの受け入れ環境整備を進めるためには、まずは豚肉やアルコールを使用していないことを英語で表示するなど、民間事業者が取り組みやすいことから着手することを促し、より多くのムスリム観光客を受け入れる体制を整えることが効果的でございます。

そのような環境整備を通じて、ムスリム観光客の増加を図り、その先のハラル認証取得を目指す事業者の増加、そして、さらなるムスリム観光客の誘客という好循環に結びつけてまいりたいと考えております。

県といたしましては、引き続き、本県がムス

リム観光客にとって、安心して魅力的な観光地となるための受け入れ環境整備について取り組んでまいります。

○議長(溝口芙美雄君) 産業労働部政策監。

○産業労働部政策監(下田芳之君) 外国人材活躍促進事業についてのお尋ねでございますけれども、この事業の目的は、本県と友好交流関係のあります国や地域との間で有能な技能実習生の送り出し体制、及び安全・安心な受け入れ環境を整備することにより、技能実習生の安定的な確保を図るとともに、県内で技能実習生を受け入れた企業の将来的な海外展開を促進するというところでございます。

今年度は、安全・安心な受け入れ環境を整えるための協定等の締結に向け、送り出し国・地域と協議を行うとともに、県内におきまして、技能実習生の受け入れについて、企業のニーズを把握するための実態調査を行うこととしております。

○議長(溝口芙美雄君) 農林部長。

○農林部長(中村 功君) 私からは、3件お答えいたします。

まず、農業分野での外国人就労に向けた現在の進捗状況についてのお尋ねでございます。

本県が推進しております産地計画の目標達成により、農業所得の向上を図るためには、経営規模拡大や生産量の拡大に必要な労力の確保が喫緊の課題となっております。

生産現場からも、外国人材の活用について、県全体で年間300人程度の要望が寄せられていることから、国家戦略特区の活用が強く求められているところでございます。

このため、県といたしましては、外国人材の適正な受け入れに向けたルールづくりのため、入国管理局、労働局、県等の関係機関で構成す

る「適正受入管理協議会」の設置など、派遣先を指導監査する体制を整備することといたしております。

また、ベトナム国立農業大学と技能実習生OBを本県へ送り出していただくための協議を進めるとともに、外国人材の受け入れと派遣を行うために、新たに設立する「農業サービス事業体」や、派遣先となり、各地域で農作業を請け負う「JA出資法人」の設立に向けた準備等を進めているところでございます。

今後は、本県が、国家戦略特区の区域指定を受け次第、年内にも外国人就労が可能となるよう、引き続き、市町やJA等の関係機関と連携し、外国人材の受け入れ体制づくりを進めてまいります。

次に、農業農村整備事業における国の当初予算確保のための県の取組についてのお尋ねでございます。

農地の基盤整備は、生産性の向上や担い手の確保を図るうえで極めて重要であり、国の農業農村整備関係の当初予算が大幅に削減された平成22年度以降も、本県では、事業推進に支障がないよう、国の補正予算を積極的に活用して必要額を確保してまいりました。

このような中、国の平成30年度当初予算に平成29年度補正予算を加えた平成30年度の実質の予算額は5,800億円と、平成29年度を上回る規模が確保されたところでございますが、当初予算のみで比較すると、大幅削減前の8割に満たない状況になっております。

県といたしましては、継続地区において、工期の遅延がなく、新規地区の着手を含め、事業を計画的に推進するためには、当初予算において十分な必要額の確保が重要と考えており、今月7日の政府施策要望において、知事より、齋

藤農林水産大臣に対し要請を行ったところであります。

大臣からは、「重要な予算と認識しており、今まで一貫して予算確保に努力してきたところであり、しっかりと予算を確保してまいりたい」旨の発言をいただいたところであります。

県といたしましては、引き続き県議会のお力添えをいただきながら、地元、市町、関係団体と一体となって、あらゆる機会を通じて当初予算の確保を国に対し強く要望してまいります。

次に、島原市における継続地区の進捗状況及び今後の新規地区の見通しについてのお尋ねでございます。

現在、島原市で基盤整備事業を実施しております2地区の平成29年度末の進捗状況につきましては、事業費ベースで三会原第3地区が54%、今年度から実施設計に着手する三会原第4地区が3%と、それぞれ計画どおりの進捗となっております。

また、今後の新規推進地区の見通しにつきましては、県の平成29年度から平成33年度までの5カ年計画に基づき、松崎地区、東大地区、中原地区の3地区において、県と市が連携して、現在、制度に関する勉強会や意向調査を実施するなど、地域の合意形成を図っているところであり、早期の事業申請を目指してまいりたいと考えております。

○議長(溝口芙美雄君) 県民生活部長。

○県民生活部長(木村伸次郎君) 私の方から、「住宅宿泊事業法」にかかる3点について、お答えをさせていただきます。

まず、本県の現在の民泊登録の状況についてのお尋ねでございます。

昨日までの県内の届出状況でございますが、長崎市が7件、佐世保市が3件、島原市が2件、

大村市、五島市、雲仙市、東彼杵町が各1件でございまして、合計16件の届出となっております。また、全国の届出件数は、6月15日時点で3,728件と公表をされております。

次に、条例制定についての本県の考えについてのお尋ねでございます。

昨年度、県内では、旅館業法に基づく許可を取得していない無許可営業の疑いの通報が20件ございましたが、指導により、1件は旅館業法に基づく許可を取得し、残り19件は営業を取りやめております。なお、この20件について、騒音やごみの問題など、周辺住民の生活環境の悪化を招くようなトラブルの報告はございませんでした。

県におきましては、「住宅宿泊事業法の適正な運営を確保しつつ、旅行者の宿泊需要に的確に対応する」という法律の趣旨を踏まえまして、現段階では、条例を制定せず、トラブル防止のための一定のルールを定めました県独自の実施要綱により、健全な民泊事業の普及と適切な指導を行ってまいりたいというふうに考えております。

次に、違法民泊の対策についてのお尋ねでございます。

本県といたしましても、違法な民泊により、観光県長崎としてのイメージを悪化させないよう、違法民泊に関する通報、相談窓口を、国のコールセンターとは別に、県の生活衛生課の中にも設置いたしたところでございます。

また、届出を受理した事業者の所在地情報をホームページに掲載するとともに、届出住宅の標識が正しく掲示されていることを確認するなど、適正な民泊の普及を図ってまいりたいというふうに考えております。

さらに、通報等により、違法民泊のおそれが

あるなどの情報を入手した際には、関係市町や県立保健所及び警察と連携し、適切な指導を行ってまいります。

○議長(溝口芙美雄君) 危機管理監。

○危機管理監(豊永孝文君) 今後の広域消防について、どのように考えているのかとお尋ねでございますけれども、平成18年の「消防組織法」の改正により、国は、平成25年3月を推進期限とする「消防の広域化に関する指針」を示しました。

これに基づき、各消防本部の管理者や市町などで構成する「長崎縣市町消防広域化推進協議会」を設置し、平成22年に、時期を特定せず、基本案として、県内を1消防本部とする「長崎縣市町消防広域化推進計画」を策定いたしました。

その後、推進期限が平成30年3月まで延長される中、本県を含め、全国的にも広域化の機運が高まらず、進展が見られないことから、国は本年4月に、改めて推進期限を平成36年3月まで延長したところであります。

今回の指針では、各消防本部でそれぞれの消防力を分析したうえで、平成36年4月、10年後及び将来における広域化の組み合わせなどについて、年度内の計画の再策定を求めています。

全国に先んじて人口減少が進む本県といたしましては、各地で大規模な災害等が発生する中、現状の体制では、今後、県民の安全・安心の確保がより厳しくなっていくものと考えており、各消防本部における広域化の検討結果や関係市町の意見を踏まえ、計画の再策定について、協議会において検討してまいりたいと考えております。

○議長(溝口芙美雄君) 福祉保健部長。

○福祉保健部長(沢水清明君) 平成31年度の島

原病院小児科医の人材確保について、県の考えはどうかとのお尋ねでございます。

県におきましては、地域医療を担う医師を確保するため、「新・鳴滝塾構想推進事業」による若手医師の確保に努めるとともに、小児科など不足している診療科については、研修資金の貸与事業にも取り組んでおります。

また、「ながさき地域医療人材支援センター」においては、公立の病院や診療所における医師のあっせん等の支援を行っており、今年4月、島原半島の中核病院である島原病院にも、このあっせんにより医師1名が確保されたところでございます。

議員ご指摘の平成31年度以降の島原病院の小児科医の確保につきましては、県も長崎県病院企業団の構成団体の一員として、病院企業団や島原半島3市と連携し、支援のあり方も含めて、医師を派遣している長崎大学病院等と協議を行い、その確保に努めてまいりたいと考えております。

○議長（溝口芙美雄君） 水産部長。

○水産部長（坂本清一君） 私の方からは、海底耕うん事業の実施と効果的な種苗放流による栽培漁業の推進について、お答えいたします。

島原半島の海底耕うん事業につきましては、有明海沿岸域におきまして、平成20年度から平成24年度に実施した後、実施箇所を追加して、平成26年度から5カ年間で事業を実施しており、今年度で完了する予定となっております。

今後の海底耕うん事業につきましては、地元のご要望を十分踏まえたうえで、現在実施中の事業の効果を検証し、国や関係機関と連携を図りながら、さらなる事業実施に向けて検討してまいります。

栽培漁業につきましては、カサゴなどの定着

性の魚種の放流は、地元と県が造成しました栽培漁業推進基金や地域の協議会を中心に行っているところでございます。

また、有明海を広く回遊するトラフグやヒラメなどの魚種につきましては、関係県や県内の他地域との共同放流に取り組むとともに、放流技術が確立していないガザミにつきましては、将来の共同放流を目指した技術開発を行っているところでございます。

今後とも、地元との役割分担を図りながら、漁業環境の維持・改善や、海域環境に応じた栽培漁業を推進してまいります。

○議長（溝口芙美雄君） 大場議員—11番。

○11番（大場博文君） ご答弁ありがとうございました。

それでは、若干でございますが、再質問をさせていただきますと思います。

まずは、世界遺産登録後の取組についてでございます。

知事、今年29日、30日、ドバイにおきまして、会議の中で登録が審議をされる。非常に濃厚ということでございますが、知事、また、議長も政府団の一員として出席されるということでございます。ぜひ、登録に向けて、最後の最後まで、気を抜かず頑張っていただきたいと思えます。長崎の力、私はパブリックビューイングの方で拝見させていただきたい、応援をしておりますので、ぜひ頑張ってきてください。

壇上で言いました世界遺産登録は、非常に長崎経済にとっても有効なものであると考えておりますが、ただ、登録されたところで声を聞くのが、登録された地域、地域の、要は格差がよくあると。一部の施設においては非常に観光客が来るけれども、また、あるところでは少ないということがありますので、県としてはそうい

ったものを、今回、特に、離島を含めて、非常にアクセスが悪いところも含めて認定がされようとしておりますので、その辺を県としてはしっかりとフォローアップをしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、イスラム教（ハラール）の対応についてであります。まずはそういうふうな前段階の取組としていきたいということでございますが、それはそれとして了といたしますが、確かにハラール認証に向けては、さまざまな、いろんな承認団体があったりとか、費用が非常にかかるなど問題点も挙げられておりますので、その辺は理解しているつもりでありますけれども、ただ、全国では、そういったことを含めて登録が進んでいます。やはり今回の世界遺産登録に向けて、今回が私はいいい機会ではないかと思っております。それに向けて、今度は、現在はそういうふうな情勢を、県内のハラール認証の各飲食店、取得に向けたそういった取組をしていただきたいと思います。今度は、さらにそれより、続けて先に進んでいただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（溝口芙美雄君） 文化観光国際部政策監。

○文化観光国際部政策監（田代秀則君） 先ほどもお答えをいたしましたけれども、ムスリム観光客の増加が全国的にあっているということでございまして、まず、観光庁の方から、ムスリム観光客のおもてなしについての方針と申しますか、ガイドブックが出てございまして、その中で「ムスリムへのおもてなしについての基本的な考え方」ということがございます。対応できることをまず伝えまして、ムスリム旅行者が自ら選べるようにすることが大切だと。地域とか、宗派、国、地域、文化、個人差がそれぞれありますので、まず、メニューを英語で併記すると

か、あと、対応できることを簡潔に述べるとか、そういうことからまず進めましょうということの、観光庁からのそういったガイドもございまして、まず、そういったことを、できることからはじめまして、ムスリムの旅行者が増えてくることによって、その先にハラール認証というふうなステップを踏んでいくのが適切ではないかというふうにも考えております。

○議長（溝口芙美雄君） 大場議員—11番。

○11番（大場博文君） わかりました。増えていくことを期待して、そういうふうな対応ができるということも併せて期待をしたいと思います。

次に、外国人の活用について、お伺いをいたします。

外国人材は、既に日本経済を支える存在になりつつあります。その流れは、今後もより一層強くなるのではないかとというふうに予測をされております。これから、日本が、国際競争力や経済社会基盤の維持をしていくためには、ますます外国人材の力が必要であると考えております。

ただ、今後、受け入れる側として求められるのは、外国人材の社会への定着、支援のあり方などを含めた全体的な取組であろうと思っております。

高度人材や留学生の就労を促す政策などの拡充をするなど、また、高度人材とは言えないものの、介護や農業など、日本の産業を支える人材を正面から受け入れる仕組みづくり、そして、受け入れた人材の支援などが挙げられると思っております。

今回、今度の事業で、まずはベトナムということで事業を展開していくと考えられていますが、今回はベトナムということですが、今後、ベトナム以外の国への展開は考えていらっしゃる

いますでしょうか。

○議長(溝口芙美雄君) 産業労働部政策監。

○産業労働部政策監(下田芳之君) 今、議員の方からお話がありましたように、まずは本県と友好交流関係に関する同意書を締結した地域があるなど、信頼関係が厚くて、現在、実際県内で技能実習生として最も多く受け入れているのがベトナムでございまして、今後もニーズが見込まれるということで、まずはベトナムということで考えておりますけれども、そのほかにはベトナムに次いで、実際、技能実習生の受け入れが多いのがフィリピンでございまして、フィリピンについても検討してまいりたいと考えております。

○議長(溝口芙美雄君) 大場議員—11番。

○11番(大場博文君) わかりました。

先ほども述べましたように、やはり長崎県内の企業でも、外国人材の活用については非常に希望されているところが多いというふうに聞いておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、農業分野での人材確保についてであります。

やはり部長ご存じのとおり、農業分野での人材確保は本当に急務になっております。

平成29年に「国家戦略特区法」が改正をされて、特区内において外国人の就労が可能ということになって、本県も申請を出されました、指定をお願いしたいということで出されておりますが、ただ、農業者の方は、恐らく昨年には決まるんではないかと、それを非常に心待ちにされていた農家さんも多くて、それが今、国会の審議もずれにずれて、現在でもまだということでもありますので、先ほどの答弁の中で、年内には何とかということではありますが、それを待た

れている方としては本当に切実な思いでございますので、改めてその決意のほどをお願いしたいと思ひます。

○議長(溝口芙美雄君) 農林部長。

○農林部長(中村 功君) 私どもとしては、「国家戦略特区」を活用した外国人就労というのを早期に実施したいという気持ちは、今、ご指摘にあったことと同じでございまして。

そういったために、まずは区域指定を受けるために全力を挙げてまいりたいと思っておりますけれども、なかなかスケジュールが定まらない中でございまして、私どもとしましては、まず派遣を行います農業サービス事業体を早期に立ち上げをいたしまして、指定を受ければ即就労というか、派遣ができるように進めてまいりたいと思っておりますし、国内とか、県内の人材の派遣についても、早期に実現できるように取組を進めてまいりたいと考えております。

○議長(溝口芙美雄君) 大場議員—11番。

○11番(大場博文君) 先ほども答弁の中で、年間300人程度の要望もあるというふうに、そういうふうに声が届いておりますので、しっかりとした対応をよろしくお願ひいたします。

次に、「住宅宿泊事業法」について、お伺いをいたします。

いよいよ今月15日から法が施行をされました。ニュース等々で報道され、今朝のニュースでも出ましたけれども、やはり全国的に少し登録が進んでいないというふうなことであります。その大きな理由としては、申請などが非常に面倒であるとか、そういうふうなことであろうかとは思ひます。

ただ、これまでが、住宅を提供される側が本当に安易に、その認識がないままに、そして、単なるビジネスとして捉えられていた面があり

まして、いわば、これまでが野放しにし過ぎたと私は思っておりますので、まずは、こういうふうに、一定の基準のもとに登録をしているということは私も以前は言うておりましたけれども、その必要性はしっかりと受け止めていただきたいと思っておりますが、一つの例で挙げますと、旅館・ホテルで言いますと、賠償責任があります。そういった旅館・ホテルでの賠償責任をする場合には、よほどのことがない限り宿泊者が守られます。そのよほどのことというのも、基本的には旅館・ホテル側は逃れられないというような形になっております。

一例で言いますと、部屋の中でお子さんが遊んでいたと。そしたら、壁にぶつかって上にあった花瓶が落ちてお子さんがけがをしたという場合に、それを旅館としては、遊ばれたお子さん側が悪いのではなく、賠償によりますと、そこになぜ落ちやすい花瓶を置いていたのかと、旅館側の不備が問われます。そういうふうな形になりますので、今、登録が進まない、そういうふうなことで、要はお客様を泊める立場の方としては、迎える側として、それだけの準備が要するという心構えは、まず、私は必要だと思っております。

そういった意味で、本県は、条例は制定をしない考えでありましたが、要は、そういうふうな受け入れ側の立場をしっかりとする県の考えが私は必要だと思っておりますが、先ほど、県としては、条例は今ままで一定様子を見たいということでありました。ただ、それに代わる実施要綱で対応するというございすけれども、その中身について、お伺いしたいと思います。

○議長(溝口芙美雄君) 県民生活部長。

○県民生活部長(木村伸次郎君) 県が定めまし

た要綱の内容でございすけれども、この要綱では、事業者が守るべきルール、あるいは県の指導事項等について、法令上は望ましいとされているもの、あるいは独自の対策を追加しております。

具体には、事業に関する通報、相談窓口の県への設置でありますとか、宿泊事業を届け出ようとする方には、届け出住宅の近隣の住民の方に対して、事業の事前周知を書面等により行ったことを示す報告書を提出していただくとか、あと、宿泊させる住宅の「消防法令適合通知書」を添付することを求めたりしております。

また、家主不在型の場合においても、管理が任されております委託事業者が、緊急の対応を要する場合に10分以内に駆けつけることなどを規定をいたしております。

○議長(溝口芙美雄君) 大場議員—11番。

○11番(大場博文君) ありがとうございます。私が知る中でも、法律よりも少し厳しい内容になっているのかなということで、それは了としたいと思います。

また、それを決められる時に、関係団体の観光業の方、宿泊業の方とも何度も協議を重ねられたというふうにお聞きしておりますので、まずはそういうふうな状況で、最終的な条例を、私の立場としては条例をつくっていただきたいと思っておりますが、そういうふうなことで状況を見ながら、今後の対応ということでした対応をしていただきたいと思っておりますが、やはり今後の問題としては、こういうふうに法律で制定をされた後の違法民泊、いわゆるヤミ民泊の対応だと思っております。

壇上で言いましたが、大阪で殺人事件が起きました。それも違法民泊の施設で行われたということで、これは管理ができていない、いわば

典型的な事例だと思えます。

大手宿泊紹介業者では、そういうふうにはもう法施行がなつたうえで、登録をしない施設については契約をしないというふうな独自の動きを見せておりますが、ただ、そういった登録をしなくても、民泊をしようと思えば、インターネットなどで、今の状況として募集する方法は幾らでもあるわけですので、要は、私は、この違法民泊というのはなくなるといふふうに思っております。

現在、長崎県内においても、これはもう長崎市と佐世保市ですが、昨日現在で、長崎市で86件、佐世保市で16件であります。先ほど、本県で正規登録をされた方というのは16件だったですね。それを除いても、まだ多くのこういった無届けのところがある。ただ、その中には、現に民宿であったりとか、簡易宿泊所であったりとか、そういった方も出されておりますので、全部が全部とは言いませんけれども。ただ、ざっと見た中でも、まだ多くのそういうふうな違法民泊が出されているという状況がありますので、また、そういったこともあって、これからもっと狡猾に、わからないように地下に潜る可能性もありますので、より対応が難しくなってくると思えます。ですので、今後は、従来のホテル・旅館、また今回、正規に登録をされた方が不利益にならないような対応を、県が一丸となって取り組んでいただきたいと思えますが、決意をお願いいたします。

○議長(溝口芙美雄君) 県民生活部長。

○県民生活部長(木村伸次郎君) 議員おっしゃるとおりでありまして、まずは、しっかり届け出をしていただくということが、まず第一かなと思っております。

住宅宿泊事業の開始に必要な手続などについ

て、これまで説明会をやったり、ホームページ、あるいは広報誌等において、お知らせをしております。今後とも、引き続き、住宅宿泊事業制度の周知を含めて、広報を行ってまいりたいというふうに考えております。

また、先ほどもお話をちょっとさせていただきましたけれども、県民の方から寄せられた通報や苦情についても、関係機関と十分に連携をしながら、適切に対応をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長(溝口芙美雄君) 大場議員—11番。

○11番(大場博文君) 全国では登録が進んでいない。私は、その重要性を県としてしっかりと知らせていただきたい。やはりそういうふうな施設をするには、こういったことが大切ですよというふうな広報活動もしっかりと行っていただきたいと思えます。

次に、長崎市町消防広域化推進計画についてであります。

先ほどの答弁の中で、これまで県内の広域化が進んでこなかった状況というのは理解をいたしました。ただ、県内の状況を踏まえて、人口減少をはじめ、変化をいたしております。やはり新たな広域化に向けた動きというのは必要ではないかと思えます。

現在、新たな広域化をするに当たっても、今、広域化がなかなか進まない中で、今度は、現在ある広域化の中でも、その問題によりましては、隣接する広域圏組合等との相互連携によって業務に取り組むことによって解決もできる事案もあるのではないかと考えておりますので、そういったことに対しては、県はどのようにお考えでしょうか。

○議長(溝口芙美雄君) 危機管理監。

○危機管理監(豊永孝文君) お答えいたします。

消防体制の維持・強化のためには、議員おっしゃるとおり、消防の広域化と併せまして、隣接する消防本部の連携、協力も有効であると考えております。

国も、今回の指針の改正によりまして、例えば消防指令センターの共同運用等、消防事務の一部についての柔軟な連携、協力の推進を求めているところでもありますので、これにつきましても協議会等で検討してまいりたいと考えております。

○議長(溝口芙美雄君) 大場議員—11番。

○11番(大場博文君) ありがとうございます。しっかりとそういった連携が取れるように、ぜひお願いしたいと思います。

最後に、島原半島の振興についてですが、時間がないので、先ほど島原市は、特に、現在、出生率が伸びております。近年では、2.07人という形で島原市の取組の効果があっております。ただ、その中で小児科医がいなくなるのは非常に痛いというのが地元の声でございますので、それはしっかりと受け止めていただいて、平成31年度以降も引き続き小児科が設置できるようにお願いいたしまして、質問を終わります。

ありがとうございます。

○議長(溝口芙美雄君) これより、しばらく休憩いたします。

会議は、11時15分から再開いたします。

— 午前11時 1分 休憩 —

— 午前11時15分 再開 —

○議長(溝口芙美雄君) 会議を再開いたします。引き続き、一般質問を行います。

山本啓介議員—21番。

○21番(山本啓介君) (拍手)【登壇】 おはよ

うございます。

自由民主党、壱岐市選出の山本啓介、43歳でございます。

一般質問の機会をお与えいただきました。心から感謝を申し上げ、全力で臨んでまいりたいと思います。

本日、一人目の大場議員の時に埋め尽くされた傍聴席でございましたが、壱岐から多くの皆さんにお越しいただきました。

38人乗りの飛行機でございます。滑走路が延長され大型化すれば、もっと多くの方が来る機会に恵まれるのかなということを冒頭申し上げ、質問に入りたいと思います。

1、新産業の創出について。

(1) 新産業の展開とその内容について。

壱岐市には、4つの有人の二次離島があります。1つは自衛隊の基地。日夜、国家防衛にお努めをいただいております。それ以外の3島は、壱岐市民が暮らす島であります。原島、長島、大島、人口は3島で321人、135世帯であります。三島は、壱岐の島のさらに島であります。

長崎県には、51の有人離島があります。その人口は12万4,462人、5万4,216世帯、その人口減少率は、30年で実に41.5%減であります。

昭和28年からの離島振興法、そして昨年スタートした国境離島新法、人口減少に歯止めをかけるために、雇用を生む環境を支援する、業を起こす、事業を拡大する、背中を押す、輸送コストを支える、交流人口増加の取組を支援する、あらゆる取組のきめ細かな支援が国から届いてまいりました。

その変化については、知事の説明や、さきの議員の方々の質問に対する答弁で明らかになっています。長崎県に対しまして、なお一層の期待と、ご尽力を心からご要望申し上げたいと思

います。

他方、これまで本県の経済の動力ともいえるメインの産業はどうか。雇用を多く望める産業は、まさしく製造業であります。本県の主たる製造業は造船業、その生産額は3,672億円、本県の全製造業における生産額の約2割を占めるものであります。

しかし、造船業は近年、船舶需給の関係から厳しい状況が続いております。この状況に改善の見通しが立たない今、知事は、これらに並ぶ産業として海洋・エネルギー関連産業の集積やI o T、ロボット、航空機関連産業などに注目し、既存のものづくり産業と新たなサプライチェーンを構築し、次世代産業の集積を図りたいとの目標を表明されました。これら新産業の創出について、お尋ねをいたします。

これまでも、60分の質問に共通したテーマをもって私は一般質問に臨んでまいりました。今回のテーマは、プロジェクト化、そしてプロジェクト管理、そしてプロジェクトの完結であります。しっかりとした意識の共有と目標設定、すなわち体制づくり、その過程における徹底した管理、そしてゴールとしての姿までしっかりとたどり着かせるということ、まさしく重要であろうと考えております。これらに沿ってお尋ねをいたしますので、ご協力をよろしく願いいたします。

知事が目指される新たな長崎県の製造業の担い手、新産業といわれる分野であります。そもそもこれらの分野について、本県は今、環境、企業体、技術等どのような状況にあるのか、また、現在どのくらいの位置にあるのでしょうか。本県の立ち位置について、お尋ねをいたします。

以降につきましては、対面演壇席より行わせていただきます。

○議長（溝口芙美雄君） 産業労働部長。

○産業労働部長（平田修三君） 今後成長を目指しております3分野についての現況等についてでございます。

海洋エネルギー関連産業につきましては、洋上風力発電の市場拡大が見込まれる中、国が選定します実証フィールドに全国8海域中3海域が本県で選定されており、五島市沖の洋上風力発電をはじめ、全国に先駆け、県内企業が参画した先導的な実証事業が行われております。

このような中、将来の大規模な商用化を見据え、大きな受注が期待できる据え付け、施工分野で最新の大型クレーン船を導入して事業参入を図ろうとする企業、商用化に必要な不可欠な調査、計測分野やメンテナンスの分野で、共同受注体制の構築や海洋環境の無人観測装置の開発を行う企業などもあらわれるなど、県内企業に積極的な市場参入の動きがあらわれているところでございます。

ロボット・I o T関連産業につきましては、第4次産業革命が急速に進展する中で、県内におきましても、産業用ロボットを使用した工場自動化システムの製作で事業を拡大している企業や、農業の分野でI o T等を活用して先駆的な取組をしている企業があるほか、一方、県内の情報関連企業の多くは、受託開発を中心とした業態となっています。

このため、県内企業がA IやI o T等の先端技術を駆使した企画提案型の企業へと発展することを目指して、先般、産学官で構成する次世代情報産業クラスター協議会を立ち上げたところであり、これまで既に90を超える企業、団体が参加をされております。

最後に航空機関連産業につきましては、精密加工技術を活かして、直接エンジンメーカーと

取引する企業を中核として連携している企業グループがあるほか、大手航空会社の機体をメンテナンスする企業や、大型金属の加工技術により新たに参入を目指す企業など、県内に関連企業が30社程度存在をしております。

世界市場の成長が見込まれる中で、企業間連携に加え、技術力の向上や認証取得などによる新規参入を促進し、県内のサプライチェーンを強化、拡大することで企業の集積を図ってまいりたいと考えているところでございます。

○議長(溝口芙美雄君) 山本啓介議員—21番。

○21番(山本啓介君) ただいま部長から、それぞれ取り組む産業ごとの現在地、現状について、本県の状況について、ご説明をいただきました。

海洋エネルギーについてはまさしく、恐らく、そういう言葉は出ませんでした。我が国においてはというようなことであると思います。積極的に取り組んでいる内容であると。

そしてAI、IoT、ロボット等については、クラスター協議会をつくって、90社に上る本県の情報関連産業の集積を図って取り組もうとしていると、これからということであろうかと思えます。

さらには航空機関連については、既に取組がある中をもっと積極的に進めていきたいというような本県の立ち位置を説明いただきました。

造船業を支えてこられたものづくりの皆様の新たな関わりとして、造船業と並ぶものをとの考えに対して知事は、これらの新産業をお示しいただいておりますが、それらはどのように本県に今後誕生をするものなのでしょうか。

誘致、人材誘致、企業育成、連携、さまざま考えられますが、世界に名だたる造船の長崎県、これに比肩する産業としての取組であります。

当然スピードもさることながら、わかりやすい歩むべき道筋というものがないと成りません。これらのロードマップをお示しいただきたいと思えます。

○議長(溝口芙美雄君) 知事。

○知事(中村法道君) 新たな産業分野を開拓し、企業の集積を図って産業化を進めてまいりますためには、地域の産学官が足並みをそろえて、その総力を結集して取り組んでいかなければならないと考えております。

このためには、議員ご指摘のとおり、いつまでに何を目指していくかということ、しっかりと産学官の関係者が共有する必要があるものと考えております。

高度人材育成、企業間の連携、起業・創業、企業誘致等といった観点から課題を整理し、必要な取組、目標を共有することが重要であり、これらについては年内には取りまとめを進めていきたいと考えているところであります。

○議長(溝口芙美雄君) 山本啓介議員—21番。

○21番(山本啓介君) 私が求めたのが、ロードマップをお示しいただきたいと。

今、知事からご答弁いただいたのは、その取組の方法と、年内には地域の産学官等を中心に取りまとめをし、これらのロードマップをつくっていく、完成させると、それが年内だと。

これから造船業と比肩する本県の歴史的な転換期である新たな大きな産業のうねりを、産業の塊をつくっていく、その歩みを、年内中にロードマップを固め、1月からそれらがスタートしていくと。もちろん今はスタートはしているんでしょうけれども、ロードマップが示されてスタートをしていくと、そういうご答弁をいただいたと理解してよろしいでしょうか。

○議長(溝口芙美雄君) 知事。

○知事(中村法道君) 次なる基幹産業を創出していく必要があるというのは、今回私が選挙戦を通して県民の皆様方にお話をし、その終わった後、各関係者に指示をして検討を進めさせてきたところでありまして、まだロードマップを具体的に検討する時間が十分取れていないという状況であります。

できるだけスピード感を持って取り組んでいく必要があると考えておりますので、とりあえずということはないのかもしれませんが、官民共通理解のもとに、こういった方向性で、いつまでに何を目指していくのか、まずはそれをしっかりロードマップという形で取りまとめていきたい。

もちろん、さまざまな課題が、これからも新たな課題等も出てくるものと思いますので、そういった段階ではまた、このロードマップの見直しも視野に入れながら、一刻も早い実現を目指していかなければいけないと考えているところであります。

○議長(溝口芙美雄君) 山本啓介議員—21番。

○21番(山本啓介君) 知事、冒頭も申し上げましたが、その取組は、私は大変期待をしているものであります。

産業、製造業が長崎市内の港周辺、そして佐世保の方、また大島ですかね、西海の方、そういった一定の地域だけにとどまらず、AIやIoT、そしてロボット産業等々についても、そういったものの集積は今後、離島であっても果たされる内容じゃないかなと、そういう期待があるからこそ、知事のこの表明、そしてその取組に期待を寄せているわけではありますが、いささか今の答弁であれば、ロードマップをつくる前にロードマップの見直しについての言及があったり、少し固まりが足りないのかなという

ふうに思います。

ぜひとも、年内中に冊子のようなもの、または1ペーパーでも結構でございますが、しっかりとした方向性や、これは本県の経済に大きく関わる取組であろうかと思っておりますので、いま一度、ご答弁をいただいて、次の質問に移りたいと思っております。

○議長(溝口芙美雄君) 知事。

○知事(中村法道君) 先ほどお答えいたしましたように、ロードマップは、年内をめどに作成していきたいと考えております。

新たな課題が出た際には、その段階でまた見直しを進めようと考えております。

○議長(溝口芙美雄君) 山本啓介議員—21番。

○21番(山本啓介君) スピード感というお言葉がございました。ぜひ、行政の中にとどまらない取組というのは、先ほどからの説明にもありましたので、この県庁内にも専門家の登用など、そういったことも検討いただきたいなというふうに思います。

切り口を確認すると、当然造船業を支えたものづくりの皆様とマッチングすることは外してはいけないのでありますが、しかしながら、これらの分野について集積を促すためには、一定の枠にとどまらない職種の取組も必要ではないかと思っております。

情報通信産業などテクノロジーの分野においては秀でたスキルを持つ国々はあるわけですが、今の時点の取組は外国の視点が欠けていると思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長(溝口芙美雄君) 産業労働部長。

○産業労働部長(平田修三君) 3分野のうち、取組が先行しております海洋エネルギー関連産業におきましては、これまでも先進地でありますスコットランドとの産学官交流や、フランス

の潮流発電機を使用する実証事業などが行われています。

ロボット・IoT関連産業においては、県内企業の技術者の学び直しや企業間連携等に主眼を置いて取組をはじめたところであり、大学等と連携して、AI等の先端技術や組込みソフトウェア開発技術の習得などを支援することにより、3年間で約300名の専門人材の育成に取り組むとともに、事業化に向けた企業間マッチングを24件以上図っていくこととしております。

海外の技術や人材の活用につきましては、今後とも、産学官で意見交換をする中で、具体的な成果に結びつく可能性があるものについては、必要な取組を検討してまいりたいと考えております。

○議長(溝口芙美雄君) 山本啓介議員—21番。

○21番(山本啓介君) 海洋エネルギーについての外国との絡みは今ご説明がありました、それ以外については外国という視点についてのご答弁が少し弱かったように思います。再度質問をしたいと思うんですけども。

今、部長からご説明いただいた内容を、先ほどのさまざまな取組の誘致、人材誘致、企業育成、連携の中で、人材育成、人材誘致につながるものであろうかと思いますが、そういったことも書き込んだ事業計画、5カ年計画や3カ年計画、中・長期の計画があろうかと思いますが、そういったものも年内中に示されるのか。外国人の関係、AIやIoTの部分についての質問と併せて、ご答弁をお願いしたいと思います。

○議長(溝口芙美雄君) 産業労働部長。

○産業労働部長(平田修三君) 外国の技術や人材の活用ということにつきましては、なかなか一般論で語る事が難しい問題でございます。具体的な情報の収集、あるいは企業、こちらの

事業者側の意見交換の中で、どのような可能性があるのかというようなことを十分に把握しながら検討する必要があると思いますので、現段階で、そのような点について先ほどのロードマップの中に盛り込む、盛り込まないということについて申し上げるのは、なかなか難しい状況にあるということでございます。

○議長(溝口芙美雄君) 山本啓介議員—21番。

○21番(山本啓介君) ちょっと角度を変えてみます。

例えば、国においてはさらなる展開を見せている外国人技能実習制度であります、本県においても、その後の展開について新規の事業が提案されているところであります。先ほどの大場議員とのやりとりでも明らかになりました。

そもそもこの制度は、我が国が先進国としての役割として、発展途上にある国々に経済を担う人材を育成するために、3年間にわたり技能や情報、知識を提供することを目的としています。

このことが現場では、マンパワーの補完の効果があるため、制度の活用が、目的を果たしながらも地域の課題を解決する効果をもたらしていますが、本県の課題の本質は解決していないというふうに思います。一時のマンパワーは穴埋めできても、その地域を支える産業や技術の担い手、継承者は育っていないのであります。いかがお考えでしょうか。

○議長(溝口芙美雄君) 産業労働部政策監。

○産業労働部政策監(下田芳之君) 議員ご指摘のとおり、技能実習制度につきましては、人材育成を通じた開発途上地域等への技能、技術、知識の移転による国際協力を推進することが目的でございます、労働力の需給調整の手段として行われてはならないと法律で規定されてお

ります。

そのため、在留期間は最長でも5年であり、対象となる職種や作業についても限定されております。

県内の実習生数は年々増加しておりますけれども、技能や技術の継承対策として位置づけられるものではないと考えております。

○議長(溝口芙美雄君) 山本啓介議員—21番。

○21番(山本啓介君) まさしくそのような制度であります。

本県には、年間100人に及ぶインド人留学生が、日本語を学ぶために訪れています。これからもそれ以上の数字が常態化するような予定も伺っております。

彼らの中には、ITなどのテクノロジーの分野にたけた人材が多く含まれています。彼らの意思は明白であります。日本で仕事をし、暮らしたいがために日本にやって来ていると。なぜならば、日本語を学んで、そして学ぶためにやって来ているからであります。そして彼らは、長崎県で日本語を学び、残念ながら、その多くが県外へと羽ばたいていきます。

外国人技能実習制度を考える時、もちろん目的は違うわけではありますが、先ほど、部長とのやりとりの中で外国に対する視点という部分がなかなか説明が果たされませんでした。このような十分なスキルを持った人材が日本語を学ぶために長崎県に来ている、この本県で起きている現実を考えていただきたいと思っております。

知事のご認識を伺います。

○議長(溝口芙美雄君) 知事。

○知事(中村法道君) 専門的な知識や技能を持つ外国人留学生が県内企業に就職をして活躍をしてもらおうということは、本県にとっても大変有益なことであると考えております。

このため県内の大学、産業界、県、関係市町が一体となって設置いたしました「長崎留学生支援センター」を中心に、外国人留学生の就職支援に力を注いでいるところであり、人材の積極的な活用を促進していきたいと考えております。

また、今後、次世代情報産業クラスター協議会等を通して、企業や大学等のご意見を広くお聞きをし、交流やマッチング等について前向きなご意見等があれば、そうした機会も設けていきたいと考えているところであります。

○議長(溝口芙美雄君) 山本啓介議員—21番。

○21番(山本啓介君) 2月に伺ったインドのバンガロールでは、15社に及ぶ中小企業が一堂に会して、ITミーティングを開催していただきました。彼らは、大企業を支える会社ばかりであり、アイデアを商品化したい、外国で事業を展開したいという意欲に燃えていました。

今回の予算にもあるスタートアップオフィスの取組について、外国の視点はないのか、お尋ねをいたします。

○議長(溝口芙美雄君) 産業労働部長。

○産業労働部長(平田修三君) このたび整備を検討しております拠点につきましては、県の内外から有望なビジネスモデルを持った人材が集まって交流が進み、革新的なサービスを創出することを期待しているところでございます。そのために、事務の代行や専門家の派遣など、それぞれ事業に専念できる支援制度も用意したいと考えているところでございます。

特に、外国を念頭に置いた取組ということについて予定、考えているところではございませんけれども、先ほど申し上げましたような本拠点の趣旨に沿うものにつきましては、国の内外からを問わず積極的に活用していただきたいと

いうふうを考えております。

○議長(溝口芙美雄君) 山本啓介議員—21番。

○21番(山本啓介君) やりとりをすればするほど、質問の内容に対する答弁が、例えば留学生の話であれば、既存の留学生に対する取組で対応してまいりますとか、スタートアップオフィスについても、外国の視点はないのかと言えば、問われれば対応しますとか、クラスター協議会の中に対しても、そういう申し出があれば対応しますとかですね。

やはりロードマップを作成していく過程であろうかと思いますが、今の時点で、既存のそういった事業や取組というものも大きく巻き込んで、本県の次なる産業をつくっていくんだという姿勢が少し欠けているような気がします。

留学生についても活用できるもの、スキルを持った人間が来ているわけです。そしてスタートアップオフィスについても、そういうことをしたいという方々が、もう何人もいらっしゃるんですよ。そういうところを把握されている部分もあろうかと思いますが。それを既存の事業になぞらえて対応していくということだけでは、スピードというものはないのかなというふうに感じます。

インドのバンガロールは、アメリカのテクノロジーの集積地になぞらえて、インドのシリコンバレーと呼ばれています。そのインドの地から、テクノロジーのスキルを持った留学生が、日本に住みたいと日本語を学ぶために長崎県にやって来ている。バンガロールにおける情報通信産業の中小企業が長崎県に興味を示している。

先日来県された在大阪インド総領事のお話では、情報通信産業人材の多くは、家族での時間にこだわりを持っているため、家族での移住を望んでいるとのことでした。そのために必要な

空間についてもご教示をいただいたところであり、知事とともに、その内容を拝聴したところでもあります。これらについて、今すぐどうという答えを求めるつもりではありませんが、この項目の最後の質問としてお尋ねをします。

③理想の姿とは。

知事が描く新産業に取り組む本県の姿について、理想の姿をお尋ねしたいと思います。このゴールはいつなのかをお示しいただきたいと思っています。

○議長(溝口芙美雄君) 知事。

○知事(中村法道君) 先ほど、ロードマップを策定していくと申し上げましたけれども、これからの次の県内経済を担える産業として、産学官、どういった構想をもって人材育成の面、活用の面を含めて取り組んでいくのかというのをこれからつくっていくわけでありますので、もちろん国内、県内にそういった人材があれば、そういった方々をまず活用をさせていただき、なければ育てていく、それでも難しい、あるいはもっと海外の人材を活用した方が有益であるということであれば、そういう内容をロードマップの中に盛り込んでいかなければいけない。

今の段階で、そういった人材を活用して、こういう分野を目指していきますよというところまで具体的な構想としてできあがっていないところでもありますので、なかなか一般論としてお答えするのは難しいというのは、産業労働部長がお答えしたとおりであります。

当然ながら、これからのロードマップを策定する際には、そういった有効な人材があるというのは視野に入っておりますので、そういった活用が有益であれば、そういった内容も盛り込んでいかなければいけないと考えているところでもあります。

それから、今のお尋ねでございますけれども、先ほど申し上げましたように、造船業に次ぐ基幹産業となり得る産業の創出については、いつまでに何をめざすかについては、これから関係者間で十分協議してまいりたいと考えております。

産学官の総力を結集して、県内企業における高度専門人材の育成、しっかりとしたサプライチェーンの構築を図り、事業の拡大、あるいは付加価値向上を支援することによって、業界の規模拡大を目指してまいりたいと考えております。

その結果として、県内に新たな基幹産業の拠点形成され、良質な雇用の場が拡大し、地域の経済を支える大きな柱へと成長していくことを目指してまいりたいと考えているところであります。

こうした一つの大きな産業を育ててまいりますためには、5年後、10年後といった中・長期的な観点から施策を進めていく必要もあると考えているところであり、できるだけ早期に具体的な成果が発現できるように、全力を注いでいきたいと考えております。

○議長(溝口芙美雄君) 山本啓介議員—21番。

○21番(山本啓介君) 知事より、決意も含めて取組のあらかたをご説明いただきました。

ただ、先ほど冒頭におっしゃった、これからであるというスタンスは理解しても、そのための準備をされているかどうかのことを私は問うているわけであります。

特に外国人の視点については、部長からは詳しく説明は、海洋エネルギー以外がありませんでした。もし今の段階で、こういった外国や県外のさまざまな情報や取組について、調査や研修や研究をなさっていらっしゃるのであれば、

ご答弁をいただきたいというふうに考えておりますが、少し時間がございませんので、また別の日に譲っていききたいというふうに思います。次の項目に入ります。

2、下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法について。

(1) 法律についての認識と取り組み状況について。

①法の成り立ちと周知について。

現在のし尿等の一般廃棄物の適正処理体制は、明治33年制定の「汚物掃除法」から始まり、「清掃法」を経て、昭和45年に制定された「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、いわゆる廃掃法に基づいた、市町と一般廃棄物処理業者の協力、協働の成果だと認識をしております。

昭和50年に制定された「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」、いわゆる合特法は、下水道の整備等により著しい影響を受けるし尿汲み取り等、既存の一般廃棄物処理業者における業務の安定の保持と廃棄物の適正な処理の確保を図ることを目的として定められていますが、市町においては、単に適正処理ができれば問題ないとの考えで経済性を優先するあまり、合特法の趣旨そのものに対する理解と対応が不十分な職員が見受けられると聞いています。

地域の一般廃棄物処理業者からは、下水道の普及と人口減少により、し尿等の収集量が年々減少してきており、今後、仕事量の減少がさらに加速化するおそれがある。業務の効率化、コスト削減に最大限の努力を図っているが、業務の維持、継続は困難を極めているとの意見が寄せられています。

一般廃棄物の処理責任が市町にあることは十分理解をするところでございますが、県として

も、合特法の趣旨を市町に対し周知、助言すべき立場にあると認識しています。

法の成り立ち等について、どのように認識し周知しているのか、現状をお伺いします。

○議長(溝口芙美雄君) 環境部長。

○環境部長(宮崎浩善君) 市町の保有事務であります一般廃棄物の処理につきましては、市町と一般廃棄物処理業者により適正に行われてきたところでございます。

県におきましては、下水道の整備等による影響を緩和し、し尿処理業等の業務の安定の保持と廃棄物の適正な処理を目的といたします、いわゆる合特法につきまして、その趣旨や合理化事業計画の策定の必要性等を、毎年開催しております「市町廃棄物担当課長会議」におきまして周知をしているところでございます。

今年度も4月に実施したところでございますけれども、今後もあらゆる機会を捉え、周知することとしたいと考えております。

○議長(溝口芙美雄君) 山本啓介議員—21番。

○21番(山本啓介君) まさしく法の中身に照らされたとおり、これは我が国において衛生の向上等々、また生活水準の向上等々において取り組んできた歴史の中にある法律であろうというふうに理解をします。その取組は、一般廃棄物処理等の業者の方々と行政が、その地域にどのような形で衛生的な空間をつくっていくか、その取組の歩みであろうというふうに理解をします。

②県の汚水処理構想について。

県の汚水処理構想は、いつまでの計画で、どのような目標値があるのかを教えてくださいと思います。

また、市町計画と県計画との位置づけについても、併せてご答弁を賜りたいと思います。

○議長(溝口芙美雄君) 環境部長。

○環境部長(宮崎浩善君) 平成29年3月に策定いたしました「長崎県汚水処理構想」は、県全域を対象として、中・長期的な汚水処理の整備方針を示したものであり、県の汚水処理人口普及率を平成38年度で90.2%とする目標を設定しております。

この構想は、早期に汚水処理施設の整備を促進するため、市町に対しまして従来計画の見直しを促し、例えば下水道地区を浄化槽地区に変更するなど、今後の高齢化の進行や人口減少に対応できるアクションプランというものを市町に策定していただき、それを集約したものでございます。

県汚水処理構想に掲げます目標を達成するためには、市町のアクションプランの確実な実施が必要であることから、県といたしましては、進捗状況を把握するとともに、必要な支援、助言を行ってまいります。

○議長(溝口芙美雄君) 山本啓介議員—21番。

○21番(山本啓介君) 平成29年3月に作成をしているということで、平成38年度で90.2%とする目標を設定しているという説明でした。

これは当然それぞれの市町における数値を掲げた目標や取組を集計して県の目標としているのであろうかと思いますが、しかしながら、その過程においては当然県のそれぞれの市町に対する介入や関与、取組の指導等々が果たされたということで理解をいたします。

③市町が策定する合理化事業計画に対する県の対応について、ご説明を求めます。

○議長(溝口芙美雄君) 環境部長。

○環境部長(宮崎浩善君) 下水道の供用により、一般廃棄物処理業者は少なからず影響を受けることになるため、市町におきましては、下水道

のアクションプランを踏まえた事業実施計画や、地域の実情を勘案し、合特法に基づく合理化事業計画の策定を含め、適切な対応が求められることとなります。

県といたしましては、一般廃棄物の適正処理を図るため、必要な助言を行ってまいります。

○議長(溝口芙美雄君) 山本啓介議員—21番。

○21番(山本啓介君) 県は、汚水処理構想に基づいて下水道の普及を推進していくと。そして、し尿処理量等が減少することで一般廃棄物処理業者の仕事量は減少している。厳しい経営状況に陥ることが考えられると。そういった中で、今後、市町が策定する合理化事業計画について、県は、一般廃棄物の適正処理を図るために必要な助言を行ってまいりますというようなご答弁であったと思います。

ちょっと角度を変えまして、④観光地における汚水処理対策について、お尋ねします。

今後、例えば長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産等、県内で11資産が世界遺産へ登録され、今後はこれらの取組を、ほかにも多くの交流人口の増の取組において、県は観光客の誘致を推進していく立場にあると考えられます。

観光地における汚水処理対策について、どのように考えているのかをご説明いただきたいと思います。

○議長(溝口芙美雄君) 環境部長。

○環境部長(宮崎浩善君) 世界遺産候補の関連遺産を含む観光地を多く有します離島・半島地域におきまして、汚水処理人口普及率が低迷していることから、県といたしましては、これまでも関係市町へ直接お伺いしまして、浄化槽等の汚水処理整備の促進を求めてきたところでございます。

しかしながら、個人主体では浄化槽の整備は

なかなか進まない状況にあるため、特に、整備が急がれます離島・半島地域の観光地につきましては、市町が事業主体となって整備をいたします市町村設置型浄化槽の導入が効果的であるというふうに考えております。

県といたしましては、市町に対し引き続き市町村設置型浄化槽の導入を求めるとともに、その整備につきましては、地元住民の理解が不可欠でありますので、市町と連携して、汚水処理の必要性についての啓発も行ってまいりたいと考えております。

○議長(溝口芙美雄君) 山本啓介議員—21番。

○21番(山本啓介君) ありがとうございます。この質問、やりとりの中において、ややもすると一義的には市町が行うことだからということで、県が少し距離を置いて、それらの取組について目標値の取りまとめ、それら計画の取りまとめだけをしているのかなというような、少し懐疑的な思いで勉強させていただきました。

しかし、その取組はまさしく、県が一定のリーダーシップを発揮し、市町にその取組を促し、そしてそれらの計画をまとめているということが明らかになりました。

さらには、最後の今の答弁においては、まさしく県として、この環境についてどうやった、どういう方法、どういう方向性を持っているかということについてもお示しいただきました。

しかし、しかしですよ、部長、そのリーダーシップが果たして、それぞれの自治体や行政、そして事業者にまでしっかりと行き届いているかどうか。

例えば、合特法の趣旨については、毎年説明を行っているというご答弁がありました。さらには、それぞれのアクションプランの作成や数値の内容についても市は関与しているが、県が

関与してきたとおっしゃっていました。

しかし、そういった取組をしているにも関わらず、昨年も要望書の提出があった。市町担当者の理解不足や、地域の処理業者の状況を把握していないからではないでしょうか。周知について、県がリーダーシップをとって進めるべきではないでしょうか。改めて質問をしたいと思えます。

併せて、同じ質問ですけれども、市町の担当者のみならず、事業者に対しても、この法の趣旨、または取組のあり方、そして県が進むべき内容、こういったところについても地域によっては、事業者によっては温度差があるのかもしれない。その部分についての調整を県がリーダーシップを発揮すべきではないかと、そういう質問でございます。お願いします。

○議長(溝口芙美雄君) 環境部長。

○環境部長(宮崎浩善君) 各市町におけます合特法への対応につきましては、処理業者が受ける影響を緩和する対策を実施、または検討中が8市町、採算性の劣る地区での委託による収集が5市町、許可業者の地区割当てによる収集が14市町であり、下水道等の影響が考えられます19市町全てにおいて、程度の差はあるものの措置されているところでございます。

県といたしましては、市町を含め事業者に対しましても法の趣旨を説明するとともに、必要な助言を行ってまいりたいと考えております。

○議長(溝口芙美雄君) 山本啓介議員—21番。

○21番(山本啓介君) 一定、この整備の取組が一律で、どこも同じような整備であるわけではないので、それぞれの自治体においては事情や都合もあろうかと思えます。そして、それらをしっかり聞き取りをし、まとめ、そして県として、あるべき姿を県民の生活の中にどのよう

に届けていくのか、その立場を取り組むにも非常に厳しい、難しい場面があるかと思えます。

しかし、市や町の中において、事業者とともに行政がこれまで歩んできたわけですけれども、これからどうするか、その部分については、その地域内だけでは解決しない事柄がたくさんあるわけですので、ぜひとも県の強いリーダーシップを期待を申し上げて、この質問については終わりたいと思えます。

3、教員の職場環境について。

しっかり20分残りしましたので、じっくりと教育について質問をさせていただきたいというふうに思います。

「我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。ここに、我々は、日本国憲法の精神にのっとり、我が国の未来を切り拓く教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定する」

教育基本法の前文であります。

そして、その第1条には、教育の目的が記されており、「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない」というふうにあります。

明日の我が国を担う人材の原点は、まさに教育にあるわけであります。その尊い責務を担う教職員の職場における問題は、すぐに対策し対

応しなければならない。なぜならば、国家の存亡に関わる重大な問題であるというふうに理解できるからであります。

何が問題なのか。私が聞くところによると、時間、仕事量についての問題と、精神面での問題の2つがあるように思えます。

忙しすぎる。教えることが増えた。特色ある学校づくりが求められている。事務作業やアンケートが多い。地域の行事にも積極的に参加しなくては評価に関わるかもしれない。調べものをしようにも情報機器の制限がある。昼休みに会議が入る。部活動は生徒の熱意に応えたい。結果を出すためには休めない。結果を出したい。保護者の対応に迫られる。PTAの作業がある。教材研究ができない。家族との時間がない。教員は何を言われても誰も守ってくれない。この仕事に自信が持てなくなった。そして、辞めたい。いろんな方の声を伺いました。

国は、教員の危機的状況を正面に捉え、教職員の働き方改革を掲げました。

本県も、平成29年5月、「第1回超勤改善等対策会議」を開催。今年2月の第3回の取りまとめでは、時間外勤務80時間超えの教職員を5年間でゼロにする。その方法は、定時退校日の設定、部活動休養日の設定、家庭の日の設定、また、タイムカード、ICカードの導入、日課、通知表などの内容の見直し、校務の合理化などを検討するとあります。

これらの取組については、昨日の坂本 浩議員、さらにはその前に橋村議員からも関連の質問があって、具体的な内容について答弁を伺っていますので重複は避けますが、7時間45分の勤務の教員が、デスクワークや部活動などで週20時間の時間外勤務をした時に月80時間超え、これは厚生労働省が示す過労死などの際にひか

れる時間設定であると聞いています。

時間外勤務は80時間以上のみが対象でしょうか。常態化しているオーバーワークを考えると問題視するのであれば、70時間も60時間も軽くないと考えますが、調査の実態をまず伺いたいと思います。

○議長(溝口芙美雄君) 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長(池松誠二君) まず、超過勤務についての認識でありますけれども、超過勤務の増加は、教職員の心身の健康等に害を及ぼすリスクを高めることから、県内全ての公立学校において、管理職員が所属職員の勤務時間を的確に把握するとともに、個々の状況に応じて適切な指導・助言や業務改善等を行うよう、県教育委員会としても指導をしているところでございます。

時間の把握の考え方なんですけれど、このようなことから各学校では、1カ月の超過勤務時間が80時間以下の教職員に対しても、教職員一人ひとりに応じた対応が行われているものと認識をしております。

そのうえで県教育委員会といたしましては、各学校及び県全体の超過勤務の状況を分析し、本県の実情に応じた対策を進めるために、一定の超過勤務時間を定め、その実態を把握しているところであります。

超過勤務が教職員に与える影響は、教職員一人ひとりで異なるものであり、引き続き、その多寡によるばかりでなく、業務負担等も含め、個々の状況に即した対応の充実に努めるよう指導してまいりたいと考えております。

○議長(溝口芙美雄君) 山本啓介議員—21番。

○21番(山本啓介君) 教育委員会教育長の、文部科学省からくる、そして本県に教育についての超過勤務についての考え方、その調査の仕

方についてはご説明を理解いたしました。

昨日、坂本 浩議員とのやりとりでは、45時間という数字も示されてやりとりがされたと思います。

一定の時間を定めという、その一定の時間が80時間ということなんでしょうか。

厚生労働省の説明によれば、私が聞くところによると、この80時間は過労死に及ぶ時の数字と言っていると。一定の時間が80時間の設定であれば、生きるか死ぬか、そここのところのラインを引いて調査をし、それが5年間でゼロになれば、まずはいいでしょうと、そういうふうな説明に聞こえるんですが、そうであるならば、いささか現場の緊迫感からは乖離をして、スピードがないような、そういう取組に思えるんですが、いかがでしょうか。

○議長(溝口芙美雄君) 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長(池松誠二君) 先ほど、前提としての答弁で申し上げたとおり管理職員は、それぞれの職員の勤務実態、勤務時間を把握する法的責任がございます。そういった意味で、それぞれの学校において勤務時間の把握を管理職員は行っていると。

それで、我々が、統計上といいますか、先ほど言った県全体の方針を示すうえで一定の目安として、まず80時間をゼロにするという目標を立てたと。それはなぜかという、議員ご指摘のとおり、厚生労働省も示すような「過労死ライン」であると。過労死ラインを超えるような実態は、現実としてありますけれども、そこをまずゼロにする。

それと、勤務実態、超過勤務がゼロになるということは、現実的には非常に難しい話でありますし、そういう人員配置を、繁忙期とかに備えてしているわけではありませんので、我々と

しては、先ほど申し上げたとおり、勤務実態の時間の多寡よりも、その内容によって影響があるものと考えております。

例えば、50時間が何カ月も続くということになれば、そこは蓄積された心身との疲労が出てくるものと思います。ですから、時間の多寡よりも、それぞれの個人の状況をしっかり管理職が把握して対応しているという前提の中で、県全体の対応策を考える時に、一定のラインとして厚生労働省が示している80時間を目安として統計をとっているということでございます。

○議長(溝口芙美雄君) 山本啓介議員—21番。

○21番(山本啓介君) 教育委員会教育長の説明は大変わかりやすいし、理解できるんですよ。だから、それではだめなんじゃないですかという提案を私は今しているんです。

国が緊急対策として取り組んでいる、教職員の職場の環境を改善しようと、その内容のまず大きなものは時間外勤務だと。80時間、厚生労働省が過労死するであろうというのが80時間ですよ。

それぞれの学校や地域において管理する立場の方が、80時間以下の時間についても把握をし指導していると、それはわかります。

しかし、国が緊急性をもってやっていることを、県が県下全域に号令をかけて緊急性をもって対策をしようとする話の時に、80時間だけをラインを引いて、それ以下については、それぞれの責任者がやっているからというものであってはならないと私は思うんです。教職員全体を一律にものごとを考えてはだめだと思ふし、本県は地形的にも離島や半島を多く有するので特異な地形を持っている。それぞれの地域、それぞれの学校にはそれぞれの事情や都合もあろうかと思ふし、それぞれの環境もあろうかと思ふ

んです。その時に、80時間以上か以下だけを統計としている。

だったら、逆に聞きますけれども、80時間以下について把握をしているのは学校だけですか。教育庁もしっかりと把握をされているんですか。その人数について、ボリュームについて。

○議長(溝口芙美雄君) 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長(池松誠二君) 県立学校については把握しておりますけれども、市町村教委に対して報告を求めているのは、先ほど申し上げたとおり80時間、100時間ですから、それぞれ市町村教委においては、時間数については把握をしていることと思っております。

○議長(溝口芙美雄君) 山本啓介議員—21番。

○21番(山本啓介君) また、その答弁になるわけですよね。国全体が緊急性をもってやるということは、本県においてもやはり県民一人ひとりに対して、その環境の厳しさをお伝えして、まさしく教育長がオピニオンリーダーとなって、社会に問題提起をしなきゃいけない取組じゃないかなと。

そうもならなければ、次からくるコミュニティスクールの取組だって、地域の方々にそういう教職員の厳しい状況というのはなかなか理解されないと思います。

把握をしていないのであれば、把握をすべきだと思いますし、県が、県下に対して、教職員の今の職場の状況は厳しいと、80時間以上もこうであるけれども、その以下、60時間、70時間についても、これだけのボリュームがあると、そういうことを十分理解し、認識したうえで議論をすべきであるというふうに思いますが、いかがですか。

待ってください。恐らく同じ答弁が返ってくるんだろうというふうに思います。

同じ関連でございますので、次にいきたいと思えます。

これまではまさしく業の削減ですね。次に、精神面での負担について、お尋ねをします。

古くから地域コミュニティには、人生の生き方や社会の常識、協調性などを育む機会があふれています。お祭りやイベント、公民館の活動などがそれに当たりますが、その際、人として必要なことを若年層に示す役割が、年長者や長老のような方、または、お寺や神社の方々であったと記憶します。当然それは教員も含まれていましたが、現代社会においては、社会に規範を示す役割がコミュニティにおいては教員だけとなり、しかも、多様な問題が教員に対してのみ向けられているような気がします。

それらの状況を解決していくことの方法に当たる、期待を寄せているのがコミュニティスクール制度であります。私が示す精神面での負担減につながるものであるのか、教育委員会教育長にお尋ねします。

○議長(溝口芙美雄君) 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長(池松誠二君) まず、県教委のスタンスについて、ご説明を申し上げないと、その先の答弁がうまくいかないと思いますので。

何度も申し上げますとおり、80時間というのは一定の統計上の目安でありまして、議員ご指摘のように、県教委として60時間、70時間を可としているわけではございません。

それと、文部科学省の緊急対策を示しました。それについて、80時間をゼロにするための対策ということではないと思います。

先ほどのご質問にあるように、学校に対して、学校教育に対して、今まで地域、家庭が担ってきたものも期待をされている。そういうことに

よって教員の、今ご指摘のような心理的負担も含めて勤務状態が過重になっていると、そこを解決しなければいけないという認識であります。それは文部科学省も県教委も市教委も同一であります。

ですから、我々が80時間を統計にとっているから、60時間、70時間を可としているわけでもないし、文部科学省の緊急対策を、県教委として市教委として取り組む必要がないというふうに考えているわけではないということについてはご理解をいただきたいと思います。

それで、今ご指摘があったようにコミュニティスクール、これはまさに、学校運営協議会というのを設置いたしまして、地域の方々に入っていて、保護者や地域住民が協議会委員として学校運営や学校の課題解決等に対して主体的、客観的に関わる制度であります。

そして、広く保護者や地域住民が学校運営等に参画することにより、児童・生徒への教育に対する保護者や地域住民の当事者意識を高め、それぞれがその役割を応分に担う社会総がかりの教育を実現しようとするものであります。

そういったことによって、教育課題の学校への集中、先生方が背負っておられる負担が、地域住民、家庭が自覚することによって、その負担は軽くなるものというふうに考えております。

○議長(溝口芙美雄君) 山本啓介議員—21番。

○21番(山本啓介君) まさしく教育委員会教育長がおっしゃった80時間に関係する答弁については、その部分について60時間、70時間を無視しているというような指摘をしたつもりもありませんし、そういった質問はしておりませんし、あえてそういう答弁をされたのは、我々も同じ考えをしているということをご説明いただいたというふうに理解をしたいと思います。

そのうえで、しかしながら、県の取組自体が県民に対する情報、啓発、発信になるのかというふうに思いますので、ぜひとも時間の取扱いについては、80時間だけが歩くことのないように取り組んでいただきたいと、情報発信にも丁寧な努めていただきたいというふうに思います。

そして最後に、教員が抱える課題や悩みが地域コミュニティなどだけで解決できるのか、少し疑問を持ちます。それよりも、それらの内なる課題や問題をテーブルの上に載せることができるのか、地域や保護者や学校の立ち位置など、関係性が近いカテゴリーの中において議論できない案件もあろうかと思えます。

そのようなことも含め、客観的な立場として県が定期的に地域に入り、また、現場の教員との面談などを行うなどの取組を活性化させる必要があるかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長(溝口芙美雄君) 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長(池松誠二君) 先ほどご指摘があった広報、県民の理解を得ることについては、例えば、部活動の休養日について、マスクが大きく取り上げましたけれども、あれも保護者の方々の理解がないと進まないと思えますし、時間数だけではなくて、何度も申し上げたとおり、いろんな緊急対策の中で、例えば登下校の見回りは、学校がやる業務ではないというふうに中教審は打ち出しております。そういうことについて、今までの学校文化、教育文化を変えていく必要がありますので、議員ご指摘のとおり、我々としても、県民の方々の理解を得るために広報に力を入れていきたいと思えます。

それと、今ご質問があった、いわゆる県教委の地域への入り方ですけれども、教職員が抱える課題については、県が主催する指導主事研修

会や、県・市町学校教育課長等会議の中で十分情報交換をしております。

また、教職員個々の課題については、県教委の職員が直接学校を訪問する中で、授業参観や校長等の面談により把握し、市町教育委員会と情報を共有しているところであります。

把握した課題を解決するために、市町教育委員会に対し、必要に応じた指導や支援を行っております。今後も、学校訪問等によって教職員の課題解決に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。

○議長(溝口芙美雄君) 山本啓介議員—21番。

○21番(山本啓介君) やりとりで、まさしく社会に対して、この教職員の厳しい環境についてもしっかりと発信をしていって、社会全体が、そしてそれぞれの地域においては地域全体が役割を持って、責任を持って子どもたちの健全育成に関わっていくと、そういう体制づくりこそが、時間の縮減であったり、または教員たちの精神面での負担軽減であったりと、そういったものにつながるということは理解できました。

しかし、それは、やはり状況を把握する取組というのは、県立のみにとどまらず、県下の教育全般に関わることであろうかと思っておりますので、しっかりと長崎県の教育の責任者として状況把握をし、そして、社会へそういった内容についての発信をしていただきたいというふうに思います。

先般、ニュースで、これは時間や仕事の量の削減につながるということでしょう。香川県においては、教材研究を支援ということで教員向けサイトを導入し、県教委が教員らの研修をインターネット上で支援する専門サイトを導入したというようなニュースもございました。

子どもたちのことをまず真ん中に置いて、新

たな取組が正しいかどうかを判断したならば、どんどん、新しい取組を取り入れていただきたいというふうに、積極的な取組を最後に要望を申し上げたいというふうに思います。

残りが2分でございます。

冒頭、壱岐市の三島の人口や世帯数についてふれさせていただきました。この島は、大島という大きな島に本校があり、それぞれに分校がありましたが、今、それぞれは閉校し、大島の本校のみとなっています。

そして、原発の30キロ圏内に含まれる二次離島であるがために、思い出の校舎や講堂が核シエルターのための役割を果たす、そういう施設に今は変わって利用ができなくなっています。

その一つひとつは、社会全体の流れや、国家としての取組、県としての取組の中で当然措置されてきたわけでございますが、しかしながら、ぜひ知事には、その一つひとつの県民、暮らしている方々に寄り添っていただく、これまでどおりしっかりと、その取組をしていただきたいというふうに思いますが、時間が余ったということではないんですけれども、その部分について、少しご答弁を賜って終わりたいと思います。

○議長(溝口芙美雄君) 知事。

○知事(中村法道君) 私の責務は、県民の皆様方がいかに豊かで、また、生きがいを感じ、地域に誇りを持って暮らしていただくような社会を実現するかということであると考えております。

さまざまな課題は多岐にわたっておりますけれども、まずは、地域住民の皆様方の立場になって考えてみるということが原点になろうかと思っておりますので、引き続き、そうした姿勢で臨んでいきたいと思っております。

○議長(溝口芙美雄君) 山本啓介議員—21番。

○21番(山本啓介君) ありがとうございます。
た。

終わります。(拍手)

○議長(溝口芙美雄君) 午前中の会議はこれにてとどめ、しばらく休憩いたします。

午後、1時30分から再開いたします。

— 午後 零時16分 休憩 —

— 午後 1時30分 再開 —

○副議長(徳永達也君) 会議を再開いたします。

午前中に引き続き、一般質問を行います。

宮本議員—1番。

○1番(宮本法広君)(拍手)〔登壇〕 皆さん、こんにちは。

公明党の宮本法広でございます。

質問に入ります前に、18日、大阪府北部を中心に発生いたしました地震によりまして、お亡くなりになられた方々、そしてまた、被災された皆様方に、心よりお見舞いを申し上げます。

そしてまた、お亡くなりになられた方の中に、登校中でありました9歳の女子児童がいらっしゃいました。私も9歳の子どもがいます。そのことを思うと、胸が張り裂けそうな気持ちでいっぱいです。

この地震による事態を重く見た公明党の井上義久幹事長は、政府に対しまして、通学路の安全を総点検するように要請をいたしました。

これを受けまして、政府は、関係省庁に調査を指示しております。もちろん、ここ長崎県でも、通学路の総点検が行われております。早急な対策づくりになることを強く要望申し上げます。

それでは、質問通告に従いまして、県政推進の一助となることを確信申し上げ、全力で質問をさせていただきます。

1、福祉行政について。

(1) 健康長寿日本一の長崎県づくりについて。

①知事の決意及び目標値を見据えた取組について。

2016年、長崎県の健康寿命は、男性が全国30位、女性が28位であります。3年前の2013年は、男性が全国29位、女性が40位でありました。順位に多少の変動はあるものの、下位であることに変わりはありません。

健康寿命日本一を達成するためには、全市町が一体となり、地域住民を対象とした中・長期的な活動が柱となってまいります。よって、県の本気度が試されます。

まず、開始年度に当たり、この施策に対する知事の固い決意及び目標値を見据えた取組について、お尋ねいたします。

○副議長(徳永達也君) 知事。

○知事(中村法道君)〔登壇〕 宮本議員のご質問にお答えをいたします。

健康長寿日本一に向けて、どのように取り組んでいくのかのお尋ねでございます。

本県は、全国に先んじて高齢化が進んでおり、人生100年時代を迎えようとする中、いかに県民の皆様方に健康で長生きをしていただくかということが極めて重要になってくると考えております。

このため、「健康長寿日本一の長崎県づくり」を旗印に掲げ、県民お一人おひとりが具体的な健康づくりを実践に移していただくことにより、本県の健康増進計画「健康ながさき21」の目標年次であります平成34年を目途に、健康寿命を全国トップ水準の男性73.21歳、女性76.32歳まで延伸することを目指してまいります。

このため、既に高齢者層に対して、就業、社

会参加の促進や介護予防、重度化防止に資する取組をスタートさせるとともに、プロジェクトチームを設置して、地域における健康課題を明らかにし、改善策を検討しているところであります。

さらに、現役世代を含め、県民自ら主体的に健康づくりに取り組む環境づくりを推進するため、市町や関係団体等のトップからなる県民会議等を通して、幅広い分野の方々と目標を共有しながら、県民の皆様健康長寿に向けて実践していただきたいことをわかりやすく周知してまいりたいと考えております。

今後、施策のさらなる検討を進め、県、市町、企業、団体等と一体となった県民運動の展開を図ってまいりたいと考えているところであります。

以後のお尋ねにつきましては、自席からお答えをさせていただきます。

○副議長(徳永達也君) 宮本議員—1番。

○1番(宮本法広君) ただいま、知事より、平成34年(2022年)を目指して取り組んでいくという目標が示されました。男性は73.21歳、そして女性は76.32歳、これは3年ごとに厚生労働省が発表しますから、一番直近では、2016年、長崎県においては、男性が71.83歳、女性が74.71歳、その差は男性でマイナス1.38歳で、女性はマイナス1.61歳であります。この1歳の差が、ハードルが高いのか、低いのか、これは未知の世界であると考えております。次の発表が出るのが2019年でありますから、ここが一つの目安になるかというふうに考えております。

まずは、地域の課題をしっかりと調査、そして分析しながら、県民自らが主体的に健康づくりに取り組んでいくという環境をつくっていくということで一定の理解をさせていただいてお

ります。

いろいろ補正予算のメニューも見させていただきました。個人的には、斬新的なメニューがあったのかということをお聞きしながら質問させていただきます。

県庁発健康づくりの実践(ゼロ予算事業)、これは、県庁ではヘルシー朝食&勉強会と申しますが、第1回が終わったと聞いておりますが、これも第1回で終わることなく、賛否両論あるかと思えますけれども、しっかりと続けていただきたいということを要望させていただきます。

②長崎県立大学との連携体制について。

「(仮称)県民会議」の設置であったり、県民運動をしていくということでもありますけれども、その中におきましては、幅広い分野からの情報収集であったり、情報の共有化、発信、そして分析というサイクルが必要であります。そして、その中には、高度な専門知識も要求されるところであります。

そこで、本県には、長崎県立大学、ここには「看護栄養学部」、そして「人間健康科学研究科」という福祉と健康に貢献できる人材を育成されている大学があります。長崎県が誇る大学があります。このような研究機構を持つ大学と連携をしていく、これは県を挙げて取り組む健康寿命延伸における取組については、非常に重要な取組であると考えておりますが、これについて県の見解を求めます。

○副議長(徳永達也君) 福祉保健部長。

○福祉保健部長(沢水清明君) 長崎県立大学には、現在、「長崎県健康長寿戦略検討プロジェクトチーム」への参画を得ておまして、食や運動などの専門的見地からご意見をいただいているところでございます。

本県では、本土地区と比べて、離島地区の平

均自立期間が短いという傾向にもありますことから、その課題を明らかにし、改善を促していく必要があると考えております。

そのため、分析や実証につきましても、離島地区をフィールドとして、健康に関する研究を実施しておられます長崎県立大学との連携を検討しているところでございます。

○副議長(徳永達也君) 宮本議員一1番。

○1番(宮本法広君) 離島地区と本土地区との健康課題の分析、研究において、県立大学としっかり連携を取っていく、検討中であろうかと思えますけれども、ここはしっかり実施していかれてください。離島地区、そしてまた本土との違いに何があるか、こういったところは非常に大事なところであり、そしてまた、長崎県立大学は若い方々もいらっしゃいますので、若い方の意見もしっかりと聞いていただいて、調査、研究に邁進していかれることを強く望みます。

③健康経営の支援強化。

健康経営については、これまで私自身も、毎議会、取り上げさせていただきました。そして、微力ではありますが、推進をしてきました。

健康経営の取組というものは、働く現役世代の健康管理のみならず、その方々が退職された後の健康維持、そういう観点からも非常に重要な取組であると私は認識をしております。

そこで、本年度におけます健康経営の支援強化について、県の見解を求めます。

○副議長(徳永達也君) 福祉保健部長。

○福祉保健部長(沢水清明君) 平成28年度から、協会けんぽ長崎支部と共同で実施しておりますご指摘の「健康経営宣言事業」、これにつきましては、平成28年度が65社、平成29年度は66社が参加をしていただいております、本年度に

おきましては、現在までに、新たに53社から参加申し込みがあつているところでございます。

平成28年度に参加した事業所のうち、健診の受診率や特定保健指導の利用率など、基準を満たした16社につきましては、「健康経営推進企業」として認定をし、昨年9月に認定証を交付したところであります。

本年度におきましても、その認定に向けて、現在、協会けんぽ長崎支部で評価を進めておりますけれども、認定事業所数は30社程度を見込んでいるところでございます。

本年度は、特に、他の模範となるような優秀事業所に対する表彰制度を新たに設けることで、健康経営に取り組む事業所の増加につなげてまいりたいと考えております。

○副議長(徳永達也君) 宮本議員一1番。

○1番(宮本法広君) 少しずつ進捗状況と申しますか、拡大の見込みはあるのかなというふうには認識をしております。推進企業は、昨年が16社、今年度は30社近くになるという見込みでありますので、倍ぐらいには増えていっているという状況があります。そして、さらに、その中から優秀なところに対して、優秀事業所という形で表彰制度を設けていきますよと。今後、このような方々が中心となって、各企業に対する健康への取組はこのようにやっていくんですよということをもっともっと広げていく、そうすることによって、働く方々の健康維持、そして健康管理、また健診の受診率の上昇、これが出てくるものと思いますから、しっかりと支援のほどをよろしく願いいたします。

④食生活改善推進員(食改さん)の取組について。

働く現場におきましては、先ほど申しましたとおり健康経営の取組を推進していくこと、各

地域、家庭においては、食改さんの活動を推進していくことが健康寿命日本一の長崎県づくりにおいては重要な柱になると考えております。

そこで、今年度からの食改さんの取組について、県の見解を求めます。

○副議長(徳永達也君) 福祉保健部長。

○福祉保健部長(沢水清明君) 食生活改善推進員の皆様には、食を通じた健康づくりを推進するため、平成27年度から3年間、「家庭訪問による食生活改善推進事業」として、家庭等における食生活改善の観点から、塩分の摂り過ぎや野菜摂取などのアドバイスを行っていただいているところでございます。

本年度は、働き世代にも目を向けまして、訪問先に職場を加え、個々人の食生活を「見える化」するための「食の通信簿」というチェック表を用いて、直接改善を促す活動を展開していただくこととしております。

また、食生活改善推進員の皆様が、家庭や職場等を訪問し、県民の食生活改善に向けた地道な活動を促進するという観点で、推進員のスキルアップ研修などの活動支援にも引き続き取り組んでまいりたいと思っております。

○副議長(徳永達也君) 宮本議員一1番。

○1番(宮本法広君) 地道な活動、これこそがまさしく重要になってきます。ですので、今後とも、食改さんにつきましても、しっかりと支援体制を強化していただきたいということを望みます。

⑤介護予防の取り組みについて。

健康長寿日本一を目指すためには、こういった健康づくりだけではなくて、介護予防という観点にも着目する必要があると考えております。その観点において質問をいたします。

現在、公明党では、全議員が企業や地域に入

って、「子育て」、「介護」、「中小企業」、そして「防災・減災」の4分野でアンケートを行う「100万人訪問調査運動」を全国で展開しております。

介護分野のアンケートにおきまして、「介護保険料が高過ぎる」、「介護予防にもっと取り組むべき」などなど、いろんなご意見をいただきました。介護保険料に対する高齢者の負担感を再確認し、そして、介護保険料の上昇を抑える仕組みづくり、この必要性を明確にすることができました。

この介護保険料について、本県を見ても、本年度から引き下げた地域の一つに佐々町があります。主な要因といたしまして、介護予防事業による要介護認定率の低下、多職種連携による地域ケア会議での情報の共有化などが挙げられます。

このような佐々町の介護予防に対する取組というのは非常に重要であり、また、地域ケア会議の実施状況なども重要であります。このような情報を県内各市町にまで、または地域包括支援センター単位で情報共有をすることが必要であると考えますが、見解を求めます。

○副議長(徳永達也君) 福祉保健部長。

○福祉保健部長(沢水清明君) 議員ご案内の佐々町では、高齢者が歩いて通える範囲に通いの場を設けまして、ボランティアによる介護予防体操や趣味活動等、住民主体の活動をきめ細やかに実施するとともに、地域ケア会議においても、多職種の専門的な視点のもとに、高齢者の自立支援や生活支援に向けた検討・実践がなされるなど、他の自治体に先駆けて、介護予防に積極的に取り組まれております。

このような佐々町をはじめとした、介護予防に関する先進的な事例につきましては、これま

で県内市町や地域包括支援センターに対しまして、県が主催する研修会等を通じて情報提供を図ってまいりました。

本年度は、特に、介護予防・重度化防止対策として、研修会、あるいはアドバイザー派遣を充実することで、自立支援型地域ケア会議の運営手法の県内市町への普及や、先進事例のホームページの紹介によりまして、さらなる情報の共有化に努めてまいりたいと考えております。

○副議長(徳永達也君) 宮本議員—1番。

○1番(宮本法広君) 今までも行っていらっしゃったかもしれませんが、もうちょっとより細かい単位で、そして自立支援型というのを強調されて、対策を講じられることを強く要望いたします。

この健康寿命の取組につきましては、私もライフワークとしてしっかりと日頃から取り組んでおり、今後もしっかりと着目し、注視してまいります。

次の質問に移ります。

(2) てんかん診療の体制整備について。

①てんかん地域診療連携体制整備事業について。

てんかんという疾患の患者は、全国に約100万人いらっしゃるといふふうにあります。そして、てんかん発作が主症状でありまして、慢性の脳疾患の一つであります。人口比率、そして、年齢別有病率で算出すると、県内には約1万人の患者さんがいらっしゃると推測されています。

主な治療法は薬物療法、約70%の患者さんは適切な薬物療法で発作を抑えることができるんですけども、残りの30%は難治性、薬剤抵抗性のてんかんと言われており、てんかん外科治療の必要性が考慮されているわけでありまして。

しかしながら、てんかんの専門医は、患者数に対して不足している現状があります。実際には、適切な治療が提供されているかどうかは不透明であります。

この現状をカバーするためには、地域のかかりつけ医との連携体制、そして福祉教育、そして就労など、行政などの多機関による連携が重要になってまいります。

長崎県内を見てもみますと、大村市にあります「独立行政法人国立病院機構長崎医療センター」に「てんかんセンター」がありますが、ここを中心に複数の医療機関と協力をしながら、「長崎てんかんグループ」を形成され、約20年間治療に取り組まれております。

また、同センターでは、てんかんの外科治療も積極的に精力的に行われています。過去5年の年間手術数は50～80件でありまして、これは西日本一有数の施設であります。

しかしながら、半数以上は県外の患者さんに対して行われているという状況であり、県内の患者さんが十分に恩恵を受けられていないという状況にあります。

このような地域医療現場での課題を解決すべく、厚生労働省は、「てんかん地域診療連携体制整備事業」という実施計画を発布しております。

業務内容につきましては割愛をさせていただきますけれども、この事業に長崎県として参画することによって、これまで不可能であった包括的なてんかんの治療支援が可能なレベルにまで引き上げることができます。そして、てんかんに罹患する患者さんの健康と平和な暮らしに寄与できる長崎県の形成を実現することができます。

この本事業における県の見解を求めます。

○副議長（徳永達也君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（沢水清明君） てんかん診療につきましても、精神科、神経内科、脳神経外科、小児科など、さまざまな診療科が関わっていることから、てんかん患者が地域の専門医療に必ずしも結びついていないということなどが全国的に指摘をされておりまして、県内のてんかんの専門医からも、本県も同様の状況である旨のご意見は伺っているところでございます。

このようなことから、県といたしましては、てんかん診療を均てん化するとともに、患者や家族が適切な支援を受けることができるよう、医療、保健、福祉、教育、行政など、多職種による連携体制を構築することや、てんかんに関する正しい知識を普及することが必要であると認識をしております。

この連携体制の構築に当たっては、医療をはじめ、精神保健、福祉など、各分野の方々にご理解とご協力をいただくことが重要でありまして、今後、てんかん診療体制の整備に向けまして、県、精神保健福祉審議会等で議論を進めながら、お尋ねがありました「てんかん地域診療連携体制整備事業」の活用も含めて検討をしてみたいと考えております。

○副議長（徳永達也君） 宮本議員一1番。

○1番（宮本法広君） てんかんという疾患は、認知症であったり、脳卒中とほぼ同程度数の患者さんがいらっしゃるという推測がされています。しかしながら、医療福祉の恩恵が少ないという疾患分野であります。

また、てんかんという疾患は、小児の方、そしてまた、生産年齢人口の方々が非常に多いという特徴があるわけです。だから、障害福祉医療の支援が、今から、そして、まだまだ必要なわけです。この体制が長崎県に構築され

ることによって、今まで、ほかの治療はないかと悩まれている方々の光になるわけです。

先ほども部長説明にありましたとおり、確かに議論を進めながらやっていくという姿勢もあるかと思いますが、西日本有数のこういったしっかりとした医療機関もあります。ほかの医療機関との連携もしっかり取りながら、早急な体制整備を望むところであります。

再度、見解をお尋ねいたします。

○副議長（徳永達也君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（沢水清明君） 確かに、体制整備ですね。今は個人ベースでの活動ということで、てんかんセンターを中心にこの活動をされておるといってお聞きしております。

ただ、一方で診療体制の整備に向けましては、一定の手續というものを踏むことも大事でありますので、そういう一定の手續を踏んで、議論を詰めて、この国の事業の活用を考えることも含めて、今後、その対応を考えていきたいと考えております。

○副議長（徳永達也君） 宮本議員一1番。

○1番（宮本法広君） 私としましては、行政としては、そういった行程が必要なのだろうということはわかるのですが、患者さんのことを思えば、私も現場で20年間働いていた者として、これは非常に緊急性が高い、そしてまた重要性も、必要性も高い事業であります。そういった観点におきましては、早急な、ここに至るまでの取組を行政として関係機関を交えて早急に、できるだけ早期にこの事業を推進し、そしてまた、長崎県として取り入れられることを強く要望します。

同時に、この議会だけでは終わらず、しっかりと終わった後も注視してまいりますから、どうかその思いで、部長の方、しっかり関係者と

対応されることを強く強く要望を申し上げます。

(3) 共生社会の構築に向けた取組について。

①ヘルプマーク及びヘルプカードの普及啓発について。

ヘルプマーク及びヘルプカードにつきましては、今月より県下一斉配布が開始されました。このことにつきましては感謝申し上げます。

一部の団体様からは喜びの声をいただいておりますけれども、ご存じでない県民の方々がまだまだ多く見られます。ヘルプマーク及びヘルプカードが持つ意味も含めて、さらなる普及啓発が急務であるということは言うまでもありません。

そこで、今後どのようにして、このヘルプマーク、そしてヘルプカードに対して普及啓発に努めていかれるのか、見解を求めます。

○副議長(徳永達也君) 福祉保健部長。

○福祉保健部長(沢水清明君) ヘルプマーク、ヘルプカードにつきましては、外見からはわかりにくい、配慮を必要とする方に対して、周囲の方々の支援を促すことを目的としております。

県としては、県民の皆様がこのマークの趣旨をご理解いただくことが重要であると考えており、普及啓発に取り組んでおります。

具体的には、広報誌やホームページなど、県の広報媒体の活用と併せまして、民間の情報誌等も活用した広報に取り組みますとともに、コンビニ等、周知に協力可能な施設にポスターの掲示やチラシの配置を要請しているところでございます。

また、県全体でヘルプマークの認知度を高めるために、市町による周知についても協力依頼を行いました。

これ以外の周知方法につきましても、今後、検討しながら、引き続きヘルプマークの啓発に

取り組んでまいりたいと考えております。

○副議長(徳永達也君) 宮本議員一1番。

○1番(宮本法広君) 6月9日の地方紙に、一市民の方から「ヘルプマークの存在を知って」という声が投稿欄にありました。なかなか周知されていない、これをしっかりと周知していくべきであるという、一市民の方からの投稿を拝見した時に、やっぱりこれは普及啓発に全力を注いでいかなければならないというふうに考えたところであり、私自身も、先日、ある医療機関の会合に参加した時に聞きました。誰も知りませんでした。医療従事者自体が知らない。これは極めて早急な対応が必要だと思っています。医師会、歯科医師会、薬剤師会、三師会のみならず、看護協会、医療の現場でも、こういったものを見た時には手を差し伸べるような体制づくりが必要であります。そういったところを県でもしっかりと周知していくべきです。

広報活動については、ホームページであったり、広報誌に載せていますからと言われますが、それでも周知できていないということです。だから、もっともっとほかの考え方、コンビニもしかり、ほかの広報媒体によるものもしかり、どうやったらできていくんだろうかというのを真剣に考えて取り組んでいただきたいというふうに強く要望いたしますし、私自身も、機会があれば、いろんなどころで啓発活動に取り組んでいきますから、同じ姿勢で取り組んでいかれることを強く要望申し上げます。

②障害者優先調達推進法について。

先月、5月25日に、長崎労働局から、県内の障害者の就職件数と就職率は過去最高、就職件数の増加率と就職率の上昇幅は全国1位という公表が出されました。

障害者の一般就労につきましては、順調に推

移しているようでありませけれども、障害者優先調達等に基づく県の調達状況はどうでしょうか。

自治体や地方独立行政法人は、障害者就労施設へ官公需の発注機会を増やす努力をしなければなりません。現状と取組について、県の見解を求めます。

○副議長(徳永達也君) 福祉保健部長。

○福祉保健部長(沢水清明君) 障害者事業所に対します物品や業務等の発注につきましては、平成25年度から、「障害者優先調達推進法」に基づき、毎年度、「障害者就労施設等からの物品等の調達方針」を定めまして、県を挙げて、事業所等からの調達推進に努めているところでございます。

県の発注実績につきましては、現在、平成29年度分の照会を行っているところでございまして、直近の平成28年度で申し上げますと、約2,032万円で、平成27年度から約260万円増加するなど、平成18年度の集計開始以来、おおむね増加傾向にあります。

また、県の取組といたしましては、各所属が発注計画を検討する年度当初に、障害者事業所への優先発注の依頼通知を行いますとともに、庁内各課や地方機関、県立大学を対象に共同受注窓口であります「長崎県障害者共同受注センター」による説明会を開催したところでございます。

今後とも、県として、より一層の調達ができないか働きかけを行いまして、官公需の増加につなげてまいりたいと考えております。

○副議長(徳永達也君) 宮本議員—1番。

○1番(宮本法広君) 障害者における一般就労と障害者施設で働く方々の工賃のアップにつながる福祉的就労、この両側面から障害者の雇用

にしっかり県としても全力を挙げて取り組んでいただきたい。

そして、先ほど部長がおっしゃいましたとおり、出先機関に対しても、このような推進法の再度徹底、さらなる拡充を強く求めてまいるところであります。

どうか今後とも、対応、そしてまた、障害者の方々の工賃アップ、そして一般就労、喜び勇んで働く姿を随所で見るができるような県づくりに努めていただきたいことを強く要望いたします。

2、保育事業について。

(1) ド・ロ神父による保育事業について。

①長崎県における保育事業の始まり。

今や、企業主導型保育事業は、国において推進されておりますけれども、この原形が、既に明治19年に、長崎市外海町の出津集落において、フランス人宣教師ド・ロ神父によってつくられた「出津保育園」という形で存在していたという事実を皆様ご承知でありましようか。

ド・ロ神父という方は、フランスの宣教師であり、印刷業を普及させるために来日されました。当時、出津の過疎の地に、保育事業のほか、そうめん、マカロニなどの事業も普及されています。

そして、そこで働く女性の子どもたちを中心に保育事業を展開していらっしゃいました。しかも自園調理まで行われていたということであり、極めて現行の国の基準に近い形で保育が行われていたという点におきましては、日本初とも言うべき先駆的な取組であると考えております。

まずは、ド・ロ神父における保育事業の認識についての県の見解を求めます。

○副議長(徳永達也君) こども政策局長。

○こども政策局長(園田俊輔君) フランス人宣教師のド・ロ神父が長崎市の出津地区で明治19年頃から実施していたとされる保育事業につきましては、「ド・ロ神父記念館」のリーフレットや「日本の幼児教育に尽くした宣教師」という書籍などにも紹介されているところであります。

また、本年4月の参議院決算委員会において、現在でいう事業所内保育所のような施設であり、かまどを設けて、自園での調理を行ったなどの点で、今の国の基準に近い保育環境を、今から100年以上も前に整えていた先駆的な取組であったという議論がなされたことも承知いたしております。

県といたしましても、同様に先駆的な取組であったとの認識を持っております。

○副議長(徳永達也君) 宮本議員—1番。

○1番(宮本法広君) 今も答弁がありました平成30年4月、参議院の決算委員会におきまして、秋野公造参議院議員から、高木厚生労働副大臣に対しまして、さきのような答弁がありました。極めて先駆的な取組であると、こういった自園調理を行っていた企業主導型保育所の先駆的な取組を必要あるごとに、国としても紹介してまいるといような根拠も出ております。

県としても、こういった答弁を踏まえてではありませんけれども、こういった歴史を捉えながら、しっかりと情報発信をしていく必要があると考えております。その点におきまして、情報発信の必要性という観点から質疑をさせていただきます。

外海町の出津集落は、世界遺産候補である「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の登録を間近に控えたところでもあります。

今後、観光客の増加が予想されるこの出津集

落において、ド・ロ神父によって行われていた先駆的な保育事業を、掲示板設置であったり、基盤整備による情報発信に努めていくべきであります。

②情報発信の必要性。

保育関係者に対しても、講演会、またはフォーラムの開催などによって情報発信していくべきであると考えますが、県の見解を求めます。

○副議長(徳永達也君) こども政策局長。

○こども政策局長(園田俊輔君) ド・ロ神父が保育所を開設していた場所は、現在のド・ロ神父記念館でありますけれども、当該施設は、長崎市所有の国指定重要文化財となっており、そのため、掲示物の設置のお話については、市にお伝えしたいと思います。

なお、市が掲示物設置等の検討をされる場合は、掲示内容や設置手続などについて協議を行ってまいります。

また、保育関係者に対する情報提供につきましては、研修会や講習会等の機会を捉えて紹介していきたいと考えております。

○副議長(徳永達也君) 宮本議員—1番。

○1番(宮本法広君) 先ほどもありましたとおり、掲示物設置については、設置自治体である長崎市との協議になるということでありまして、しっかりとその協議におきましても推進をしていただきたいと考えております。

この保育事業は、極めて長崎におきましては宝であり、財産であると私は考えております。また、保育に従事する方におきましても、こういった先駆的なことが長崎で行われていたんだということを考えてみた時に、非常にそれは仕事をするうえでも支えになると、原動力になるというふうにも考えております。

知事、これは長崎の非常に大事な財産であり、

宝であると考えておりますが、このド・ロ神父における先駆的な取組について、知事の見解をお尋ねいたします。

○副議長(徳永達也君) 知事。

○知事(中村法道君) ド・ロ神父様のお話は、今回の世界遺産登録に向けた一連のさまざまな事業の中でも幅広く知られているところでありまして、これを県内にとどまらず、県外からおいでいただく皆様方にももっともっと知っていただき、それをまた、そういった精神でもって、これからの子育て環境の整備にもまた活かしていく必要があるものと考えているところでありますので、さらにこういった形で検証等の場をつくっていくのかというのは、先ほど申し上げたように、長崎市とも相談していきたいと考えております。

○副議長(徳永達也君) 宮本議員一1番。

○1番(宮本法広君) しっかりと情報発信、そしてまた、保育事業者、関係者に対しましても徹底を、情報の推進をしていただきたいということを強く要望申し上げます。

3、性的少数者について。

(1) 現状と課題。

①性的少数者の実態調査について。

本年度、県民生活部では、性の多様性に対して理解と認識を深めるため、フォーラムの開催、性的少数者の人権をテーマにしたデザイン募集、「LGBT相談デー」の設置といった事業に取り組むとされています。

この背景には、2003年、国による「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」の制定や、性の多様性に対する社会の動きに呼応したものと理解いたします。

性的マイノリティーの人口規模につきましては、民間の調査で5.9%、あるいは7.6%などの

数値が示されており、本県の人口に当てはめてみますと、8万人から10万人となります。かなりの長崎県民が、何らかの悩みを抱え、生きづらさを感じておられることと推察いたします。

そこで、お尋ねいたしますけれども、県が取り組もうとしている、先ほど申しましたこの各事業は、実態を踏まえてのことなのでしょうか。施策を講じるうえで、真っ先に実施すべきこと、それは、当事者の生の声をしっかりつかむこととあります。実態調査について取り組むべきであると考えますが、県の見解を求めます。

○副議長(徳永達也君) 県民生活部長。

○県民生活部長(木村伸次郎君) 性的少数者の実態調査についてのお尋ねでございますが、県におきましては、人権教育の推進に役立てることを目的に、平成27年度に「人権に関する県民意識調査」を実施いたしております。その中で、全体の11%の方が「性的少数者に関心を持ち、重要」と思っており、また、31%の方が、「地域社会での理解が十分でないことが人権上の問題」と考えているなどの結果を得ております。

さらに、近年、県人権教育啓発センターや学校、医療・福祉機関、法務局等へ、性的少数者やその家族の方から、さまざまな悩みについて相談があっており、これらを通じて実態の把握に努めているところでございます。

本年度、実施をいたします新規事業につきましても、県内の性的少数者の団体からのご意見を企画立案に活かしたところでございまして、今後の事業実施に当たっても当該団体との協議、連携をしながら進めてまいりたいというふうに考えております。

今後とも、性的少数者のお気持ちを十分酌み取って、人権行政に反映をしていくことが重要であり、さまざまな機会を通じて当事者の方々

の声をしっかりと聞き取りたいというふうに考えております。

なお、実態調査につきましては、当事者の考えやニーズを知るうえで大変有効であるというふうに考えておりますけれども、調査に答えていただける方をどのようにしてリストアップをするのかなど、難しい点もありますので、まずは先行事例も参考にしながら、どのような方法で調査ができるのかなど研究してまいりたいというふうに考えております。

○副議長(徳永達也君) 宮本議員—1番。

○1番(宮本法広君) 部長から答弁がございましたが、平成27年に意識調査をやったという形も把握しております。リストアップなどなど、難しいという点もありました。研究をしてまいりたいということであるんですけども、部長、それは実態調査をするのか、しないのか、どちらですか。

○副議長(徳永達也君) 県民生活部長。

○県民生活部長(木村伸次郎君) 実態調査の必要性和申しますか、施策を講ずるうえで、対象となる方がどのようなことを希望されていて、どこに課題があるのかというのを、事前にきちんと整理をするというのは行政にとって最も大事なことだと思っております。

ただ、先ほどの答弁の繰り返しになりますけれども、実際に調査をするに当たって、どのような調査をすれば本当にその実態をきちんと把握できるのか、その点、先行事例等も余りございませんので、どういった方法が有効なのか、そういったところも含めて研究してまいりたいというふうに考えてございます。

○副議長(徳永達也君) 宮本議員—1番。

○1番(宮本法広君) なかなか納得がいきません。(発言する者あり) 大事なこととわかって

いながら、なんでやらないんですか。大事なこととわかっていれば、すればいいじゃないですか。(発言する者あり)

当事者の生の声を聞くことが大事なんです、まずは。そこが大事なわけであって、わかっていないならば、わかっていらっしゃる方々、団体とか、大学の研究機関とかあるので、その方々と一緒になって取り組んでいけばいいのではないですか。そういった頭でっかちなところが政策を遅らせている原因なんですよ。(発言する者あり) 実態調査をやって、当事者の生の声をしっかり聞いて、当事者に寄り添いながら、当事者の方々はこういったことで悩んでいるんだなど、そのうえで施策を講じていくべきであると考えます。

再度、答弁を求めます。(発言する者あり)

○副議長(徳永達也君) 県民生活部長。

○県民生活部長(木村伸次郎君) 繰り返しになります。申しわけございません。性的少数者の方々の団体、この方々とは、我々、意見交換等々、その場も含めて行っているところでございます。

ただ、それ以外の、そこの団体の方は、やっぱり数的にはそんなに多くないものですから、そのほかに団体があるということをお知らせしておりませんので、どのようにして意見を聞く相手を見つけ出したらいいのか、そういったところも含めて研究してまいりたいということをお知らせいたします、すみません、再三にわたってでございますが、答弁させていただいております。

○副議長(徳永達也君) 宮本議員—1番。

○1番(宮本法広君) 同じ答弁はもう要りませんので、必要ありません。そういう後ろめたな姿勢で相談デーを設けるといふふうになされておりますけれども、そのような姿勢で誰が相談に来

ますか。県が、もうちょっと前向きに取り組まないと、当事者の方々は相談に来ませんよ。しかも、県民の理解が少ないということでフォーラムの開催ということをしていらっしゃるのでしょうけれども、当事者の声を聞かずに、何が問題かをつかまらずして、どんな理解を促すようなフォーラムを開催しようとされているのか全くわかりません。

一刻も早く当事者の生の声を聞いていただいて、わからない、それは正直なことですよ、わからない、研究してまいる、それは正直なところ、だから、実態調査をまずはやって、調査に取り組む、研究するという姿勢が大事なんです。わからなければ、先ほども申したとおり、当事者の団体の方々といろいろお話しすればいいじゃないですか。

その中において、まずは実態調査をやろうと決めて、そこからスタートですよ。今、部長が言ったのは、その後の問題であって、まずはするという姿勢を見せること、まずはやろうとする姿勢を見せること、これが行政において、施策を構築するうえでは大事な点になるということを私は申し上げております。再度答弁を求めます。（発言する者あり）

○副議長（徳永達也君） 県民生活部長。

○県民生活部長（木村伸次郎君） 当事者の方の意見を我々は承って、現在の施策を構築しております。今後も、引き続き、そういう皆様方と意見を交換する中で、どのような方法で実態を把握したらよいか、しっかりと研究してまいります。

○副議長（徳永達也君） 宮本議員—1番。

○1番（宮本法広君） 当事者の意見を聞いていますけれども、聞いてないじゃないですか。当事者の生の声を聞くことが、まず

大事なんです。

言っていることは、まずはいろんな研究をするというふうに言われていますけれども、後でも言いますけれども、長崎市議会においても問題視されています。そして、佐世保市議会においても問題視されています。そしてまた、今日の地方紙においても、連合長崎の方が長崎労働局へ、「SOG Iハラ禁止周知を」ということで要請をされています。

社会は流れているんです。社会は動いているんです。動いていないのは、県だけなんですよ。（発言する者あり）なんで当事者の生の声を聞こうという姿勢を見せずに、実態調査をやらうとしないのか。再度答弁を求めます。（発言する者あり）

○副議長（徳永達也君） 県民生活部長。

○県民生活部長（木村伸次郎君） 当事者の生の声を聞いていないというご指摘ではありますが、県内でセクシャルマイノリティーの方が設立されている団体が1団体ございます。この皆様方とは、昨年来、お話も聞いておりますし、あと、大学との意見交換も進めているところでございます。

そういう中で、我々は、この性的少数者の生きにくい社会を少しでも改善しようということで、その点についてはきちんとコミットメントしていると我々は自覚をしております。そういう社会をつくるために、今後、どのような手段で改善をしていけばいいのか、社会にアプローチをしていけばいいのか、そういった点も含めて総合的に研究を進めてまいります。

○副議長（徳永達也君） 宮本議員—1番。

○1番（宮本法広君） 改善するためにも、当事者の生の声を聞くべきですと言っているんです。だから、実態調査が必要なんですというふう

言っているわけでありませう。

なかなか理解しがたいところは県の中にもあるかもしれませんが、どのように思っているのか、まずそれを聞いたうえでしっかりと施策を構築していくこと。これは何度も申し上げますけれども、それが大事なんですよ。

今、県がやろうとしていらっしゃるこの3つの事業は、自己満足的なものじゃないですか。自分たちはこういったものを行っているんだというふうな、ただ単なるもの、それは施策のうえで構築は十分にできていません。なぜならば、そこには当事者の声反映されていないから。こういったものを行っていくのか、こういったものを今後長崎県として取り入れていくべきなのかという、まず調査をしたうえで、こういった施策を構築していく。その方たちと同じ歩みをしてやっていくという姿勢が大事なんですということを申し上げます。

当事者の方々は、生きづらさを感じながら生活をされていらっしゃいます。ここは県として取り組むべきですよ。周りから言われてどうしますか。県が、まずはイニシアチブをちゃんとやっていくべきです。再度、見解を求めます。（発言する者あり）

○副議長（徳永達也君） 県民生活部長。

○県民生活部長（木村伸次郎君） まず、当事者の意見を聞くべきということでありませう。例えば、今年の電話相談、電話で相談する日を設けて、実際に非常に生きにくい感情をお持ちの方の電話相談も開こうとしています。

ただ、その開き方については、セクシャルマイノリティーの団体の代表者の方とも、どのようにして進めたらいいのかというような話をずっと協議はさせてもらっておりますので、決して

当事者の意見を聞いていないということは当たらないのではないかと、いうふうには私では考えております。（発言する者あり）

○副議長（徳永達也君） 宮本議員—1番。

○1番（宮本法広君） 時間があと10分になりましたので、知事、これに対してはどのような見解をお持ちでありますでしょうか。知事の見解を求めます。

○副議長（徳永達也君） 上田副知事。

○副知事（上田裕司君） 担当部長の方からお答えを申し上げます趣旨は、実態調査をしないと言っている趣旨ではございません。どういう方法があるのかということの研究したいということをお願いしているところでございます。

これまでも団体の方々の意見をお聞きしたうえで施策に反映してきているところでございますので、そういった意味で、担当部長が答弁しておりますとおり、今後、さらに検討していただくうえで、どういう声をお聞きする方法としての実態調査の方法論があるのか、その方法論を研究していきたいというふうな趣旨で答弁を申し上げます。

○副議長（徳永達也君） 宮本議員—1番。

○1番（宮本法広君） 確認でございます。副知事からの、そしてまた部長からの答弁、しっかりと当事者の方々とお話し合いをし、研究をしながら実態調査に取り組んでいくという一つの認識でよろしいでしょうか。再度確認です。

○副議長（徳永達也君） 上田副知事。

○副知事（上田裕司君） 調査をするにしても、どういう方法があるのか、まずはそこを研究してみないと方法の実態がわからないわけですので、そこを先行事例を含めて、研究をまずはさせていただきたいということでございます。

○副議長（徳永達也君） 宮本議員—1番。

○1番(宮本法広君) 研究ではありましようけれども、早急な対応を求めてまいります。

②県下自治体に対するパートナーシップ制度導入の推進について。

去る6月13日、長崎市議会において同性パートナーシップ制度導入に向けて、前向きな市長答弁がございました。実現すれば、県内初、九州でも福岡に次いで2番目の導入となります。

本制度は、戸籍上の男女間でしか婚姻関係を認めていないことから、同性カップルで生活しようとする、社会保障や税制、公営住宅の入居、入院、手術の家族の同意などの対象とならないため、それをカバーする自治体独自の制度となっています。

誰しものが平等に幸福を追求できることは憲法が保障していることであり、本制度は早期に全自治体で導入されてしかるべきものと強く思っております。

そこで、県としては、県下自治体に対し、パートナーシップ制度の重要性について理解を深めていただき、早期の導入を働きかけ、当事者の皆様の命の保障に努めるべきと考えます。

つきましては、導入時期や内容について、県内自治体に大きな格差が生じないためにも、長崎県パートナーシップ制度導入促進条例を制定し、ゴールを決めて取り組むべきと考えますが、見解を求めます。

○副議長(徳永達也君) 県民生活部長。

○県民生活部長(木村伸次郎君) 同性パートナーシップ制度につきましては、議員のお話にもありましたように、婚姻と異なりまして法的な効力はございませんけれども、公的機関が発行します証明書等によりまして、例えば公営住宅への申し込み、市民病院における手術の同意が可能になる、あるいは携帯電話の家族割が適用

されるなど、官民のサービスが受けられる機会が増え、性的少数者への配慮、あるいは差別意識の解消にもつながっていくことが期待されるものだというふうに認識をしております。

県といたしましても、同性パートナーシップ制度を導入した自治体の運用状況等をお聞きしながら、課題等について検討するとともに、市町に対しまして、必要な情報提供を行ってまいりたいというふうに考えております。

なお、同性パートナーシップ制度のサービスの提供につきましては、市町ごとにその内容が異なることもあることから、県で条例を制定して、画一的な導入を図るのではなく、それぞれの市町において、地域性を踏まえうえて検討を行うことが適切であるというふうに考えております。

○副議長(徳永達也君) 宮本議員—1番。

○1番(宮本法広君) 県下統一したような取組をお願いいたします。

③性の多様性を認め合う社会の構築について。

パートナーシップ制度が導入されることで、公的サービスが加速度的、かつ平等に享受できる環境が整備されるものと期待いたします。

しかしながら、制度の導入によって、偏見や差別といった課題が一掃されるわけではありません。よって、性の多様性を認め合い、互いを尊重し合える社会構築が急務であります。

東京都の世田谷区では、「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」を本年4月に制定いたしました。この条例には、性別の違いによる差別の解消や、多様な性に対する理解の促進、日常生活の支障を排除する支援などが明示されています。

長崎県も、性的マイノリティーが8万～10万人いらっしゃるかと推測されています。当事者の

皆様が抱える課題に向き合い、性の多様性を認め合う社会構築にしっかり取り組む必要がありますが、県はどう応えていくのでしょうか。

具体的な行動として、当事者はもとより、学識者なども交えて、条例の制定を行うべきと考えますが、知事の見解を求めます。

○副議長(徳永達也君) 上田副知事。

○副知事(上田裕司君) 県におきましては、県民一人ひとりの人権が尊重され、誰もが幸せを実感できる社会を目指し、「長崎県人権教育・啓発基本計画」に基づき、女性、子ども、高齢者などの人権に関するさまざまな施策を進めているところでございます。

今日、社会において十分な理解が得られていない性的少数者につきましても、これらを尊重すべき人権の一つと計画に位置づけて、正しい理解や認識を深める取組を進めているところでございます。

そういうことでございますので、特に、条例まで設ける必要性はないものと考えております。引き続き、計画に沿って取組を進めてまいりたいと思っております。

○副議長(徳永達也君) 宮本議員—1番。

○1番(宮本法広君) 長崎県は、国際観光県長崎を目指していますけれども、多様性が混じり合う県であると認識しています。ですから、こういった問題に対しても、しっかりと県を挙げて積極的に取り組むべきであるということを感じまして、この質問をさせていただきました。

これに終わらず、しっかりと今後も取り組んでまいりますので、どうかご対応のほど、要望の方をよろしくお願い申し上げます。

4、本県における自転車活用について。

(1) 自転車活用推進について。

①自転車活用推進計画について。

平成29年5月、国において「自転車活用推進法」が施行されまして、その法律に基づいて基本となる計画として位置づけられたのが、「自転車活用推進計画」であります。

この計画では、地方公共団体における自転車活用推進計画の策定は、努力義務となっておりますが、本県においても必要なのではないかと考えております。

そこで、本県におけるこの計画の策定について、お尋ねいたします。

○副議長(徳永達也君) 土木部長。

○土木部長(岩見洋一君) 国においては、昨年5月1日に施行された「自転車活用推進法」に基づき、この6月に「自転車活用推進計画」を策定したところであります。

本県におきましても、自転車の活用を総合的かつ計画的に推進することは重要な課題と考えており、本年5月に、県の関係課と県内全市町をメンバーとする連絡調整会議を開催し、本県の「自転車活用推進計画」策定に向けた検討をはじめたところであります。

現在、国において、地方自治体向けの計画策定の手引書を取りまとめており、今後、周知されると聞いております。

この手引書を踏まえ、県内の自転車をめぐる現状及び課題を整理しながら、関係市町と協議、調整し、年度内をめどに、地域の実情に応じた推進計画を策定する予定であります。

○副議長(徳永達也君) 宮本議員—1番。

○1番(宮本法広君) ②自転車道の整備について。

年度内をめどに長崎県の自転車活用推進計画が策定されるということですが、この計画によって、今後、県内はどのような形で自転車道が整備されていくのか、その自転車道整備

の取組について見解を求めます。

○副議長(徳永達也君) 土木部長。

○土木部長(岩見洋一君) 坂道の多い本県は、1世帯当たりの自転車保有率が全国でも下位ですが、近年、健康増進や観光を目的とした自転車利用者のニーズが高まりつつあり、自転車が通行する空間の整備について検討していく必要があると考えております。

自転車が通行する空間の整備としては、車道と分離した自転車道を新たに設ける手法や、既存の車道の一部に自転車通行位置を路面標示するなどの手法もあります。

今後、自転車利用普及を図るために必要な施策について、国及び関係市町、警察等と連携、協力し、検討を進めてまいります。

○副議長(徳永達也君) 宮本議員—1番。

○1番(宮本法広君) 県につきましては、さきの3月定例県議会におきまして、我が会派の川崎議員からも自転車活用については質疑がありました。

今後、我が会派といたしましても、環境にやさしく、そして健康増進にも寄与する自転車活用推進について、いろいろな取組を提案していきます。

今回は、大項目4項目、そして、それにまつわる小項目15項目について質疑を行わせていただきました。いずれも皆様方からいただいたお声であったり、市民相談の声、それをしっかりと取り上げさせていただきました。このような声にならない声、そしてまた、小さい声であっても、しっかりと県政に反映していくことが私たち地方議員の責務であるということを強く自分自身に言い聞かせ、また今後もしっかりと仕事をしてまいります。るるの議題につきましては、今後もしっかりと取り組んでまいりますの

で、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上で、質問を終わります。

ありがとうございました。(拍手)

○副議長(徳永達也君) これより、しばらく休憩いたします。

会議は、2時45分から再開いたします。

— 午後 2時31分 休憩 —

— 午後 2時45分 再開 —

○議長(溝口芙美雄君) 会議を再開いたします。

引き続き、一般質問を行います。

山田博司議員—31番。

○31番(山田博司君) (拍手)〔登壇〕 皆さん、どうもこんにちは。

自由民権会議長崎、五島市選出の山田博司でございます。

はじめに、先日、大阪北部を中心として発生しました地震により被災された皆様に、心からお見舞い申し上げます。また、突然の震災により亡くなられた方々に、心よりご冥福をお祈りいたします。被災地域の安全と、一日も早い復旧をお祈り申し上げます。

本日は、ご多忙の中、私の一般質問に多数傍聴にご来場いただきまして、まことにありがとうございます。

このたび一般質問を行うに当たり、自由民主党・県民会議、中島廣義議員会長をはじめとする議員の皆様方、並びに質問予定でありました佐世保市・北松浦郡選出の吉村 洋議員におかれましては、ご理解とご協力をいただきまして感謝申し上げます。(発言する者あり)

それでは、県民の、また島民の心と声を、県政、国政に届けるべく質問を行ってまいります。

知事をはじめとする理事者におかれましては、的確な見解、答弁をよろしくお願いいたします。

1、国境離島新法のあり方について。

(1) 国境離島新法の国の負担制度について。

平成29年4月1日に施行されました「国境離島新法」の国の負担についてでございますが、大まかに国の負担は全体事業の2分の1となっております。現在、当法律に係る長崎県及び五島市等の自治体は、皆様方もご存じのとおり大変厳しい財政状況であります。

そこで、この当法律の国の負担割合を引き上げるように国に要望すべきと考えますが、県当局の見解をお尋ねします。

残りの質問は、対面演壇席にて順次質問させていただきますので、どうぞよろしくお願いたします。

○議長(溝口芙美雄君) 知事。

○知事(中村法道君)〔登壇〕 山田博司議員のご質問にお答えをいたします。

国境離島新法の国の負担割合を引き上げるよう要望すべきではないかとお尋ねでございます。

特定有人国境離島地域の地域社会の維持を支援するために、新たに創設されました地域社会維持推進交付金に係る国の負担割合につきましては、国において、他の制度との比較等も行ったうえで設定されているものと考えております。

県及び市町のみならず、国においても厳しい財政状況にある中、国境離島地域の振興のために新たに措置していただいた貴重な財源でありますので、現状においては、限られた予算で最大の効果を発揮していくことが最も重要であると考えております。

法施行から1年余りしか経過していない現状において、まずは現行制度での実績をしっかりと積み上げることが重要であり、国に対しては、引き続き、地域社会の維持に必要な予算を確保

していただくよう要望してまいりたいと考えております。

なお、こうしたさまざまな事業の地元負担については、地方財政措置もあわせて講じられているところであり、相当有利な制度として運用していただいているものと考えているところがあります。

以後のお尋ねにつきましては、自席の方からお答えをさせていただきます。

○議長(溝口芙美雄君) 山田博司議員—31番。

○31番(山田博司君) それでは、知事のそういった見解であれば、通告に従いまして、幾つか質問させていただきたいと思っております。

(2) 国境離島新法の運用のあり方について。

国境離島新法において、当初、高校新卒者の適用がされておりませんでした。効果的な人口対策としても、本来であれば、今年度からぜひとも、この高校新卒者の採用に当法律の適用を早急にされるべきと、私は平成29年12月15日の「離島・半島地域振興特別委員会」において主張してきたわけですが、県当局の見解を聞かせていただきたいと思います。

○議長(溝口芙美雄君) 企画振興部政策監。

○企画振興部政策監(廣田義美君) 雇用機会拡充事業におきます新規卒業者の取り扱いにつきましては、議員ご案内のとおり、「離島・半島地域振興特別委員会」の中でもご議論をいただいたところであり、本年3月の「離島・半島地域の振興対策に関する意見書」において、新規卒業者を雇用しやすい環境づくりに努めるよう、ご意見をいただいたところでございます。

この点につきましては、本年4月、国が定める交付金の実施要領が改正されまして、新規学卒者の場合において、新規学卒者の採用決定が経過期間内に行われていれば、事業計画期間の

終了後の雇用であっても対象とみなされることとなったところでございます。

県といたしましても、人口減少対策を推進していくうえで、新規学卒者を島内にとどめるといった視点は大変重要であると考えております。

そのため、雇用機会拡充事業に取り組む事業者に関して、ハローワークなどの関係機関と連携を密にしながら、島内の高校と情報を共有するとともに、事業者に対しましては、新規学卒者の採用を積極的に検討していただくよう呼びかけを行うなど、新規卒業者と事業者のマッチングに努めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長(溝口芙美雄君) 山田博司議員—31番。

○31番(山田博司君) 今年の3月と言いますけれども、私が指摘したのは、平成29年12月15日なんです。教育委員会教育長、こういってことになりましたので、速やかにしっかりやっていただきたいと思えます。

本来であれば、平成29年4月1日に施行された時から適用されないといけなかったわけでございます。それが、私はされていると思ったら、されていなかった。だから、指摘をしたわけでございますので、ぜひご理解いただきたいと思えます。

それでは続きまして、今度は国境離島に修学旅行に行かれる団体も、当法律において早期に適用されるべきと考えますが、県当局の見解をお尋ねしたいと思います。

○議長(溝口芙美雄君) 文化観光国際部長。

○文化観光国際部長(中崎謙司君) 修学旅行に国境離島交付金を活用すべきとのご意見は、これまで「離島・半島地域振興特別委員会」などにおいても承っているところでございます。

これに対する国の見解として、修学旅行につ

いては、通常約2年前までには行き先が決定しているために、既に島への旅行が決まっている方に支援するのではなく、島を訪れる誘引となる形で交付金を活用すべきとの考え方が示されております。

しかしながら、修学旅行で島を訪れたことが契機となって、将来の島への移住につながるなどの効果も期待されますので、例えば、割引相当額を体験プログラムの追加や地元食材を活用した料理内容の充実などを行う修学旅行については、滞在型観光促進事業の対象にできないかというような提案もしながら、引き続き、国と協議してまいりたいと考えております。

○議長(溝口芙美雄君) 山田博司議員—31番。

○31番(山田博司君) 私は、この国の見解というのは、もうおかしくてたまらないんですよ。2年前からしているから、だめだとか、そうしたら、最近だったらいいということなんですか。この見解というのは、時間もありませんので、また別の機会にですね。

私は、平成30年4月23日、「離島・半島地域振興特別委員会」で指摘したんです。こういったことがあっていいのかということなんです。私は、修学旅行も対象にされていると思ったら、されていないんです。ちょっと国の姿勢、考え方は納得がいきません。時間がありませんので、次に。

さらに、国境離島に観光される方々の悪天候による船便等の欠航によって、観光産業に対する影響は幅広く大きいものですから、それを軽減するうえで、仮称であります、離島便欠航保険制度の創設並びに早期の実施をすべきと考えますが、県当局の見解をお聞かせください。

○議長(溝口芙美雄君) 文化観光国際部長。

○文化観光国際部長(中崎謙司君) しまへの旅

行を敬遠される大きな理由の一つに、荒天時における船舶等の欠航リスクがあり、その不安を解消することがしまへの誘客を図るうえで有効であると認識しております。

このため、今年度の当初予算にも関連予算を計上し、現在、国とも協議を行っているところでございます。

具体的には、昨年、鹿児島県が奄美大島航路を対象に、欠航時における延泊費用の一部を補償する保険制度の実証事業を行っておりますので、本県においても同様の制度が導入できないかと考えております。

引き続き、欠航保険の必要性などを国に訴え、荒天時の欠航リスクが高まる秋以降の制度導入を目標に協議を進めてまいります。

○議長(溝口芙美雄君) 山田博司議員—31番。

○31番(山田博司君) 今の離島便欠航の保険制度の話地元でさせていただきましたら、皆さん、やっていただきたいという声大きいんです。ぜひ、しっかりとやっていただきたいなと思っております。前向きな答弁だったので、次に移らせていただきます。

また、国境離島において、現在、大規模な土地の売却をインターネット上にて予定されているところが見受けられます。この土地は、国境離島を守る自衛隊の基地周辺に隣接しており、国防上重要な土地であります。こういった状況の中で、国境離島地域の保全のために必要な土地については、国が買い上げる等の措置について対応すべきと思われませんが、県当局の見解を聞かせてください。

○議長(溝口芙美雄君) 企画振興部政策監。

○企画振興部政策監(廣田義美君) 有人国境離島法に基づく国の基本方針において、「有人国境離島地域における土地の取引については、国

家安全保障に関わる重要な問題との認識のもと、国は、当該地域、防衛施設周辺等における土地所有の把握に努め、土地利用等のあり方について検討する」ということになされております。

県といたしましては、国の検討状況等を注視するとともに、自衛隊基地周辺の土地取引情報など国境離島地域の保全に関する情報については、国、市町など関係機関でしっかりと情報共有を図るなど、領土保全等の観点から適切に対応してまいりたいと考えているところでございます。

○議長(溝口芙美雄君) 山田博司議員—31番。

○31番(山田博司君) では、政策監にお尋ねしますけれど、この大規模な土地がインターネット上に掲載されたのをいつ見受けられてというか、情報を受けて取り組まれたのか、そこだけお答えください。

○議長(溝口芙美雄君) 企画振興部政策監。

○企画振興部政策監(廣田義美君) 具体的な年月までは記憶しておりませんが、昨年度こういった情報については、私ども承知をいたしたところでございます。

○議長(溝口芙美雄君) 山田博司議員—31番。

○31番(山田博司君) いや、これは委員会で言っていて、今それだけの答弁ではだめですよ。大事なことなんです。それを昨年度聞きましたでは、話になりませんよ。大事な問題なんです、これは。私は、これは委員会でも言っているんですよ。それをこの本会議場で、昨年度ですから、わかりませんか、これは話にならないですよ。もうちょっと危機感を持って、ぜひやっていただきたいと思っております。

2、リフレッシュ事業による離島航路のあり方について。

(1) リフレッシュ事業による離島航路の運賃

のあり方について。

現在、本土と離島を結ぶ離島航路において、リフレッシュ事業による離島航路の運賃と国境離島新法による2種類の運賃体系があります。これは離島の方々、島外の方々にとって、利用しやすい運賃体系ではないと思われまます。この運賃体系を、島内外の方々に積極的に利用していただくためにも、早期の見直しを行うべきと考えますが、県当局の見解をお聞かせください。

○議長(溝口芙美雄君) 企画振興部長。

○企画振興部長(柿本敏晶君) 離島基幹航路の運賃割引制度につきましては、平成21年度から開始された、船舶の長寿命化にかかる修繕等の補助金相当額を還元するリフレッシュ割引などに加えまして、昨年度から、離島住民すべてを対象に、基本運賃をJR運賃並みまで引き下げる国境離島島民割引が開始されたところであります。

リフレッシュ割引は、後期高齢者や特定医療を受診されるの方々など、特定の要件を満たす場合に対象となりますが、今年度、本事業にかかる国の交付金の5カ年計画が最終年度を迎えるということもありまして、今後の制度運用のあり方について検討を行ってまいりたいと考えております。

なお、その際にご利用される、それぞれの地域住民の皆様に関わりの深い問題でありますので、県運賃対策協議会などを通して、地元自治体や船舶事業者のご意見を十分お聞きしながら対応を図ってまいりたいと考えております。

○議長(溝口芙美雄君) 山田博司議員—31番。

○31番(山田博司君) 今の答弁では、普通納得いかならないと思いますよ。企画振興部長、いいですか、国境離島新法の運賃体系とリフレッシュ・リプレイス事業の運賃体系と2つあるんで

す。2つあるんですよ、これ。

本来であれば、平成29年4月1日から国境離島新法の運賃体系ができるのであれば、これをきちんと見直しして、それをやってないんだから。

今の答弁では、「まあ、考えていきます」では、そんな。もっと言うと、これはお金の使い方の問題になってくるんです、使い方の。その答弁でいいというのは、誰もいません、県民の皆さん方は。

私も、県政報告会をした時に、これを言われたんです。なるほどなど。それでわかったんです。気づかなかったんです。部長、気づいていましたか。気づいていたら、これをしてははずですよ。もう一度前向きに、本来であれば、来年度からやらないといけないんです。来年度、もう遅いんです、これは。しっかりと答弁してください。そんな曖昧な答弁では、県民の皆さん方は許しませんよ。どうぞしっかりと前向きな答弁をください。よろしくお願ひします。

○議長(溝口芙美雄君) 企画振興部長。

○企画振興部長(柿本敏晶君) 昨年、有人国境離島法が施行されるということで、有人国境離島法につきましては、国の交付金の全体の枠の中で、長崎県の財源がどの程度見通せるかというところが明らかになっていないような状況の中で、これまで実施してきたリフレッシュ割引については、これまでの財源を利用しまして割引を実施してきたという経過でございます。

先ほども申し上げましたとおり、このリフレッシュ割引については、今回、一定の計画期間がきたということもございまして、今回このリフレッシュ割引の制度運用のあり方については検討を行うことが必要だということで考えております。

○議長(溝口芙美雄君) 山田博司議員—31番。

○31番(山田博司君) これは明確な答弁をいただきたいと言っているんですよ。そんな曖昧ではいけませんよ。担当の副知事、どちらですか。上田副知事ですか、里見副知事ですか。どちらか、しっかりとしたお答えをください。

○議長(溝口芙美雄君) 里見副知事。

○副知事(里見 晋君) 部長の方で今申し上げたとおり、今は2つの制度が併存している状況になっているのは事実でございますが、国境離島の方の割引については、全島民に適用されるもの、リフレッシュ割引については一定の要件を満たす方についての割引でございますので、それが併存しているというのは現実でございますので、リフレッシュの制度がなくなるのにあわせて、その時にどういう制度が望ましいのかを検討していくということを部長が答弁申し上げているものと理解しております。よろしくお願いたします。

○議長(溝口芙美雄君) 山田博司議員—31番。

○31番(山田博司君) 私は、明確な時期をお答えいただきたいと言っているんです。大切なことですよ。

これはなぜかという、総務部長、今、県の財政は、後からずっと質問しますけれど、公立高等学校の通学補助金の対象者がいなかったんだから。裏を返したら、それだけ財政が厳しい中、教育委員会も頑張っている。この運賃体系が2つもあって、それでいいですかと、県民の皆さんが聞いたら納得できませんよ。しっかりとした答弁をいただきたいと思います。

3、ガソリン税のトリガー条項の凍結に対する県当局の考え及び取り組みについて。

(1) ガソリン税のトリガー条項の凍結解除に対する県当局の取り組みについて。

離島ガソリンの流通コスト支援事業による離

島のガソリン価格と本土のガソリン価格の差は、県による政府施策に関する提案要望書においても主張されているように、当制度が開始された後も価格差縮減の実感を持ち得ない状況であると思われま。

また、現在、全国的なガソリン価格が3年8カ月ぶりに1リットル当たり150円を超える状況になっており、離島での生活に影響が出ております。小売価格が連続3カ月にわたり、1リッター当たり160円を超える際には、特別税率1リッター当たり25.1円の適用が停止され、連続3カ月にわたり1リッター当たり130円を下回りますと特定税率の適用が再開されるといったガソリン税のトリガー条項において、離島地域に限って凍結解除を国に対して要望すべきと考えますが、県当局の見解をお聞かせください。

○議長(溝口芙美雄君) 県民生活部長。

○県民生活部長(木村伸次郎君) 現在凍結されております、いわゆるトリガー条項の目的は、ガソリンの価格高騰時におけます激変緩和を狙った制度でございます。

本条項の凍結解除につきましては、買い控えやその反動など、流通への混乱も懸念され、解除は適正でないという政府見解が示されていることから、議員ご提案の凍結解除の要望は難しいものと考えております。

県といたしましては、平成22年の県議会の意見書や九州地方知事会の特別決議等に基づきまして、まずは離島と本土のガソリン価格差を抜本的に解消することを目指して、揮発油税等の特例分の減免について、関係団体とともに国に対して要望を続けているところでございます。

今後とも、離島の不利な状況を改善し、島民の皆様への負担軽減と離島の活性化を図るために、引き続き努めてまいりたいと考えております。

○議長（溝口芙美雄君） 山田博司議員—31番。
○31番（山田博司君） 県民生活部長、これは農林部長、水産部長にも聞いていただきたいんですけども、これは確かに、平成22年10月5日の「離島地域における揮発油税の減免を求める意見書」があるんです。その最後に「こうした現状に鑑み、国におかれては、地方財政に影響を及ぼさないよう十分配慮した上で、離島地域における揮発油税の減免措置を講じるよう強く要望する」となっております。

つまり、何が言いたいのか。この意見書と同じ意見を私は言っているんです。それを国が、トリガー条項をしたら、いろいろな混乱が起きるとかなんとか言われますが、やってないのに混乱が起きると言うんですから、こんなめちゃくちゃな話がありますか。これは、ガソリン税のトリガー条項というのをまだやったことがないんです。やってないのに、これをしたら問題が起きると言うんですから。やってもないのに言うんだから、めちゃくちゃな話。私は、これは国政に行ってしっかりと話をしていきたいと思えます。

4、国の消防力の整備指針に係る県内消防活動について。

(1) 国の消防力の整備指針見直しに係る県当局の取り組みについて。

昭和32年からの国による「消防力整備指針」によりますと、市街地に該当しない地域では、消防隊員の配置は5人または4人でよいとし、市とか町の判断とされております。この指針により、県内には消防隊員が3人しか配置してない多くの消防署があります。

私は、この国の指針を見直して、原則5名の消防隊員が配置できるように、県内で均一的な消防力整備を行うべきと考えますが、県当局の

見解を聞かせていただきたいと思います。

○議長（溝口芙美雄君） 危機管理監。

○危機管理監（豊永孝文君） お答えいたします。

「消防力の整備指針」につきましては、国において、市町村が消防力の整備を進めるうえでの整備目標として定めているもので、火災や救急の多くが人為的な要因によって発生することから、人口の多い市街地には消防署所を設置し、例えば、消防ポンプ自動車に搭乗する隊員数は1台につき5人から4人とすることなどを定めております。

また、人口が少ない、市街地に該当しない地域におきましては、市町の判断で、地域の実情に応じて消防署所を配置することができ、消防ポンプ自動車に搭乗する隊員数も市町の判断に委ねられており、先ほど議員ご指摘のとおり、県内では搭乗する隊員数が4人に満たない消防署所が37ございます。

現在、各市町消防において、この整備指針を目標として整備を進めるとともに、消防団との連携や各種火災予防施策等を含めた総合的な消防体制の構築に努めているところであります。

議員ご指摘のとおり、県、市町におきましては、人口の多少にかかわらず、住民の安全・安心を確保していく責務がありますので、まずは各市町消防と整備指針の見直しや人口の少ない地域における消防体制の構築に関して、課題と求められる対策について意見交換を行い、その結果を踏まえ、国への要望など適切に対応してまいりたいと考えております。

○議長（溝口芙美雄君） 山田博司議員—31番。

○31番（山田博司君） これ、私も地元で火事があった、消防署員の方が3人で消防活動をされたところがありまして、そうしたら、その消防署員の方を住民の方が、「何だ、この3人でや

っているのは」、5人じゃなかったことを責めていたんですね。いろいろ話を聞いてみたら、3人で配置しているから適正だというふうになっていたということ。それで、私はこれがわかったんです。

実際、現場で働いている消防隊員の方々の苦労は並々ならぬものでございます。私も2次離島を抱えている。今回調べてもらいましたら、市街地に該当しない地域で5人未満のところは10消防本部、43支所あるわけです。こんな現状の中で苦労をされているということで、本来であれば、この消防署を所管している県当局でもっと動いていただきたかった。私も、これは反省しているわけでございます。

私は今、県議会議員で4期ですけれども、こういった状況がまだわからなかったわけです。私も大変深く反省しておりまして、危機管理監、これはぜひしっかり取り組んでいただいて、地域の消防力を上げて、地域の皆さんの安全・安心な県民生活をしっかりとつくっていただきますよう、よろしくお願ひしたいと思います。前向きな答弁であったので、もうこれで終わりたいと思います。

5、県の指定有形文化財の公開のあり方について。

(1) 県指定有形文化財（美術工芸品）の公開について。

文化財は、後世に引き継ぐうえで大事なものであるからこそ、保存や公開における取り扱いについては細心の注意が必要であります。実は、国において、平成8年より「国宝・重要文化財の公開に関する取扱要項」が定められております。

しかしながら、県指定文化財については、取り扱いなどが定められておりません。大切な県

の文化財について、後世に継承していくために、県としても、公開に関する取扱要項が必要であると思われまます。

県当局として、いつをめぐりに県指定有形文化財の公開に関する要項のようなものを策定するのか、具体的なスケジュールをお尋ねしたいと思います。

○議長（溝口芙美雄君） 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（池松誠二君） 議員のご指摘がございました国の要項につきましては、所有者等が、それ以外のところで移動を伴って、通常保管されている施設以外の施設で公開を行う場合の取扱要項のことだと思いますが、これについて、県は、この国の要項に準じて取り扱いをしているところでございます。

なお、一般的に所有者等が公開をする場合の取扱要項については、国、県ともに定めておりません。ただ、今後、文化財の活用については、保存だけではなく、観光資源等としても活用していかなければいけないような取り組みを進めていかなければいけないと考えておりますので、県教育委員会といたしましては、今後、国や県文化財保護審議会のご意見を伺いながら、文化財の保管と公開のあり方を示した手引等を作成していきたいと考えております。

なお、時期的には平成31年度中を目途に作成を進めていきたいと考えているところでございます。

○議長（溝口芙美雄君） 山田博司議員—31番。

○31番（山田博司君） 対馬の仏像がありますけれども、あちらも、実は県の指定有形文化財ですね、教育委員会教育長。これは驚いたことに、九州各県もこういった要項みたいなものはないんですね。教育委員会教育長、間違いございませんね。九州各県もないですね。ないから

とって、長崎県もそのままの状態というのはいかがなものかと思えますけれども、今回、教育委員会教育長としては深く理解をしていただいて、しっかりと取り組んでいただくということでございますので、この質問はこれで終わりたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

6、被爆県・長崎県の原爆に関する取り組み状況について。

(1) 被爆二世・三世に対する県当局の取り組み状況について。

被爆県・長崎県として、被爆二世・三世に対する県当局の支援の取り組み状況について、お尋ねします。

県当局に依頼した調査によりますと、昭和50年より東京都、昭和54年より神奈川県において、それぞれ独自の支援制度を実施されております。被爆県である長崎県として、同様に被爆二世に対して支援制度を創設し、取り組むべきと考えますが、県当局の見解をお尋ねします。

○議長(溝口芙美雄君) 福祉保健部長。

○福祉保健部長(沢水清明君) 被爆者への援護対策につきましては、被爆者援護法に、「国の責任において行うもの」と規定されておりました。被爆二世の援護対策についても、基本的に国の責任において対応すべきものと考えております。

また、平成6年12月1日の衆議院厚生委員会において、被爆者援護法に対して、「被爆者、またはその子・孫に対する影響についての調査、研究、その後の対応について十分配慮して、二世の健康診断については継続して行うとともに、その置かれている立場を理解して、一層充実を図ること」という附帯決議がなされておりますので、こういうことを踏まえても、国が行うべきものだという認識をしております。

そういうふうなことから、被爆二世への支援制度の拡大を図るために、これまでも県独自の政府施策要望でありますとか、広島県・広島市、長崎県・長崎市の行政、議会で構成いたします「広島・長崎原爆被爆者対策協議会」、いわゆる八者協です。この要望において、遺伝的影響を解析するための健康影響調査の促進であるとか、現在行われている健康診断の充実を求めているところがございます。

○議長(溝口芙美雄君) 山田博司議員—31番。

○31番(山田博司君) これは事前に聞いていたことであって、わかっていることなんですね。私もそこまでは理解をしているわけございまして、これは他県で実施されている被爆二世というのは、先ほど医療費助成ということで、東京都と神奈川県を紹介させていただきましたが、実は、東京都は、対象者が7,963人いるそうです。平成30年3月末でですね。一方、神奈川県は1,735人いらっしゃるんです。それで、その時の予算はどれぐらいあるかということ、東京都が1億5,000万円、神奈川県が1,300万円、福祉保健部長、これは間違いないか、そこだけお答えください。

○議長(溝口芙美雄君) 福祉保健部長。

○福祉保健部長(沢水清明君) 今、私が聞いているのは、東京都で助成実績、平成28年度で1億5,003万3,000円、それと、神奈川県で1,319万円、これが平成29年度分ということでお聞きをしています。

○議長(溝口芙美雄君) 山田博司議員—31番。

○31番(山田博司君) 対象者もそうで、間違いございませんね。福祉保健部長、大体それでいいですか。

○議長(溝口芙美雄君) 福祉保健部長。

○福祉保健部長(沢水清明君) 対象者につま

しては、先ほど議員がおっしゃられました、東京都で7,963人、神奈川県で1,735人ということで聞いています。

○議長(溝口芙美雄君) 山田博司議員—31番。

○31番(山田博司君) 私は、被爆二世・三世の申し入れを見て愕然としたのは、これは知事、聞いたら、平成12年から申し入れをしているそうですね。そうすると、被爆県・長崎県で、この申し入れを知事は受け取っていただけていないと、面会がされてないということでございますが、間違いございませんね。平成12年から、「被爆者の二世・三世者に関する申し入れ」とありますけれど、知事は直接これを受け取っているか、受け取っていないか、面会しているか、していないか、そこだけお答えください。

○議長(溝口芙美雄君) 福祉保健部長。

○福祉保健部長(沢水清明君) 県への要望につきましては、当然所管部局で対応するということとなりますので、まずは我々、所管部である福祉保健部が対応するというので、その時々状況に応じて対応しているというのが状況でございます。

○議長(溝口芙美雄君) 山田博司議員—31番。

○31番(山田博司君) 私は知事に聞いています。知事、被爆県・長崎県だから、中村知事は、被爆県なんです。ところが、担当者にこれを聞いたら、これは被爆者援護法の行政事務を、所管している法定事務委託を受けているということで、これは知事がこういったのを要望受けはけませんというふうな話があったんですけど、これは間違いはないんですか、福祉保健部長。こういったことで受け取ってないということで、最初に、事前にお話を聞いていますが、間違いはないかどうか、それだけお答えください。

○議長(溝口芙美雄君) 福祉保健部長。

○福祉保健部長(沢水清明君) 要望につきましては、当然県にきますから、そのトップである知事に対して要望がくるわけでございます。知事が受けたらいけないということは、決してそこはありません。

○議長(溝口芙美雄君) 山田博司議員—31番。

○31番(山田博司君) 私は、県の財政状況も大変厳しい中で、東京都とか神奈川県みたいに、昭和54年からやられているような制度を、国が責任を持ってやるというふうに言っているから、しませんとか、そういった話というのは、私はどうかと思うよ。被爆県・長崎県で、こういうようなことがあっているのかとびっくりしました、私は。これも、地元の人から言われたんだよ。「山田さん、被爆県・長崎県の知事が、ぜひこの要望書を受け取ってほしいよ。なぜ受け取ってくれないんだ」と。

知事、今年度はもう終わったかもしれないけれど、来年はぜひしっかりと、財政は厳しいけれども、皆さん方の意見を酌んで頑張りますよと、そういった気持ちを受け取る、そういった場面をつくっていただきたい。中村知事は長崎県の知事なんだから。

ぜひ知事、これは知事に答弁していただきたい。どうですか、知事。

○議長(溝口芙美雄君) 知事。

○知事(中村法道君) 県民の皆様方から、さまざまなご要請をいただくわけでありまして、できるだけ私自ら対応させていただこうという思いはございますけれども、さまざまな行事調整の中で、なかなか難しい面があるというのはご理解いただきたいと思います。

先ほど来のお話の内容でありますけれども、担当部長がご説明いたしましたように、県とし

でも重要な政策課題であると認識をいたしておりまして、私自ら、さまざまな要請活動も行ってきているところであり、被爆二世対策は、重要な課題であると認識をいたしております。

○議長(溝口芙美雄君) 山田博司議員—31番。

○31番(山田博司君) 知事ですね、法定事務の受託事務を行っているから、そういったことはしないと、そうじゃないんだと。スケジュールを調整しながら前向きに、次はお会いしましょうというふうな前向きな答弁をいただきましたが、本当に知事、おっしゃるとおりでございます。

福祉保健部長、そういったことですから、いいですか、よろしくお願ひしたいと思ひます。

(2) 原爆に関する日本の高校教科書とアメリカの高校教科書との対比において、県当局の考え及び取り組みについて。

原爆に関して、日本とアメリカの高校教科書を比べてみますと、日本の教科書は、時系列による事実の記載となっておりますが、アメリカの教科書においては、原爆に対する背景、関与した人々の考え、原爆投下についても、さまざま詳細に記載されております。

今後の被爆者の高齢化、被爆の実相の継承が難しくなっていくと考えられますので、次世代への継承、理解を進めるためにも、教科書の記載の充実について、国や教科書会社への働きかけを行ってはいかがかと考えますが、県当局の見解をお尋ねします。

○議長(溝口芙美雄君) 文化観光国際部政策監。

○文化観光国際部政策監(田代秀則君) アメリカの教科書は、日本と異なり検定制度がなく、出版社が自由に編集、発行し、教科書の使用も教師の裁量に任せており、教科書制度、教科書の使い方が異なるため、双方を単純に比較する

ことは難しいと考えております。

しかしながら、被爆県の思いといたしましては、若い世代へ被爆の実相を確実に継承していくためにも、日本の教科書における原爆に関する記載がより充実することは望ましいことであると考えますので、議員からのご指摘があった働きかけについて、検討してまいります。

○議長(溝口芙美雄君) 山田博司議員—31番。

○31番(山田博司君) これは、傍聴者の方もいらっしゃると思いますので、わかりやすく言いますと、日本の教科書は6行、つまり193文字、アメリカの教科書は97行、1,000語です、皆さん。これは私の地元の三井楽町、久保元知事の地元の三井楽町の小学生から言われたんですよ。「山田さん、日本の教科書とアメリカの教科書は違うんですよ」と、小学生から言われたんですよ。「山田博司さんに言ってほしい」と。

じいちゃんが、「なんで山田博司さんか」と聞いたら、「久保知事さんに言いたいけれど、久保知事さんはもういないから、山田博司さんに言ってくれと言われた」と。その方から電話がありまして、お話を聞いたら、こういったことでもございました。

子どもたちの考えというのはすばらしいです。びっくりしました。私は、子どもたちの心も声も大切に、しっかりとやらせていただきたいと思っております。これは、五島が生んだすばらしい政治家 久保元知事の地元の三井楽の子どもたちから、この話があったわけでございます。ぜひしっかりと取り組んでいただきたいと思っております。

7、九州新幹線西九州ルート等における工事施工のあり方について。

(1) 長崎県内の工事参加企業の状況について。九州新幹線西九州ルートにおける、工事に参

加されている長崎県内の企業状況について、お尋ねします。

受注されている会社から、工事施工に当たり、厳しい経営状況にあるとの声がありますが、工事参加企業の経営状況について調査すべきではないかと考えますが、県当局の見解をお尋ねします。

○議長（溝口芙美雄君） 土木部長。

○土木部長（岩見洋一君） 新幹線工事の特定建設工事共同企業体、いわゆるJVに参加している県内企業の利益、または損失は、JVの出資比率に応じて配分されることが基本となっております。

工事施工上の課題がある場合は、発注者である鉄道・運輸機構と、受注者であるJVとで双方協議し、必要があれば設計変更を行い、請負金額の変更を行うこととなっております。

機構に確認いたしましたところ、発注契約や設計変更等については適切に処理しており、JVから、問題が生じているとの声は寄せられておりませんでした。

また、仮に工事参加企業において、新幹線工事に係る課題が生じている場合は、受注者であるJVから申し出ただけであれば、適宜判断すると機構から聞いております。

県といたしましても、県内企業が問題を抱えており、県に具体的な相談をしたいという申し入れがあれば、適切な助言等を行いたいと考えております。

○議長（溝口芙美雄君） 山田博司議員—31番。

○31番（山田博司君） そういった、あればということで、建設業というのは請負ですから、そういった申し入れを受けても、なかなか申し入れられない現状が、実情があるわけでございますけれども、土木部長として、これは県が発

注しているわけじゃありませんので、実際そういったことがありましたら、ご紹介したいと思っております。

しかし、私は紹介したんですよ、土木部長。どここの会社がどうなっている。実際に言うと、JVを組んでいる今の会社は、何と9億円の赤字が出ていると、これは話したんだよ。それが今の答弁かなと、私は納得いきませんね。9億円ですよ。私は言ったんだから、土木部長。そんな答弁あるもんですか。これを言うこと、会社でもものすごく勇気が要ったんですよ。それを、会社名も言った、工事名も言った。その答弁ではいかがなものかと思えます。後でしっかりと調べてください。

(2) JR長崎本線連続立体交差事業における県当局の財政支出のあり方について。

JR長崎本線連続立体交差事業における全体事業費は、約459億円となっており、そのうち長崎県が約107億円の負担となっております。平成24年度の総務部長による予算執行文書では、県が補償を行うものから、間接的に補助を得て事業を行う発注については、原則として県の発注方式に準じて公平・公正な発注がなされるよう、適切に指導・監督を行うこととなっておりますが、その方針に従って、JR九州に対して指導・監督を行ったのか、行っていないのか、そこだけお尋ねします。

○議長（溝口芙美雄君） 土木部長。

○土木部長（岩見洋一君） 連続立体交差事業は、事業主体である自治体と鉄道事業者が協定に基づいて、それぞれ費用を負担し、鉄道事業者が工事の発注を行うこととなっております。

これは、補助金を交付しているものではありませんので、平成24年度の総務部長通知の対象とはなりません。税金が投入されているため、

入札方法の透明性が社会的に求められるものと考えております。

このため、入札方式について透明性を高めるように、JR九州へ要請しておりますが、平成21年に国と鉄道事業者との間で交わされた、「鉄道委託工事を行う場合の透明性の確保に関する申し合わせ」の中でも、入札方式については継続協議事項となっており、現在は十分な対応がなされていない状況にあります。

県としましては、引き続き国や関係機関と連携し、鉄道事業者に対応を求めていきたいと考えております。

○議長(溝口芙美雄君) 山田博司議員—31番。

○31番(山田博司君) これは、一昨年も話したんですよね。それで、会社の受注金額は、昨年度に聞いた、これは、今やっている事業は鉄建建設、松尾建設、谷川建設JVで、これは大体8億円ですね。もう一つが、大成建設、九鉄工業、西海建設、25億円、これは間違いないかどうか、土木部長、それをお答えください。

もう一つ、これは2者以上の指名競争見積方式で、JRの社内規定で、これは公表できないということになってはいますが、それで間違いないのか、これは土木部の資料でお尋ねしていますけれど、間違いないかどうか、そこだけお答えください。

○議長(溝口芙美雄君) 土木部長。

○土木部長(岩見洋一君) 契約金額につきましては、昨年の議会で答弁しているとおりでございます。

JR九州の発注方法につきましては、2者以上の指名競争見積方式と聞いておりますが、入札参加者数などについては、JR各社においても同様ですが、公表されておられません。

○議長(溝口芙美雄君) 山田博司議員—31番。

○31番(山田博司君) 代表監査委員、私と土木部長の話聞いていて、これはあったことがないことよ。先ほど土木部長は、これは負担金だから、補助金じゃないからとか言っていますが、補助金だろうが、負担金だろうが、100億円だよ。これを、総務部長になると違うと言うのは、言語道断だよ、私は。

そこで、これは副知事も経験された、すばらしい行政経験を持っている濱本代表監査委員、まさしくこれを監査でやらないといけません。これは、平成30年度の監査実施方針に基づいて。私は農水経済委員会にいますけれど、現場で、農林部、水産部、産業労働部、担当の中で、五島振興局の職員も、本当に厳しい財政の中で一生懸命やっているんですよ。その一方で、これですからね。これはびっくりしますよ、誰だって。これを平成21年からずっと言っているけど、それが改善されない。改善されないんだったら、代表監査委員が頑張らないといかんでしょう。どうですか、これ。ぜひ頑張ってくださいよ。期待しています。どうですか。

○議長(溝口芙美雄君) 代表監査委員。

○代表監査委員(濱本磨毅穂君) この問題については、透明性の確保については、所管の部局の方でも高めていくように協議等々もしているということ、今答弁があったということ、でございます。

じゃ、こういったことについて監査をするかどうか。何を監査するかについては、監査委員会において監査基準、監査の実施方針等々決定をして決めることとなりますので、議員からそういうご意見があったことは承っておきたいと思っております。

○議長(溝口芙美雄君) 山田博司議員—31番。

○31番(山田博司君) 私はね、(発言する者

あり）小林先生、ありがとうございます。（発言する者あり）

私は、小林さんが先ほど、それが答弁と言っているけれど、100億円の負担金を、そのままこんな入札方式でまかり通るんだったら、県の入札方式のあり方を見直さんといかんのじゃないか。これがまかり通るんですか。私は、これがいいというんだったら、見識を疑うな、これ。今、私が言っていることを、監査委員が一步も二歩も踏み込んでいただくんだったら、前向きな答弁だと理解できるんです。それを否定するようなことを言うんですか。やじといえども、何といえども、そんなことはあってならないよ、これは。

私は、総務部長の見解の通達どおりに言っているわけだから、これをやじだろうが、何だろうが、それを否定するのはどうかと思いますね。

8、平成29年度以前の定例県議会及び予算決算委員会での県当局等の答弁について。

(1) 長崎県公立高等学校生徒通学費補助事業について。

公立高校遠距離通学補助制度が、平成30年度新しく見直されるということでございますが、今回、国境のしまの五島列島、壱岐、対馬において、補助対象の高校生が何人いるか、お尋ねしたいと思います。

○議長（溝口芙美雄君） 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（池松誠二君） 現在のところ、補助対象者はおりません。

○議長（溝口芙美雄君） 山田博司議員—31番。

○31番（山田博司君） 私が平成28年9月の定例県議会で、壱岐、対馬、五島の公立高校の子どもたちは、実はこの制度の対象者はいないということで、教育委員会教育長にお話をさせていただきました。その中で、教育委員会教育長は

こう言われているんです。「状況に応じた制度改正を行ってきているところであり、今後も必要に応じ、制度のあり方については検討してまいりたいと考えております」と。私はその時に、「そうしますと、教育委員会教育長、来年度はこの制度におきまして、壱岐、対馬、五島の高校生が対象になる支給人数が出ると理解していいわけですね」と言ったら、教育委員会教育長は何と答えられたかという、「限られた予算でありますので、本当に困っている方々にどのように補助ができるかというような観点から、制度の見直しを進めていきたいというふうに思っております」と答えているんです。

それで、教育委員会教育長は、財政が厳しい中、いろいろやっていただいたと思うんです。しかし、実際はゼロだった。これは、私も地域を回ったら、保護者の皆さんは大変楽しみにしておりました。結果的にゼロだった。これは教育委員会教育長、年度途中だけでも、本来であれば、対象者がいるか、いないか、きちんと調べた上で制度設計するならわかるけれど、制度設計してみたら、やったら、いませんでした。つまり、これは絵に描いた餅なんだよな。絵に描いた餅は食べませんよ。私は、五島のかんころもちが好きですけど、こんな絵に描いた餅なんか要りませんよ。

教育委員会教育長、これはもう一度制度設計を考えていただけませんか。私は、教育委員会の担当課長が大変苦勞して制度をつくったのはわかっていたんです。だから、私はJRのああいっただことを言うんだよ。だから、教育委員会教育長、しっかりと、これは予算も1,700万円です。片方は、JRは100億円ですよ。教育委員会でこういった厳しい財政の中で鋭意やっている中で、だから、私はJRの件を言うんです

よ。

教育委員会教育長、よかったら前向きな答弁をいただきたいと思います。

○議長(溝口芙美雄君) 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長(池松誠二君) まず、この制度は、昭和48年度に、高校進学率向上のため、交通機関利用の通学距離が、本土で12キロメートル以上、離島は8キロメートル以上の生徒を対象として創設をした制度であります。

今回の見直しに当たりましては、先ほど議員からもご指摘がございましたけれども、限られた予算の中で、特に、支援を必要とする方々にどのように補助できるかという観点で検討した結果、今年度の入学者から、先ほどの通学距離の要件は維持したうえで、住民税非課税世帯及び課税世帯であっても、1カ月の定期券額が3万円以上の高額負担者に対象を限定したところであります。

冒頭申し上げたとおり、本制度は、離島も含めた県下全体の高校生を対象としたものであり、通学にかかる負担額が離島においては本土の半額程度である現状にあっては、これ以上の制度の見直しは非常に難しいというふうに考えております。

なお、県教育委員会としては、高校未設置離島の生徒への通学費や居住費等の支援、本土との教育格差が生じないための国への要望など、どの地域に住んでも同じ水準の教育を受けられるよう、引き続き離島の学校教育の充実に努めていきたいと考えております。

○議長(溝口芙美雄君) 山田博司議員—31番。

○31番(山田博司君) 私はなぜこだわるかという、先ほど言った、五島が生んだ政治家の久保元知事が、知事時代につくったんです。私は五島市選出の県議会議員ですけど、私はこ

の久保元知事の思いというのはずっと受け継いで、これをやっていきたいと思っております。

時間がありませんので、この質問はまた別の機会にしたいと思えますけれど、私の思いというか、島民の思いというのは、ぜひ理解していただきたいと思っております。

(2) 長崎県迷惑行為等防止条例のあり方について。

長崎県迷惑行為等防止条例の改正についてですが、昨年11月、県内で発生しました教室内での盗撮事案が起こった後、はじめて改正に動き出しました。本来であれば、他県の情勢を参考にしながら、事案が発生する前に改正すべきと考えられますが、警察本部長の見解をお尋ねします。

○議長(溝口芙美雄君) 警察本部長。

○警察本部長(國枝治男君) 申し上げるまでもなく、条例は憲法、地方自治法に基づき、それぞれの自治体の実情に応じて制定が可能であります。制定に当たっては、条例の必要性や正当性、適法性などを検討する必要があるとされております。

ご指摘の迷惑行為等防止条例のような罰則を含む条例につきましては、その必要性が特に高いと考えております。

これらを踏まえまして、県警におきましては、他都道府県の条例の制定状況等の調査、県内の実態調査、関係機関との協議を行い、慎重に検討を重ね、条例改正案を作成しているところであります。

今後、しかるべき手続を経て議会に上程する予定ですので、よろしく願いいたします。

○議長(溝口芙美雄君) 山田博司議員—31番。

○31番(山田博司君) それでは、警察本部長、お尋ねしますけれど、いつごろ、これを施行日

として予定されていくのか、思いをお答えいただけますか。

○議長（溝口芙美雄君） 警察本部長。

○警察本部長（國枝治男君） 今申し上げました条例改正案なんですけれども、これについては総務委員会での指摘等も踏まえまして、県民等の日常生活に影響を及ぼす内容を含み、広く県民のご意見を聞く必要があると判断し、パブリックコメントを実施しているところであります。

今後とも、県内における犯罪等の発生状況を含め、社会情勢の変化や、他都道府県の情勢等も踏まえたうえで、社会情勢に的確に対応した、「犯罪のない安全・安心なまちづくり」を総合的に推進してまいりたいと考えております。

（発言する者あり）

○議長（溝口芙美雄君） 山田博司議員—31番。

○31番（山田博司君） ちょっとやじがうるさいんですけれどね。

それでは、この迷惑行為防止条例なんですけれども、この条例の目的というのは、「公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等を防止し」なんです。これは、警察本部長、事件が起こってするというよりも、日本全国やっていたわけですね。それであれば、やるべきじゃなかったんですか、逆に、あれば。これは、長崎県で事案が発生する以前に、日本全国いろいろやっていたわけだから。

警察本部長、もう一度お尋ねしますけれど、平成29年度予算決算委員会で、警察本部長はこう言っていたんです。「この件に関して、私個人の意気込みとしては、次の議会をめぐりに、遅くとも次の議会にはお諮りしたいと考えております。その節はよろしくお願ひしたいと思います」と。つまり、9月までには間に合うのかど

うか、そして、間に合わなかったら、いつごろをめぐりにするのか、そこだけお答えください。

○議長（溝口芙美雄君） 警察本部長。

○警察本部長（國枝治男君） 先ほど申し上げましたとおり、現在パブリックコメントを実施中であり、今後しかるべき手続を経て、議会に上程する予定としております。

議会において成立した場合におきましては、可能な限り、早急に施行してまいりたいと考えておりますが、県民の皆様にお知らせする必要もありますし、それから、適正な運用を図るため、職員に対する教養もしっかりと行っていく必要があると考えておりますので、公布後、おおむね2〜3カ月の期間を経ての施行を考えているというところでご理解のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長（溝口芙美雄君） 山田博司議員—31番。

○31番（山田博司君） 警察本部長、私は警察行政に対して大変期待しているから、質問しているんです。

今回、6月定例県議会で、刑事警察費とあって、この刑事警察費に、犯罪予防及び捜査費に要するに経費として3,000万円の減額をしているんですね。なぜ減額するのかと思う。

私は、予防するため、しっかり頑張っていたでいて、予算が、活動に十分対応してなかったのかどうなのか、よくわかりませんが、ここでもやっぱりわかるわけです。

警察本部長におかれましては、私が質問するのは、こういった事案が発生してするよりも、これは予防の条例だから、こういったことは一日も早くしっかりとやっていただきたいという期待を込めて質問しているわけですので、ぜひご理解いただきたい。

警察本部長、何か見解がありますか。私はそ

ういった思いで質問しているということです。

（発言する者あり）

何か後ろの方からいろいろとやじが飛んできますけど、ちょっと誤解を招いておりますので、私は冷静に質問しているわけでございますので、警察本部長におかれましては、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

中村知事、もう時間が限られておりますけれども、今回、私は、こういった質問をするに当たっては、地域の皆さん方の声をしっかりと受け止めて質問に立たせていただきました。その中で、私は、県議会議員として議席をいただいておりますけれども、今回つくづくと思ひました。県議会の中でも、こういった議場で言うのと、直接国に行って申し上げないといかんなどというのがわかってきました。

中村知事も知事として頑張っている中、いろんな財政の縛りの中で頑張っている、十分わかっております。私も、中村県政を支えていながら、新たなステップに向けて頑張っていきたいと思ひております。（発言する者あり）

傍聴者も、そういった期待を込めて、今日は来ているわけでございますので、今日は本当に多岐にわたって前向きな答弁をいただきましたこと、ありがとうございます。

どうもありがとうございました。

○議長（溝口芙美雄君） 以上で、県政一般に対する質問を終了いたします。

さきに上程いたしました議案のうち、第95号議案乃至第103号議案、及び報告第2号乃至報告第16号につきましては、お手元の議案付託表のとおり、それぞれの委員会に付託いたします。

お諮りいたします。

第104号議案「長崎県教育委員会の委員の任

命について議会の同意を求めることについて」及び第105号議案「長崎県人事委員会の委員の選任について議会の同意を求めることについて」は、委員会付託を省略することにご異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口芙美雄君） ご異議なしと認めます。

よって、第104号議案及び第105号議案は、委員会付託を省略いたします。

次に、各委員会は、お手元の日程表のとおり、それぞれ開催されますようお願いいたします。

以上で、本日の会議を終了いたします。

明日より7月5日までは、委員会開催等のため本会議は休会、7月6日は、定刻より本会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

— 午後 3時48分 散会 —

第 24 日 目

議 事 日 程

第 24 日 目

-
- ◇ ◇
- 1 開 議
 - 2 第106号議案上程
 - 3 知事議案説明
 - 4 第106号議案、質疑・討論、採決
 - 5 第104号議案及び第105号議案、質疑・討論、採決
 - 6 委員長審査結果報告、質疑・討論、採決
 - 7 意見書等上程、質疑・討論、採決
 - 8 議員派遣第71号上程、質疑・討論、採決
 - 9 九州新幹線西九州ルート整備特別委員会設置の件
 - 10 九州新幹線西九州ルート整備特別委員会委員並びに正副委員長の選任
 - 11 議会閉会中委員会付託事件の採決
 - 12 閉 会

平成30年7月6日（金曜日）

出席議員（44名）

1番 宮本法広君
 2番 麻生隆君
 4番 坂本浩君
 5番 高橋勝幸君
 6番 里脇清隆君
 7番 近藤智昭君
 8番 宅島寿一君
 9番 松本洋介君
 10番 ごうまなみ君
 11番 大場博文君
 12番 山口経正君
 13番 山本由夫君
 14番 吉村洋君
 欠番
 16番 堀江ひとみ君
 17番 川崎祥司君
 18番 深堀浩君
 19番 山田朋子君
 20番 久野哲君
 21番 山本啓介君
 22番 前田哲也君
 23番 外間雅広君
 24番 下条ふみまさ君
 25番 大久保潔重君
 26番 中島浩介君
 27番 西川克己君
 28番 浅田眞澄美君
 29番 中村和弥君
 30番 高比良元君
 31番 山田博司君
 32番 渡辺敏勝君
 33番 吉村庄二君
 34番 瀬川光之君

35番 坂本智徳君
 36番 橋村松太郎君
 37番 徳永達也君
 38番 中島廣義君
 39番 中山功君
 40番 野本三雄君
 41番 小林克敏君
 42番 田中愛国君
 43番 三好徳明君
 44番 八江利春君
 45番 宮内雪夫君
 46番 溝口芙美雄君

欠席議員（1名）

3番 吉村正寿君

説明のため出席した者

知事 中村法道君
 副知事 上田裕司君
 副知事 里見晋君
 統轄監 濱田厚史君
 総務部長 古川敬三君
 県民生活部長 木村伸次郎君
 環境部長 宮崎浩善君
 福祉保健部長 沢水清明君
 企画振興部長 柿本敏晶君
 文化観光国際部長 中崎謙司君
 土木部長 岩見洋一君
 農林部長 中村功君
 水産部長 坂本清一君
 産業労働部長 平田修三君
 危機管理監 豊永孝文君
 福祉保健部 園田俊輔君
 こども政策局長
 会計管理者 野嶋克哉君

交通局長 太田彰幸君
企画振興部政策監 廣田義美君
文化観光国際部政策監 田代秀則君
産業労働部政策監 下田芳之君
教育委員会 池松誠二君
教育長 永淵勝幸君
選挙管理委員会委員長 濱本磨毅穂君
代表監査委員 星野孝通君
人事委員会委員 片岡瑠美子君
公安委員会委員 國枝治男君
警察本部長 辻亮二君
監査事務局長 寺田勝嘉君
人事委員会事務局長
(労働委員会事務局長併任)
教育次長 本田道明君
財政課長 古謝玄太君
秘書課長 伊達良弘君
警察本部総務課長 杉町孝君
選挙管理委員会書記長 井手美都子君

議会事務局職員出席者

局長 木下忠君
総務課長 高見浩君
議事課長 篠原みゆき君
政務調査課長 太田勝也君
議事課長補佐 増田武志君
議事課係長 梶谷利君
議事課主任主事 天雨千代子君

— 午前10時 0分 開議 —

○議長(溝口芙美雄君) 皆さん、おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

この際、知事より、第106号議案の送付がありましたので、これを上程いたします。

ただいま上程いたしました議案について、知

事の説明を求めます—知事。

○知事(中村法道君)〔登壇〕 本日、提出いたしました追加議案について、ご説明いたします。

第106号議案は、長崎県副知事の選任について議会の同意を得ようとするものであります。

副知事といたしまして、平田研君を選任しようとするものであります。

適任と存じますので、ご決定を賜りますよう、よろしく願いいたします。

なお、副知事を退任されます里見晋君には、在任中、多大のご尽力をいただきました。

この機会に厚く御礼申し上げます。

以上をもちまして、本日提出いたしました議案の説明を終わります。

○議長(溝口芙美雄君) お諮りいたします。

ただいま上程いたしました議案は、直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(溝口芙美雄君) ご異議なしと認めます。よって、直ちに採決いたします。

第106号議案「長崎県副知事の選任について議会の同意を求めることについて」、採決いたします。

本議案は、原案のとおり、副知事として、平田研君に同意を与えることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(溝口芙美雄君) 起立多数。

よって、第106号議案は、原案のとおり同意を与えることに決定されました。

次に、第104号議案「長崎県教育委員会の委員の任命について議会の同意を求めることについて」を議題といたします。

お諮りいたします。

本議案は、質疑・討論を省略し、直ちに採決

することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長(溝口芙美雄君) ご異議なしと認めます。
よって、直ちに採決いたします。

第104号議案は、原案のとおり、委員として、小松雄介君に同意を与えることにご異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長(溝口芙美雄君) ご異議なしと認めます。
よって、第104号議案は、原案のとおり、同意を与えることに決定されました。

次に、第105号議案「長崎県人事委員会の委員の選任について議会の同意を求めることについて」を議題といたします。

お諮りいたします。

本議案は、質疑・討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長(溝口芙美雄君) ご異議なしと認めます。
よって、直ちに採決いたします。

第105号議案は、原案のとおり、委員として、本田哲士君に同意を与えることにご異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長(溝口芙美雄君) ご異議なしと認めます。
よって、第105号議案は、原案のとおり、同意を与えることに決定されました。

これより、さきに各委員会に付託して審査をお願いいたしておりました案件について、審議することにいたします。

まず、総務委員長の報告を求めます。

大場委員長—11番。

○総務委員長(大場博文君) (拍手)〔登壇〕 それでは、総務委員会の審査の結果並びに経過の概要について、ご報告いたします。

本委員会に付託されました議案は、第96号議案「長崎県税条例及び長崎県税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例」のほか2件であります。

慎重に審査いたしました結果、議案につきましては、いずれも異議なく、原案のとおり可決、承認すべきものと決定されました。

以下、本委員会で論議がありました主な事項について、ご報告いたします。

まず、文化観光国際部の所管事項について、「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の世界遺産登録に関し、12の構成資産以外にも史実に基づいた関連性のある資産があるが、今後、これらを世界遺産とどのようにつなげていくのかとの質問に対し、12の構成資産以外についても、「禁教期」だけではなく、「伝来期」と「復活期」も含めた一連のストーリーの中であわせて発信していくことが、世界遺産の価値の理解と感動につながることとなるため、引き続き、構成資産以外も含めた現地ツアーの開発等の周遊対策に努めてまいりたいとの答弁がありました。

次に、警察本部の所管事項について、「改正道路交通法」に関し、今回の改正道路交通法において、75歳以上の免許更新時の認知機能検査が強化され、全国的に検査の予約待ちの状態となっているとのことだが、長崎県の現状はどうなっているのかとの質問に対し、長崎県の予約については、3月末時点で、60.3日待ちの状態となっている。全国平均が49.6日、九州平均が50.1日であり、本県については、長い待ち日数となっているとの答弁がありました。

これに対し、九州8県の中で長崎県が待ち日数が一番長いとのことだが、その原因と対策は考えているのか。また、受講待ちのため免許更

新が間に合わない事例もあるのではないのかとの質問に対し、認知機能検査は自動車学校や教習所で検査を受けることとなっている。長崎県の場合、自動車学校や教習所の数が他県と比べて少なく、また、この数年で自動車学校の閉校もあっていることから、待ち日数が長くなっている現状にある。その対策として、本県の運転免許試験場においても検査が実施できるよう準備を進めているところである。また、免許更新については、失効前に確実に受講させているため、免許更新ができなかった事例は出ていないとの答弁がありました。

次に、企画振興部の所管事項について、九州新幹線西九州ルートに関し、新鳥栖・武雄温泉間の整備方針については、「与党整備新幹線建設推進プロジェクトチーム九州新幹線（西九州ルート）検討委員会」において議論が進められているが、フル規格による整備に当たっては、佐賀県の財政負担が大きな課題であると認識している。県においては、佐賀県の実質的な負担額について、どのように考えているのかとの質問に対し、整備事業の財源には、貸付料が充当されるため、佐賀県が同検討委員会に示された負担額よりは、相当程度軽減されると考えている。また、財源を含む課題については、国による議論を経て新たなスキームが提示された場合は、改めて様々な角度から検討する必要があるとの答弁がありました。

これに対し、西九州ルートのフル規格による整備や、財源措置については、県議会としても、県とともに国へ働きかけていきたいとの意見がありました。

次に、総務部の所管事項について、県単独補助事業の予算編成に関し、当初予算において、普通建設単独事業が削減されているが、急傾斜

地崩壊対策事業については、県民の生命に関する事業であるため、一定の配慮はすべきではないのかとの質問に対し、財政状況が厳しい中において、選択と集中が必要ではあるが、県民の生命、財産を守る安全・安心という視点は重要な要素であり、予算編成における判断基準の一つとして重視していきたいとの答弁がありました。

また、別途、本委員会から、「地方財政の充実・強化について」の意見書提出方の動議を提出しておりますので、あわせてよろしく願います。

以上のほか、一、アンテナショップ「日本橋長崎館」について、一、長崎県迷惑行為等防止条例の改正状況について、一、2020年東京オリンピック等に係る取組について、一、玄海原子力発電所の安全対策についてなど、総務行政全般にわたり活発な論議が交わされましたが、その詳細については、この際、省略させていただきます。

以上で、総務委員会の報告といたします。

議員各位のご賛同をいただきますよう、よろしく願います。

○議長（溝口芙美雄君） お諮りいたします。

各議案は、質疑・討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口芙美雄君） ご異議なしと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

まず、第96号議案「長崎県税条例及び長崎県税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例」について、採決いたします。

本議案は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（溝口芙美雄君） 起立多数。

よって、第96号議案は、原案のとおり可決されました。

次に、その他の議案について、一括して採決いたします。

各議案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口芙美雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案は、それぞれ原案のとおり、可決、承認されました。

次に、文教厚生委員長の報告を求めます。

近藤委員長一7番。

○文教厚生委員長（近藤智昭君）（拍手）〔登壇〕

文教厚生委員会の審査の結果並びに経過の概要について、ご報告いたします。

本委員会に付託されました案件は、第97号議案「長崎県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」のほか2件であります。

慎重に審査いたしました結果、議案につきましては、いずれも異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

以下、本委員会で論議のありました主な事項について、ご報告いたします。

まず、総務部関係について、私立高校の就職状況について、県内就職率の向上は人口流出の防止を図る上で重要であると考えているが、県立大学の対前年比2.3%の増に対し、私立高校は4.6%の減となっている。この結果を受けて、具体的にどのように取り組んでいくのかとの質問に対し、景気が回復基調にあるため、都心部の求人が増えていることが、主な要因の一つであると考えている。県内の優良な求人情報を生徒に実感してもらうため、各学校とも連携し、企業説明会、企業見学会やインターンシップの

充実を図っていくほか、担当教員と県内企業との意見交換会を推進し、生徒との面談の際に、県内企業を率先して紹介していただくような取組を進めていきたいとの答弁がありました。

これに対し、県立大学については、具体的な施策を掲げ成果が上がっている。そういった取組も参考にしながら、県としてリーダーシップを発揮し、推進していただきたいとの意見がありました。

次に、教育委員会関係について、「第三期長崎県教育振興基本計画の策定について」に関し、本県教育の総合的な指針である計画を策定する中で、働き方改革推進等の取組による成果指標として、県立学校における超過勤務が月100時間を超える教職員の割合の縮減を掲げているが、市町立学校も含めるべきではないかとの質問に対し、市町立学校については、服務監督権者となる各市町が主体的に取り組んでいく必要があると考えているが、市町と共同して超過勤務対策を推進しており、記載内容については改めて検討させていただきたいとの答弁がありました。

次に、大阪府高槻市で、通学途中の児童が小学校のブロック塀倒壊に巻き込まれてお亡くなりになったが、県内の学校で危険なブロック塀がある箇所を把握しているかとの質問に対し、県立学校においては、学校職員による緊急調査を依頼しており、今後、専門家による十分な精査が必要であるが、現時点で建築基準法施行令に定める項目に不適合となる可能性があるブロック塀が62カ所報告されている。また、市町立学校についても調査を依頼したところであるとの答弁がありました。

これに対し、専門家による調査を着実に実施するとともに、現時点で既に危険性のある箇所については、事故防止対策の徹底を図っていた

だきたいとの意見がありました。

次に、福祉保健部関係について、若年性認知症については、就労や生活面、経済面のほか、子育て家庭においては養育面等、多岐にわたるケアが必要となるが、県内における若年性認知症の患者数を把握しているか。

また、若年性認知症コーディネーターはどのような方を配置し、どのような取組を行っているのかとの質問に対し、若年性認知症の患者数について、本県の実数を把握していないが、平成21年の厚生労働省調査によると、全国で4万人弱とされており、本県では300人から400人と推計している。

また、若年性認知症コーディネーターについては、緊急性の高い相談内容を想定しており、本年6月1日に、長崎県認知症サポートセンター内に、認知症ケアの経験のある看護師を配置したところである。今後は関係団体等とネットワークを形成し、相談者に密着した相談体制を構築したいとの答弁がありました。

次に、自殺相談の体制について、自殺者の総数が年々減少している中、若年者の自殺者は横ばいで推移している状況を受けて、他県の中にはSNSを活用した相談対応を実施しているところもあるが、本県の検討状況はどうかとの質問に対し、SNSによる自殺相談は国の自殺対策大綱等でも掲げられており、他県の状況や課題等の情報収集を行っているところである。課題の一つとして、実際の声が聞けないので、感情がわかりにくいということがあり、早い段階で電話対応に切り替える等の対策が必要との意見もあっている。今後も他県の状況や、現場の意見を聞きながら、引き続き検討したいとの答弁がありました。

これに対し、現代の若者は、SNSに慣れ親

しんでおり、まずは電話よりも、SNSの方が相談しやすいと思うので、検討を進めていただきたいとの意見がありました。

次に、こども政策局関係について、児童虐待について、知事の定例記者会見の中で、「児童虐待情報の児童相談所から警察への全件提供については、警察を含めて調整をしていかなければならない」との発言があったが、現在の取組状況はどうか。また、法的な課題がある場合は、国による整備が必要と考えるがどうかとの質問に対し、児童虐待情報の警察への全件提供については、個人情報警察に提供する場合の法的根拠と、どの段階の情報を提供するのかという2つの課題がある。全件提供の法的根拠については、国へ確認したが「明確でない」との回答を得ており、根拠法令等の明確化が必要であると考えている。しかしながら、法的な課題が解消されるまでの間、現状でどのような対応ができるか、警察とも協議を進めていきたいとの答弁がありました。

これに対し、現状で何ができるのか、早急に検討いただきたいとの意見がありました。

また、別途、本委員会から、「児童虐待防止対策の充実・強化について」及び「バリアフリー法の改正に伴いその円滑な施行について」の意見書提出方の動議を提出しておりますので、あわせてよろしく願いいたします。

以上のほか、一、私立大学における経営状況の報告について、一、スクールカウンセラーの配置拡充について、一、学校における児童虐待への対応について、一、特定難病に係る医療費助成について、一、庁内のうつ病対策について、一、待機児童の解消についてなど、教育及び福祉保健行政全般にわたり熱心な論議が交わされましたが、その詳細については、この際、省略

させていただきます。

以上で、文教厚生委員会の報告といたします。

議員各位のご賛同をいただきますよう、お願いいたします。

○議長(溝口芙美雄君) お諮りいたします。

各議案は、質疑・討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(溝口芙美雄君) ご異議なしと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

各議案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(溝口芙美雄君) ご異議なしと認めます。

よって、議案は、それぞれ原案のとおり可決されました。

次に、環境生活委員長長の報告を求めます。

里脇委員長—6番。

○環境生活委員長(里脇清隆君) (拍手)〔登壇〕

環境生活委員会の審査の結果並びに経過の概要について、ご報告いたします。

本委員会に付託されました議案は、第100号議案「長崎県都市計画審議会条例の一部を改正する条例」ほか1件であります。

議案を慎重に審査いたしました結果、いずれも異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

以下、本委員会で論議がありました主な事項について、ご報告いたします。

まず、第100号議案「長崎県都市計画審議会条例の一部を改正する条例」に関し、都市計画審議会の委員構成について、学識経験者の委員定数は7人であるが、九州各県と比較して妥当であるか。また、関係行政機関の委員数は上限8人に対し4人しか任命していない理由は何かと

の質問に対し、九州各県の学識委員の任命数は、福岡県が8人で、その他の県は本県と同じく7人であるが、委員数に占める割合としては、本県が35%であるのに対し、他県は40%前後となっており、他県に比べて若干低いという状況である。また、関係行政機関の委員については、条例制定の昭和44年当初に国の通達に基づき、財務関係等の機関も含め、8名を任命していたところであるが、省庁再編や地方分権の流れなどにより、現在は都市計画に密接に関係のある4機関に限定し任命しているとの答弁がありました。

次に、第101号議案「長崎県港湾管理条例の一部を改正する条例」に関し、長崎港の県営常盤南駐車場の使用料の設定について、長崎港に寄港するクルーズ船のツアーバスの駐車に係る使用料を新たに設定することであるが、近隣の松が枝駐車場については、普段はツアーバスは駐車しないのかとの質問に対し、松が枝駐車場は、長崎市営の駐車場であり、従来は常盤駐車場からあふれた場合の受け皿となっていたところである。今回、常盤南駐車場の区画を見直し、最大130台駐車できるようになったため、クルーズ船のツアーバスについては、全て対応可能と思われるとの答弁がありました。

これに対し、将来、長崎港が2バース化となり、2隻同時にクルーズ船が入港した場合も対応は可能であるかとの質問に対し、新ターミナルの敷地内にツアーバス駐車場を計画しており、従来の常盤南駐車場と、松が枝ターミナル駐車場の合わせて3カ所に対応したいと考えているとの答弁がありました。

次に、議案外の所管事務一般で論議がありました主な事項について、ご報告いたします。

まず、環境部の所管事項について、海洋マイ

クロプラスチックごみの回収に関し、国際的な動き、国内の動きから、県としてどのような認識を持ち、この問題に取り組んでいるのかとの質問に対し、国の補助金を活用し、プラスチックごみが、砕けてマイクロプラスチックになる前の段階での回収・処理を行っている。また、「ゴミゼロながさき実践計画」に基づき、川から海へ、ごみが流れ込まないように、市町と連携を図りながら、陸域での発生抑制対策にも取り組んでいるとの答弁がありました。

次に、諫早湾干拓調整池の環境保全対策に関し、諫早湾干拓調整池の水は濁っているとよく言われるが、その水質は県外の河川と比較してどうかとの質問に対し、有明海に流入する主要な河川と比較して悪いということではない。CODの負荷量の割合も有明海全体の2%程度しかないと認識しているとの答弁がありました。

これに対し、県として水質改善のため、どのような取組を行っているのかとの質問に対し、調整池の水質は、改善傾向にあるものの、環境基準を超過している状況にあり、県としては、生活排水対策、工場・事業場排水対策、農業面源対策などの取組を行っているとの答弁がありました。

次に、県民生活部の所管事項について、犯罪被害者等支援に関し、平成30年3月に条例制定についての意見書が可決され、条例制定を含めて、犯罪被害者等支援の充実のための検討がされているものと思うが、現在の県下市町における犯罪被害者等支援条例制定に向けての動向を県はどのように把握しているか。また、被害者等の意見を聞く場を設けることが必要になると思われるが、県としてはどのように取り組む予定であるかとの質問に対し、県内市町の動向については、本年4月1日、県内で初めて佐世保市

で条例が制定されているほか、島原市や対馬市でも市議会で質問があったと聞いている。また、県としては、犯罪被害者等にとって一番身近な存在である市町と県が一体となり、地域格差のない支援を進めることが重要と考えている。そのためにも、まず、7月10日には、市町との協議会を開催し、さらなる犯罪被害者等支援の充実へ向けて条例制定を含めた検討を進めていくこととしているとの答弁がありました。

これに対し、被害者やその家族、事業者、市町、県民の方々が納得できるような形で、できる限り県内市町が足並みを揃えて条例が制定されることを要望するとの意見がありました。

次に、性暴力被害者支援「サポートながさき」に関し、平成29年度の相談・支援件数は397件とあるが、その内容はどのようなものかとの質問に対し、電話によるものが324件、手紙が2件、面接が47件、直接支援が24件となっている。

直接支援については、弁護士への付き添いが15件、病院等への付き添いなどの医療支援が3件、警察等への付き添いが6件となっているとの答弁がありました。

これに対し、前年度より92件増加しているが、その要因は何かとの質問に対し、「サポートながさき」が開設2年目となり、周知が図られているということと、また、相談窓口の連絡先等を記載したカードを県下の中学校及び高等学校に約8万枚配布したことにより、件数が増加したと思われるとの答弁がありました。

次に、交通局関係の所管事項について、自動車保険契約の入札結果に関し、各社の入札額について、それぞれ大きく差があるが、これほど差が出るものであるか。金額の違いは何かとの質問に対し、自動車任意保険の場合、前年度ま

での事故件数や支払い保険料の額等により、各社、算出されているが、落札業者によると、交通局では、ドライブレコーダーを全車導入していることから、事故処理の迅速化であったり、乗務員に対する指導教育も図られているという判断のもと、一定の保険料を抑えることができたというとの答弁がありました。

以上のほか、一、九州新幹線西九州ルートについて、一、住宅セーフティネット事業について、一、漂流漂着ごみ処理について、一、性的少数者の人権問題について、一、長崎駅前ターミナル及び諫早駅前ターミナルの移転についてなど、環境生活行政全般にわたり活発な論議が交わされましたが、その詳細については、この際、省略させていただきます。

以上で、環境生活委員会の報告といたします。

議員各位のご賛同をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長(溝口芙美雄君) お諮りいたします。

各議案は、質疑・討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(溝口芙美雄君) ご異議なしと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

各議案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(溝口芙美雄君) ご異議なしと認めます。

よって、議案は、それぞれ原案のとおり可決されました。

次に、農水経済委員長の報告を求めます。

山口委員長—12番。

○農水経済委員長(山口経正君) (拍手)〔登壇〕

農水経済委員会の審査の結果並びに経過の概要について、ご報告いたします。

本委員会に付託されました案件は、第102号議案「長崎県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例」の1件であります。

慎重に審査いたしました結果、議案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

以下、本委員会で論議がありました主な事項について、ご報告申し上げます。

まず、産業労働部関係について、ロボット、I o T関連産業及びスタートアップ拠点の推進体制に関し、「長崎県次世代情報産業クラスター協議会」を設立したとのことだが、事務局はどこにあるのか。

また、新たな基幹的産業の創出を目指すのであれば、推進体制の充実が必要と考えるが、今後、どのように展開していくつもりなのかとの質問に対し、同協議会の事務局は、新産業創造課内にある。今後の展開は、県だけでは限界があるので、県内外の企業・大学・投資会社等の力を結集して、新産業の創出を図っていきたい。

また、本年度は実証事業として、I o T関連で2件、ロボット産業関連で2件の実現を目指しているとの答弁がありました。

次に、水産部関係について、クロマグロの資源管理に関し、国が定めた7月からのクロマグロの資源管理方針は5月末に示されたが、周知期間が余りにも短い。本来30日以上期間を確保すべきパブリックコメントも、やむを得ない場合との理由で9日間とするなど、本県漁業者の声が国に届いているとは考えられない。

また、中西部太平洋まぐろ類委員会の条約では、零細・小規模漁業者を保護する規定がある中で、県はきめ細かく漁業者の声を聞き、共通認識を持って、国に現場の声を届けるとともに、情報提供や支援などを行うべきと考えるがどう

かとの質問に対し、今回の手続きについては、漁業者からの不満の声が聞こえている。引き続き、漁業者の声をしっかりと国に伝えるとともに、影響が最小限となるよう、各種支援等を含め、柔軟な対応を国に求めているとの答弁がありました。

次に、伊万里湾赤潮被害に係る支援及び今後の対策に関し、これまでどのようなことに取り組んできたのか。また、今後の対策をどのように検討しているのかとの質問に対し、昨年の赤潮被害を受け、地元養殖業者・漁協・関係市等をメンバーとする検討会議を直ちに立ち上げ、被害軽減対策について検討を重ねた結果、本年4月に「伊万里湾赤潮対策ガイドライン」を策定し、県内全漁協や全市町に配布するなど、監視体制の強化に役立てるよう周知を図った。

また、伊万里湾における漁場監視を、6月は週1回、7月からは週2回実施し、地元と協力しながら監視体制を強化している。

今後は、抜本的な対策として、赤潮被害を軽減する底質改善策の可能性について、佐賀県等の関係機関と検討しているところであるとの答弁がありました。

次に、農林部関係について、農産物輸出の取組に関し、近年、香港などでフードフェスタが開催されているが、本県からの出展状況はどうなっているのか。

また、本県産の農林水産物が東京に出荷され、仲卸業者が輸出していると聞くが、どのように取り組んでいるのかとの質問に対し、昨年度は、香港での商談会で長崎和牛を、アジア以外でもアメリカサンディエゴでの商談会で、長崎和牛とイチゴを出展した。

また、積極的に輸出に取り組んでいる東京大田市場の仲卸業者等に対し「長崎県農水産物輸

出協議会」の特別会員になっていただき、連携を図りながら輸出拡大に努めているとの答弁がありました。

また、「長崎県農産物輸出協議会」に関して、行政は、事業の枠組みや制度及び支援のあり方について検討するものと思うが、輸出経路における行政の役割について、どのように考えているのかとの質問に対し、同協議会は、平成26年に県内の農業団体、農業法人、市・町等が加入し、輸出促進を図るため設立したものである。

本県農産物の輸出状況はまだ厳しい状況であり、県も同協議会を通じて、各民間団体が主催する商談会などに積極的に関与することにより会員の販路の開拓につなげ、農業者の所得向上につなげていきたいとの答弁がありました。

以上のほか、一、長崎県ロボット、IoT関連産業育成支援業務委託について、一、長崎魚市場高度衛生管理施設整備事業の進捗状況について、一、タイラギ広域増殖ネットワークについて、一、新規就農者・新規雇用就業者の確保について、一、地理的表示（GI）保護制度に係る「対州そば」の県内初登録について、一、諫早湾干拓農地の排水対策について、一、千綿女子高等学園跡地の貸付期間終了後のあり方についてなど、農水経済行政全般にわたり熱心な論議が交わされましたが、その詳細については、この際、省略させていただきます。

以上で、農水経済委員会の報告といたします。議員各位のご賛同をいただきますよう、お願いいたします。

○議長（溝口芙美雄君） お諮りいたします。

第102号議案は、質疑・討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口芙美雄君） ご異議なしと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

本議案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(溝口芙美雄君) ご異議なしと認めます。

よって、第102号議案は、原案のとおり可決されました。

次に、予算決算委員長の報告を求めます。

高比良委員長—30番。

○予算決算委員長(高比良 元君)〔登壇〕 予算決算委員会の審査の結果並びに経過の概要について、ご報告いたします。

本委員会に付託された案件は、第95号議案「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第1号）」ほか14件でございます。

慎重に審査いたしました結果、議案につきましても、いずれも異議なく、原案のとおり、可決、承認すべきものと決定されました。

以下、本委員会で論議のありました主な事項について、ご報告いたします。

まず、総務分科会では、県警関係の公舎等敷地売却収入に関し、増額の内訳はどのようになっているのかとの質問に対し、主な増額の内訳は、城栄町公舎跡地を約1億9,000万円の売却で見込んでいたものが約2億7,000万円で売却となり、約7,900万円の増となった。その他、平成29年度の売却予定ではなかった東彼杵駐在所跡地が644万円、北栄町官舎跡地が700万円で購入希望があり、前倒しで売却したことにより合計で9,247万円の増となったとの答弁がありました。

これに対し、この他に未利用地の売却として何カ所予定しているのかとの質問に対し、県警で保有している未利用地は現在25カ所あり、平成30年度は5カ所を売却する予定としていると

の答弁がありました。

次に、文教厚生分科会では、健康長寿日本一の長崎県づくり推進事業費に関し、健康寿命とは、日常生活に制限のない期間の平均であり、今回の事業内容は県民会議の設置や会議を通じた健康意識の醸成であると認識しているが、もっと具体的な事業を構築すべきではないかとの質問に対し、健康寿命の延伸や健康づくりには、様々な手法があるが、プロジェクトチームを設置して課題等の分析を行っており、生活習慣病の重症化等が要介護の状態に至る大きな要因であると考えている。このため、健康的な生活習慣に取り組んでいただくことが大切であり、まずは多くの県民に、本事業を通じて、その必要性や取組内容等を周知したいと考えているとの答弁がありました。

さらに、健康増進に関する施策は各市町でも取り組んでおり、県民会議では、行政だけではなく民間団体等も含め幅広く情報の共有化を図ることが県の大事な役割と考えるが、その見解はどの質問に対し、県民会議では、継続的な取組を推進するため、本県の健康課題等、説得力のある内容を示すとともに、各市町や団体の優良事例の紹介等を行い広く展開を図ってきたいとの答弁がありました。

次に、環境生活分科会では、島原半島満喫プロジェクト推進事業に関し、調査委託費393万8,000円の減額の内容と理由は何かとの質問に対し、訪日外国人の意向等調査分析業務の入札率が32%となり283万円の減額となったこと及びジオパークモニターツアーの入札残、その他の執行残を合わせて減額となったとの答弁がありました。

これに対し、今年度も510万円ほどの予算が計上されているため、着実に効果的な予算の執

行を図りたいとの意見に対し、今年度も県の予算及び国の展開事業の予算を確保しており、予定どおり執行できるよう努力してまいりたいとの答弁がありました。

次に、農水経済分科会では、外国人材活躍促進事業費に関し、調査・協議を行う想定国が、ベトナム等となっているが、具体的にどの地域を検討しているのか。また、予算の内訳はどのようになっているのかとの質問に対し、ベトナムについては、既に友好交流協定を締結しているクアンナム省をはじめ、ハノイ、ホーチミン等の地域を検討している。

また、予算の内訳としては、技能実習生送出国での調査・協議に要する経費で、ベトナム3回、フィリピン1回分を、また、県内企業1,500社程度へのアンケート調査等の経費を計上しているとの答弁がありました。

また、これに関連して、県として、農業・水産業・福祉等の分野を含めた外国人材の活用について、全体的な枠組みが必要と考えるがどうかとの質問に対し、各部局が、それぞれの所管分野の人材について取組を進めている。県全体で連携していく際には、産業労働部が主体となって進めることになるであろうとの答弁がありました。

以上のほか、予算全般に関し、熱心な論議が交わされましたが、その詳細については、この際、省略させていただきます。

以上で、予算決算委員会の報告といたします。

議員各位のご賛同をいただきますよう、お願いいたします。

○議長(溝口芙美雄君) お諮りいたします。

各議案は、質疑・討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(溝口芙美雄君) ご異議なしと認めます。よって、直ちに採決いたします。

各議案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(溝口芙美雄君) ご異議なしと認めます。

よって、議案は、それぞれ原案のとおり、可決、承認されました。

次に、お手元に配付いたしております「動議件名一覧表」のとおり、各委員会から、政府・国会あて、意見書提出の動議が提出されておりますので、これを一括して議題といたします。

お諮りいたします。

各動議は、直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(溝口芙美雄君) ご異議なしと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

各動議は、可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(溝口芙美雄君) ご異議なしと認めます。

よって、動議は、それぞれ可決されました。

次に、議会運営委員会より、「入札制度等県の発注方式の改善に関する決議の特例措置に関する決議(案)(「公用車の燃料調達に係る契約方法の見直し」について)」が、お手元に配付いたしておりますとお提出されておりますので、これを議題といたします。

お諮りいたします。

本動議は、直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(溝口芙美雄君) ご異議なしと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

本動議は、可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(溝口芙美雄君) ご異議なしと認めます。よって、本動議は、可決されました。次に、議員派遣の件を議題といたします。お諮りいたします。

お手元に配付いたしております「議員派遣第71号」のとおり、議員を派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(溝口芙美雄君) ご異議なしと認めます。よって、そのとおり決定されました。次に、九州新幹線西九州ルート整備特別委員会の設置の件を議題といたします。お諮りいたします。

九州新幹線西九州ルート整備対策を付議事件とする九州新幹線西九州ルート整備特別委員会を設置することにいたしたいと思っておりますが、設置することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(溝口芙美雄君) 起立多数。

よって、九州新幹線西九州ルート整備特別委員会を設置することに決定されました。

ただいま設置いたしました特別委員会の設置期間は、調査終了時までとし、委員は、10名をもって構成し、委員及び正副委員長につきましては、お手元の名簿のとおり選任することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(溝口芙美雄君) ご異議なしと認めます。よって、そのとおり選任することに決定されました。

九州新幹線西九州ルート整備特別委員会の付議事件につきましては、議会閉会中の調査事件

とし、これを付託することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(溝口芙美雄君) ご異議なしと認めます。よって、そのとおり付託することに決定されました。

次に、各委員会から議会閉会中の付託事件として、お手元の一覧表のとおり申し出がっておりますので、これを許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(溝口芙美雄君) ご異議なしと認めます。よって、そのとおり決定されました。以上をもちまして、本定例会に付議されました案件の審議は終了いたしました。

この際、知事より、発言の申し出がっておりますので、これを受けることにいたします—知事。

○知事(中村法道君)〔登壇〕 里見副知事の退任に当たり、一言ご報告を申し上げます。

7月14日付をもちまして退任されます里見副知事は、平成26年7月に国土交通省からお迎えし、以来、約4年間の長きにわたり、中央で培った豊富な知識や経験をもとに、何事にも強い思いを持って、県政の推進に多大なご尽力を賜ったところであり、里見副知事のご活躍は、私が申し上げるまでもなく、皆様、等しくお認めいただけるものと存じます。

副知事在任中は、九州新幹線西九州ルートの整備促進、「明治日本の産業革命遺産」及び「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の世界文化遺産への登録をはじめ、IR区域整備の推進、若者の県内就職定着促進、石木ダム建設事業の推進など、県政各般にわたり、ご貢献いただきました。

とりわけ、離島振興については、有人国境離島法の制定から施行に至る重要な時期にあって、人材確保対策においては、いち早く退職自衛隊員等の活用や給与面などの処遇改善の働きかけなどを指示され、340人の雇用実績を達成することができました。

また、離島地域商社の立ち上げなど、本県独自の施策に対しても、構想段階から積極的に取り組んでいただくとともに、いろいろな産品を合わせて運ぶ混載の視点で事業を組み立てるなど、長崎県、そして日本の宝である離島の発展に大きく貢献していただいたものと考えております。

さらに、新たな産業の創出として海洋エネルギー産業の拠点形成に向けて、産業界、学識経験者などをつくる有識者会議の座長を務め、本県の海洋エネルギー産業拠点形成構想を取りまとめていただくとともに、実証フィールドを核として、実証から商用化までを見据え、長崎大学や長崎総合科学大学などと連携・協力を行う協定の締結にもリーダーシップを発揮していただいたところであります。

加えて、本県観光産業の生産性向上のためには、外国人観光客や富裕層に対して質の高いサービスを提供し、本県ならではの価値や魅力を伝えることができるプロフェッショナル人材が不可欠であるとの信念のもと、全国初の制度となる長崎コンシェルジュ認定制度の構築に向けて関係者との意見交換などに率先して臨まれるなど、指導的な役割を果たしていただいたところであり、これまでの多大なるご貢献に対しまして、心から敬意を表し、感謝を申し上げます。

このたび、国土交通省に復帰されることになり、惜別の思いはひとしおであります。今後

とも長崎県のよき理解者として、折に触れて、ご指導、ご助言を賜りますようお願い申し上げます。

また、健康には十分留意され、国土の均衡ある発展のため、ますますご活躍されますことをご期待申し上げます。

以上、ご報告を申し上げ、重ねて感謝の意を表する次第であります。

ありがとうございました。

○議長(溝口芙美雄君) 次に、里見副知事より、ご挨拶を受けることにいたします。一里見副知事。

○副知事(里見 晋君)〔登壇〕 退任に当たり、一言お礼のご挨拶をさせていただきます。

まずもって、溝口議長をはじめ皆様方には、貴重な本会議の時間を割いて、このようなご挨拶を申し上げる機会をいただきましたことを、まずもって心から厚くお礼を申し上げます。

また、今ほど、中村知事から、身に余るお言葉を頂戴いたしまして大変恐縮している次第でございます。

私は、平成26年7月から4年間、若輩非才の身にもかかわらず、中村知事より、補佐役の任をいただきまして、県政の様々な仕事に携わる機会をいただくことができました。

「人や産業、地域が輝く長崎県」の実現を目指す中村県政のもとで、微力ではございますけれども、日々、全力で取り組んできたつもりではございますけれども、4年間、思い起こしますと、力及ばず、申しわけない気持ちでいっぱいでございます。

ただ、その中で、「明治日本の産業革命遺産」、それから「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の世界文化遺産登録、あるいは県庁舎の整備・移転等々、県政の節目を目の当たりにできましたことは大変光栄であるとともに、幸

運であると思っております。

もとより、これらすべて県選出の国会議員の先生方をはじめ、県議会議員の皆様、そして関係する市・町、県民の皆様の方が結集されて実を結んだものだと思っております。

一方、これからの県政につきましては、多くの課題も依然残されております。とりわけ最大の課題であります人口減少対策をはじめ、九州新幹線西九州ルート整備、それからIR統合リゾートの推進、石木ダム建設など、多くの課題が山積したままでございます。

国会議員の先生方をはじめ、県議会議員の皆様方のご指導、ご鞭撻のもとに、必ずや力強く前進と解決が図られるものだと信じているところでございます。

先ほど選任のご同意をいただきました平田新副知事は、バランス感覚と突破力を兼ね備えております。そして上司に信頼され、後輩にも慕われる優秀な人物でございます。そして長崎の出身でもございます。皆様の思いを受け止め、全力で県政の課題に取り組んでくれるものと確信いたしておりますので、どうか変わらぬご指導、ご鞭撻を賜りますよう、お願いを申し上げます。

私は、先ほど知事からございましたように7月14日を持ちまして長崎を離れますが、皆様からいただきましたご恩を心の糧といたしまして、立場はかわりますけれども、微力ながら長崎県のために引き続き力を尽くしていきたいというふうに思っているところでございます。

これからの長崎県の大いなる発展と皆様のご健勝を心から祈念申し上げ、本当に言葉には言い尽くせないものがございますけれども、お礼のご挨拶とさせていただきます。

長い間、ありがとうございました。そしてお

世話になりました。（拍手）

○議長（溝口芙美雄君） この際、知事より、ご挨拶があります—知事。

○知事（中村法道君）〔登壇〕 6月定例県議会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

はじめに、高円宮家の絢子女王殿下と守谷慧さまのご婚約内定を心からお祝い申し上げます。お二人のご健勝と幾久しいお幸せを、県民の皆様とともに、お祈り申し上げます次第でございます。

先月18日、大阪府北部を震源とする地震が発生し、大阪府を中心に大きな被害が生じました。改めて、犠牲となられた方々並びにご遺族の皆様に深く哀悼の意を表しますとともに、今なお不自由な生活を余儀なくされている皆様に心からお見舞いを申し上げます。

県としましては、一日も早い復興をお祈りし、見舞金をお送りする予定としております。

また、県内においては、活発化した梅雨前線や7月3日の台風7号の影響による大雨や強風により、崖崩れや農林水産関係の被害等が発生しております。被害を受けられた皆様に、心からお見舞いを申し上げますとともに、災害復旧等に万全を期してまいりたいと存じます。

さて、このたびの議会は、去る6月13日から本日までの24日間にわたり開かれましたが、議員の皆様方には、本会議及び委員会を通して、終始熱心にご審議いただくとともに、それぞれ適正なご決定を賜り厚くお礼申し上げます。

この際、議会中の主な動きについて、ご報告申し上げます。

世界遺産登録の決定。

去る6月30日に、バーレーン王国で開催された世界遺産委員会において、「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の世界文化遺産登

録が決定されました。

私も、溝口県議会議長とともに同委員会に参加し、「明治日本の産業革命遺産」に続く本県から2つ目の世界遺産の誕生に立ち合い、関係自治体を代表して、登録実現に対する謝意と今後に向けた決意を述べてまいりました。

また、県や関係自治体が主催したパブリックビューイングには多くの県民の皆様にご参加いただき、共に喜びを分かち合うことができたことを大変嬉しく思っております。

本遺産は、平成19年1月に国の世界遺産暫定一覧表に記載されて以来、各国の推薦枠の見直しや「明治日本の産業革命遺産」との競合、さらには平成28年のイコモスによる厳しい中間報告など、様々な状況変化の中で、構成資産の見直しや資産名称の変更を余儀なくされるなど、幾多の紆余曲折を経てまいりました。

このたび、こうした努力が認められ、世界の宝物として登録が決定されましたことを、大きな喜びと感慨を持って受け止めたところであります。

この間、格別のご尽力を賜りました国会議員や県議会議員の皆様をはじめ、国、関係自治体、資産所有者の皆様方、そして応援いただきました県民の皆様に対し、改めて深く敬意を表しますとともに、心から感謝申し上げます。

「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」は、約250年もの長きにわたり信仰を守り続けてきた潜伏キリシタンの独特の文化的伝導が世界遺産にふさわしいと評価されたものであり、潜伏キリシタンが歩んだ歴史には、平和を願う普遍的なメッセージが込められております。

今後とも、国、関係自治体、地元関係者の皆様方と連携し、適正に保全管理しながら、このかけがえのない遺産を将来の世代に引き継いで

まいりますとともに、関連する多くの文化財や地域資源を広域的に活用しながら、地域の活性化や交流人口の拡大に全力を注いでまいりたいと存じます。

カズオ・イシグロ様への名誉県民顕彰状等の贈呈。

去る7月3日、溝口県議会議長、長崎市長、長崎市議会議長とともに、イギリスのロンドン市内のホテルにカズオ・イシグロ様ご夫妻をお招きし、県民を代表してノーベル文学賞受賞等に対する祝意をお伝えするとともに、名誉県民の顕彰状と記念品を贈呈してまいりました。あわせて、来日の際はぜひ長崎にもお越しいただき、県民の皆様と触れ合う機会を設けていただきたい旨をお願いしたところであります。

イシグロ様からは、「生まれ故郷であり、被爆都市として平和を希求する長崎から贈られた今回の顕彰は、これまでの賞とは異なり特別で、とても心温まるものである」との謝意が述べられました。

また、「長崎はいつも自分の一部であり、イタリアやフランスで急な坂を上る時には、長崎のとある坂の記憶がよみがえり、カナダやスイスのケーブルカーに乗ると、家族で稲佐山に行ったことを思い出す」など、ふるさと長崎への思いを語られ、「次に訪日する際には、ぜひ長崎に立ち寄りたい」とのお言葉をいただいたところであります。

イシグロ様をご来県される日を心待ちにいたしますとともに、今後のさらなるご活躍を祈念申し上げます。

クアンナム省代表訪問団の来県。

去る6月22日から23日にかけて、ベトナム・クアンナム省からファン・ヴィエト・クオン共産党委員会筆頭副書記を団長とする人民評議会

代表団が来県され、県議会との友好交流に向け、溝口県議会議長をはじめ、県議会の皆様と意見を交わされました。

また、新県庁舎の落成を記念して、日越交流の歴史を物語るホイアン市の日本橋をモチーフといたしたレリーフを寄贈いただいたほか、今後の幅広い分野での交流拡大に向け、意見交換を行ったところであります。

今後とも、クアンナム省との友好関係を活かし、県議会や民間の皆様方と連携を図りながら、本県とベトナムとのさらなる交流を推進してまいります。

ホストタウンの登録決定。

2020年東京オリンピック・パラリンピックにおけるキャンプ誘致につきましては、去る6月29日、ポルトガル共和国を相手国として相互交流を図るホストタウンに本県が登録されました。

本県のホストタウン登録は、ベトナム社会主義共和国、スペイン王国、フィリピン共和国に続いて4カ国目となります。今後とも、関係市町等と連携し、受入体制の整備等に万全を期すとともに、相手国とのスポーツ、経済、文化など、様々な分野での交流促進に努めてまいります。

このほか、会期中、皆様からお寄せいただきました数々の貴重なご意見、ご提言などについては、今後の県政に積極的に反映させてまいりたいと存じます。

さて、日ごとに暑さが増すこの頃、皆様方には何かとご多用のことと存じます。どうか健康には一段とご留意いただき、ますますご活躍されますよう心からお祈り申し上げます。

終わりに、報道関係の方々には、会期中、終始県議会の広報について、ご協力を賜り、ありがとうございました。

この機会に、お礼を申し上げまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。

○議長(溝口芙美雄君) 平成30年6月定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る6月13日に開会いたしました本定例会もすべての案件の審議を終了し、本日、閉会の運びとなりました。

この定例会中には、九州新幹線西九州ルート of 整備をはじめ、特定複合観光施設（IR）の導入、国境離島地域の振興、地方創生に向けた取組、観光振興対策、農業振興策、水産振興策、土木行政、教育行政等、当面する県政の重要課題について終始熱心にご論議いただきました。

この間、議員各位のご努力と、知事をはじめ理事者の皆様並びに報道関係の皆様のご協力に対しまして、心から厚くお礼申し上げます。

去る6月18日に発生いたしました大阪府北部地震につきましては、大阪府を中心に甚大な被害をもたらしました。ここに、改めて、犠牲となられた方々に深く哀悼の意を表しますとともに、被災されました皆様に心よりお見舞い申し上げます。

さて、去る6月30日にバーレーンで開催されました世界遺産委員会において、「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の世界遺産登録が決定されました。まことに喜ばしい限りであります。

本資産の世界遺産登録は、長崎県民の長年の悲願でもありました。人類の共通の宝である貴重な世界遺産の保護に万全を期し、後世に確実に引き継ぐとともに、その価値を積極的に発信することにより、地域活性化に大きく寄与することが期待されるものであります。

今後とも、引き続き、関係団体等と連携を密に

して、積極的な取組を進めていくことが必要であると存じます。

また、去る6月22日から23日にかけて、ベトナム・クアンナム省人民評議会代表団が来県され、県議会との友好交流に向けた意見交換、レリーフ贈呈除幕式、歓迎夕食会などを開催いたしました。

今後は、県議会とクアンナム省人民評議会との友好交流に関する同意書の締結に向けて取り組むとともに、引き続き、議会、理事者一体となって交流促進を図ってまいりたいと存じます。

また、先ほど退任のご挨拶をいただきました里見副知事におかれましては、在任中、県政の多方面にわたって幾多の業績を残されましたことに対しまして深く敬意を表する次第であります。

今後とも、ご健勝にて、ご活躍をいただき、長崎県の発展のため、引き続き、ご指導、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

これから厳しい暑さを迎えますが、皆様方にはくれぐれも健康にご留意のうえ、県勢発展のため、一層のご尽力を賜りますようお願い申し上げ、閉会に当たってのご挨拶といたします。

ありがとうございました。

これをもちまして、平成30年6月定例会を閉会いたします。

— 午前11時11分 閉会 —

議 長 溝 口 芙 美 雄

副 議 長 徳 永 達 也

署 名 議 員 中 島 廣 義

署 名 議 員 高 橋 勝 幸

(速記者)

(有)長 崎 速 記 セ ン タ ー

配 付 資 料

上 程 議 案 件 名 表

議 員 派 遣 の 件 (案)

下記のとおり議員を派遣する。

平成30年 6月13日

記

平成30年度長崎県南米親善訪問団

1 目 的 平成30年度長崎県南米親善訪問団に参加する。

2 期 日 平成30年 7月18日(水) から

(7日間)

平成30年 7月24日(火) まで

3 派 遣 先 ブラジル連邦共和国、アルゼンチン共和国

4 派遣議員名 徳永 達也、 外間 雅広、 中村 和弥、 西川 克己、
前田 哲也、 麻生 隆

議案番号	件 名
第95号議案	平成30年度長崎県一般会計補正予算(第1号)
第96号議案	長崎県税条例及び長崎県税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
第97号議案	長崎県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
第98号議案	長崎県病院及び診療所の人員、施設等の基準に関する条例の一部を改正する条例
第99号議案	長崎県安心こども基金条例の一部を改正する条例
第100号議案	長崎県都市計画審議会条例の一部を改正する条例
第101号議案	長崎県港湾管理条例の一部を改正する条例
第102号議案	長崎県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例
第103号議案	和解及び損害賠償の額の決定について
第104号議案	長崎県教育委員会の委員の任命について議会の同意を求めることについて
第105号議案	長崎県人事委員会の委員の選任について議会の同意を求めることについて
第106号議案	長崎県副知事の選任について議会の同意を求めることについて
報告第2号	平成29年度長崎県一般会計補正予算(第9号)
報告第3号	平成29年度長崎県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算(第1号)
報告第4号	平成29年度長崎県農業改良資金特別会計補正予算(第2号)
報告第5号	平成29年度長崎県林業改善資金特別会計補正予算(第2号)
報告第6号	平成29年度長崎県営林特別会計補正予算(第3号)
報告第7号	平成29年度長崎県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算(第2号)
報告第8号	平成29年度長崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算(第2号)
報告第9号	平成29年度長崎県庁用管理特別会計補正予算(第2号)
報告第10号	平成29年度長崎県長崎魚市場特別会計補正予算(第1号)
報告第11号	平成29年度長崎県港湾施設整備特別会計補正予算(第3号)
報告第12号	平成29年度長崎県流域下水道特別会計補正予算(第3号)
報告第13号	平成29年度長崎県公債管理特別会計補正予算(第2号)
報告第14号	平成29年度長崎県港湾整備事業会計補正予算(第3号)

委員 会 開 催 日 程 表

議案番号	件 名
報告第15号	平成29年度長崎県交通事業会計補正予算（第3号）
報告第16号	長崎県税条例の一部を改正する条例
議員派遣第70号	議員派遣の件（平成30年度長崎県南米親善訪問団）
議員派遣第71号	議員派遣の件（九州各県議会議員交流セミナー）

月 日	曜 日	開会時刻	委 員 会 名	場 所
6月26日	火	10:00	総務委員会	委員会 室 1
			文教厚生委員会	委員会 室 2
			環境生活委員会	委員会 室 3
			農水経済委員会	委員会 室 4
6月27日	水	10:00	総務委員会	委員会 室 1
			文教厚生委員会	委員会 室 2
			環境生活委員会	委員会 室 3
			農水経済委員会	委員会 室 4
6月28日	木	10:00	総務委員会	委員会 室 1
			文教厚生委員会	委員会 室 2
			環境生活委員会	委員会 室 3
			農水経済委員会	委員会 室 4
6月29日	金	10:00	総務委員会	委員会 室 1
			文教厚生委員会	委員会 室 2
			環境生活委員会	委員会 室 3
			農水経済委員会	委員会 室 4
7月2日 (予備日)	月	10:00	総務委員会	委員会 室 1
			文教厚生委員会	委員会 室 2
			環境生活委員会	委員会 室 3
			農水経済委員会	委員会 室 4
7月4日	水	11:00	予算決算委員会 (分科会長報告、採決)	議 場

平成30年6月定例会

審査報告書

総務委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件について審査の結果、下記のとおり決定したので報告する。

平成30年6月29日

議長 溝口 芙美雄 様
総務委員会委員長 大場 博文

記

1 議案

番号	件名	審査結果
第96号議案	長崎県税条例及び長崎県税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例	原案可決
第103号議案	和解及び損害賠償の額の決定について	原案可決
報告第16号	長崎県税条例の一部を改正する条例	承認

計 3件(原案可決 2件・承認 1件)

文教厚生委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件について審査の結果、下記のとおり決定したので報告する。

平成30年6月28日

議長 溝口 芙美雄 様
文教厚生委員会委員長 近藤 智昭

記

1 議案

番号	件名	審査結果
第97号議案	長崎県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第98号議案	長崎県病院及び診療所の人員、施設等の基準に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第99号議案	長崎県安心こども基金条例の一部を改正する条例	原案可決

計 3件(原案可決 3件)

環境生活委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件について審査の結果、下記のとおり決定したので報告する。

平成30年6月28日

議長 溝口 英美雄 様
環境生活委員会委員長 里脇 清隆

記

1 議案

番号	件名	審査結果
第100号議案	長崎県都市計画審議会条例の一部を改正する条例	原案可決
第101号議案	長崎県港湾管理条例の一部を改正する条例	原案可決
計		2件 (原案可決 2件)

農水経済委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件について審査の結果、下記のとおり決定したので報告する。

平成30年6月28日

議長 溝口 英美雄 様
農水経済委員会委員長 山口 経正

記

1 議案

番号	件名	審査結果
第102号議案	長崎県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例	原案可決
計		1件 (原案可決 1件)

予算決算委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件について審査の結果、下記のとおり決定したので報告する。

平成30年7月4日

予算決算委員会委員長 高比良 元

議長 溝口 英美雄 様

記

1 議案

番号	事件名	審査結果
第95号議案	平成30年度長崎県一般会計補正予算(第1号)	原案可決
報告第2号	平成29年度長崎県一般会計補正予算(第9号)	承認
報告第3号	平成29年度長崎県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算(第1号)	承認
報告第4号	平成29年度長崎県農業改良資金特別会計補正予算(第2号)	承認
報告第5号	平成29年度長崎県林業改善資金特別会計補正予算(第2号)	承認
報告第6号	平成29年度長崎県営林特別会計補正予算(第3号)	承認
報告第7号	平成29年度長崎県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算(第2号)	承認
報告第8号	平成29年度長崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算(第2号)	承認
報告第9号	平成29年度長崎県庁用管理特別会計補正予算(第2号)	承認
報告第10号	平成29年度長崎県長崎魚市場特別会計補正予算(第1号)	承認
報告第11号	平成29年度長崎県港湾施設整備特別会計補正予算(第3号)	承認
報告第12号	平成29年度長崎県流域下水道特別会計補正予算(第3号)	承認
報告第13号	平成29年度長崎県公債管理特別会計補正予算(第2号)	承認
報告第14号	平成29年度長崎県港湾整備事業会計補正予算(第3号)	承認
報告第15号	平成29年度長崎県交通事業会計補正予算(第3号)	承認

計 15件(原案可決 1件・承認 14件)

平成30年6月定例会

動議件名一覧表(参考)

1 委員会等提出

区分	提出先	件名	提出者	可否	掲載ページ
意見書	府国会	地方財政の充実・強化について	総務委員会	可決	付録 6ページ
意見書	府国会	児童虐待防止対策の充実・強化について	文教厚生委員会	可決	付録 7ページ
意見書	府国会	バリアフリー法の改正に伴いその円滑な施行について	文教厚生委員会	可決	付録 7ページ

2 会派等提出

区分	提出先	件名	提出者	可否	掲載ページ
決議	知事	入札制度等県の発注方式の改善に関する決議の特例措置に関する決議(案)(「公用車の燃料調達に係る契約方法の見直し」について)	議会運営委員会	可決	付録 8ページ

3 その他

区分	件名	可否	掲載ページ
議員派遣 第70号	議員派遣の件	可決	付録 1ページ
議員派遣 第71号	議員派遣の件	可決	付録 10ページ

動 力		議 決
提 出 者	総 務 委 員 会	
提 出 年 月 日	平成30年 6月29日	
種 類	見 書	
件 名	地方財政の充実・強化について	
要 旨	<p>地方自治体は、子育て支援、医療、介護などの社会保障、産業振興、環境対策、地域交通の維持等に加えて、地方版総合戦略に基づく人口減少対策や地方創生のための各種政策の実施、大規模災害等への対応など、様々な政策課題に直面している。</p> <p>こうした状況の中、政府は、「経済財政運営と改革の基本方針2018」において、国・地方を合わせた基礎的財政収支を2025年度（平成37年度）までに黒字化し、同時に債務残高対GDP比の安定的な引き下げを目指す財政健全化目標を示したところであるが、我が国の経済再生を実現するためには、さらなる地方経済の活性化及び雇用環境の充実、安心できる社会保障制度の確立が重要であり、そのためには継続的・安定的な地方財源の確保が必要不可欠である。</p> <p>よって、国に対して、2019年度の地方財政予算全体の安定確保に向けて、次のとおり適切な措置を講じるよう強く求めるものである。</p> <p>記</p> <p>1 地方財政計画、地方税のあり方、地方交付税総額の決定に当たっては、国の政策方針に基づき一方的に決するものではなく、国と地方の協議の場での十分な協議のもとに決定すること。</p> <p>2 社会保障関係費の増嵩や人口減少対策への対応、産業振興、地域交通の維持など地方が必要とする財政需要を的確に把握し、これらの財政需要に見合う地方一般財源の拡大を図ること。また、地方全体として必要な地方交付税の額の確保に当たっては、臨時財政対策債の発行等によることなく、更なる法定税率の引上げにより対応すること。</p> <p>3 「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」で定められた社会保障制度改革に当たっては、地方と十分に協議を行い、その意見を反映させるとともに、改革実現に要する安定的な財源を確保すること。</p>	

と。特に、社会保障制度改革に伴い生じる地方負担については、その財源を確実に措置すること。	
4 地方創生を確実に推進するために、地方財政計画における「まち・ひと・しごと創生事業費」（1.0兆円）を拡充すること。	
5 地方交付税の算定においては、地方交付税で措置されていない離島等に係る財政需要が過度の負担になっていることから、へき地補正の拡充などの措置を講じること。	
6 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図り、合併市町村における合併算定費の終了を踏まえた新たな新たな財政需要の把握を的確に反映すること。	
7 平成31年度税制改正で結論を得る地方法人課税の見直しにあたっては、地域間の財政力格差が拡大している現状を踏まえ、実効性のある偏在是正措置とすること。また、自動車税については、都道府県の基幹税であることから、車体課税の見直しにあたっては代替税財源の確保を前提とすること。さらに、償却資産にかかる固定資産税やゴルフ場利用税については、市町村の財政運営に不可欠な税であるため、いずれも現行制度を堅持すること。	
8 地方創生推進交付金については、継続的かつ安定的な財源を確保すること。	
なお、文案の作成及び提出の諸手続については、議長に一任する。	
提 出 先	政 府・国 会

	なお、文案の作成及び提出の諸手続については、議長に一任する。
提出先	政 府 ・ 国 会

動 議

入札制度等県の発注方式の改善に関する決議の特例措置に関する決議(案)
 (「公用車の燃料調達に係る契約方法の見直し」(について)を別紙のとおり提出する。

平成30年7月6日

議会運営委員会委員長 三好 徳明

長崎県議会議長 溝口 英美雄 様

入札制度等県の発注方式の改善に関する決議の特例措置に関する決議

(「公用車の燃料調達に係る契約方法の見直し」について)

我が国経済は、緩やかな回復基調が続いており、先行きについても、雇用・所得環境の改善が続く中で、各種政策の効果もあって、引き続き回復に向かうことが期待される。こうした中で、我が国経済を持続的発展の軌道に乗せていくためには、中小企業・小規模事業者(官公需法第2条に規定する中小企業者をいう。)の受注機会の増大を図り、事業活動の活性化を図ることが重要である。

現在、国は、そのようなことから、中小企業・小規模事業者の生産性向上の支援や取引条件の改善に取り組んでおり、官公需においても、受注機会の増大を通じて配慮する必要性が認められているところであり、よって、国は地方公共団体と連携し、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大に向けた一層の取組みに努めるとされている。

本県においては、公用車用燃料の調達について、平成23年度までは、「長崎県石油協同組合」と燃料契約について、随意契約が行われていたが、平成24年3月議会において、県内経済活動の活性化・競争性の醸成を目的とした「入札制度等県の発注方式の改善に関する決議」が議決され、これを受けて、指名競争入札へ変更されたものであるが、本議決においても、随意契約を原則として禁止する一方、但し書きにより、「業務の特殊性・緊急性・地域性等により、真にやむを得ない場合を除く」との例外規定も設けられている。加えて、県当局の見解として、平成27年3月本会議答弁で、「燃料契約については、議会の議決を踏まえ、現状において、随意契約は難しいとしながらも、今後、国の契約方針が明示され、新たな議会での決議が行われるなど、見直しの必要性が認められれば、全庁で組織する随意契約協議会で検討を行いたい」との判断が示されている。

このようなか、平成27年8月閣議決定された「平成27年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」で、「中小企業・小規模事業者の特性を踏まえた配慮」において、「中小石油販売業者に対する配慮」という新たな項目が追加され、その中で、「当該石油組合と随意契約を行うことができることに留意するものとする」と明示されており、その方針は、平成29年7月に公表された「平成29年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」にも、引き続き謳われている。

一方、石油販売業者を取り巻く環境は、ハイブリッド車等の普及によるガソリン需要の減少・販売競争の激化・施設更新による費用負担等、非常に厳しい状況を余儀なくされており、既に存続を諦め廃業に至るケースが急激に増大している。

特に、合併前の旧町地域においては、地域の日常生活に重要な影響を及ぼす給油所等が皆無になった町もあり、その範囲は更に拡大を続けている状況である。

平成28年に発生した熊本地震においては、発生直後の混乱の中、自家発電を整備している給油所においては、間隙を置くことなく地域への燃料供給が維持された状況等を勘案すると、こうした地元の中石油販売業者は、災害発生時ばかりでなく平時においても

地域における住民の暮らしを守るライフラインを担う重要な役割であることが再認識されており、このまま廃業が続くと、地域の衰退・人口減少の加速化に、なお一層拍車をかける重大な事態が懸念される。更に、組合との随意契約となれば、県有車両への燃料の供給について、いずれの組合員給油所においても給油が可能となることから、スムーズな供給体制が確立できる。

以上のようなことから、平成24年3月議会の決議以降における「国の契約方針の見直し」・「災害時の役割の重要性」・「石油業界の経営環境の悪化が及ぼす地域経済への影響」等を斟酌し、官公需適格組合であり、県下事業者の80%以上で構成される「長崎県石油業協同組合」との随意契約の再開を強く要望する。

以上、決議する。

平成30年7月6日

議員派遣の件（案）

下記のとおり議員を派遣する。

委員会	委員長	副委員長	委員	員
九州新幹線 西九州ルート 整備特別委員会 (10名)	八江 利春	下条ふみまさ	田中 愛国 小林 克敏 久野 哲 川崎 祥司 深堀 浩 松本 洋介	浅田眞澄美 里脇 清隆

平成30年 7月 6日

記

九州各県議会議員交流セミナー

- 1 目的 九州各県議会議員が一堂に会し、共通する政策課題等について情報や意見交換を行うことにより、政策提案力その他議会機能の充実を図るとともに、議員間の親睦を深め、ともに九州の一体的な発展と地方主権の確立をめざす
- 2 期 日 平成30年 8月27日（月）から
平成30年 8月28日（火）まで
(2日間)
- 3 派遣先 沖縄県
- 4 派遣議員名 坂本 智徳 徳永 達也 外間 雅広 山田 朋子
深堀 浩 大久保潔重 ごうまなみ 山本 由夫
宅島 寿一 麻生 隆 近藤 智昭 坂本 浩
里脇 清隆 大場 博文

平成30年6月定例会議会議会閉会中 委員会付託申出一覧表

No.1

委員会名	付託事件
総務	<p>○委員会、現地調査及び要望活動</p> <ul style="list-style-type: none"> 危機管理、防災、消防、危険物の規制等に関する事項について 職員の人事、勤務条件、給与、福利厚生等に関する事項について 行政改革、情報公開等県の行政一般に関する事項について 県の予算、財政、果税その他の財務に関する事項について 政策評価に関する事項について 公有財産に関する事項について 秘書、広報及び広聴に関する事項について 地域・行政情報化その他他県の主管に属しない事項について 重要施策の企画及び総合調整に関する事項について 離島・半島及び地域の振興に関する事項について スポーツ振興に関する事項について 県内市町の行政、財政、選挙に関する事項について 土地対策に関する事項について 交通運輸に関する事項について 県庁舎の跡地活用に関する事項について 文化振興に関する事項について 世界遺産登録の推進に関する事項について 観光振興に関する事項について 物流流通振興に関する事項について 国際関連施策の推進に関する事項について 議会事務局に関する事項について 監査事務に関する事項について 人事委員会に関する事項について 労働委員会に関する事項について 警察の組織及び運営に関する事項について 交通安全、防犯対策の推進に関する事項について 公安委員会に関する事項について
文教厚生	<p>○委員会、現地調査及び要望活動</p> <ul style="list-style-type: none"> 私立学校及び県立大学（公立大学法人）に関する事項について 福祉保健行政の企画及び総合調整に関する事項について 社会福祉法人及び社会福祉施設等の指導監査に関する事項について 医療政策に関する事項について 医療人材の確保等に関する事項について 業務行政に関する事項について 国民健康保険等に関する事項について 高齢者施策の推進に関する事項について 障害者施策の推進に関する事項について 原簿被爆者対策等の推進に関する事項について 子どもに関する総合的な施策及び総合調整に関する事項について 教育委員会に関する事項について 教職員の定数、勤務条件及び福利厚生等に関する事項について 県立学校の施設及び設備に関する事項について 義務教育及び高校教育に関する事項について 特別支援教育に関する事項について 生涯学習に関する事項について 学芸文化に関する事項について 保健体育に関する事項について 競技力の向上に関する事項について

No.2

委員会名	付託事件
環境生活	<p>○委員会、現地調査及び要望活動</p> <ul style="list-style-type: none"> 県民生活に関する施策の企画及び総合調整に関する事項について 県民との協働推進等に関する事項について 人権・回和問題に関する事項について 男女共同参画に関する事項について 交通安全の企画、交通安全運動等に関する事項について 統計に関する事項について 生活衛生に関する事項について 食の安全・安心及び消費者行政に関する事項について 環境に関する施策の企画及び総合調整に関する事項について 環境保全等に関する事項について 生活排水対策及び水資源政策に関する事項について 廃棄物対策に関する事項について 自然環境に関する事項について 道路及び河川に関する事項について まちづくりに関する事項について 土砂災害対策に関する事項について 住宅及び建築に関する事項について 県土地開発公社に関する事項について 県住宅供給公社に関する事項について 県道路公社に関する事項について 港灣、空港その他土木に関する事項について 県営交通事業に関する事項について
農水経済	<p>○委員会、現地調査及び要望活動</p> <ul style="list-style-type: none"> 産業の振興に関する事項について 労働に関する事項について 産業技術の振興に関する事項について 水産業に関する事項について 漁業取締に関する事項について 漁港漁場に関する事項について 農業に関する事項について 林業に関する事項について
予算決算	<p>○委員会、要望活動</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般会計、特別会計及び企業会計予算等について
議会運営	<p>○委員会、現地調査及び要望活動</p> <ul style="list-style-type: none"> 議会の運営に関する事項について 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項について 議長の間接に関する事項について
離島・半島地域振興特別	<p>○委員会、現地調査及び要望活動</p> <ul style="list-style-type: none"> 離島・半島地域振興対策 有人国境離島法対策
観光振興等対策特別	<p>○委員会、現地調査及び要望活動</p> <ul style="list-style-type: none"> 観光振興対策 国際戦略（東南アジア） IR対策 長崎空港対策
総合交通対策特別	<p>○委員会、現地調査及び要望活動</p> <ul style="list-style-type: none"> 離島地域航路・航空路対策 地域・2次交通対策 医療・福祉・高齢者等交通弱者対策